
世田谷区新実施計画（後期）

（平成 30 年度～平成 33 年度）
（2018） （2021）

世 田 谷 区

新実施計画（後期）目次

第1章 計画の位置づけ

- 1 計画の位置づけ、計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - （1）社会情勢の変化
 - （2）前期計画の総括、基本計画の中間総括

第2章 新実施計画（後期）の考え方

- 1 計画策定にあたっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - （1）計画を推進するための視点
 - （2）新実施計画事業の選定基準
 - （3）計画の評価、進行管理の実施
 - （4）成果の明確化
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - （1）重点政策
 - （2）新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み
 - （3）新実施計画事業 行政経営改革の取組み
 - （4）財政収支見通し
 - （5）将来人口推計

第3章 重点政策

- 1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進・・・・・・・・・・ 18
- 2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい・ 22
- 3 安全で災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現・・・ 30
- 5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり・・・・・・・・・・ 34
- 6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進・・・・・・・・・・ 38

第4章	新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み	
1	健康・福祉	49
2	子ども若者・教育	75
3	暮らし・コミュニティ	103
4	都市づくり	135
第5章	新実施計画事業 行政経営改革の取組み	
1	行政経営改革 10 の視点に基づく取組み	168
2	外郭団体の見直し	208
3	公共施設等総合管理計画に基づく取組み	264
第6章	財政収支見通し	
1	財政見通し	285
2	新実施計画事業費	286
3	行政経営改革効果額	288
第7章	将来人口推計	
1	推計方法	292
2	将来人口推計結果	292

第 1 章 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ、計画期間

世田谷区では、「世田谷区基本構想」に基づき、平成 26 年度からの 10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針「世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（以下、「基本計画」という。）」を定めています。この基本計画の実現に向けて、その具体的取組みを示す「新実施計画（平成 26 年度（2014 年度）～平成 29 年度（2017 年度））（以下、「前期計画」という。）」を策定し、中期的展望に基づいて、さまざまな施策を進めてきました。

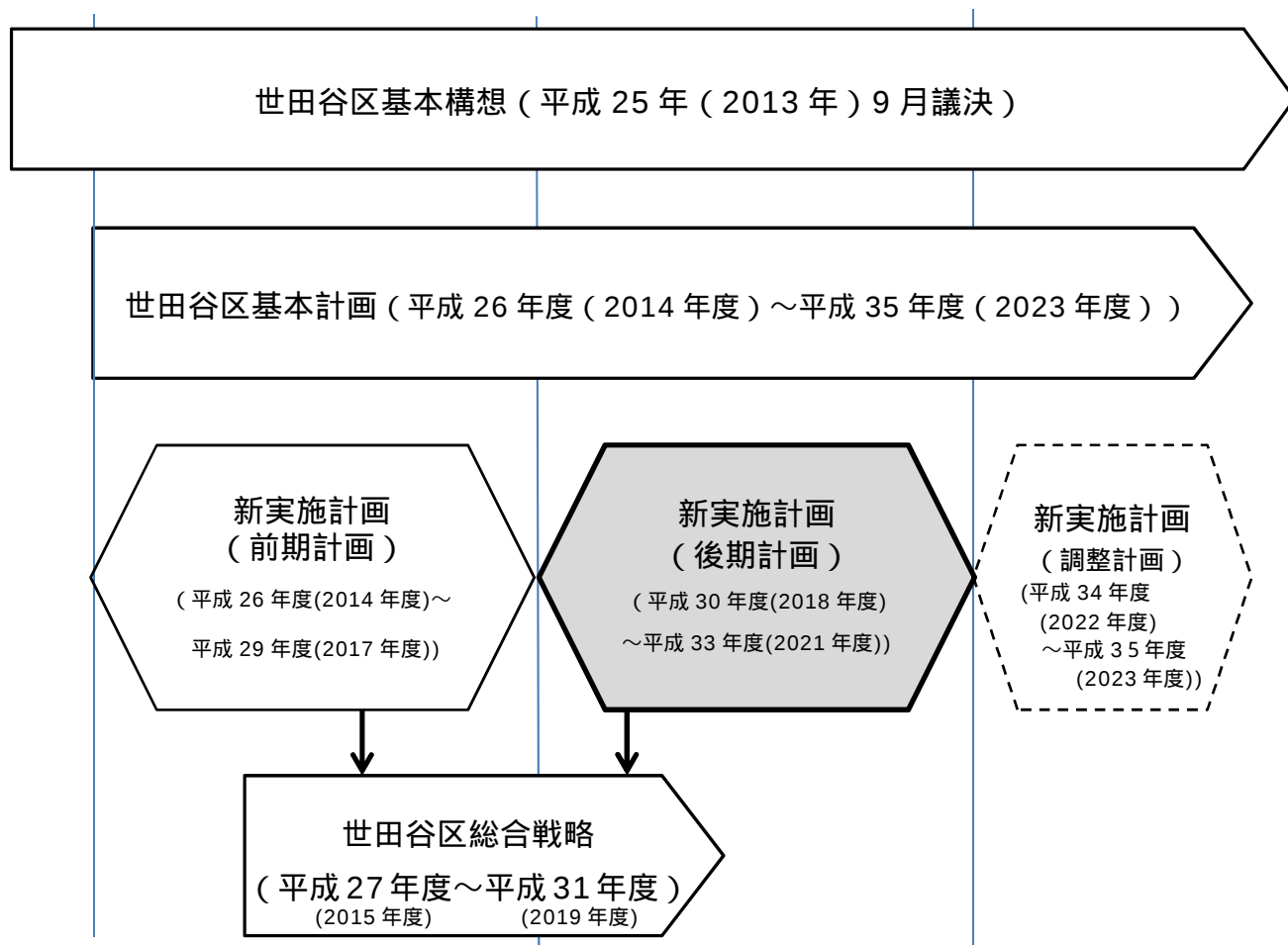
また、平成 27 年度（2015 年度）には、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、基本計画、新実施計画の取組みから、総合戦略の基本目標実現への寄与度が高いものを抽出し、「世田谷区総合戦略」を策定しました。

基本計画、前期計画の 4 年間の達成度や、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、平成 30 年度（2018 年度）からの 4 年間に重視すべき課題を見きわめながら、新実施計画（後期）（平成 30 年度（2018 年度）～平成 33 年度（2021 年度））（以下、「後期計画」という。）を策定します。

《計画期間》

平成 30 年度（2018 年度）～平成 33 年度（2021 年度）の 4 ヶ年とします。

平成 26 年度（2014 年度） 平成 30 年度（2018 年度） 平成 33 年度（2021 年度）



2 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

人口および社会の動向

世田谷区の人口は、前期計画策定時の想定を上回る速さで増加しました。(平成 29 年(2017 年)1 月 1 日人口 892,535 人に対し、平成 26 年(2014 年)推計は 874,694 人。差 17,841 人)。年少人口、生産年齢人口、高齢人口が満遍なく増えているため、この間の高齢化率は横ばいとなっています。

しかしながら、高齢者人口そのものは増え続けており、団塊ジュニア世代が高齢者となる平成 40 年代には高齢化が再び加速し、超高齢社会へと突入すると予想されます。

一方で、未婚率の上昇など、家族の有り様も大きく変化しています。三世帯同居や、夫婦と子ども二人のいわゆる標準的世帯は減少し、単身世帯、高齢者のみ世帯などの増加が続いています。かつては、困りごとがあれば、まず家族、次に地域社会の中で「おたがいさま」の支えあい、助け合いで解決が図られてきました。このような関係性が薄れ、個人では解決できない困難に直面したときに、孤立し、すぐに社会保障に頼らざるをえない人々が増えてきています。家族や地域の友人等の援助を頼める人が少ない人たちを、どのように支えるかが課題となっています。

地域資源、地方自治の動き

この間、地域包括ケアの地区展開や地区防災力の強化など、横断的連携や区民参加をとおして、地域での互いの顔の見える関係の構築を進めてきました。孤立したり、生活を保障する制度に辿り着くことができず、支援を受けることができない人をなくすため、住民がお互いに気づき、支えあう、「参加と協働」を軸にした、共助、共生の地域社会を目指しています。

また、「世田谷区総合戦略」においても、地域人材と社会資源を活用した地域社会づくりや、地方と都市の連携交流といった基本目標を掲げ、他自治体も含めた相互連携、共存共栄の取組みに着手しました。

区政の最前線である地区こそが区民の参加と協働を推進する場であるとの認識に立ち、地域活動の場を広げ、自治への理解と主体的参加を促すとともに、率先して自治を担いリーダーシップを発揮する人材が育つ環境を整備することが必要です。

新たな社会課題

このほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」という。)の馬術競技大会の馬事公苑における開催決定、世田谷区でのアメリカ選手団のキャンプ実施の決定、児童相談所移管、国民健康保険の広域化、ふるさと納税の影響による税収減、子どもの貧困の顕在化、在住及び訪日外国人の増加、多様な性の受容などの社会情勢の変化に加え、中長期的には、少子高齢化の進展に伴う社会保障制度の見直しや経費の増加、公共施設の更新需要等への対応、更には首都直下地震など様々なりスクへの備えが求められています。

(2) 前期計画の総括、基本計画の中間総括

前期計画の到達点と課題

新実施計画は、区の基本計画などに定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画であり、この着実な推進こそが行政に求められる責務です。新実施計画を適切に推進するため、年度ごとの取組みを振り返り、成果に対する評価、課題や今後の進め方を明らかにする「行政評価」を毎年度実施しています。

後期計画の策定にあたり、26 年度（2014 年度）からの行政評価をベースに、前期計画の 51 事業の評価を行いました。これを元に、各事業の現状と課題、現時点の達成状況を明らかにし、後期計画の取組み方針と年次計画、達成目標をまとめています。

前期計画の主な達成状況ですが、保育待機児対策に最重点で取り組み、施設整備を進めた結果、3 歳児から 5 歳児までの待機児童は解消されました。一方で、保育における 0 歳児から 2 歳児の定員はまだ不足しており、今後は低年齢児を対象とした取組みの推進が求められています。併せて、量的拡充に対応した質の高い保育、幼児教育の確保が課題です。

また、世田谷区における地域包括ケアシステムの構築では、全 27 地区でまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者一体の連携体制を整え、身近な地区に複合的問題にも対応しうる相談窓口を置くとともに、地域の人材や社会資源の開発・協働の取組みを開始し、きめ細かいサービスを行う礎を築いてきました。

みどり率は 25.18%（平成 28 年度調査）と約 0.6 ポイント回復し、世田谷みどり 33 を掲げて以来はじめて増加しました。公園緑地の拡充、豪雨対策の推進といった都市基盤の整備や、CO₂排出量削減のための自然エネルギー利用の促進、粗大ごみの資源化等ごみ減量の取組みなどの環境分野でも、概ね目標を達成できる見込みです。

災害に強い街づくりを進め、防災塾の実施、地区防災計画の策定など地域防災力の更なる向上を図ることができましたが、建築物の耐震化の促進、木造住宅密集地域の不燃化促進などはまだ計画目標に届いていません。福祉分野における高齢者、障害者の地域生活を支えるサービスの整備や、従事する福祉人材の育成なども継続的な課題となっています。国民健康保険の広域化などの社会保障制度の変化に伴う課題なども含め、区民の暮らしを守る取組みを更に進めなければなりません。

また、配慮を要する児童、虐待、不登校の増加や、子どもの貧困、いじめなど、子どもに関する様々な課題への早期発見・早期対応が求められています。年々増加する児童虐待相談への対応のため、改正児童福祉法により設置可能となった児童相談所の開設準備をきめ細やかに進めているところですが、地域、子ども家庭支援センター、児童相談所が一体になった総合的な児童相談行政を推進する必要があります。

科学技術の発展や急速なグローバル化を見据えた新たな教育カリキュラムへの対応、配慮を要する児童、生徒への支援など、学校教育現場では引き続き質の高い教育の推進が求められており、それを支える世田谷の教育の拠点を整備する必要があります。

参加と協働は進んだか

前期計画では、マッチングによる横断的連携や区民参加の推進を図り、縦割りを越えて政策を進める体制を整え、世田谷ならではの「参加と協働」の取組みを進めてきました。

これに関連して、世田谷区外部評価委員会からは、施策の実施プロセスにおいて得ることができた住民参加や横断的連携も、施策の成果として評価するため、施策の実績評価に加え、「参加と協働」「横断的連携」「施策の機動的な修正・拡充」を新たな評価軸とする行政評価の実施が提言されました。これを受け、後期計画の評価に向けた、プロセス評価の考え方を整理しています。

各分野における具体的な取組みですが、地域包括ケアシステムの推進において、地区におけるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会と住民との協働により、平成 29 年度から地区アセスメントを実施し、改めて地区の課題や社会資源、住民ニーズを明らかにする取組みを進めています。

一方で、住民、事業者、関係機関、区の共通理解による血の通ったネットワーク構築や専門職のスキル向上といった時間を要する取組みを進めるため、具体的な工程づくりと実践が課題となっています。

子ども・教育分野では、「子ども・子育て応援都市」の理念を掲げ、保育待機児対策に最優先で取り組むとともに、区、医療、地域が連携して切れ目なく子育て家庭を支援する世田谷版ネウボラを開始し、様々な地域資源が子育て世帯を支えることで、安心して子育てを行うことができる環境づくりを進めてきました。

また、乳幼児期の子どもの教育の充実に向けて、区内保育所、幼稚園等の幅広い参加を得ながら「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

一方、児童虐待防止や子どもの貧困対策のほか、要配慮児への切れ目のない支援等の課題への対応のため、教育と福祉の連携強化や、地域、保護者等の幅広いネットワークの必要性が高まっています。

基本計画策定を契機に本格的に取り組んだ若者支援施策では、若者が多様な地域住民と関わりながら地域の担い手となるよう育成するため、全児童館の中高生支援の充実を図りました。また、地域ネットワークづくりを目的に、各地域 1 か所の児童館を中高生支援館に指定しました。

ひきこもりや就労が困難等の生きづらさを抱えた若者への支援として、相談支援機能と就労支援機能を一体とした「世田谷若者総合支援センター」を開設するなど、多角的な若者支援を進めてきました。

今後、中高生からの早期支援の取組み強化や、他の就労支援機能との連携の強化が必要です。また、より多くの若者の自立や参画を促すため、若者の主体的な活動をサポートする多様な取組みが求められています。

コミュニティ活動の推進では、各地区における防災塾の実施や「地区防災計画」の策定を通じて、災害時における地区防災力の向上に加え、新たな層の住民参加を促してきました。一方、担い手の不足から避難支援体制は十分に整っていません。地域活動への参加意識の醸成や、参加の場づくりは道半ばであり、現状の分析に基づく取り組みの研究、工程の具体化が必要となっています。

都市整備分野では、小田急線上部利用の検討を契機とした「北沢デザイン会議」の開催や、地元町会と企業の連携による「二子玉川エリアマネジメンツ」の設立及び運営支援に取り組みました。

一方で、木造住宅密集地域における老朽木造建築物の建替え等による不燃化、旧耐震基準の建築物の耐震化は、建物所有者の状況や意識の問題から計画的な促進が難しく、継続的な取り組みとともに更なる促進策の検討も必要となっています。

環境分野では、人口は増加しているものの、ごみの排出量やエネルギー消費量の削減を進めることができました。また、長野県や川場村との再生可能エネルギーの利用拡大を通じた自治体間連携、文化、教育分野では大学との連携事業の拡充など、各分野で横断的連携を図り、創造的な施策の展開に取り組みました。

このように、基本計画と新実施計画のもと、参加と協働は各分野において進められてきましたが、一方で「行政への」参加、「行政との」協働という形で、狭く捉えられがちでした。「参加と協働」の本旨は、行政への参加のみならず、地域の自治への参加と協働であるということを踏まえ、区民の主体的な取り組みの後押しを重視する方向で、施策を組み立てる必要があります。

行政経営改革は進んだか

前期計画における行政経営改革の取り組みは、第1の方針である「区民に信頼される行政経営改革の推進」に沿って、より利用しやすい窓口をめざした「くみん窓口」の開設や、ICTを活用した広報・広聴の充実などにより、区民参加の推進に向けた取り組みを進めてきました。

また、寄附文化の醸成に向け、被災地への復興支援金の取り組みを継続するとともに、寄附による区政やまちづくりへの参加を促すしくみを作り、平成28年4月より開始した「児童養護施設退所者等奨学基金」では、約4,800万円（平成30年1月10日時点）の寄付金を集めることができました。

第2の方針である「持続可能で強固な財政基盤の確立」に向けては、公共施設の長寿命化、仮設建設物の抑制など、整備、更新手法の転換や、保育園等使用料、利用料の見直し、情報関連機器のクラウド化等の手法改善のほか、官民連携の取り組みを本格的にスタートさせました。

また、第3の方針「資産等の有効活用による歳入増の取り組み」では、公有財産の貸付等、有効活用による税外収入の確保等に取り組みました。

これらの取組みにより、合計 76 億円の効果額を積み上げましたが、この中には、新規経費等の節約による抑制額と、既存事業の廃止等による実際の経費削減や歳入増が混在しています。歳入の増加が見込めない場合は、新たな事業の財源とできるのは、既存事業の廃止等による実際の削減額の範囲内に限られます。両者を峻別し、政策推進のために確保できた財源額を明確にする必要があります。

平成 29 年度（2017 年度）当初予算は、計画策定当初（平成 26 年度（2014 年度））の歳出予測を大きく上回り、約 310 億円の増となっています。平成 25 年度（2013 年度）以降、納税者数の増加などにより特別区税収入が大きく増加（平成 25 年度（2013 年度）1091 億円→平成 28 年度（2016 年度）1194 億円 + 103 億円）するなかで、全体的に歳出が伸び続けており、行政経営改革の効果を上回っています。新庁舎の整備を始めとする公共施設の更新経費やさまざまな行政需要が増大する中で、今後の景気動向等によっては、区の財政を持続可能な状態に保つことは難しくなります。

中長期的な人口動向では、世田谷区の総人口は大幅に増加すると推計されています。出生率は微増傾向であり、将来にわたって徐々に増加すると見込まれます。また、若い世代を中心に、社会増も伸び続けています。今後 5 年間、社会増の伸びが続いた後、緩やかに過去の平均レベルにまで落ち着くと仮定しても、25 年後（平成 54 年（2042 年））には総人口が 108 万人を超える見込みです。

この場合、年少人口は 3 万人以上、高齢者人口も 7 万人以上増えることから、保育施設や学校教育施設、介護サービスの需要などが高まり、供給が追いつかなくなることが懸念されます。また、生産年齢人口も増え続けていることから、特別区税の歳入は平成 28 年度（2016 年度）には約 1200 億円となっており、今後も歳入が伸びる可能性はありますが、一方で生産年齢人口の一人当たりが支える従属人口（年少人口 + 高齢者人口）の割合は、0.48 人から 0.6 人（25% 増）に増大し、現役世代の負担が更に厳しくなることが予想されます。

財政状況を直視しながら、事業手法改革を引き続き行うとともに、行政評価や新公会計制度を活用し、コストと成果を重視した施策事業の選択を行い、安定した財政基盤を築く必要があります。

これらの社会背景や、前期計画の取組みの振り返りを踏まえ、次章以降では後期計画の策定の考え方や構成、個別の施策における課題認識と具体的な事業の方向性を明らかにいたします。

第 2 章 新実施計画（後期）の考え方

1 計画策定にあたっての考え方

(1) 計画を推進するための視点

限られた財源と人員を活用して後期計画を推進するため、以下の視点を強化します。

参加と協働の更なる推進

縦割りを越えた横断的連携を徹底するとともに、区民や事業者、地域活動団体等とのパートナーシップを進めることを主眼とした取組みを中心に施策事業を進めます。また、各事業の取組みには、区民等が主体的に地域を運営する手法を積極的に取り入れ、参加と協働の裾野を拡大していきます。

行政手法改善の徹底、成果重視の政策選択

最小の経費で最大の効果を上げられるよう、前例にとらわれない行政手法改善を徹底します。また、新公会計制度を活用したコスト分析と成果により事業を評価、点検し、成果達成度や費用対効果等の観点に立って、事業の機動的な見直しを行います。

(2) 新実施計画事業の選定基準

前期計画で推進している事業や新たな課題に基づく事業案を、以下の基準により整理し、後期計画事業の内容や数を精査します。

重点政策に関わる事業

「計画を推進するための視点」に基づき、参加と協働を更に推進する事業

その他個別計画における重要な事業

(3) 計画の評価、進行管理の実施

年度ごとに、事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表します。

(4) 成果の明確化

各事業に、事業の実施結果を測る活動指標（アウトプット指標）に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標（アウトカム指標）を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度の導入によるコスト分析等に活用します。

2 計画の構成

「基本計画」の政策を実現するため、6つの重点政策と4つの分野別政策に基づいて事業を構成し、重要な取組みを効果的に進めます。

(1) 重点政策

基本計画では、「世田谷区基本構想」に掲げる九つのビジョンに込められた目標や理念を踏まえ、主要な課題を確実に解決し、施策を展開するため、重要性・先駆性・象徴性・創造性などを総合的に考慮し、六つの重点政策を選定しています。

後期計画では、重点政策の着実な推進や成果の測定、また、推進のプロセスを含めた政策評価を行うために、重点政策の個票を新たに設けます。

重点政策の実現に向けた4年間の課題認識と取組み方針を示すとともに、方針に沿った個別事業を体系化しています。

今後、計画策定を進める中で、事業の進捗や効果を把握するための成果指標等を設定します。

子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

安全で災害に強いまちづくり

自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

(2) 新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み

新実施計画事業のうち基本計画の分野別政策に基づく取組みを、分野別政策の4つの体系に沿って整理しています。

- 健康・福祉
- 子ども若者・教育
- 暮らし・コミュニティ
- 都市づくり

（３）新実施計画事業 行政経営改革の取組み

新実施計画事業のうち、行政経営改革の 10 の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを整理します。

行政経営改革の 10 の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また今後の行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能で強固な財政基盤を構築するため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

I Tの進化や働き方の見直しなど、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や、成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

《方針 1》区民に信頼される行政経営改革の推進

（視点 1）自治体改革の推進

都区制度改革を始め、地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組みます。また、国の地方分権改革の動向に的確に対応し、自立した自治体を目指します。

（視点 2）自治の推進と情報公開、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やN P O等との協働の促進を行います。

（視点 3）世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、新たな時代の変化を捉え、区政課題に的確に応えるために、現場からの業務手法や働き方等の改革を進めます。

（視点 4）執行体制の整備

区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。

《方針 2》持続可能で強固な財政基盤の確立

（視点 5）施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）を評

価して、施策の優先度や補助事業等の検証を行い、より必要とされる施策に財源や人員を集中するとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を明らかにし、中長期的な施策の改善に活かします。

（視点 6）民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減

民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。

（視点 7）施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るとともに、業務の標準化を行うことで、外部委託を始めとした業務改善を進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

（視点 8）区民負担等の適切な見直し

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。

《方針 3》資産等の有効活用による経営改善

（視点 9）公有財産等の有効活用

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。

（視点 10）税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

公金運用やネーミングライツ、広告事業などによる税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理や納付機会の拡大、必要の際には法的措置の実施などを図ります。

外郭団体の見直し

外郭団体改革基本方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を生かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体（11 団体）ごとに改革の取組みを進めます。

○外郭団体改革基本方針

- （方針 1）外郭団体のあり方に関する見直し
- （方針 2）外郭団体への委託事業に関する見直し
- （方針 3）財政的支援・関与の見直し
- （方針 4）人的支援・関与の見直し
- （方針 5）中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

世田谷区公共施設等総合管理計画に基づく取組み

多様化する区民ニーズ等の変化に対応するとともに、老朽化する施設を適切に更新・維持していくために、施設の総量（施設数・延床面積）の増加を抑制し、効率的・効果的な公共施設の整備や維持管理を行います。

○『世田谷区公共施設等総合管理計画』の基本方針

《建物編》

- （方針 1）施設はできるだけ長く使い、簡素にする
- （方針 2）施設総量を抑制しつつ、公共的空間の拡充を図る
- （方針 3）民間の知恵と力を、最大限活かす

《都市基盤施設編》

- （方針 1）計画・予防保全による長寿命化、安全確保
- （方針 2）都市基盤施設整備、保全・更新経費の維持
- （方針 3）民間との連携、協力の推進

(4) 財政収支見通し

財政見通し

今後 4 年間 (平成 30 年度 (2018 年度) ~ 平成 33 年度 (2021 年度)) の見通しを示します。

新実施計画事業費

新実施計画事業に要する事業費を示します。

行政経営改革効果額

行政経営改革に伴う取組みにより生じる効果額 (歳入増、事業見直し等による歳出削減額または歳出抑制額) を示します。

(5) 将来人口推計

今後 25 年間 (平成 30 年度 (2018 年度) ~ 平成 54 年度 (2042 年度)) の人口推計を示します。

第 3 章 重点政策

重点政策 1	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
政策目的	子ども・子育て応援都市を推進します

1 現状と課題

- ・この間の施設整備の効果により、3 歳児から 5 歳児までの待機児童は解消されました。今後は、0 歳児から 2 歳児の低年齢児を対象とした認可保育園や小規模保育事業等を重点的に整備していくとともに、量的拡充に対応した、質の高い保育の確保が課題です。
- ・乳幼児期における教育・保育のあり方を示す「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。保護者、幼稚園・保育所等、小学校、地域など区全体が「ビジョン」を共有し、連携しながら取組みを進めていくことが必要です。
- ・核家族化や地域社会との関わりの希薄化の進展により、子育てに孤立感と負担感を覚える保護者が増えています。妊婦や子育て家庭に寄り添い支援する「世田谷版ネウボラ」の充実に向け、区・医療・地域が連携し、相談支援体制の強化を図ることが課題です。
- ・支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。保護者が気軽に集える場や、多くの人が子育てに関わることができる場をより一層充実させ、地域全体で子どもの成長や子育て家庭を見守る環境を整えていくことが必要です。
- ・児童館や青少年交流センターでの社会参加や多世代交流の体験等を通じて、子どもや若者が主体的に活動する場の創出を進めてきましたが、より身近な場にそうした居場所が求められています。
- ・これまで外遊びに関わりのない区民に外遊びの大切さを啓発するなど、外遊びの拠点や活躍の場の広がりを目指し、子どもや若者が生きる力を育み、自立と成長を獲得することのできる環境を更に整えていく必要があります。
- ・子どもの貧困や、配慮を要する児童、虐待、いじめ、不登校の増加など、子どもに関する様々な課題への早期発見・早期対応が求められています。教育現場と福祉部門との連携のもと、支援を必要とする子どもへの総合的なサポートが必要です。
- ・年々増加している児童虐待相談への対応のため、体制の強化が急務となっています。子どもの生命と権利を確実に守るため、東京都から世田谷区への児童相談所の移管を円滑に進めるとともに、地域、子ども家庭支援センターと一体となった総合的な児童相談行政を推進する必要があります。
- ・科学技術の発展や急速なグローバル化等を見据えた新たな教育カリキュラムへの対応や、配慮を要する児童・生徒への支援など、学校教育の現場では多様な対応が求められています。世田谷らしい豊かな教育基盤を活かした「世田谷 9 年教育」の推進などを通し、子ども一人ひとりの個性を伸ばす、質の高い教育の推進が必要です。
- ・教育活動や学校経営の質を高めるため、専門性の高い教育研究や教員研修を実施するとともに、学校だけでは対応が困難な課題の解決に向けて、専門人材、外部人材の確保や有効活用など、専門的立場から支援する体制を充実し、世田谷の教育を推進する拠点を整備する必要があります。

2 4年間の取組み方針

保育待機児童の解消、幼児教育・保育の推進

妊娠期からの切れ目のない支援、地域の子育て力の向上

子どもや若者の活動を支え、成長を促す環境づくり

支援が必要な子どもへの総合的な支援、効果的な児童相談行政の推進

質の高い教育の推進、学校経営力の向上

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	保育・幼児教育の充実	保育定員の拡充を進め保育待機児童の解消を図るとともに、巡回指導相談や体系的な研修の実施、世田谷区保育の質ガイドライン、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンに基づく取組み等を通じて、幼児教育・保育の質の向上に取り組む。	保育担当部	82
	家庭・地域における子育て支援の推進	おでかけひろばや児童館親子サークル、児童館サポーター事業、ファミリー・サポート・センター事業等を通じて、地域に支えられながら子育てを楽しむことのできる環境を整える。	子ども・若者部	80
	妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進【新規】	利用者支援事業の拡充等、相談支援体制の充実を図るとともに、地域・医療との連携強化を通じて、個々の妊婦や子育て家庭に寄り添った支援に努め、世田谷版ネウボラを推進する。	子ども・若者部	84
	若者の交流と活動の推進	児童館や青少年交流センターにおける各種事業を通じて、若者自らが主体的に活動する機会を創出し、自立と成長を促すとともに、社会・地域への参加・参画意識の醸成を図る。	子ども・若者部	76
	子どもの成長と活動の支援【新規】	外遊びの推奨や児童館事業であるサマーキャンプなどを通じて、地域の中で異年齢交流の機会を創出するとともに、地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。	子ども・若者部	86
	特別支援教育の充実	配慮を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、関係機関との連携を図り、特別支援教育を推進する。	教育委員会事務局	90
	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	配慮や支援等を必要とする子どもが、家庭や地域の中で健やかに成長・発達していくことができるように、ひとり親家庭への住まいや就業などの自立に向けた総合的支援を含め子どもの貧困対策としての効果的な施策の展開や、児童虐待防止対策の推進などを通じて、子どもや家庭の状況に応じたサポートの体制を充実する。	子ども・若者部	92

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	教育相談・不登校対策の充実	学校内外における教育相談体制の強化、不登校の児童・生徒・保護者・学校を支援する体制の整備を図り、併せて児童・生徒を対象とした全校調査などのいじめ防止対策を推進する。	教育委員会事務局	96
	効果的な児童相談行政の推進【新規】	東京都から児童相談所の移管を受け、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指す。また、児童相談所の設置に伴い、一時保護所の整備や、里親等の普及促進等に取り組む。	子ども・若者部	94
	「世田谷9年教育」の推進	体験などを通して、理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）や英語教育など、これからの社会を生きる力の育成や、言語能力を高める取組みを推進する。	教育委員会事務局	88
	世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～【新規】	教員研修や専門的な研究活動の場であるとともに、専門人材や外部人材を確保、有効活用し、教育相談や学校、子どもの支援機能を担う、世田谷の教育を推進する拠点を整備する。	教育委員会事務局	98

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成29年度(2017年度))	目標値 (平成33年度(2021年度)末)
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	56.4%	65%
地域で子育てに関わる区民の割合	7.6%	15%

5 横断的連携により進める取組み

- 保育定員の拡充と質の維持・向上、幼児教育・保育の充実（保育担当部、子ども・若者部、教育委員会事務局）
- ひとり親家庭等の支援（子ども・若者部、総合支所、生活文化部、経済産業部、保健福祉部、保育担当部、都市整備政策部）
- 子どもの貧困対策の推進（子ども・若者部、総合支所、生活文化部、保健福祉部、保育担当部、世田谷保健所、都市整備政策部、教育委員会事務局）
- 妊娠期からの切れ目のない支援（子ども・若者部、総合支所、保育担当部、世田谷保健所）
- 効果的な児童相談行政の推進（子ども・若者部、総合支所、生活文化部、地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、保育担当部、世田谷保健所、教育委員会事務局）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 子ども・子育てつなぐプロジェクトの充実等、世田谷版ネウボラとしての地域ネットワークの強化

子ども基金を活用して区民より子育て支援を目的として寄附を募り、地域の子育て事業の立ち上げや拡充を行なう団体等へ助成することにより、地域社会全体で子育てに取り組む共助のしくみを推進していきます。また、子ども基金の申請により把握した新たな団体も含め、子育て活動団体の交流と学習の機会を提供することで団体同士のネットワークの構築を促し、更に活動情報を区民に発信する「子育てメッセ」等の機会を設けることにより、地域の子育ての活性化と力の向上を図ります。

こうした取組みとあわせ、区民と地域の子育て資源、行政窓口をつなぐ地域子育て支援コーディネーターの充実を図ることにより地域ネットワークを強化し、すべての妊産婦や子育て家庭が地域の中で安心して子どもを生み育てていくことができるよう、世田谷版ネウボラを推進します。

- 外遊び啓発、ネットワークづくりの推進

すべての世田谷の子ども達に自由で主体的で創造的な外遊びの機会を保障するため、区民・活動団体、関係機関等と行政が、民間を中心に協働してネットワークを作り、外遊びを推進します。

- 「情熱せたがや、始めました。」の取組み

これまで行政施策や世田谷の魅力、活用しうる地域資源の情報が届かなかった若者世代に対し、若者の参加と協働により若者自身が SNS 等を活用し効果的に発信することで情報を伝えていくとともに、情報を受け取った若者が地域・人・支援機関と出会い、気軽に参加・参画するきっかけづくりを進め、将来的な住民参加の意識醸成に取り組みます。

- 教育研究等の推進

ICT の利活用を含めた教育研究等、様々な教育課題に関する研究・教材開発や事業に、区内大学や民間教育関係機関等との連携・協働により取り組みます。

- 地域ボランティアの活用による特別支援教育の推進

配慮を要する児童・生徒に対し、より多くの人的支援が求められていることから、特別支援教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて検討し、地域ボランティア制度の構築に向け取り組みます。

重点政策 2	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
政策目的	誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくります

1 現状と課題

- ・世田谷区では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムを高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、対象を広く捉えて推進しています。
- ・世田谷区の高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けており、年齢階層別人口では、75歳以上の後期高齢者人口が65歳～74歳の前期高齢者人口を上回りました。高齢者の世帯状況では、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯の人の増加が続いています。障害者数も増加する傾向にあり、今後も増加する見込みです。障害者の高齢化も進んでいます。
- ・障害者施策では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたほか、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、医療的ケアを要する障害児への支援が盛り込まれました。
- ・世田谷区民の平均寿命は延伸していますが、65歳健康寿命は横ばいで推移しています。また、生活習慣病に係る医療費では、30歳代から上昇がはじまり、歳を重ねるにつれて上昇する傾向が見られます。（高齢者が介護認定を受けるまでを健康と考え、認定を受ける年齢を平均的にあらわしたもの）
- ・個人に対する支援だけでなく、高齢者と障害者、介護と子育て等の家庭内の複合的な課題に対応する包括的、継続的な支援が求められています。
- ・これまで取り組んできた地域包括ケアシステムを、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加（就労）の各部門が、量的、質的な基盤を充実させ、必要なサービスを一体的に提供する体制の構築をさらに進め、世田谷区における地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があります。
- ・世田谷区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携して、高齢者、障害者、子育て家庭などの相談を受ける「福祉の相談窓口」を平成28年7月から全地区で展開し、適切な支援に結びつけるとともに、潜在化、複合化した課題に取り組んでいます。この取組みは、厚生労働省が進める『我が事・丸ごと』の地域共生社会の実現に向けた取組みである、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業に選定されています。
- ・地区における課題解決のために、地区の社会資源や住民ニーズ、地区で取り組む課題などを明らかにした地区アセスメントを全地区で作成しています。
- ・さまざまな相談に対応するため、相談支援の質の向上等の機能の強化を行うことが必要です。
- ・地区課題を地区の区民や地域の活動団体等と連携して解決する仕組みづくりが必要です。
- ・支援の裾野を広げ、さまざまな課題へ対応するため、多様な社会資源の発掘、活用が求められています。
- ・増加、多様化する保健福祉サービスへの住民ニーズに対応するために、行政、事業者ともに専門人材の確保と育成が急務であるとともに、身近な地区での担い手となる地域人材のさらなる創出が急務となっています。

- ・世田谷区における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、現状の到達点の確認や、関係所管や現場の意見を踏まえた課題整理と対応策の検討等を行う必要があります。

2 4年間の取組み方針

地域包括ケアシステムを推進するための医療・介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加（就労）の一体的な提供体制の構築
 身近な地区における相談窓口の充実と地区の課題を地区で解決する参加と協働による地域づくり
 担い手となる福祉人材の育成・拡充
 地域包括ケアシステムの推進に向けた新たな展開の検討

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進	区民の健康長寿を目指して、生活習慣病予防等の推進を図るとともに、こころの健康づくりやがん対策など、全世代を通じた区民の健康づくりの取組みを推進する。	世田谷保健所	50
	介護予防の総合的な推進	介護予防の必要性を関係機関や地域の区民とともに普及啓発し、高齢者が興味や意欲を持って主体的に介護予防活動に取組む機運の醸成を図る。また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの充実や、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を目指す。	高齢福祉部	52
	認知症在宅支援の総合的な推進	認知症在宅生活サポートセンター機能の事業化を進め認知症施策の充実を図るとともに、センターの円滑な運営に向けた体制づくりを行い、認知症在宅支援の取組みを推進する。	高齢福祉部	54
	在宅医療・介護連携推進事業【新規】	医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、世田谷区の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を協議・共有しながら、介護保険制度の地域支援事業の仕組みを活用して、在宅医療・介護連携推進事業の取組みを進める。	保健福祉部	56
	高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備	地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護」及び「住まい」の拠点となる地域密着型サービスや都市型軽費老人ホームを、3年ごとに策定する「世田谷区介護施設等整備計画」に基づき、補助金等を活用して計画的に整備する。	高齢福祉部	58
	障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消【新規】	医療的なケアを要する方や重度障害者を含め、個々のニーズに沿った、日中活動や居住の場を計画的に整備していくとともに、医療的ケア児やその家族に対する支援に取り組む。また、障害者差別解消法の認知度の向上や、障害理解と障害者差別の解消に向け、啓発と実効ある取組みを推進する。	障害福祉担当部	60
	様々な住まいづくりと居住支援	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保支援策については、公営住宅の供給とともに、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO等と協働・連携して設置した居住支援協議会等の取組みを通して、住まいサポートセンターと連携し、さらに支援を強化していく。	都市整備政策部	150

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	相談支援機能の強化	三者連携による「福祉の相談窓口」の認知度を向上させ、身近なセーフティネットとなる相談窓口として、区民に利用されるよう努める。 「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンターでの多様な相談の対応力向上など、複合的課題にも対応できるようスキルアップを図り、障害者、子ども・子育て、生活困窮等への相談の充実を図る。総合支所では、「福祉の相談窓口」への支援を強化する。	総合支所	64
	地区・地域での社会資源の発掘・創出	地区アセスメントの更新等を通し、地区の課題把握と社会資源開発等を行う。居場所や生活支援サービス、地域人材など、さまざまな社会資源を発掘・創出、コーディネートすることで、地区・地域の多様な主体による「参加と協働による地域づくり」に継続して取り組む。	総合支所	66
	福祉人材育成・研修センター運営 【新規】	福祉人材の確保、育成、定着支援に取り組むため、梅ヶ丘拠点区複合棟に平成 32 年 4 月に開設するとともに、梅ヶ丘拠点内の連携や分野を超えた研修などの新たな形の事業検討に取り組む。また、担い手の裾野の拡大に向けた取組み等を実施する。	保健福祉部	70
	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営	梅ヶ丘拠点区複合棟の整備を進め、平成 32 年 4 月に運営を開始する。全区的な保健医療福祉の拠点として、先駆的な取組みなどを行い、情報発信し地域サービスをバックアップする。	梅ヶ丘拠点整備担当部	68
	地域包括ケアシステムの深化・推進 【新規】	地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するため、福祉・まちづくり・住まい等の分野が横断的に施策展開を進めるとともに、進行管理を着実にを行い、事業の充実や推進体制の強化に取り組む。	保健福祉部	72

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
「福祉の相談窓口」の認知度	30.2%	60%
介護や医療が必要になっても世田谷区に住みたい人の割合	69.2%	75%
障害者差別解消法の認知度	29.2%	50%

5 横断的連携により進める取組み

- 地区における相談支援体制の確立（総合支所、地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所）
- 在宅生活を支える医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援サービスの整備誘導（保健福祉部、障害福祉担当部、梅ヶ丘拠点整備担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所、都市整備政策部、総合支所）
- 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組み（保健福祉部、高齢福祉部、総合支所）
- 健康づくりと介護予防（世田谷保健所、高齢福祉部、総合支所）

- 地域での支えあい活動の支援（保健福祉部、総合支所、生活文化部、地域行政部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所）
- 安心できる暮らしの基盤となる多様な住まいの確保（障害福祉担当部、高齢福祉部、都市整備政策部）
- 地域や職域等関係機関と連携した生活習慣病予防の推進（総合支所、経済産業部、保健福祉部、高齢福祉部、世田谷保健所）
- こころの相談機能の強化に向けた効果的な連携のあり方の整理
こころの相談機能の強化・精神疾患を持つ方や精神障害者支援の強化に向けた効果的な連携（総合支所、保健福祉部、障害福祉担当部、世田谷保健所）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 認知症サポーターの養成
認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する応援者を養成します。
- 認知症カフェの整備や運営支援
区民による、認知症の人やその家族が地域の身近な場所で気軽に参加し、専門職に気軽に相談したり、地域の方との交流ができる場所の開設・運営への支援を行います。
- 医療職・介護職の情報共有、ネットワークづくり
在宅で療養生活をおくる区民をチームケアで支えるための情報共有や、地区連携医事業、多職種連携研修等による医療職・介護職の連携強化に取り組みます。
- 健康せたがやプラス1の働きかけをする健康づくり講座・イベントの実施
健康に関心のある区民とともに、「健康せたがやプラス1」の考え方や取組み等をより多くの区民へ広めていけるよう、健康づくり講座やイベント等の参加者に対する普及啓発を進めていきます。
- こころの健康づくりにかかる地域人材の育成
こころの相談にかかわる地域人材の育成として、家族や友人等の自殺のサインに気付き、支援に繋げるゲートキーパーや、区民に寄り添いサポートする若者ピアサポーター等の新たな人材の養成や活動の場の提供等に取り組みます。
- がん患者や家族等の地域での生活を支えるための取組みの推進
がん患者やその家族等を支える体制をより充実するために、近隣のがん診療連携拠点病院等の関係機関やがん経験者及び家族等と連携を図り、がん患者のニーズ把握や情報発信等について定例的に協議する場を設けます。
- 住まいの地域資源の活用や様々な住まい方の提案
様々な住まい方に対応した住まいづくりを推進するため、福祉・まちづくり・環境等関係分野と連携し、環境に配慮した住まいづくりの普及・啓発や高齢者、障害者等の住まい確保・居住支援を行っていきます。

重点政策 3	安全で災害に強いまちづくり
政策目的	災害に強く復元力のある都市をつくります

1 現状と課題

- ・コミュニティの希薄化が進み、一人暮らしや高齢者のみ世帯が増える中、地域社会の災害への対応力が低下しています。この間、備蓄など自助の取組みの普及・啓発、防災塾の開催や地区防災計画の策定などを行い、幅広い区民が参加し、防災意識を高めるとともに住民同士の新たなつながりを生み出すことができました。引き続き、取組みを継続し、多様な人材の参加を促すことにより、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難を支援する人材の確保や、スタンバイパイプ等の活用による初期消火、延焼防止等を目的としたより実践的な訓練を通じ、日常的な防災意識を根付かせ、災害対応力の向上を図る必要があります。
- ・また、災害時および復旧復興期に欠かせない人員である、区内外のボランティアの受入体制を整備する必要があります。
- ・避難所における女性に対する配慮が不足しているため、男女共同参画の視点の普及・啓発に向けた取組みや避難所運営への女性の参画を進める必要があります。
- ・東日本大震災以降、首都直下地震等による東京の被害想定を元に、震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化推進と、緊急輸送道路沿道等の建築物等の耐震化を図ってきました。また、避難や緊急車両の通行確保のため、狭あい道路の拡幅整備を推進してきています。
- ・気候変動などに伴う集中豪雨や都市の保水・遊水機能の低下による「都市型水害」への対応のため、公共施設における流域対策だけでなく、区民や事業者に協力を呼びかけ、雨水流出抑制施設の設置等の対策を推進しています。
- ・これらの取組みには区民の協力や負担が伴うことから、防災力向上に向けた区民の理解や気運を更に高める必要があります。
- ・道路、橋梁、公園等の都市基盤施設は、災害時における避難、緊急物資輸送、延焼遮断などの役割を担い、救命救急、被害拡大の防止、迅速な復旧、復興に不可欠です。
- ・区内の都市基盤整備は遅れており、災害に強い街をつくるため、道路、公園等の都市基盤の整備を計画的に進める必要があります。

2 4年間の取組み方針

住民の力で被害の拡大を防ぐ、防災意識が根づいた地域コミュニティづくり
 不燃化や耐震化、豪雨対策等の住民、事業者との協働による推進
 道路、公園等の計画的かつ効率的な整備による災害に強い街づくり

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	地域防災力の向上	区内全地区において防災塾を引き続き実施し、地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うとともに、地区防災計画の周知を進め、認知率の向上を図る。 地域の災害対応力の向上を目指して、災害時に円滑にボランティアを受け入れるためのコーディネーターの育成や区民理解の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修の実施や女性リーダーの育成を進める。	危機管理室	108
	木造住宅密集地域の解消	住宅市街地総合整備事業等を活用した道路・公園等の用地取得や、不燃化特区制度、都市防災不燃化促進事業を活用した老朽木造建築物等の除却、建替え等、区民や事業者の協力を得ながら木造住宅密集地域の解消を図る。	防災街づくり担当部	136
	建築物の耐震化の促進	切迫する首都直下地震に伴う建築物倒壊による人的、物的被害を最小限にとどめるために、自主防災の啓発に努めるとともに、建築物の耐震相談、耐震診断や改修などに向けての支援を平成 32 年度まで集中的に実施し、早期に区全体として「災害に強いまち」の実現を図る。	防災街づくり担当部	138
	狭あい道路拡幅整備の促進【新規】	助成金及び奨励金を活用し、沿道建築物の建替え等に伴った区による拡幅整備を推進するとともに、建替え等に伴う拡幅箇所隣接した沿道建築物所有者に対して協力を呼びかけ、連続的整備を促進する。	防災街づくり担当部	140
	豪雨対策の推進	「世田谷区豪雨対策基本方針」「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき豪雨対策を推進している。流域対策においては、公共施設だけではなく、民間施設においても、区民や事業者の協力を得ながら雨水貯留浸透施設等の設置・普及を図る。あわせて、みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用するグリーンインフラの考え方にに基づき、施設整備や緑地等の保全、設置を促進する。	土木部	142
	道路ネットワークの計画的な整備	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び「せたがや道づくりプラン」に基づいて、機能的な道路網を着実に整備していく。	道路・交通政策部	156
	公園・緑地の計画的な整備	安全で快適な魅力あるまち、環境と共生するまちづくりのために、区民との協働により、地域特性に合った公園等の整備・拡張を推進する。	みどり 3 3 推進担当部	154

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
食料を備蓄している区民の割合	51.6%	55%
地区防災計画の認知率	48%	60%
不燃化特区に指定した区域の不燃領域率	62.4% (平成 28 年度末現在)	70%以上
流域対策による雨水流出抑制量	時間 4.1mm 相当 (約 39.4 万 m ³)	時間 5.4mm 相当 (約 51.5 万 m ³)

5 横断的連携により進める取組み

- 地区防災計画の検証、ブラッシュアップを目指した防災塾の実施（総合支所、危機管理室）
- 災害時の男女共同参画の視点を取り入れた取組みの推進（危機管理室、生活文化部、総合支所）
- 「建物が倒れないこと、燃えないこと、浸水しないこと」が安全で災害に強い街づくりの基本であることを踏まえ、地区防災訓練等における耐震診断や改修、不燃化建替えの普及啓発による防災街づくりの推進や豪雨対策の啓発等に伴う流域対策の実施（総合支所、防災街づくり担当部、土木部、都市整備政策部）
- 戸別訪問や個別相談会等の機会をとらえた防災対策の総合的啓発（総合支所、防災街づくり担当部）
- 避難行動要支援者の命を守る耐震シェルターや耐震ベッド、家具転倒防止器具、感震ブレーカー設置支援などの施策を、真にその支援を必要としている方々に届けるための普及啓発（危機管理室、防災街づくり担当部、高齢福祉部、保健福祉部、障害福祉担当部）
- みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用するグリーンインフラの促進（土木部、みどり 3 3 推進担当部、各部）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 地区防災計画のブラッシュアップ
防災塾の実施を通じて、地域住民との参加・協働による地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うことで地区防災力の向上を図ります。
- 区民との協働による不燃化・耐震化の促進
地域で開催される地区防災訓練等のイベントへ参加し、不燃化・耐震化の必要性や区の支援策について周知し、不燃化・耐震化を促進します。
- 区民、事業者等との協力、連携による雨水貯留浸透施設等の設置の推進
「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、流域対策を推進する。また、助成制度を活用し、雨水浸透施設や雨水タンクの設置、普及を図ります。

- 建替え等に伴わない狭あい道路沿道建築物所有者への啓発による連続的整備
効果的・効率的な狭あい道路拡幅整備のため、建替え等に伴う拡幅箇所に隣接した沿道建築物所有者に対して協力を呼びかけ、連続的整備を促進します。
- 区民参加による魅力ある公園づくり
公園等の規模や種類に応じて、ワークショップや利用者アンケートなど多様な手法により、計画から管理・運営まで区民参加を進めます。

重点政策 4	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
政策目的	再生可能エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります

1 現状と課題

- ・地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。夏の高温により熱中症のリスクが高まり、台風や集中豪雨など過去に例のない大規模風水害の多発も地球温暖化に起因するとされています。また、わが国のエネルギーをとりまく状況は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により一変し、節電・省エネルギーが社会的要請となりました。
- ・区は「自然エネルギーをたくみに使うまち」を掲げ、エネルギーの「地産地消」と自治体間連携を柱に、再生可能エネルギー活用の仕組みづくりと普及拡大に取り組んできました。
- ・省エネルギーや再生可能エネルギー利用を進めるとともに、区民、事業者の省エネ等、環境配慮行動の実践を助け、環境共生都市づくりへの歩みを進めることが、引き続き必要です。
- ・日々排出されるごみの収集・運搬には多くの車両を使い、多量のエネルギーを消費するとともにCO₂を排出します。また、集めた可燃ごみの焼却処理の際にもCO₂を排出します。
- ・焼却処分により発生した焼却灰や、不燃ごみの一部は東京湾の新海面処分場に埋立処分しますが、新海面処分場は 23 区最後の埋立処分場です。ここが一杯になるとこれ以上東京湾内に埋め立てることはできません。この埋立処分場を少しでも長く使うことは 23 区全体の大きな課題です。
- ・また、家庭ごみの 9 割以上を占める可燃ごみには、「未使用食品」や「食べ残し」、資源化ルートのある紙類や布類なども多く含まれています。食品ロスの削減や資源の分別などで、ごみの発生抑制を促進する必要があります。
- ・従って、ごみになるものを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」の、そもそも不用品な「もの」を発生させない『2 R』の取組みで環境負荷を生じさせないことが重要です。それでも発生するものは、もう一度資源として生かす「リサイクル」が必要です。
- ・区では、環境と共生し、安全・快適で魅力ある住宅都市・世田谷を目指して、平成44年（2032年）にみどり率を33%にする“世田谷みどり33”という長期目標を掲げ、みどりの保全・創出に取り組んできました。みどり率は平成23年（2011年）から28年（2016年）までに0.58ポイント増加し25.18%となりましたが、目標達成には至っていません。
- ・みどり空間である農地を取り巻く環境においても、都市化の影響や相続税の負担、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、生産緑地をはじめとした農地の減少が続いています。この生産緑地の多くが指定から30年を経過し、農地の減少に繋がる可能性がある、いわゆる「2022年問題」への対応が必要です。
- ・さらに、“生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街”をめざし、多様な機能を持つみどりや生物多様性への関心を深め、みどりの質（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を発揮するみどり）の向上にも取り組んでいます。
- ・引き続き、“世田谷みどり33”の実現に向けて、みどりを守り、増やし、みどりの質の向上を、区民との協働により進める必要があります。
- ・区は、ポイ捨て防止等に関する条例（現「環境美化等に関する条例」）により、ポイ捨てと歩きたばこをしないことを区内全域で努力義務と定め、環境美化について一定の成果をあげてきました。
- ・近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京 2020 大会を契機に、屋内の受動喫煙防止

の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められています。

- ・このため、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指して世田谷区たばこルールを策定し、「迷惑たばこ」のない環境の整備を進めていくことが必要です。

2 4年間の取組み方針

再生可能エネルギーの普及拡大、区民や事業者等の環境配慮行動による環境共生都市づくりの推進

区民、事業者との協働による、質、量ともに豊かなみどりの環境づくり

たばこマナー向上など環境美化の取組みによる清潔できれいなまちの実現

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進	「省エネポイントアクション」(電気・ガス使用削減の促進プログラム)や環境イベントなど環境啓発を通じて、区民・事業者による省エネ等の環境配慮行動の展開を図る。 自治体間連携による再生可能エネルギーの利用拡大、太陽光発電設備・家庭用燃料電池の普及拡大等、住まいづくりにおける取組みの促進を図る。	環境政策部	122
	区民・事業者の3R行動の促進【新規】	資源とごみの分別・排出方法及び、収集日と3RのPRを掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」を毎年11月に全戸配布する。 また、適正排出の指導を行う事業用大規模建築物の対象範囲を拡大するほか、粗大ごみで排出される「羽毛布団」の資源化及び、可燃ごみ、不燃ごみで排出されたものから資源化対象品目を検討する。	清掃・リサイクル部	124
	世田谷らしいみどりの保全・創出	区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取り組み、そのみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する“ひとつぼみどり”運動を展開し、区民と協働して質の高いみどりを守り増やす。 “ひとつぼみどり”運動の一環として、シンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡大を進める。 住民とともに行う植樹をはじめ、みどりに関するイベントや講習会の実施、みどりのフィールドミュージアムの整備、農業公園の都市計画決定等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。 また、生産緑地地区の追加指定を進めるとともに、世田谷区農業振興計画(平成30年度(2018年度)改定予定)においても生産緑地を活用した農業振興策を盛り込む等、農地保全に努める。	みどり33推進担当部	152

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	たばこマナーが向上するまちづくりの実現 【新規】	平成 29 年度（2017 年度）中を目途に策定した世田谷区たばこルールを踏まえたルールの周知、たばこマナー向上の全区的展開、環境美化指導員による巡回指導・啓発の強化、路面表示・電柱・ガードレール看板等での啓発、喫煙場所の整備等により、「迷惑たばこ」のない環境の整備を進める。	環境政策部	126

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
CO ₂ 排出量 *集計上 2 年前のデータが最新	2,927 千 t -CO ₂ (平成 26 年度)	2,685 千 t -CO ₂
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g / 人日)	542 g (平成 28 年度)	516 g
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数 (累計)	590 本	1,030 本

5 横断的連携により進める取組み

- 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの区施設における率先導入（環境政策部、施設営繕担当部、庁舎整備担当部、各部）
- 省エネやごみの排出抑制などの環境負荷の少ないライフスタイルの呼びかけ（環境政策部、清掃・リサイクル部、各部）
- 民有地のみどりの保全と地域の緑化の推進（みどり 3 3 推進担当部、総合支所）
- 農業公園による農のみどりの保全（みどり 3 3 推進担当部、経済産業部、各部）
- 生産緑地地区の追加指定による農地の保全（都市整備政策部、経済産業部）
- 喫煙場所の確保等、「迷惑たばこ」のない環境の整備（環境政策部、各部）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 環境配慮行動の展開
「省エネポイントアクション」（電気・ガス使用削減の促進プログラム）や環境イベントなど環境啓発を通じて、区民・事業者による省エネ等の環境配慮行動の展開を図ります。
- 区民・事業者の 3 R 行動の促進
区内全世帯及び小規模事業所に「資源・ごみの収集カレンダー」を配布し、ごみ減量の基本となる分別・排出ルールの徹底を促します。また、事業用大規模建築物の指導対象範囲を拡大し、事業者によるごみの分別の徹底とごみの減量化を促進します。

○みどりを守り育てる行動の広がり

区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取り組み、そのみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する“ひとつぼみどり”運動を展開し、区民と協働して質の高いみどりを守り増やします。“ひとつぼみどり”運動の一環として、シンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡大を進めます。

○みどりや生物多様性の理解

住民とともに行う植樹をはじめ、みどりに関するイベントや講習会の実施、みどりのフィールドミュージアムの整備、農業公園の都市計画決定等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高めます。

○都市農業の振興・農地保全

区内農業者に対し、営農継続への水準の高い様々な支援を引き続き行うことにより、都市農業の振興を図ります。また生産緑地の「2022年問題」に対しては、特定生産緑地の指定に向けて農業団体等の協力を得ながら計画的かつ適切に取り組むとともに生産緑地地区の追加指定を進め、世田谷区農業振興計画（平成30年度（2018年度）改定予定）においても生産緑地を活用した農業振興策を盛り込む等、農地保全に努めます。

○東京2020大会を契機とした、たばこマナー向上の全区的展開

区民協働のもと世田谷区たばこルールを策定し、区民や事業者と連携したキャンペーン活動や、民間による喫煙場所の整備に対する補助等を推進します。

重点政策 5	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
政策目的	文化・芸術・歴史・スポーツを多世代で楽しむ都市をめざします

1 現状と課題

- ・区内には、美術館や劇場など様々な文化施設や多彩で豊富な文化資源があります。区では、こうした区民のかけがえのない財産を、世田谷の魅力として身近に感じ、誇りに思えるよう、また、次世代に継承していくために、世田谷の文化が持つ魅力の発信をしています。情報が区民に十分に伝わらず、享受されていない状況となっています。
- ・また、世田谷の歴史や文化を伝える有形・無形の様々な文化財など、資産が豊富にあるものの、郷土の歴史文化への理解が十分に深まっているとはいえない状況です。このため、世田谷の魅力を再発見し、自分たちの住むまちに対する愛着を深めるために、郷土「せたがや」の歴史文化を知り、次世代へ継承する取組みを進める必要があります。
- ・東京2020大会を契機として、区内外から数多くの来訪者が見込まれる中、世田谷の魅力を、区民をはじめ多くの人々に堪能していただけるよう、区内の魅力をつないで巡る「まちなか観光」のさらなる推進を図っていく必要があります。
- ・区民の生涯学習活動の中核となる図書館は、資料や情報の豊富な蓄積を基盤とした、区民の暮らしや生活、地域の課題の解決や多様な学習活動を支援するためのレファレンス機能の充実が必要です。
- ・また、多世代・多様な区民が集まる施設としての特性を活かし、読書や学びを通じた交流の場として、地域のコミュニティ意識の醸成や区民参画の促進につながるような取組みも必要です。
- ・区は総合運動場をはじめ、地域体育館、地区体育室、学校施設などスポーツの場の提供に努めているほか、各種スポーツ事業を展開しています。また、地域では総合型地域スポーツ・文化クラブが設立され、スポーツに親しむ機会が広がっています。
- ・一方で、スポーツに対する区民ニーズは多様化しています。東京2020大会を契機とした様々な取組みの効果を活かし、子どもから高齢者、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しめるような取組みが必要です。

2 4年間の取組み方針

区民が生涯を通じて学び、文化・芸術・歴史に親しめる環境づくり

多世代が集う図書館を情報拠点とした、文化の創造と知のネットワークづくり

総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブの支援、障害者スポーツの推進など、だれもがスポーツに親しめる機会の創出

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み	文化・芸術・歴史資源をはじめとした世田谷の多彩な魅力を、次世代へ継承し、区内外に発信していくため、各情報媒体や（仮称）世田谷デジタルミュージアムを活用するとともに、乳幼児期の子どもをはじめ、区民参加の取組みを進める。	生活文化部	118
	まちなか観光の推進	民間事業者や地域団体等と連携したまち歩きイベント等事業の拡充をはじめ、SNSの活用や観光情報コーナーの拡充等の情報発信機能の強化により、多くの人々が世田谷の魅力を堪能することができる付加価値の高い観光事業を展開する。	経済産業部	132
	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	区民生活や地域の課題解決を支援するレファレンス機能の充実や子ども読書活動の推進、ICTの活用、区民参画の促進などに取組み、区民の多様な文化・学習活動と地域コミュニティづくりを支援する。	教育委員会事務局	100
	地域での生涯を通じたスポーツの推進	東京 2020 大会を契機に、区民の誰もが身近な地域でスポーツに親しめるよう、学校との連携を強化し、総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブへの支援、障害者スポーツの推進に取り組む。	スポーツ推進部	120

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	55.2%	80%
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	47.3%	60%

5 横断的連携により進める取組み

- 区内外への文化・芸術の魅力の発信（生活文化部、経済産業部）
- 郷土を知り次世代へ継承する取組み（教育委員会事務局、政策経営部、生活文化部、経済産業部、都市整備政策部、みどり 33 推進担当部）
- 新たな図書館機能の創造（教育委員会事務局、総合支所、各部）
- 生涯を通じたスポーツの推進（スポーツ推進部、障害福祉担当部、教育委員会事務局）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○区民と協働して世田谷の魅力を発信するせたがや歴史文化物語の取組み

建造物や美術工芸品などの有形文化財、伝統芸能などの無形文化財を周辺環境や関連する文化財などと一体的に捉えるためのストーリーを設定することで、郷土を学びやすくするとともに、まちなか観光にも活かし、区内外に世田谷の魅力を分かりやすく発信していきます。

○民間文化施設等との連携

区内の民間文化施設等と、相互に協力・連携していくことにより、より一層、世田谷の文化・芸術の魅力を高めていく取組みを推進します。

○区民との交流を生み出す観光事業の展開

地域で活動するNPOや団体などが、民間事業者や大学等と相互に連携して観光事業を実施することにより、観光客と区民との交流を促進します。

○総合型地域スポーツ・文化クラブの運営

区から物品貸付や広報などの支援を行うことで、地域住民が自主運営しているクラブの継続的な運営を図ります。

○スポーツ事業における区内大学等との相互協力

区内大学等と区が協働して事業等を実施し、会場の提供や周知等で相互に協力します。また、区が実施する事業等に、大学等から招待選手や応援団、運営・救護スタッフの派遣協力を受けます。

○障害のある人となない人とがともに楽しめる障害者スポーツの取組み

区民が障害者スポーツを体験できる機会を増やしていくとともに、障害のある人となない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を運営するスタッフの育成を実施します。

重点政策 6	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進
政策目的	コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります

1 現状と課題

- ・超高齢社会の到来を目前に、高齢者、障害者の見守りや、地域ぐるみの子育てなど、お互いに支えあう地域社会づくりが求められています。これまで、区民、町会・自治会や NPO、事業者などとの協働を通して、福祉、健康づくり、防災、防犯、外国人支援、生活課題の解決など、様々な分野で取組みを進めてきました。
- ・一方、地域活動の担い手は、地域への関心が高く、自分の裁量で使える時間が比較的多い人に限られている傾向があります。住民同士の交流が減少しており、公共のために率先して行動する人も少なくなってきました。
- ・また、ボランティアをしたいという意欲を持つ人は増えていますが、活躍の場面を見出せないために活動につながらないケースも少なくありません。若い世代を中心にプロボノ（スキルや経験を活かした社会貢献）に参加したいという動きもある中で、いかに活躍の場面のバリエーションを確保し繋いでいくか、また、活動が定着するようにバックアップするかが課題です。
- ・また、地域活動をできるかぎり「見える化」し、誰もが当たり前に地域活動を担っていける環境を醸成するとともに、公共施設の効率的な活用などにより活動の場を確保し、施設運営における住民の関与を深めていくことも必要です。
- ・町会・自治会、商店街、PTA、自主防犯活動団体等による防犯活動は活発に行われていますが、構成員の高齢化が進んでいる団体もあり、将来の防犯活動を担う人材の育成が必要となっています。防犯カメラについては、町会・自治会、商店街等による設置、区立小学校通学路への設置が進められており、今後も、犯罪発生状況を踏まえた防犯カメラの設置を促進して、各種犯罪を抑止する必要があります。
- ・地区レベルの街づくりにおいては、街づくり協議会等を通じて地区の特性や地区住民の意見を踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成のもと地区計画など、身近な街づくりのルールをつくってきました。
- ・一人ひとりがまちへの愛着や誇りを持ち、将来の街づくりの担い手となって、多くの方々に街づくりや地域活動への理解や関心を持っていただくかが課題となっています。
- ・世田谷区は、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、全ての区民が自分らしく活躍できる地域社会づくりを目指しています。国籍や文化的背景の違いを受け入れ、在住外国人への生活支援、日本人と外国人とが地域で支え合う関係づくりや、男女だけでなく多様な性への理解促進、区民の地域活動への参画をいかに進めるかが課題です。
- ・グローバル化が進む中、外国人観光客の増加、さらに東京2020大会における馬術競技の開催やアメリカ合衆国のホストタウンに承認されたことをきっかけに、外国人との交流の機会は今後ますます増え、区民とともに様々な国際交流を推進する必要があります。
- ・国内市場が人口減少により縮小する中、区内産業の持続的な成長に向け、経営力の強化や産業の高度化など産業基盤を支える取組みが重要となっています。
- ・働く意欲があるにも関わらず、子育てや介護等により自分のライフスタイルにあった働き方で働くことができない現状があります。

- ・また、個人の能力を活用した創業や地域の課題解決につながるソーシャルビジネスを推進することは、地域社会を支える区内産業を担う人材の充実につながります。さらに、職住近接により新たな時間が生まれ、仕事と生活の調和が可能となり、コミュニティ活動に参加しやすくなります。
- ・そのためには、産学金公の連携による創業支援や、多様な就労形態等を可能とするテレワークやコ・ワーキング・スペース等の環境整備を促進していく必要があります。

2 4年間の取組み方針

地域活動への参加を促進するための環境づくりと区民や事業者による協働の促進

地区街づくりの推進に向けた区民の主体的な取組みの支援

多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する地域社会づくり

職住近接に向けた産業基盤の強化と多様な働き方の推進

3 実現に向けた取組み（重点政策を構成する新実施計画事業）

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり	「参加と協働」の更なる推進とコミュニティ活動で支える豊かな地域社会づくりに向け、町会・自治会や市民活動団体等に対する活動支援を強化するとともに、協働事業の拡充に取り組む。また、ボランティア・マッチング事業の実施により、コミュニティ活動への参加の裾野を広げていく。	生活文化部	104
	コミュニティ活動の場の充実【新規】	けやきネット開放施設の時間枠の効率化や公共施設の空き時間の活用等により、住民の自主的な活動の場を確保する。また、より住民に開かれ、利用しやすい施設とするため、各地区に住民による（仮称）地区コミュニティ施設連絡会を設置し、地区内の施設や活動団体についての情報共有、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組む。	地域行政部	106
	犯罪のないまちづくり	地域住民による自主的な防犯活動への支援を行うことで、犯罪の抑止や子どもの見守りなど、地域ぐるみで犯罪のないまちづくりを推進する。また、新たな地域防犯リーダーの育成を図るとともに、地域団体への防犯カメラ整備費用等の補助を行う。	危機管理室	110
	地区街づくりの推進	道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替え、区民の街づくりの気運の高まりなど、地区の状況に応じて、まちの特性や課題を共有するための、アンケートや意見交換会を行うなど区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組む。	都市整備政策部	144

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に取り組む事業者の顕彰や、講座・研修等を通じて男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、性的マイノリティ相談の実施や同性パートナーシップ宣誓の受付を通じて、多様な性への理解の促進を図る。	生活文化部	112
	多文化共生の推進【新規】	多文化共生社会の実現に向け、在住外国人への日本語の支援や多言語表記に取り組むとともに、多文化共生を支えるボランティア等の育成を進める。 また、市民同士の相互訪問と在住外国人や留学生、関係団体とともに行う地域での交流を通じて、多様な文化と触れ合い、様々な国際交流が展開する地域づくりに取り組む。	生活文化部	116
	世田谷産業の基礎づくり	経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援や産学金公の連携による新たなビジネスモデルや新製品の開発に向けた取組みの推進、販路開拓や知的財産取得に係る支援など区内事業者の経営安定、事業継続・発展に向けた支援を行う。	経済産業部	128
	世田谷産業を担う人材の充実と活用	子育てや介護をしている区民の働き方改革の推進をはじめ、多様な働き方に対応するテレワークやコ・ワーキング・スペース等の環境整備を促進していく。また、地域資源を活用したソーシャルビジネス支援や産学金公の連携による創業支援を推進することにより、区内産業を担う人材の充実と区民の就業促進を図る。	経済産業部	130

4 成果指標

成果指標	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
地域活動への参加度	15.3%	18%
多文化共生施策が充実している と思う区民の割合	33.2%	80%
地区計画の策定・変更地区数	策定済み 90 地区	策定 9 地区(計 95 地区) 変更 10 地区(内、廃止 4 地区)
地区街づくり計画の策定・変更地区数	策定済み 102 地区	策定 11 地区(計 108 地区) 変更 12 地区(内、廃止 5 地区)

5 横断的連携により進める取組み

- 地域ぐるみの子育て、見守り等の住民同士の支えあい、地区の街づくり、防犯・防災対策、清掃活動等の環境美化の取組み等の住民主体の地域運営など、あらゆる分野の自治活動を促進するコミュニティづくり（生活文化部、各部）
- 防災、見守り、福祉、健康づくり、スポーツなど、さまざまな地域活動へ参加する機会の提供（各部）
- 地域活動団体の活発化のための支援、地域活動人材の確保育成への協力（生活文化部、各部）
- 地区街づくりへの支援と協力（都市整備政策部、総合支所）
- 男女共同参画の推進、外国人の生活支援及び交流事業における各所管との連携と協力（生活文化部、各部）

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 協働の理解促進と協働事業の拡充
区と市民活動団体等との協働について、社会的意義の理解促進を図るとともに、地域の課題解決に向け、協働事業の取組みを拡充します。
- 地区街づくりの推進
様々な機会を設けて街づくりに関する情報の提供や街づくりを学ぶ機会を増やし、まちに関する関心や理解を養います。区民の主体的な取組みを支援するとともに、基礎調査・アンケート・説明会等を実施します。
- 男女共同参画と多文化共生の実現に向けた普及啓発と人材育成
固定的な性別役割分担意識の解消や性的マイノリティに対する理解促進に係る啓発活動を行うとともに、在住外国人への日本語支援ボランティア講座や多文化共生講座の開催、交流事業などを通じ、日本人・外国人が共に地域で多文化共生を支え、活躍できる取組みを進めます。
- 地域資源の活用による産業の基盤強化と活性化
区内産業の基盤強化とさらなる発展に向け、金融機関や産業支援機関、大学と連携しながら、各機関の強みを生かした質の高い創業支援・経営支援を推進するとともに、地域課題に取り組むNPO等を活用した多様な産業の創出に取り組めます。
- 多様な働き方の推進による地域コミュニティの参加促進
多様な働き方を推進するため、個人それぞれに対応した職場環境の整備を図ります。また、区内事業者の理解促進を進め、区民の地域での就業をさらに進めます。

第4章 新実施計画事業

基本計画分野別政策に基づく取組み

基本計画の分野別政策に基づく取組み（重点政策を構成する事業、個別計画における重要な事業）を以下のとおり整理しました。

分野	事業 番号	新実施計画事業	重点 政策	主管部	頁
健康・福祉	101	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進		世田谷保健所	50
	102	介護予防の総合的な推進		高齢福祉部	52
	103	認知症在宅支援の総合的な推進		高齢福祉部	54
	104	在宅医療・介護連携推進事業【新規】		保健福祉部	56
	105	高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備		高齢福祉部	58
	106	障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消【新規】		障害福祉担当部	60
	107	障害者就労の促進		障害福祉担当部	62
	108	相談支援機能の強化		総合支所	64
	109	地区・地域での社会資源の発掘・創出		総合支所	66
	110	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営		梅ヶ丘拠点整備担当部	68
	111	福祉人材育成・研修センター運営【新規】		保健福祉部	70
	112	地域包括ケアシステムの深化・推進【新規】		保健福祉部	72
子ども若者・教育	201	若者の交流と活動の推進		子ども・若者部	76
	202	生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援		子ども・若者部	78
	203	家庭・地域における子育て支援の推進		子ども・若者部	80
	204	保育・幼児教育の充実		保育担当部	82
	205	妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネウボラ)の推進【新規】		子ども・若者部	84
	206	子どもの成長と活動の支援【新規】		子ども・若者部	86
	207	「世田谷9年教育」の推進		教育委員会事務局	88
	208	特別支援教育の充実		教育委員会事務局	90
	209	支援を必要とする子どもと家庭のサポート		子ども・若者部	92
	210	効果的な児童相談行政の推進【新規】		子ども・若者部	94
	211	教育相談・不登校対策の充実		教育委員会事務局	96
	212	世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～【新規】		教育委員会事務局	98
	213	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造		教育委員会事務局	100

分野	事業 番号	新実施計画事業	重点 政策	主管部	頁
暮らし・コミュニティ	301	豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり		生活文化部	104
	302	コミュニティ活動の場の充実【新規】		地域行政部	106
	303	地域防災力の向上		危機管理室	108
	304	犯罪のないまちづくり		危機管理室	110
	305	男女共同参画の推進		生活文化部	112
	306	D V 防止の取り組み		生活文化部	114
	307	多文化共生の推進【新規】		生活文化部	116
	308	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み		生活文化部	118
	309	地域での生涯を通じたスポーツの推進		スポーツ推進部	120
	310	環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進		環境政策部	122
	311	区民・事業者の 3 R 行動の促進【新規】		清掃・リサイクル部	124
	312	たばこマナーが向上するまちづくりの実現【新規】		環境政策部	126
	313	世田谷産業の基礎づくり		経済産業部	128
	314	世田谷産業を担う人材の充実と活用		経済産業部	130
	315	まちなか観光の推進		経済産業部	132
都市づくり	401	木造住宅密集地域の解消		防災街づくり担当部	136
	402	建築物の耐震化の促進		防災街づくり担当部	138
	403	狭あい道路拡幅整備の促進【新規】		防災街づくり担当部	140
	404	豪雨対策の推進		土木部	142
	405	地区街づくりの推進		都市整備政策部	144
	406	魅力ある風景づくりの推進		都市整備政策部	146
	407	魅力あるにぎわいの拠点づくり		都市整備政策部	148
	408	様々な住まいづくりと居住支援		都市整備政策部	150
	409	世田谷らしいみどりの保全・創出		みどり 3 3 推進担当部	152
	410	公園・緑地の計画的な整備		みどり 3 3 推進担当部	154
	411	道路ネットワークの計画的な整備		道路・交通政策部	156
	412	無電柱化の推進		土木部	158
	413	公共交通環境の整備		道路・交通政策部	160
	414	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり		北沢総合支所	162

新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組みの見方

基本計画に掲げる 6 つの重点政策を構成する事業の場合は、該当する重点政策の番号を記載しています。

重点政策	主管部	関連部
事業目的	基本計画における分野別政策の施策等を達成するため、当事業がめざす姿を記載しています。	
現状と課題	事業に関する現状と取組むべき課題を記載しています。 「現状と課題」、「4年間の取組み方針」、「実現に向けた取組み」、「成果指標」の関係する項目を番号で対応させています。	
4年間の取組み方針	課題を解決するための今後4年間の取組み方針や具体的な取組み内容を記載しています。	

■ 実現に向けた取組み（行動量）

[illegible]

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
		「実現に向けた取組み」の成果を測る成果指標を記載します。	

平成 30 年度から数値を把握する予定のものは「—」を記載しています。

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

事業の推進において、区民・事業者との参加と協働により進める取組みを記載しています。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	平成 30～33 年度の 4 年間にかかる事業費とその予算事業名を記載しています。			
合計				

■ 関連する計画、条例

事業に関連する計画や条例を記載しています。

1 健康・福祉

事業番号 101 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進

重点政策	2	主管部	世田谷保健所	関連部	総合支所、保健福祉部、障害福祉担当部、 高齢福祉部
事業目的	全世代を通じた区民の健康づくりの取組みを推進し、区民の健康長寿を目指します。				
現状と課題	・区民の平均寿命は伸びていますが、65 歳健康寿命は横ばいの状況が続いています。区民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組み、生活の質を高めていけるよう、運動や食を通じた予防を一層働きかけていく必要があります。 ・精神障害者や精神疾患を持つ方を取り巻く社会情勢の中では、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「区市町村における自殺対策計画の策定」などの新たな課題が山積しています。また、区の福祉の相談窓口をはじめとする様々な相談窓口では、一般のメンタルヘルスから精神障害者や精神疾患を持つ方とその家族に関する相談に至るまで、その数は増える傾向にあり、専門的な相談機関等へのつなぎや相談窓口等をバックアップする機能が求められています。今後、区の自殺対策計画を策定し、より一層自殺予防を推進するとともに、梅ヶ丘拠点の機能として、精神障害者や精神疾患を持つ方の地域支援のための多職種チームによるアウトリーチなど、こころの健康づくりの相談支援体制の強化・拡充に向け取り組む必要があります。 ・がんで死亡する区民の割合はほぼ横ばいで、がん検診の受診率も伸び悩んでいます。今後は、梅ヶ丘拠点の機能として、がん対策についても各種がん検診とその精度管理の充実、がん患者や家族等が気軽に利用できる相談窓口の拡充など、支援の充実に取り組む必要があります。				
4 年間の取組み方針	・区民一人ひとりが「何かひとつ、健康に良いこと」を生活の中に加えられるよう、「健康せたがやプラス1」を合言葉にして、運動・食育等を通じた生活習慣病予防の推進を図ります。 ・区民が気軽に相談でき、支援を受けやすくなるように、拠点としてのこころの相談機能を整備するとともに、既存の相談窓口のバックアップの強化に取り組みます。 ・がんに関する正しい知識の普及に向け、がんに関する情報発信の拠点機能（がんポータルサイト等）の整備や、がん患者と家族等へのより一層の支援として、相談体制等を充実します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	講座・イベント等における「健康せたがやプラス1」の働きかけ	8,000 人	8,500 人	8,500 人	8,500 人	8,500 人	34,000 人
	こころの相談機能の強化	検討	検討	実施に向けた準備	試行	検証・試行拡大	—
	自殺対策計画策定と計画に基づく取組み	方向性の検討	意識調査の実施	策定	実施	健康せたがやプランへの包含	—
	がんポータルサイトによるがんに関する正しい知識の普及	先進事例等の情報収集	がん検診受診勧奨動画の発信	あり方等の検討・開設準備	新たな拠点でのサイト開設	サイトの運営	—
	がん相談体制の充実	対面相談 月2回 電話相談 月4回	拡充検討	新たな拠点への移行準備	新たな拠点での相談機会の拡充	実施	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	講座・イベント等の参加者における「健康せたがやプラス 1」の認知度の向上	22.1%	80%
	メンタルに関する悩みなどについて、相談できる窓口を知っている人の割合	28.2%	40%
	メンタルに関する悩みなどを誰にも相談しない人の割合	23.2%	15%
	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの各検診の受診率	胃がん 8.3% 大腸がん 17.9% 肺がん 17.6% 子宮頸がん 20.3% 乳がん 21.5% 平成 27 年度の数値	胃がん 15.8% 大腸がん 28.9% 肺がん 24.5% 子宮頸がん 34.9% 乳がん 23.2%
	がん相談件数 (年間)	40 件	90 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 「健康せたがやプラス 1」の働きかけをする健康づくり講座・イベントの実施

健康に関心のある区民とともに、「健康せたがやプラス 1」の考え方や取組み等をより多くの区民へ広めていけるよう、健康づくり講座やイベント等の参加者に対する普及啓発を進めていきます。

- こころの健康づくりにかかる地域人材の育成

こころの相談にかかわる地域人材の育成として、家族や友人等の自殺のサインに気付き、支援に繋げるゲートキーパーや、区民に寄り添いサポートする若者ピアサポーター等の新たな人材の養成や活動の場の提供等に取り組みます。

- がん患者や家族等の地域での生活を支えるための取組みの推進

がん患者やその家族等を支える体制をより充実するために、近隣のがん診療連携拠点病院等の関係機関やがん経験者及び家族等と連携を図り、がん患者のニーズ把握や情報発信等について定例的に協議する場を設けます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
5010 精神保健福祉推進	16,936	13,762	13,762	13,762
5100 がん対策	12,104	12,104	12,104	12,104
合計	29,040	25,866	25,866	25,866

■ 関連する計画、条例

世田谷区健康づくり推進条例 健康せたがやプラン (第二次) 後期 世田谷区がん対策推進条例
 世田谷区がん対策推進計画 世田谷区地域保健医療福祉総合計画
 せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区子ども計画 (第 2 期)
 第 5 期世田谷区障害福祉計画 第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

事業番号 102 介護予防の総合的な推進

重点政策	2	主管部	高齢福祉部	関連部	総合支所、世田谷保健所
事業目的	高齢者が安心していきいきと生活できるまちをつくります。				
現状と課題	・高齢者の介護予防の取組みを支援するため、介護予防の重要性や方法について普及啓発を実施しています。今後も高齢者人口が増加していくことが見込まれる中、高齢者の興味やモチベーションを高め、介護予防事業等に参加しやすくなるよう、周知や事業実施方法等を見直しながら事業の充実を図り、介護予防の普及啓発をさらに進めていく必要があります。 ・住民が主体的に介護予防の取組みを継続できるよう、地域包括ケアの地区展開における三者連携の取組みも活かしながら、身近な社会資源を活用した場の確保を図る必要があります。 ・平成 28 年 4 月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、予防給付から移行しましたが、従前相当サービス以外の多様なサービスについては利用が少ない状況です。 ・今後、支援を必要とする高齢者に対して自立支援の促進や介護予防が図れるよう、国の動向も踏まえてサービス内容等の見直しを検討するとともに、社会福祉協議会や地域活動団体等とも連携しながら、多様な担い手によるサービスの充実に努めていく必要があります。 ・さらに、高齢者を含む地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な方を支える「支えあい」の意識を醸成するため、講演会や区民参加型ワークショップの開催等のほか、関係機関と協力・連携し、様々な機会を通して普及啓発を図っていく必要があります。 ・高齢者の自立支援に向けて地域ケア会議を効果的に活用する等し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る必要があります。				
4 年間の取組み方針	・介護予防の重要性についての普及啓発や効果的な介護予防事業の展開を図ります。 ・地域包括ケアの地区展開等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、区民同士の支えあいの体制づくりを推進します。 ・高齢者が地域において自立した生活を続けていくために、地域ケア会議の活用や研修の実施等、あしんすこやかセンター職員等の資質向上のための取組みにより、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	介護予防普及啓発講座の実施	940 回	940 回	940 回	960 回	960 回	3,800 回
	世田谷いきいき体操普及啓発の実施	10 団体	46 団体	46 団体	46 団体	46 団体	184 団体
	住民主体サービス研修等の実施	7 回	7 回	7 回	7 回	7 回	28 回
	「支えあい」の意識醸成のための普及啓発講演会等の実施	6 回	3 回	3 回	5 回	5 回	16 回
	介護予防ケアマネジメント研修の実施	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回
	介護予防ケアマネジメント巡回点検の実施	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回	56 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	一般介護予防事業参加者数 (年間)	15,800 人	16,600 人
	介護予防自主活動グループ数	190 グループ	270 グループ
	住民参加型・住民主体型サービス利用者数	・訪問型サービス 80 人 ・通所型サービス 90 人	・訪問型サービス 190 人 ・通所型サービス 240 人
	住民参加型・住民主体型サービスの担い手の数	・訪問型サービス 450 人 ・通所型サービス 15 団体	・訪問型サービス 650 人 ・通所型サービス 43 団体

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 住民主体の介護予防や「支えあい」意識醸成のための普及啓発

関係機関と協力・連携しながら、様々な機会を捉えて普及啓発を図り、住民主体の介護予防を推進するとともに、高齢者を含む地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な方を支える「支えあい」の意識醸成を図ります。

- 多様な担い手によるサービスの充実

社会福祉協議会や地域活動団体等とも連携しながら、区民やNPO等の多様な担い手によるサービスの充実に努めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3488 介護予防施策推進事業	5,161	5,161	0	0
41080 一般介護予防事業	199,766	221,653	221,042	221,042
41081 介護予防・生活支援サービス事業	274,421	288,404	299,857	299,857
合計	479,348	515,218	520,899	520,899

介護保険事業会計

■ 関連する計画、条例

第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

事業番号 103 認知症在宅支援の総合的な推進

重点政策	2	主管部	高齢福祉部	関連部	総合支所
事業目的	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくります。				
現状と課題	・今後増加が確実視される認知症高齢者の在宅支援体制の強化のため、平成 25 年に策定した「認知症在宅生活サポートセンター構想」に基づき、認知症在宅支援施策の専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として「認知症在宅生活サポートセンター」(以下センター)を平成 32 年度に開設予定です。センターは、(1)訪問サービスによる在宅支援サポート機能、(2)家族支援サポート機能、(3)普及啓発・情報発信機能、(4)技術支援・連携強化機能、(5)人材育成機能の 5 つの機能を有し、順次、事業化し実施しています。また、センター開設準備として、平成 28 年度に認知症在宅生活サポート室を設置しました。 ・センター開設に向け、各事業の効果検証の実施及びセンター運営体制の確保を行う必要があります。				
4 年間の取組み方針	・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる社会の実現に向け、国の新オレンジプランとの整合を図りながら、認知症の在宅支援体制を強化します。 ・認知症施策評価委員会を実施し、各事業の効果検証等とともに、センター開設後の運営状況の評価を行います。また、平成 29 年度にセンターの運営事業者の選定を実施し、平成 30 年度と 31 年度の 2 年間は、区と委託事業者の併行で事業運営を行い、平成 32 年度以降は委託事業者へ全面委託するなどセンターの円滑な開設に取り組めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	あんしんすこやかセンターもの忘れ相談での早期対応・早期支援（継続相談の実人数のうち 2 回以上相談した人数）	1,150 人	1,200 人	1,250 人	1,300 人	1,350 人	5,100 人
	認知症講演会の実施	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	12 回
	認知症カフェ交流会等周知の実施	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回
	認知症サポーターステップアップ講座の実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回
	認知症サポーター養成講座の実施	31 回	31 回	37 回	42 回	42 回	152 回
	認知症施策評価委員会の実施	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	認知症サポーターの養成数 (累計)	26,267 人	32,537 人 (6,270 人増)
	認知症カフェ未設置地区数	3 地区	0 地区
	認知症初期集中支援チーム訪問実人数 (年間)	70 人	140 人 (累計 470 人)

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する応援者を養成します。

○ 認知症カフェによる認知症の人の発信の場づくり

区民ボランティアや介護事業者等が運営する認知症カフェに、認知症の人やその家族が地域の身近な場所で主体的に参加し、自らの言葉でメッセージを発信できるよう取り組みます。

○ 認知症施策への参画の仕組みづくり

認知症施策評価委員会で、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症施策に参画できる仕組みづくりに取り組みます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3478 認知症施策運営事業	11,338	5,757	14,725	14,725
41078 認知症包括支援事業	29,389	35,441	50,063	50,063
41079 認知症ケア推進事業	14,560	16,362	22,167	22,167
合計	55,287	57,560	86,955	86,955

介護保険事業会計

■ 関連する計画、条例

第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

事業番号 104 在宅医療・介護連携推進事業

重点政策	2	主管部	保健福祉部	関連部	高齢福祉部
事業目的	医療と介護を一体的に提供できる体制整備をめざします。				
現状と課題	・少子高齢化が進む中、今後ますます増大する医療・介護需要に応え、持続可能な社会保障制度を次世代に引き継いでいくため、東京都医療計画（地域医療構想）では将来の病床数の急激な増加を抑え、日常の医学的管理を受けながら在宅で療養生活をおくる「在宅医療」を普及することとされました。 ・一方、医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることから、専門職間の理解や情報共有が十分でないなど、必ずしもスムーズに医療・介護の連携ができていないという課題があります。 ・区では、各地区に医師を配置して医療職・介護職の連携を推進する地区連携医事業や、ICTを用いて関係者の情報共有を図る在宅療養推進基盤整備事業等を活用し、在宅医療・介護連携を進めていく必要があります。 ・行政だけでなく医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、区の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を協議・共有しながら、区民が安心して自宅で療養生活をおくれるよう、在宅医療・介護連携推進事業を進めていく必要があります。				
4年間の取組み方針	・人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者が、療養生活のありかたを自ら選択し、安心して在宅で療養生活をおくれるよう、各地区の在宅療養相談窓口で資源マップを活用した案内を行うとともに、シンポジウム、ミニ講座の開催等を通して「在宅医療」の普及啓発を図ります。 ・各地区に医師を配置する地区連携医事業において、医療的助言を通してあんしんすこやかセンターが行うケアマネジメント支援や、地区における医療職・介護職のネットワークづくりを引き続き支援します。また、各病院の詳細な医療情報を関係者間で共有する仕組みづくりについて検討を進めます。 ・医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の医療職と、ケアマネジャー、あんしんすこやかセンター職員、ヘルパー等の介護職が、互いの専門性や役割を学び相互理解を深めるための多職種連携研修等の取り組みを進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	在宅療養相談	220件	2,000件	2,500件	3,000件	3,500件	11,000件
	区民向けシンポジウム、ミニ講座	10回	15回	20回	25回	29回	89回
	地区連携医事業 (各地区)	12回	12回	12回	12回	12回	48回
	多職種連携研修	4回	4回	4回	4回	4回	16回

在宅療養相談は、平成30年度から地区展開を図り各地区で実施する。

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	区民の在宅医療に関する認知度	60.4%	75%
	在宅療養相談件数 (年間)	220 件	3,500 件
	在宅療養支援診療所数	125 か所	140 か所
	多職種連携研修受講者数 (年間)	275 人	300 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 医療連携推進協議会での現状把握・共有、課題抽出、対応策の検討

医師、歯科医師、薬剤師、病院 M S W、訪問看護師、ケアマネジャー等の多職種が参加する医療連携推進協議会を開催し、世田谷区の医療・介護のあるべき姿を共有しながら、在宅医療・介護連携の取組みを進めます。

- 地区連携医事業を活用した地区のネットワークづくり

各地区に地区連携医を配置し、医療的助言を通して多職種間の理解とスキルの向上を図り、地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めます。

- 区民向けシンポジウムやミニ講座を通じた普及啓発

区民向けのシンポジウムやミニ講座を通して、在宅療養を支える多職種の役割を周知・普及します。

- 在宅医療推進に向けた多職種連携

在宅療養推進基盤整備事業 (医師会)、在宅医療服薬支援事業 (薬剤師会) 等、在宅医療を推進するための多職種連携の取組みを支援します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
5077 在宅医療の充実	2,533	8,224	2,533	8,224
41085 在宅医療・介護連携推進事業	56,033	60,547	59,103	63,507
合計	58,566	68,771	61,636	71,731

介護保険事業会計

■ 関連する計画、条例

東京都保健医療計画 (東京都地域医療構想) 東京都高齢者保健福祉計画
世田谷区地域保健医療福祉総合計画 第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

事業番号 105 高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備

重点政策	2	主管部	高齢福祉部	関連部	—
事業目的	介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「介護」及び「住まい」の拠点となる地域密着型サービス等の計画的な整備・誘導を図ります。				
現状と課題	・地域密着型サービス等は、世田谷区介護施設等整備計画に基づき、東京都の補助金や区独自の上乗せ補助等を活用した計画的な整備を推進しています。 ・団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、認知症の方や重度の要介護高齢者の生活の場となる、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームの計画的な整備を推進していく必要があります。 ・要介護高齢者の在宅生活継続を支えるため、在宅の高齢者を24時間365日支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを、まちづくりセンターの管轄地域である日常生活圏域や総合支所の地域ごとに計画的に整備する必要があります。 ・地域密着型サービスの整備状況には地域偏在があることから、未整備地区の解消を図る必要があります。 ・高齢化の進展により、生活支援や見守りが必要な単身高齢者が今後ますます増加することが見込まれることから、低額な料金で入所して、食事の提供その他日常生活上必要な世話を受けることができる都市型軽費老人ホームの計画的な整備を推進していく必要があります。				
4年間の取組み方針	・世田谷区介護施設等整備計画に基づき、介護及び住まいの拠点となる地域密着型サービスや都市型軽費老人ホームの計画的な整備・誘導を図ります。 ・整備に際しては、未整備地区の解消を図る必要があることから、区上乗せ補助の活用等により民間事業者による整備を推進します。 ・補助事業を対象とした公募を実施し、より質の高いサービスを提供する事業者の誘導を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	居住の場となる地域密着型サービス拠点定員数 a)認知症高齢者グループホーム b)地域密着型特別養護老人ホーム	a)0人 計801人 b)58人 計58人	a)36人 計837人 b)29人 計87人	a)72人 計909人 b)29人 計116人	a)36人 計945人 b)0人 計116人	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基く取組み	a)144人 b)58人 (32年度末時点)
	都市型軽費老人ホーム 定員数	30人 計140人	40人 計180人	40人 計220人	0人 計220人	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基く取組み	80人 (32年度末時点)
	地域密着型サービス拠点 事業所数 地域密着型通所介護を除く	6か所 計91か所	6か所 計97か所	13か所 計110か所	3か所 計113か所	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基く取組み	22か所 (32年度末時点)

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	居住の場となる地域密着型サービス拠点 定員数 a) 認知症高齢者グループホーム b) 地域密着型特別養護老人ホーム	a) 801 人 b) 58 人	a) 945 人 b) 116 人 (平成 32 年度末時点)
	都市型軽費老人ホーム 定員数	140 人	220 人 (平成 32 年度末時点)
	地域密着型サービス拠点 事業所数 地域密着型通所介護を除く	91 か所	113 か所 (平成 32 年度末時点)

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ オーナー型による施設整備の推進

土地所有者に対する補助制度の周知等を積極的に行い、オーナー型による施設整備の機会が広がるように取り組みを進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3307 地域密着型サービス拠点等整備助成	157,170	814,452	149,234	
3419 ケアハウス整備促進等事業	118,134	138,694	534	
合計	275,304	953,146	149,768	

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	世田谷区介護施設等整備計画
-----------------------------	---------------

事業番号 106 障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消

重点政策	2	主管部	障害福祉担当部	関連部	教育委員会事務局、経済産業部
事業目的	障害者（児）が住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境を整えます。				
現状と課題	・ 障害者の日中活動の場である通所施設の利用者は年々増加しており、今後も増加が見込まれています。同時に、グループホームも親亡き後や地域生活への移行後の居住の場として重要であり、通所施設、グループホームの受入人数の拡充を図っていく必要があります。 ・ 医療的ケア児とその家族の支援には、保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みをつくり、成長段階に応じた支援を行うことが必要となっています。 ・ これらを推進する基礎として、障害理解の促進や障害者差別解消に向けた取組みが重要です。				
4年間の取組み方針	・ 特別支援学校卒業生等を中心とした日中活動の場である通所施設（生活介護、就労継続支援B型）や重度障害者にも対応可能なグループホームについて、中期的な施設需要へ適確に対応するための基本的方針の検討を進めるとともに、世田谷区第5期障害福祉計画に基づき、計画的な整備・拡充に取り組みます。 ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援の充実を図ります。 ・ 障害者、家族、支援者以外の区民や事業者が、障害による特性や望ましい対応について理解できる取組みを行います。 ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に向け、実効性ある取組みを進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	増加する施設ニーズに対応した通所施設の拡充等 a)生活介護 b)就労継続B型	a)0人 計516人 b)10人 計597人	検討	受入人数の拡充	受入人数の拡充	第6期世田谷区障害福祉計画に基づく取組み	a)201人 計717人 b)89人 計686人 (32年度末時点)
	個々のニーズに沿ったグループホームの整備	37人分 計285人	29人分 計314人	28人分 計342人	28人分 計370人	第6期世田谷区障害福祉計画に基づく取組み	85人分 計370人 (32年度末時点)
	医療的ケア児に関する医療・福祉・教育等の関係機関による協議会の設置・開催	検討	設置	ネットワークを活用した施策の充実	ネットワークを活用した施策の充実	ネットワークを活用した施策の充実	—
	医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の拡充	1事業所	1事業所 (延2事業所)	1事業所 (延3事業所)	1事業所 (延4事業所)	1事業所 (延5事業所)	4事業所
	区立小・中学校教員を対象とした障害理解を含む研修の実施	6回	6回	6回	6回	6回	24回
	商店街等における障害理解に向けた取組みの推進	試行	実施	実施	実施	検証、今後の検討	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	障害者の日中活動の場である 通所施設の受入人数	生活介護 : 516 人 就労継続支援 B 型 : 597 人	生活介護 : 717 人 就労継続支援 B 型 : 686 人 (平成 32 年度末時点)
	障害者の居住の場であるグル ープホームの定員増	合計 285 人	合計 370 人 (平成 32 年度末時点)
	医療的ケア児にかかる障害児 支援利用計画数増	年間 79 件	年間 130 件
	障害者差別解消法の認知度	29.2%	50%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地域資源・民間事業者の活用による施設整備の誘導

民間の土地・建物所有者から施設整備に活用可能な物件を借り受け、施設整備を希望する事業者と公募等によりマッチングを図り、新たな施設整備を誘導します。

○ 障害理解の普及啓発

商店街や障害当事者の協力を得ながら、区内の障害理解に向けた普及啓発等を実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3244 障害者グループホーム整備助成	13,420	19,126	5,812	
3444 障害者施設整備促進等事業	418,842	21,012	21,012	
3489 障害者差別解消推進	13,436	13,436	13,436	13,436
合計	445,698	53,574	40,260	13,436

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

せたがやノーマライゼーションプラン 第 5 期世田谷区障害福祉計画
第 2 次世田谷区教育ビジョン

事業番号 107 障害者就労の促進

重点政策	—	主管部	障害福祉担当部	関連部	経済産業部、保健福祉部、世田谷保健所
事業目的	誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れる就労環境を整えます。				
現状と課題	・ 障害者雇用促進法の改定による精神障害者の雇用率への算入、法定雇用率の引き上げ等により、障害者就労は拡大しています。しかしながら、就労の難しい障害者の支援の充実と、新たな雇用の場の創出が課題となっています。 ・ 障害だけではない複合的な課題のある方の情報共有や支援の連携が課題となっているため、関係所管と連携した効果的な就労支援体制の構築が必要です。 ・ 働きたくても様々な理由により働きづらい方を対象に、その人の特性や事情に合った業務内容、雇用形態等を調整して働く「ユニバーサル就労」等の開発に向けた検討が必要です。 ・ 施設で働く障害者の経済的自立を図るため、さらなる工賃向上の取組みが必要です。				
4年間の取組み方針	・ 誰もが働きやすい地域づくりのため、ユニバーサル就労の開発に向けた検討に取り組みます。 ・ 障害者の就労支援や施設で働く障害者の工賃向上に取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	就労支援ネットワーク定例会の実施	20回	20回	20回	20回	20回	80回
	区役所内体験実習の実施	38人	40人	40人	40人	40人	160人
	ユニバーサル就労等の開発に向けた検討	先進自治体の視察	ユニバーサル就労等支援機能の検討	ユニバーサル就労等支援機能の検討・調整	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	—
	発達障害のある方のためのスキルアップ講座	12回	12回	12回	12回	12回	48回
	企業向けセミナー「障害者雇用支援プログラム」の実施	6回	6回	6回	6回	6回	24回
	企業等から障害者施設への作業仲介件数	419件	530件	535件	540件	545件	2,150件

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	企業等への就職者	103 人	140 人
	世田谷区障害者雇用促進協議会主催の企業向けセミナーへの延べ参加企業数	129 社	150 社
	区内就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額	前年度比 9.5%減	前年度実績を上回る

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 世田谷区障害者雇用促進協議会の開催

区、東京商工会議所世田谷支部、東京青年会議所世田谷区委員会、都立青鳥特別支援学校と連携し、企業等の障害理解と障害者雇用促進に向けた取組みを進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3141 障害者授産事業	51,514	46,976	29,915	28,966
3142 障害者就労促進事業	92,143	91,944	91,944	91,944
合計	143,657	138,920	121,859	120,910

■ 関連する計画、条例

せたがやノーマライゼーションプラン	第 5 期世田谷区障害福祉計画
-------------------	-----------------

事業番号 108 相談支援機能の強化

重点政策	2	主管部	総合支所	関連部	地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所
事業目的	「福祉の相談窓口」が、身近な地区の相談窓口として利用されるよう相談支援体制を確立します。				
現状と課題	・区では、地域包括ケアシステムの取組みの一環として、身近な地区での「福祉の相談窓口」の充実を目指し「地域包括ケアの地区展開」を平成 28 年 7 月から区内全 27 地区で実施しています。 ・「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務局の三者が連携して、高齢者、障害者、子育て家庭などの福祉の困りごと等の相談を受け、相談内容により区の関係所管や専門機関に適切に引き継ぎ、支援に結び付けています。今後、さらに複合的な課題や在宅療養相談にも対応できるよう相談支援機能の強化を図る必要があります。 ・平成 29 年 5 月実施の区民意識調査で「地域包括ケアの地区展開」の認知度を聞いたところ、「よく知っている」は 3.6%、「少し知っている」(15.5%)は 1 割半ば、「知らない」(79.6%)は 8 割となっていました。「福祉の相談窓口」が身近な地区での相談窓口として利用されるよう区民の認知度を向上させる必要があります。				
4 年間の取組み方針	・職員の対応力の向上を図るほか、三者の連携及び各総合支所の「福祉の相談窓口」への支援を強化することによりさまざまな相談に対応できるようにします。 ・「福祉の相談窓口」が身近なセーフティネットとなる相談窓口として、区民に利用されるよう周知に取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	対象者を拡充した相談の実施	1,500 件	1,500 件	1,600 件	1,700 件	1,800 件	6,600 件
	【再掲】三者連携会議の開催	308 回	324 回	333 回	336 回	336 回	1,329 回
	【再掲】在宅療養相談	220 件	2,000 件	2,500 件	3,000 件	3,500 件	11,000 件
	【再掲】地区連携医事業（各地区）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	48 回
	職員研修の実施	9 回	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
	「福祉の相談窓口」啓発の取組み a)ポスター b)ちらし c)啓発物品	a)1,300 部 b)43,100 部 c)22,000 個	a)1,000 部 b)55,500 部 c)35,500 個	a) 1,000 部 b)57,500 部	a) 1,000 部 b)57,500 部	a) 1,000 部 b)57,500 部	a)4,000 部 b)228,000 部 c)35,500 個

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	「福祉の相談窓口」の認知度	30.2%	60%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 福祉の相談窓口の強化

「福祉の相談窓口」に寄せられた住民の声や、担当職務を通して把握した地区の課題等を三者で共有し、様々な機会を通して身近な福祉の困りごとを相談窓口につなげることを地域住民に啓発することにより、住民ネットワークの強化に取り組みます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3015 ケアマネジメントの総合的推進	1,530	1,592	1,592	1,592
3445 地域包括支援センター障害者・子育て家庭等相談事業	199,768	217,190	217,190	217,190
合計	201,298	218,782	218,782	218,782

■ 関連する計画、条例

世田谷区地域保健医療福祉総合計画 せたがやノーマライゼーションプラン
 第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 世田谷区子ども計画 (第 2 期)
 健康せたがやプラン (第二次) 後期

事業番号 109 地区・地域での社会資源の発掘・創出

重点政策	2	主管部	総合支所	関連部	地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所
事業目的	地区・地域での支えあい活動の支援や社会資源の発掘・創出を通して、「参加と協働による地域づくり」を進めます。				
現状と課題	・区では、地域包括ケアシステム構築の一環として、身近な地区での「参加と協働による地域づくり」を目指し「地域包括ケアの地区展開」を平成 28 年 7 月から区内全 27 地区で実施しています。 ・「参加と協働による地域づくり」では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務局の三者が連携して取り組む地区アセスメントの作成を通じて、担い手の高齢化等による人材の不足、身近な活動場所の不足、高齢化の進んだ団地の住民支援などの地区・地域の課題を把握し情報共有を図りました。 ・把握した地区・地域の課題解決のために、活動場所や地域住民の主体的な活動の創出・コーディネート、地域人材の育成やマッチング、地域活動のネットワーク化など、社会資源の発掘・創出等に取り組んでいますが、今後、さらにこの取組みを展開していく必要があります。 ・地区の状況や特性に応じた新たなサービスや支えあい活動等の立ち上げを支援し、発掘・創出した社会資源を活用するために、関係者・サービス提供主体間の連携体制の構築が必要です。 ・把握した地区の課題やニーズと多様な主体の取組みとのマッチングを図りながら、地区に根ざした支援活動を継続的に実施していく必要があります。				
4 年間の取組み方針	・地区アセスメントの更新や訪問等を通して地区の課題やニーズを把握するとともに、生活支援サービスや地域人材などの社会資源を発掘・創出する多様な主体による「参加と協働による地域づくり」を継続して進めます。 ・協議体（全区・地区）の開催、日常生活支援センターの運営を通して、地区における課題やニーズの把握及び分析を行うとともに、多様な主体が参画する定期的な情報共有の場づくり及び連携・協働の強化による取組みを進めます。 ・地区サポーター制度（地区人材バンク事業）等、発掘・創出した地域人材や生活支援サービス等の提供者と利用者のマッチングや地域人材のコーディネート機能の充実を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	地区アセスメント更新及び地区課題解決等の取組み	27 地区	27 地区	28 地区	28 地区	28 地区	—
	三者連携会議の開催	308 回	324 回	333 回	336 回	336 回	1,329 回
	訪問による課題把握	1,350 件	1,350 件	1,400 件	1,400 件	1,400 件	5,550 件
	地域支えあい活動の実施など社会福祉協議会への相談	4,050 件	4,050 件	4,200 件	4,200 件	4,200 件	16,650 件
	地域の課題解決に向けた検討を行う協議体の開催	83 回	83 回	84 回	86 回	86 回	339 回

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	地区サポーター等の活動のコーディネート	324 回	324 回	333 回	336 回	336 回	1,329 回
	地区高齢者見守りネットワークの活動	27 地区	27 地区	28 地区	28 地区	28 地区	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地区課題解決の取組みの成果 (延べ件数)	27 件	110 件
	地域支えあい活動団体数 (年度末実数)	770 団体	835 団体
	地域支えあい活動延べ参加者数	238,000 人	248,000 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 参加と協働による地域づくりの推進

三者の取組みのほか、協議体等の取組みにより、介護施設や町会会館、空き家・空き室等の活動の場の確保に向けた協力促進、地域人材の発掘や育成及びコーディネート、地区・地域活動団体のネットワーク構築、NPO 法人等との連携による生活支援サービスの提供体制の拡充など、地区・地域での社会資源の発掘・創出を進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2427 地域調整事務	3,881	2,984	2,984	2,984
3432 地区高齢者見守りネットワーク事業	7,820	8,406	8,406	8,406
3435 地域福祉資源開発事業	175,426	191,765	190,950	190,950
合計	187,127	203,155	202,340	202,340

■ 関連する計画、条例

世田谷区地域保健医療福祉総合計画 せたがやノーマライゼーションプラン
 第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 世田谷区子ども計画 (第 2 期)
 健康せたがやプラン (第二次) 後期

事業番号 110 全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営

重点政策	2	主管部	梅ヶ丘拠点整備担当部	関連部	保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所
事業目的	地域包括ケアシステムを支える機能を持つ全区的な保健医療福祉の拠点をつくります。				
現状と課題	・全区的な保健医療福祉の拠点として、拠点内各施設の事業運営検討や拠点全体としての事業運営の検討を行っています。 ・拠点には、専門性の集積や質の高いサービスを提供できる人材の育成等により地域・地区の拠点やサービス事業者を支援する「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と、地域での活動を牽引するようなモデルを発信する「今後の取組みをリードしていく先駆的機能」が求められています。				
4年間の取組み方針	・平成 25 年 12 月策定の「梅ヶ丘拠点整備プラン」に基づき、全区的な保健医療福祉の拠点機能を構築します。 ・区複合棟に整備する、保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター等と、高齢者・障害者支援施設を整備する民間施設棟とが連携し、先駆的な取組みや地域交流事業等を実施・情報発信するとともに、地域のサービスをバックアップします。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	区複合棟の新築工事及び民間施設棟開設進行管理	区複合棟・民間施設棟工事	区複合棟・民間施設棟工事	区複合棟工事 民間施設棟開設・運営	区複合棟開設・運営 民間施設棟運営	区複合棟・民間施設棟運営	—
	（仮称）地域交流会議（準備会）の開催	—	2 回 （準備会）	2 回	2 回	2 回	8 回
	先駆的な取組みの実施	—	先駆的な取組みの検討	1 事業	2 事業	2 事業	5 事業
	拠点全体でのイベント・事業の実施	—	イベント・事業の検討	1 回	1 回	1 回	3 回
	情報紙の発行（情報発信、利用者調査等）	—	開設に向けた情報紙の発行 2 回	情報発信 4 回	情報発信 4 回	情報発信 4 回	14 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	区複合棟・民間施設棟の施設整備	両施設ともに 平成 29 年度より着工する	民間施設棟整備完了予定 (平成 30 年度) 区複合棟整備完了予定 (平成 31 年度)
	区内福祉施設の拠点活用率	—	50%以上
	区民・団体(高齢者・障害者・子育て)等の利用満足度	—	80%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- (仮称) 梅ヶ丘拠点運営協議会を活用した拠点機能の向上

地元町会自治会・商店街等の関係団体、拠点内各施設等で構成する(仮称)梅ヶ丘拠点運営協議会を組織し、運営等について協議を行い、拠点全体の機能を向上させます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3492 梅ヶ丘拠点運営事業	529			
合計	529			

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

梅ヶ丘拠点整備プラン 世田谷区地域保健医療福祉総合計画
第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第 5 期世田谷区障害福祉計画 世田谷区子ども計画(第 2 期)
健康せたがやプラン(第二次)後期 総合福祉センター個別事業移行計画

事業番号 111 福祉人材育成・研修センター運営

重点政策	2	主管部	保健福祉部	関連部	障害福祉担当部、梅ヶ丘拠点整備担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所
事業目的	福祉人材育成・研修センターを効率的、効果的に運用し、世田谷区の福祉人材を育成、確保します。				
現状と課題	・平成 32 年度の梅ヶ丘拠点における福祉人材育成・研修センター開設に向けて、運営の基礎となる方針や、効果的な事業運営についての検討を行っています。 ・高齢者や障害者等のさらなる増加と、支え手となる年齢層の減少が進むことから、介護職員をはじめとする専門人材の確保や育成が重要となります。 ・地域包括ケアシステムを推進するためには、専門人材だけでなく、地域人材の確保や育成も不可欠です。 ・増加する福祉ニーズに対応するためには、需給予測などの基礎的なデータ分析に基づいた福祉施策が重要となります。				
4 年間の取組み方針	・梅ヶ丘拠点における福祉人材育成・研修センターの運営の基礎となる「基本方針」を策定し、各年度の事業計画の基礎とします。各年度の事業計画については運営委員会の意見も取り入れた PDCA サイクルに基づき事業改善に取り組みます。 ・高齢介護の分野や障害福祉分野、保健医療分野、子ども・子育て分野等の専門人材及び分野を横断した研修プログラムの実施、人材の確保や育成、マッチング等を行います。 ・地域包括ケアシステムを推進する地域リーダーなど地域人材の育成機能も持つ福祉人材育成の総合的拠点とします。 ・基礎的なデータの収集、分析を行い、福祉施策の研究に取り組むとともに、保健福祉領域の各種計画策定時にも役立てます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	基本方針、事業計画の策定	基本方針 素案検討	基本方針 策定	32 年度 事業計画 策定	33 年度 事業計画 策定	34 年度 事業計画 策定	—
	運営委員会の立ち上げ及び P D C A サイクルの確立	—	検討	立ち上げ 及び確立	運用	運用	—
	研修等事業や人材確保事業の実施	—	—	検討 先行実施	実施及び 見直し	実施及び 見直し	—
	研究活動の実施	—	検討	検討	調査	調査	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	受講者満足度	—	全体平均満足度 70% 以上
	受講率	—	全体平均募集定員の 70% 以上の受講率

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 福祉人材の育成

事業者による福祉人材育成事業に対し、研修メニュー等の提案や、研修会場の貸し出しを実施することで、福祉人材の育成を推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3486 福祉人材育成・研修センター準備事業	864			
合計	864			

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

梅ヶ丘拠点整備プラン 世田谷区地域保健医療福祉総合計画
 第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 第 5 期世田谷区障害福祉計画 世田谷区子ども計画 (第 2 期)
 健康せたがやプラン (第二次) 後期

事業番号 112 地域包括ケアシステムの深化・推進

重点政策	2	主管部	保健福祉部	関連部	総合支所、地域行政部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所
事業目的	地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。				
現状と課題	・区では、平成 26 年度から、高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会の形成を目指して、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。 ・国は、地域共生社会の実現に向けて、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、区市町村において、地域づくりの取組み支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援の体制整備に向けた検討を進めています。 ・今後は、国による「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動向も見据え、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。 ・地域包括ケアシステムを支える、予防・健康づくり、各福祉サービスの基盤の整備や医療・介護連携等のネットワーク構築、人材確保・育成等の取組みをさらに充実するため、区民・事業者との参加と協働による地域づくりを進める必要があります。 ・介護、引きこもり、こころの不調、子育てなどの家庭における複合的な課題については、関係する相談支援機関が有機的に連携し、サービス提供のマネジメントを包括的、継続的に行う必要があります。				
4 年間の取組み方針	・地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて、医療・介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加（就労）の基盤整備の進捗状況を把握し、これまでの取組みの検証を踏まえた課題整理と、ケアマネジメント力の向上、地区への後方支援の強化等今後の充実策の検討を行います。 ・支援を必要とする区民に対し、区、関係機関、事業者等が連携して包括的、継続的な支援を進めていくことができるよう、各種サービスの基盤整備やネットワーク構築、区の執行体制などシステム全体の推進体制の強化に順次取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	地域包括ケアシステムの深化に向けた推進体制の強化	現状の取組みの検証	推進体制の強化検討	推進体制の強化	推進体制強化の検証、さらなる充実、強化に向けた検討	検証、検討に基づく充実、強化	—
	地域包括ケアシステム推進体制強化検討を受けた関連計画への反映と取組み	関連計画に基づく取組み	関連計画に基づく取組み	推進体制強化による取組み	子ども計画（後期）への反映	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及びノーマライゼーションプラン・障害福祉計画への反映、取組みの推進	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	介護や医療が必要になっても 世田谷区に住みたい人の割合	69.2%	75%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民・事業者との連携による地域包括ケアシステムの基盤整備

区民や事業者、関係機関等との連携を密にして、必要な福祉サービスを一体的に提供する施策展開を進めるとともに、地域包括ケアシステムを推進するための医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加（就労）の環境整備に取り組みます。

■ 事業費

本事業単独での予算事業なし

■ 関連する計画、条例

世田谷区地域保健医療福祉総合計画	せたがやノーマライゼーションプラン
第 5 期世田谷区障害福祉計画	第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
健康せたがやプラン（第二次）後期	世田谷区子ども計画（第 2 期）

2 子ども若者・教育

事業番号 201 若者の交流と活動の推進

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	—
事業目的	若者が多様な人々とのかかわりの中で肯定的な自己形成を育みながら、主体的な交流と活動の幅を広げる取組みを通じて、子ども・若者・大人がともに学び育ちあう地域をつくります。				
現状と課題	・中高生支援館、青少年交流センター及び若者の身近な居場所の整備・運営、ユースリーダー事業、若者自身による世田谷の魅力発信「情熱せたがや、始めました。」等を通じて、若者の交流と活動を広げる場や機会の充実に取り組んできました。 ・より多くの若者の自立と成長を促していくためには、様々な状況にある若者にとって利用しやすい、開かれた場をつくり、同世代や異なる世代の人々とのかかわりの中で主体的な活動をサポートする多様な取組みが必要となります。 ・若者が自ら社会とのかかわり方を積極的に創造したり、敷居の低い身近な居場所や気軽な相談の場から、必要に応じて適切な支援体制につないだりするなど、若者の社会参加と協働に向けて地域との連携・協力をさらに強化していく必要があります。				
4年間の取組み方針	・世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成します。 ・地域活動団体等と連携し、若者に対する区民の理解を深めるとともに若者にかかわる地域のネットワークを広げ、地域で若者を見守り支える体制を充実させます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	ティーンズプロジェクトの実施 a)各児童館実施回数 合計 b)ティーンエイジ カーニバル	a)130回 b)1回	a)130回 b)1回	a)130回 b)1回	a)130回 b)1回	a)130回 b)1回	a)520回 b)4回
	青少年交流センター 社会体験、ものづくり 体験事業の充実	75事業	75事業	125事業	125事業	125事業	450事業
	「情熱せたがや、始めました。」の取組み (配信回数)	500回	540回	600回	660回	720回	2,520回
	中高生支援館の地域 中高生支援者懇談会 の開催	5回	5回	5回	5回	5回	20回
	各児童館の中高生支 援者懇談会	25回	25回	25回	25回	25回	100回
	青少年交流センター の地域とのつながり・連携強化 a)地域懇談会 b)協議会	a)2回 b)1回	a)2回 b)1回	a)4回 b)1回	a)4回 b)1回	a)4回 b)1回	a)14回 b)4回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	児童館や青少年交流センター 利用者のうち、主体的に活動 に取り組んだ経験がある若者 の人数 (年間)	7,300 人	9,000 人
	「情熱せたがや、始めまし た。」閲覧数 (年間)	80 万回	100 万回
	児童館や青少年交流センター が関わる地域活動で若者が参 画した活動の回数及び参画し た若者の人数 (年間)	100 回 1,000 人	115 回 1,300 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 青少年交流センターや児童館の運営

若者の居場所づくりやプログラム・イベント実施等にあたり、区民、地域活動団体等の協力を得ながら、若者の自己実現に向けた主体的な取組みをサポートします。若者は施設を利用する中で自然と世代を越えた多様な人々と交流し、豊かな地域資源に触れ、地域に活動の範囲を広げることで、社会参加・協働意識の高まりにつなげていきます。

○ 「情熱せたがや、始めました。」の取組み

これまで行政施策や世田谷の魅力、活用しうる地域資源の情報が届かなかった若者世代に対し、若者の参加と協働により若者自身が SNS 等を活用し効果的に発信することで情報を伝えていくとともに、情報を受け取った若者が地域・人・支援機関と出会い、気軽に参加・参画するきっかけづくりを進め、将来的な住民参加の意識醸成に取り組めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3438 中高生支援事業	3,411	3,411	3,411	3,411
3483 希望丘青少年交流センター運営	30,268	69,265	69,265	69,265
合計	33,679	72,676	72,676	72,676

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画 (第 2 期)	世田谷区立児童館条例	世田谷区立青少年交流センター条例
-------------------	------------	------------------

事業番号 202 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援

重点政策	—	主管部	子ども・若者部	関連部	総合支所、経済産業部、保健福祉部 障害福祉担当部、 世田谷保健所、教育委員会事務局
事業目的	生きづらさを抱えた若者が自ら進路を定め、能力を活かして社会参加や就労に向かい、その人がその人らしく生きていけることを目指します。				
現状と課題	・生きづらさ・困難を抱えた若者支援に向け、子ども・若者支援協議会を開催し、関係機関と連携を図りながら若者支援に取り組んできました。また、生きづらさを抱えた若者が社会参加や就労に向かえるように、専門相談の充実、アウトリーチ型の支援や若者福祉的就労事業、就職に向けた準備などの支援が必要となります。 ・早期支援が次の動きだしへの効果につながることから、ティーンズサポート事業を実施し、区教育委員会及び区立中学校との連携による中高生世代の切れ目のない支援、早期支援に取り組む必要があります。				
4年間の取組み方針	・生きづらさ・困難を抱えた若者に対し、就労、福祉、医療等の関係機関と連携し、若者が将来の職業イメージや社会参加に向けたイメージを描けるよう、専門相談、アウトリーチ型支援や若者福祉的就労事業、就職に向けた準備支援事業を充実します。特に、教育委員会、中学校と連携して不登校から長期ひきこもり等へ移行させないように早期支援の取組みを実施します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	メルクマールセたがやによる相談支援の実施 (新規相談登録者)	100人	100人	100人	100人	100人	400人
	メルクマールセたがやによる居場所事業の利用促進(新規居場所登録者数)	10人	20人	20人	20人	20人	80人
	メルクマールセたがやによる家族支援の充実	120人	120人	120人	120人	120人	480人
	せたがや若者サポートステーション運営 (延べ来所者数)	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	10,800人
	関係機関との連携強化 a)代表者会議 b)実務者会議 c)個別ケース検討会議	a)2回 b)8回 c)24回	a)2回 b)8回 c)24回	a)2回 b)8回 c)24回	a)2回 b)8回 c)24回	a)2回 b)8回 c)24回	a)8回 b)32回 c)96回
	教育委員会・中学校との連携による早期支援の実施 (ティーンズサポート利用者)	6人	8人	10人	12人	14人	44人

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	支援終結数 (関係機関の利用、就労・就学 (準備含む) など進路 (社会への参加) 決定の数) a) メルクマールせたがや b) せたがや若者サポートステーション	a) 40 人 b) 90 人	a) 160 人 (40 人 × 4 年) b) 360 人 (90 人 × 4 年)
	登録者の年代別割合 (10 代の利用割合)	23%	25%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 関係機関との連携強化

地域との連携・協力を密にして、生きづらさを抱えた若者を支援へつなぐとともに、若者が自ら社会との関わりを積極的に持てるよう、支援の関係機関が連携を強化して個々の若者の状況にあった支援を実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3430 若者支援連携事業	55,009	55,009	55,009	55,009
合計	55,009	55,009	55,009	55,009

■ 関連する計画、条例

世田谷区産業振興計画	世田谷区子ども計画 (第 2 期)
------------	-------------------

事業番号 203 家庭・地域における子育て支援の推進

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	保育担当部
事業目的	妊産婦や子育て家庭が喜びと楽しさを実感しながら子育てできる環境を実現します。				
現状と課題	・区では10代後半～20代の転入が多く、地縁・血縁に頼れない中での子育ての孤立化を防ぐためにも、子育て家庭を身近な地域で見守り支援する取組みを進めてきましたが、世田谷版ネウボラがスタートし、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えるネットワークを構築していく中で、地域の子育て支援が果たす役割がこれまで以上に求められています。				
4年間の取組み方針	・地域全体で子どもの成長や子育て家庭を見守る体制を整えるため、おでかけひろばの充実、ほっとステイの定員枠の拡充、児童館を拠点とした地域子育ての取組みや、区民の子育てネットワークの更なる充実を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	ひろばの拡充	4 か所増 計 53 か所	4 か所増 計 57 か所	4 か所増 計 61 か所	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	8 か所増 (31年度末現在)
	ほっとステイの拡充 (定員枠人数)	2,480 人日増 計 26,000 人日	500 人日増 計 26,500 人日	500 人日増 計 27,000 人日	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	1,000 人日増 (31年度末現在)
	児童館親子サークルを通じた自主活動の場の提供	各児童館で1サークル以上実施	各児童館で1サークル以上実施	各児童館で1サークル以上実施	各児童館で1サークル以上実施	各児童館で1サークル以上実施	各児童館で4サークル以上実施
	各児童館のサポーターの拡充 (新規登録者数)	46 人	50 人	50 人	50 人	50 人	200 人
	子ども・子育てつなぐプロジェクトの充実(参加団体数)	20 団体減 計 90 団体	5 団体増 計 95 団体	5 団体増 計 100 団体	5 団体増 計 105 団体	5 団体増 計 110 団体	20 団体増
	ファミリー・サポート・センター事業の充実(援助会員実活動者数)	8 人増 計 497 人	35 人増 計 532 人	35 人増 計 567 人	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	70 人増 (31年度末現在)

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	子育てについて相談できる人が身近な地域にいる人の割合	67.1%	90%
	地域で子育てに関わる区民の割合	7.6%	15%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 子ども基金

子ども基金を活用して区民より子育て支援を目的として寄附を募り、地域の子育て事業の立ち上げや拡充を行なう団体等へ助成することにより、地域社会全体で子育てに取り組む共助のしくみを推進していきます。また、子ども基金の申請により把握した新たな団体も含め、子育て活動団体の交流と学習の機会を提供することで団体同士のネットワークの構築を促し、更に活動情報を区民に発信する「子育てメッセ」等の機会を設けることにより、地域の子育ての活性化と力の向上を図ります。

○ 児童館子育てサポーター

親子サークルの経験者や地域の方々に協力を呼びかけ、児童館のひろば活動や講座などで運営補助をしていただきます。それらのサポーターと参加者との交流により、地域での支えあいや、次の担い手育成にもつなげます。

○ ファミリー・サポート・センター事業

身近な地域で子を預けたい人(利用会員)と預かる人(援助会員)との相互援助を行う事業であり、今後も地域の支えあいの仕組みとして事業を推進していきます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3296 子育てステーション事業	227,251	227,251	227,251	227,251
3363 子育てつどいの広場	183,504	214,966	214,966	214,966
3437 児童館在宅子育て支援	11,957	11,957	11,957	11,957
3439 子どもを育む地域活動の支援	57,250	57,250	57,250	57,250
合計	479,962	511,424	511,424	511,424

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画(第2期)	世田谷区子ども・子育て支援事業計画	調整計画
----------------	-------------------	------

事業番号 204 保育・幼児教育の充実

重点政策	1	主管部	保育担当部	関連部	子ども・若者部、教育委員会事務局
事業目的	保育待機児童解消と保育・幼児教育の質の向上に取り組みます。				
現状と課題	・これまで様々な手法により保育定員の拡充に取り組み、平成 29 年 4 月には 1,959 人分の保育定員を拡充し、平成 30 年 4 月に向けても認可保育園の新規開設を中心に 1,651 人分の保育定員の拡充を計画しています。 ・この間、認可保育園を中心として施設整備を進めてきた効果により、3 歳児から 5 歳児までの待機児童は解消されているため、今後は 0 歳児から 2 歳児の低年齢児を対象とした認可保育園や小規模保育事業等を重点的に整備していく必要があります。 ・量的拡充とあわせて、「世田谷区保育の質ガイドライン」に掲げる質の高い保育を提供し続けるため、質的充実も図りながら、保育・幼児教育の充実に取り組む必要があります。 ・将来の子どもの生きる社会を展望し、乳幼児期における教育・保育を一層充実していくために、「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました（平成 29 年 7 月）。「世田谷区子ども計画」等との整合を図りながら、幼稚園と保育園の枠組みを超えた取組みや乳幼児期における教育・保育と小学校との円滑な接続などに取り組む必要があります。				
4 年間の取組み方針	・多様化する保育ニーズに的確に対応するため、保育総定員の量的な拡充を実現します。新たな人口推計をもとに見直した子ども・子育て支援事業計画に基づき、より一層保育施設整備を推進します。また、「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、区立幼稚園から認定こども園への用途転換を進めます。 ・区内保育施設職員に対する巡回指導や乳幼児教育アドバイザーの派遣、幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続を図るアプローチ・スタートカリキュラムの実施など、保育・幼児教育の質の向上に取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	保育総定員の拡充	1,409 人 保育総定員 19,302 人 (平成 30 年 4 月時点)	1,262 人 保育総定員 20,564 人 (平成 31 年 4 月時点)	1,020 人 保育総定員 21,584 人 (平成 32 年 4 月時点)	(仮称)世 田谷区子 ども計画(第 2 期)後期計 画に基づく 取組み	(仮称)世 田谷区子 ども計画(第 2 期)後期計 画に基づく 取組み	2,282 人 保育総定員 21,584 人 (32 年 4 月 時点)
	区立幼稚園用途転換等計画に基づく取組み a) 区立塚戸幼稚園 b) その他の区立幼稚園	a) 閉園に向けた調整 b) 区立幼稚園用途転換等計画に基づく検討	a) 閉園 b) 区立幼稚園用途転換等計画に基づく検討	a) 私立認定こども園の整備 b) 区立幼稚園用途転換等計画に基づく検討	a) 私立認定こども園開設 b) 区立幼稚園用途転換等計画に基づく検討	a) 私立認定こども園運営 b) 区立幼稚園用途転換等計画に基づく検討	—
	区内保育施設職員に対する巡回指導相談の実施（各施設巡回回数）	全園年 1 回以上	全園年 1 回以上	全園年 1 回以上	全園年 1 回以上	全園年 1 回以上	—
	乳幼児教育アドバイザーの派遣	14 回	30 回	45 回	60 回	75 回	210 回

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続 (アプローチ・スタートカリキュラムの実施、普及・啓発)	試行・検証	試行・検証 (区立小学校全校 61 校、区立幼稚園全園 9 園)	実施園の拡大(区立保育園全園 50 園)	普及・啓発 (私立幼稚園・私立保育園)	普及・啓発 (私立幼稚園・私立保育園)	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
	保育待機児童数	861 人 (平成 29 年 4 月時点)	0 人 (平成 34 年 4 月時点)
	区立幼稚園から認定こども園への移行済数	1 園	2 園
	区内乳幼児教育・保育施設における質の向上の取組み(乳幼児教育アドバイザーの派遣回数)(年間)	14 回	210 回

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 公私連携幼保連携型認定こども園の開設

公募により選定した運営事業者と協定を結び、公私連携幼保連携型認定こども園を開設します。

○ 区立と私立、幼稚園と保育所等の枠組みを越えた連携

区立と私立、幼稚園と保育所等の枠組みを越えて、それぞれの園での取組みや課題などの情報の共有化や、研修・研究の推進等、今後の乳幼児期における教育・保育の質の向上に向けた議論を行うために、幼児教育・保育情報連絡会を設置し、取組みを進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3241 保育施設整備	5,903,647	4,771,569		
合計	5,903,647	4,771,569		

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画(第2期) 第2次世田谷区教育ビジョン 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン

事業番号 205 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	総合支所、保育担当部、世田谷保健所
事業目的	妊娠期から就学期までの子育て家庭を切れ目なく支援する「世田谷版ネウボラ」を推進し、子どもを生み育てやすいまちをめざします。				
現状と課題	妊娠中や産後、乳幼児を育てる時期は、誰もが様々な不安を抱えるものであり、核家族化や地域社会との関わりの希薄化の進展とも合わさって、妊産婦や子育て家庭の孤立感や負担感が高まっています。また、国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」によると、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割を占めています。 ・このような状況から、妊娠期から子育て家庭に寄り添い切れ目なく支援する「世田谷版ネウボラ」の充実に向けて、区・医療・地域が連携し、相談支援体制の強化を図る必要があります。 ・「子どもを生み育てやすいまち」の実現には、妊産婦や子育て家庭に「世田谷版ネウボラ」を認知してもらうだけでなく、区民のみなさんにも知ってもらうことで、子育てを応援する機運を高めるきっかけとし、地域全体で子育てを支えていく必要があります。				
4年間の取組み方針	・相談支援体制の強化を図るため、利用者支援事業の実施や、さんさんサポート事業の再構築を進め、子どもの健やかな育ちを支える環境の充実を図ります。 ・「世田谷版ネウボラ」の周知を強化します。また、子育て利用券事業に地域の子育て活動団体の参加を増やすとともに、地域との連携強化を通じて、地域全体で子育てを支える環境の充実を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	妊娠期面接の実施 (面接実施率 1)	65.0% (2)	90%	90%	90%	90%	—
	利用者支援事業の実施 a)基本型 b)特定型 c)母子保健型	a)4 か所 b)5 か所 c)5 か所	a)6 か所 b)5 か所 c)5 か所	a)6 か所 b)5 か所 c)5 か所	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	(仮称)世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に基づく取組み	—
	さんさんサポート事業の再構築	さんさんサポートの実施、事業者の拡充	子育て利用券の利用状況の検証 さんさんサポート事業の再構築に向けた検討	さんさんサポート事業の再構築の実施	さんさんサポート事業の実施	さんさんサポート事業の実施	—
	子育て利用券事業への地域の活動団体によるサービス登録数	34 サービス	50 サービス	50 サービス	50 サービス	50 サービス	—

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	周知の強化 a) 区報 b) リーフレット c) 地域支援者(ひろば研修、子育てメッセ、民生・児童委員(主任児童委員含む)等)周知 d) 医療機関へのネウボラ・チームの訪問による周知 e) 民間企業等と連携した周知	a) 1 回 b) 検討 c) 2 回 d) 試行 e) 検討	a) 1 回 b) 1,800 か所 c) 3 回 d) 20 回 e) 試行	a) 1 回 b) 1,800 か所 c) 3 回 d) 20 回 e) 試行	a) 1 回 b) 2,000 か所 c) 3 回 d) 20 回 e) 実施	a) 1 回 b) 2,000 か所 c) 3 回 d) 20 回 e) 実施	a) 4 回 b) — c) 12 回 d) 80 回 e) —
	地域との連携強化 a) 福祉の相談窓口や地域の子育て活動へのネウボラ・チームの巡回 b) 必要な支援につなぐための、地域と相互に連携しあう仕組みづくり	a) 検討 b) 検討	a) 試行 10 回 b) 検討	a) 30 回 b) 試行	a) 60 回 b) 実施	a) 60 回 b) 実施	a) 160 回 b) —

1：面接実施率とは、妊娠届件数（母数）に対する妊娠期面接の実施割合。ただし、平成 28 年度の妊娠届 8,779 件に対し出生数が 7,936 件であるように、例年、1 割程度の乖離が生じている。

2：29 年度現況値は、平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月までの妊娠届件数に対して、平成 30 年 1 月までに面接を行った割合を面接実施率として計上した。（平成 30 年 1 月は、平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月までに妊娠届をした妊婦が概ね出産を迎えたと見込まれる月次のため）

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
	子育てについて相談できる人が身近な地域にいる人の割合	67.1%	90%
	妊娠期面接の満足度	99.7%	100%
	世田谷版ネウボラの認知度	4.6%	33%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地域との連携

地域で子育て支援活動を行っている団体へ子育て利用券事業への参加の呼びかけを行うとともに、ひろばの拡充などを通じて地域の支援の担い手となる人材の発掘、育成を充実していきます。

○ 医療との連携

医師会等の医療機関関係者が集まる機会や区内医療機関の症例検討の場等との連携を模索し、区の取組みの紹介や意見交換を行うことを通じて、医療機関との顔の見える関係を築きます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3255 在宅子育て支援	105,678	114,200	114,200	114,200
5046 母子保健知識等の普及と啓発	184,371	192,371	200,371	208,371
合計	290,049	306,571	314,571	322,571

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画（第 2 期） 健康せたがやプラン（第二次）後期

事業番号 206 子どもの成長と活動の支援

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	みどり 3 3 推進担当部
事業目的	自然体験、多世代交流、地域連携を通して子どもの生きる力を育みます。				
現状と課題	・児童館では、乳幼児から小・中・高校生までにわたる長期的なかかわりと地域との連携に取り組んでいます。このような地域連携、長期・継続的事業に取り組む機関は他に例がない中、切れ目のない支援の観点からも、その役割は一層重要となっています。 ・プレーパークをはじめ、区では地域の資源を活用しながら外遊びのできる環境を整えてきましたが、外遊びについても所属や年齢を越えた交流や地域の協力・連携の機会を創出するものであり、外遊びの推奨に向け、検討委員会を経て、官民連携による全区的ネットワークづくりを開始しました。今後、外遊び啓発と活動団体等のネットワークの一層の強化を図るとともに、地域ごとの外遊びの啓発とネットワークの構築や、既存の活動の充実を進める必要があります。				
4 年間の取組み方針	・児童館において、異年齢・多世代との交流及び長期的・継続的なかわり、並びに地域との連携による子どもたちへの見守りの強化を目指した事業を充実します。 ・プレーパークをはじめとした地域資源を活用し、保護者、地域、活動団体、関係機関等のネットワークを強化し、外遊びの啓発と既存の活動の充実を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	異年齢・多世代交流と長期的な関わりを持つことを目指したサマーキャンプ事業の実施	25 回	25 回	25 回	25 回	25 回	100 回
	児童館地域懇談会の実施	50 回	50 回	50 回	50 回	50 回	200 回
	外遊びの啓発、ネットワークづくりの推進	外遊び啓発の充実、全区的ネットワーク強化及び地域ネットワークづくりに向けた検討	外遊び啓発の充実、全区的ネットワーク強化及び地域ネットワークづくりに向けた検討	外遊び啓発の充実、全区的ネットワーク強化及び地域ネットワークづくりの実施	外遊び啓発の充実、全区的及び地域ネットワークの強化	外遊び啓発の充実、全区的及び地域ネットワークの強化	—
	砧地域プレーパークの設置に向けた協働事業の実施	5 回	10 回	20 回	45 回	本格実施（実施場所固定による定期開催）充実に向けての検討	—
	プレーリヤカーの拡充 a)実施場所 b)実施回数	a)19 か所 b)172 回	a)20 か所 b)189 回	a)20 か所 b)201 回	a)20 か所 b)213 回	a)20 か所 b)240 回	a)— b)843 回
	砧・多摩川あそび村の拡充	週 3 日開園 出張事業 12 回	週 4 日開園 出張事業 12 回	週 4 日開園 出張事業 12 回	週 4 日開園 出張事業 12 回	週 5 日開園 出張事業 12 回	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	児童館サマーキャンプでリーダー的活動を行った小学生、中高生の延べ人数	103 人	400 人 (100 名 × 4 年)
	児童館事業に協力した経験を持つ大人の延べ人数	延べ 11,400 人	延べ 46,350 人 (4 年間の累計)
	子どもの外遊びについて、協力したり見守りたいと考える大人の割合	54.5%	70%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 児童館まつり、サマーキャンプ

異年齢、多世代交流を創出する事業の実施にあたり、区民、団体と協力、連携して取り組みます。

○ 児童館における地域との連携強化

地域懇談会、中高生支援者懇談会、子育て支援者懇談会、地域支援事業など地域の子育て支援、子どもたちの見守りにつながる事業について、区民、団体と相互協力をしながら進めます。

○ 砧地域プレーパーク設置に向けた協働事業

区民や外遊び活動団体との協働により砧地域プレーパーク設置に向けた事業を進めます。

○ 外遊び啓発、ネットワークづくりの推進

すべての世田谷の子ども達に自由で主体的で創造的な外遊びの機会を保障するため、区民・活動団体、関係機関等と行政が、民間を中心に協働してネットワークを作り、外遊びを推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3372 自然体験遊び場事業	46,291	47,570	48,536	52,163
3465 児童館キャンプ	16,843	16,843	16,843	16,843
合計	63,134	64,413	65,379	69,006

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画 (第 2 期)

事業番号 207 「世田谷 9 年教育」の推進

重点政策	1	主管部	教育委員会事務局	関連部	—
事業目的	第 2 次世田谷区教育ビジョンに示した、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を学校・家庭・地域が連携してはぐくむ」を基本的な考え方とし、変化の激しい時代を担う子どもたちが、これからの社会を生きるために必要な基礎をはぐくむ質の高い学校教育の実現を図ります。				
現状と課題	・一人ひとりの個性や学習の習得状況に応じて、基礎基本の定着を図るとともに、多様な能力、個性を伸ばし、社会の変化に柔軟に適応し、問題を解決する資質・能力をもった子どもを育てる教育、指導が必要です。 ・英語教育の充実に向けて、指導方法の研究、確立や、授業の改善が必要です。 ・教育の情報化を推進するとともに、理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）を推進し、科学的・数学的素養の伸長を図ることが必要です。 ・「特別の教科 道徳」の教科化に対応し、研修や指導資料集の作成など、教員が適切に指導・評価できるように支援することが必要です。 ・改訂学習指導要領に的確に対応し、質の高い教育を実現するために、「世田谷区教育指導要領」を改訂するとともに、教科「日本語」の質の向上に向けて、指導内容、教材等の検証・検討が必要です。 ・体力の低下、幼児の動作発達の遅れ等に対応するため、個々の子どもたちに合った運動習慣や基本的な生活習慣を身につけさせ、体力向上・健康増進を図る必要があります。 ・学校経営・学校運営のモデルとして策定した「世田谷マネジメントスタンダード」について、取組み状況や効果を検証し、「世田谷 9 年教育」の定着と質の向上及び学校の継続的改善に向けた検討・取組みを行う必要があります。				
4 年間の取組み方針	・変化の激しい時代を担う子どもたちに、これからの社会を自立的に生きるための基礎をはぐくむ取組みとして、英語教育、国際理解教育、教育情報化の推進、理数教育・プログラミング教育（STEM教育）「特別の教科 道徳」への対応、「世田谷区教育要領」の改訂、教科「日本語」の質の向上を進めます。 ・区立小、中学校、幼稚園全校において、体力向上、健康増進の取組みを実施します。 ・「世田谷マネジメントスタンダード」の取組み状況や効果を検証し、改訂を行います。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	道徳教育の教科化への対応 a) 特別の教科 道徳 b) 研修 c) 指導資料	a) 検討・準備 b) 検討・実施 c) 検討・作成	a) 小学校実施 b) 検討・実施 c) 検討・作成	a) 中学校実施 b) 実施 c) 検討・作成	b) 実施 c) 作成	b) 実施 c) 作成	—
	世田谷区独自の教育の推進 a) 「世田谷区教育要領」 b) 教科「日本語」	a) 改訂に向けた検討 b) 改訂に向けた検討	a) 改訂に向けた検討 b) 改訂教科書の検討、試行（モデル校）	a) 改訂 b) 改訂教科書作成、試行（モデル校）	a)（改訂版）小学校実施 b)（改訂版）小学校実施	a)（改訂版）中学校実施 b)（改訂版）中学校実施	—
	多様な取組による国際理解教育・英語教育の充実 a) 小学校「外国語」 b) ICT を活用した短時間授業 c) 多文化体験コーナー d) 研修	a) 検討 b) 検討 c) 準備 d) 検討	a) 教科化等先行実施 b) 実施 c) 開設 d) 検討・充実	a) 教科化等先行実施 b) 実施 c) 運営 d) 実施	a) 教科化等実施 b) 実施 c) 運営 d) 実施	a) 教科化等実施 b) 実施 c) 運営 d) 実施	—

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	特別教室等のICT教育環境の整備	—	ICT機器の活用状況調査及び特別教室等のICT教育環境の検討・整備	特別教室等のICT教育環境の検討・整備	特別教室等のICT教育環境の検討・整備	大型拡大提示機、タブレット型情報端末、実物投影機を活用した授業の充実	—
	理数教育・プログラミング教育等（STEM教育）の推進 a) STEM教育 b) 研修	a) 検討 b) 検討	a) 試行（モデル校） b) 検討・実施	a) 試行（モデル校） b) 実施	a) 小学校実施 b) 実施	a) 中学校実施 b) 実施	—
	体力向上・健康推進の取組み a) 世田谷3快（ ）プログラム b) 子どもの健康に関する調査	a) 実施 b) 結果分析	a) 実施・検証 b) 実施	a) まとめ b) 結果分析	a)（第2期）開始 b) 実施	a)（第2期）実施 b) 結果分析	—
	世田谷マネジメントスタンダードの検証・改訂	検討	検証	改訂	（改訂版）試行	（改訂版）実施	—

3 快...快眠、快食、快運動

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成29年度(2017年度))	目標値 (平成33年度(2021年度)末)
	学校運営に対する児童・生徒の肯定的評価 (学習・学習指導・生活指導・学校全般について)	80.4%	82.5%
	学校運営に対する保護者・地域の肯定的評価 (学習指導・生活指導・学校全般について)	80.7%	82.5%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 地域と連携した国際交流、多文化理解等の取組み
「多文化体験コーナー」の活用等による地域団体や民間団体、区内大学、事業者等と連携した国際交流・多文化理解・英語体験等の取組みを実施します。
- 民間事業者のノウハウを活用したSTEM教育の試行
ICTを活用した授業や家庭学習の支援など、民間事業者のノウハウを活用し、モデル校でのSTEM教育を試行します。
- 区内大学等と連携した体力向上、健康推進の取組み
区内大学等と連携した「世田谷3快プログラム」や「子どもの健康に関する調査」等の実施及びその成果や結果を踏まえた体力向上、健康推進のための取組みを実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
8021 教職員研修	17,688	17,688	13,005	13,005
8184 世田谷9年教育の推進	252,305	221,721	219,667	218,022
8192 教科日本語の推進	37,073	37,073	31,556	25,913
合計	307,066	276,482	264,228	256,940

■ 関連する計画、条例

第2次世田谷区教育ビジョン

事業番号 208 特別支援教育の充実

重点政策	1	主管部	教育委員会事務局	関連部	子ども・若者部
事業目的	配慮を要する子どもの自立や社会参加に向けた能力、可能性を伸ばします。				
現状と課題	・障害者差別解消法の施行やインクルーシブ教育システム（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなど）の構築など、特別支援教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、通常の学級における人的支援の大幅な拡充を行いました。しかし、発達障害をはじめ、配慮を要する児童・生徒の人数の増加等に伴い、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。また、人的支援を行う人材の確保も難しくなっています。 ・障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある支援の場の整備が重要です。区では、発達障害等の可能性がある児童の支援を充実するため、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備するなど、特別支援学級等の整備・充実に取り組んできましたが、児童・生徒の増加や状態を踏まえ、引き続き連続性のある支援の場の整備が求められています。 ・特別支援学級等に在籍している児童・生徒の多くは、障害による学習上又は生活上の困難を抱えていることから、障害のある児童・生徒の状態に応じた教材・教具を充実していく必要があります。障害のある児童・生徒がタブレット型情報端末を活用できるようになることは、学力の向上や自立促進などの効果が見込まれるため、区では、タブレット型情報端末を使ったモデル事業を実施していますが、ＩＣＴの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上や、モデル事業を踏まえたタブレット型情報端末の整備などが課題となっています。				
4年間の取組み方針	・人的支援のニーズが依然として高い状況にあることを踏まえ、特別支援教育の人的支援体制の充実を図ります。 ・中学校「特別支援教室」や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）等の整備を進め、連続性のある支援の場のさらなる強化を図ります。 ・モデル事業の実施状況を踏まえ、特別支援学級等へのタブレット型情報端末の整備について検討し、個に応じた指導の充実を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	特別支援教育の人的支援体制の充実 a)学校包括支援員の配置 b)特別支援学級支援員の配置	a)91人 b)29人	a)4人 計95人 b)11人 計40人	学校（級）規模等に応じた配置の検討・取組み	学校（級）規模等に応じた配置の検討・取組み	学校（級）規模等に応じた配置の検討・取組み	検討・取組みに基づく必要量の配置
	中学校「特別支援教室」の開設	—	開設に向けた検討及び整備	開設 全29校	指導の充実	指導の充実	29校
	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設 a)小学校 b)中学校	—	開設に向けた検討	開設に向けた整備	開設 a)1校 b)1校 計2校	指導の充実	2校
	特別支援学級等のタブレット型情報端末の整備	64台	モデル事業の実施	モデル事業の効果検証、整備に向けた検討	検討を踏まえた取組み	指導の充実	モデル事業の検証結果に基づく必要量の整備

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	円滑な学級運営 () に効果があった学校の割合 配慮を要する児童・生徒に対する支援の充実、学級全体の安全確保など	-	100%
	特別支援学級等の指導・支援を受けている児童・生徒の人数	・ 中学校情緒障害等通級指導学級 159 人 ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級 (固定学級) 0 人 (平成 29 年 5 月 1 日)	・ 中学校情緒障害等通級指導学級 249 人 ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級 (固定学級) 20 人
	教育的効果があった特別支援学級及び「特別支援教室」の割合	-	80%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地域ボランティアの活用による特別支援教育の推進

配慮を要する子どもに対し、より多くの人的支援が求められていることから、特別支援教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて検討し、地域ボランティア制度の構築に向けて取り組みます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
8151 特別支援教育の推進	152,724	152,724	152,724	152,724
8170 学校支援・生活指導相談等	324,956	324,956	324,956	324,956
8186 小学校特別支援学級運営	234,925	234,925	234,507	233,789
8187 中学校特別支援学級運営	99,862	99,862	99,862	99,862
合計	812,467	812,467	812,049	811,331

■ 関連する計画、条例

第 2 次世田谷区教育ビジョン 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方
世田谷区特別支援教育推進計画

事業番号 209 支援を必要とする子どもと家庭のサポート

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	総合支所、生活文化部、経済産業部、保健福祉部、障害福祉担当部、保育担当部、世田谷保健所、都市整備政策部、教育委員会事務局
事業目的	子どもが健やかに成長・発達できるように、支援を要する子どもと家庭をサポートします。				
現状と課題	子どもの健やかな成長・発達の支障となる要因として、児童虐待や、子どもの貧困、ひとり親家庭の課題、子どもの障害への理解不足などがあり、それらの要因は相互に絡み合っています。その一つひとつの個別の課題を把握して、必要な支援策を講じるとともに、区としての対応力の向上を図ることが求められています。 ・ひとり親家庭を含め経済的理由により生活上で困難を抱えた子どもは、自らSOSの声を上げにくく、子どもの貧困の実態は社会から見えにくいという難しさがあります。そのため、区における子どもの貧困の実態を把握し、子どもの貧困対策を一層推進していく必要があります。 ・児童福祉法の改正により、区の児童虐待予防の強化が求められています。これまで以上に、地域の関係機関や支援者等の調整機関である子ども家庭支援センターのソーシャルワーク力の充実が必要です。 ・認可保育園では、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、関係機関と連携し、保護者の協力の下、保育を実施していますが、医療的ケアが必要な子どもは、集団保育における預かりが出来ていないため、受け入れに必要な基礎的環境の整備を行う必要があります。子どもが日常生活を送る保育施設等が配慮を要する子どもに適切に対応して発達を促せるように、職員等の障害理解を促進することが必要です。				
4年間の取り組み方針	・区における子どもの貧困の実態を把握し、地域の実状や、個々の子どもや家庭の困難な状況に応じた効果的な施策を展開していきます。 ・児童虐待の予防的な取組みの充実を図るとともに、子ども家庭支援センター職員のレベルに合わせた重層的な研修を行うことで、個々の職員のソーシャルワークの向上とともに、子ども家庭支援センターの組織としてのボトムアップを図ります。 ・これまで認可保育園での預かりが出来ていない医療的ケアが必要な子どもについて、集団保育が可能な場合は、区立保育園（指定保育園）での受け入れを行い、障害のある子どもの保護者の就労を支えるための環境を整えます。また、保育施設等への巡回支援や研修等を実施し、障害理解の向上を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	ひとり親家庭等の相談窓口・支援策の周知の強化 a) せたがや子どもの未来応援気づきのシート b) チラシ（ひとり親家庭支援ナビ） c) リーフレット（ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために）	a) 作成、87 か所 b) 650 か所 c) 866 か所	a) 180 か所 b) 650 か所 c) 900 か所	a) 280 か所 b) 650 か所 c) 900 か所	a) 450 か所 b) 800 か所 c) 1,100 か所	a) 500 か所 b) 800 か所 c) 1,100 か所	—
	子どもの貧困対策としての効果的な施策の展開	検討	実態把握のための子どもの生活実態調査の実施	実態調査を踏まえた施策の検討、子ども計画（第2期）後期計画（仮）への反映	子ども計画（第2期）後期計画（仮）に基づく施策の実施	子ども計画（第2期）後期計画（仮）に基づく施策の実施検証	—

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	産後ケア事業の着 実な運営 a) ショートステイ b) デイケア	a) 4,680 日 b) 600 日	a) 5,400 日 b) 600 日	a) 5,400 日 b) 600 日	a) 5,400 日 b) 600 日	a) 5,400 日 b) 600 日	—
	子ども家庭支援セ ンターのソーシャル ワーク力の充実 a) 新任研修 b) 現任・専門研修 c) 係長・SV 研修	a) 4 日 b) c) 専門・ 係長・SV 研 修 4 日	a) 新任 研 修 4 日 b) 現任・専 門研修 4 日 c) 係長・SV 研修 2 日	a) 新任 研 修 4 日 b) 現任・専 門研修 4 日 c) 係長・SV 研修 2 日	a) 新任 研 修 4 日 b) 現任・専 門研修 4 日 c) 係長・SV 研修 2 日	a) 新任 研 修 4 日 b) 現任・専 門研修 4 日 c) 係長・SV 研修 2 日	a) 新任 研 修 16 日 b) 現任・専 門研修 16 日 c) 係長・SV 研修 8 日
	区立保育園(指定保 育園)における医療 的ケアの実施	受入開始 に向けた 検討、準備	受入開始 1 園 計 1 園	受入開始 2 園 計 3 園	受入開始 1 園 計 4 園	34 年度か らの受入 開始に 向けた 準備 1 園 計 4 園	4 園
	区内保育施設等 における障害理解・適 切な対応のための 指導・研修 a) 人材育成研修参 加者 b) 巡回支援回数	a) 363 人 b) 439 回	a) 360 人 b) 500 回	a) 360 人 b) 525 回	a) 360 人 b) 550 回	a) 360 人 b) 550 回	a) 1,440 人 b) 2,125 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
	資格取得支援事業を利用し資 格を取得した者の就業割合	79%	90%
	児童虐待相談対応により終了 した件数の割合	44%	50%
	巡回支援による障害理解や対 応力の向上に関する職員の理 解度	85%	90%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 世田谷区要保護児童支援協議会の運営

児童虐待防止や適切な問題解決に向け「世田谷区要保護児童支援協議会」を設置しており、早期発見、早期対応のため、医療機関、NPO、幼稚園、保育園等がそれぞれの機能や特性で役割分担を行い、共通の視点で連携してネットワークを組み、支援・対応を推進します。

○ 学生ボランティア派遣事業

NPO から学生ボランティアを派遣してもらい、要保護児童の小中学生ほか必要な児童を対象に、遊びや学習を通じて子どもの健全育成や自立を今後も支援します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
3190 子ども家庭支援センター運営事業	42,563	42,563	42,563	42,563
3253 セーフティネットの整備	90,173	71,771	71,771	71,771
3389 産後ケア事業	178,689	177,689	177,689	177,689
3428 配慮を要する児童への支援事業	384,531	384,531	384,531	384,531
3440 ひとり親家庭への支援	45,035	45,035	45,035	45,035
5092 育児不安・児童虐待防止対策	14,384	14,384	14,384	14,384
合計	755,375	735,973	735,973	735,973

■ 関連する計画、条例

世田谷区子ども計画(第2期) 世田谷区発達障害支援基本計画
世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例

事業番号 210 効果的な児童相談行政の推進

重点政策	1	主管部	子ども・若者部	関連部	総合支所、生活文化部、地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、保育担当部、世田谷保健所、教育委員会事務局
事業目的	児童相談所、子ども家庭支援センター、地域が一体となった総合的な児童相談行政の実現をめざします。				
現状と課題	・年々増加傾向にある児童虐待相談に迅速に対応し、子どもの生命と権利を確実に守るため、児童相談所と子ども家庭支援センター、地域が一体となった総合的な児童相談行政の推進が求められています。 ・入所児童から見て、管理運営面や生活環境面で改善すべき課題が多いとされる児童の保護機能を有する施設については、集団生活を送る子どもたちにとって居心地の良い施設となるようにソフト面、ハード面の両面から改善を図っていくことが求められています。 ・社会的養護の対象となる子どもの心身の健やかな成長のためには、出来る限り家庭環境に近い安定した人間関係の中で育てることが重要であり、里親等の普及促進及び里親支援の拡充に取り組む必要があります。				
4年間の取組み方針	・東京都から児童相談所の移管を受け、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指します。また、32年4月以降早期の児童相談所と一時保護所の同時開設に向けての施設整備や、里親等の普及促進に取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	効果的な児童相談行政のあり方検討	有識者を含む検討委員会によるあり方の検討（中間報告）	検討委員会によるあり方検討（29年度より実施、30年度最終報告）	検討委員会報告の具体化（体制整備、事務事業の実施準備）	（32年4月以降早期）児童相談所の運営開始	運営状況の検証、見直しの検討	—
	区立児童相談所及び一時保護所の開設	施設機能や子どもの人権に配慮した施設のあり方等の検討、整備地の選定、一部設計開始	施設機能や子どもの人権に配慮した施設のあり方等の検討・設計	施設整備（改修工事）	施設の開設	—	—
	人材の育成	開設に向けた研修派遣（東京都へ5名）新たな派遣先の拡大に向けた他自治体との協議等	開設に向けた研修派遣、区独自プログラムによる人材育成	開設に向けた研修派遣、区独自プログラムによる人材育成	スキルアップに向けた他自治体との人材交流等のプログラムの検討	運営状況の検証、スキルアッププログラムの実施	—

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	子ども家庭支援センターの体制強化	児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担及び組織・人員体制の改正に向けた検討	通告受理、調査、家庭復帰支援等の検討、組織・人員体制の改正案の策定	組織・人員体制の改正、児童相談所開設を見据えた事務事業の実施準備	児童相談所との一元的な児童相談行政の展開	運営状況の検証、見直しの検討	—
	社会的養護の充実	検討委員会による検討（中間報告）・養育家庭体験発表会の実施	都と連携した啓発事業の実施、検討委員会による検討（最終報告）	都と連携した啓発事業の実施、検討委員会報告の具体化（事務事業の一部先行実施）	養育家庭制度の普及促進施策の展開	養育家庭制度の普及促進施策の検証、見直しの検討	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	【児童相談所開設前】 児童福祉司、児童心理司の確保	児童福祉司 / 4 人 児童心理司 / 1 人	児童福祉司 / 23 人 児童心理司 / 12 人
	【児童相談所開設後】 児童相談所と子ども家庭支援センターによる一元的な虐待相談対応(児童相談所と子ども家庭支援センターによる「個別ケース検討会議」「進行管理会議」の開催)	虐待相談受理件数 634 件 個別ケース検討会議 258 回 進行管理会議全体会 3 回 進行管理会議(支所ごと) 15 回 (平成 28 年度実績)	軽微なケース等を除き、虐待相談について、全件の個別ケース検討会議を実施。
	【児童相談所開設後】 より家庭に近い環境での養育の推進(里親等受託率)	20% (平成 29 年 3 月末現在)	平成 29 年 8 月 2 日に「新しい社会的養育ビジョン」が策定され、平成 30 年度末までに都道府県の推進計画の見直しを行うこととされている。国や都の計画を見据え、今後の庁内検討を経て目標値を定めていく。

里親等受託率：里親＋ファミリーホーム／養護施設＋乳児院＋里親＋ファミリーホーム

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 効果的な児童相談行政の推進

児童相談所が区に移管されることで、子ども家庭支援センター、地域、学校等の関係機関とより密接に連携して、子ども虐待の予防や対応に迅速に取り組み、子どもが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
3479 児童相談所開設の推進	25,199	22,349	20,421	20,421
合計	25,199	22,349	20,421	20,421

■ 関連する計画、条例

—

事業番号 211 教育相談・不登校対策の充実

重点政策	1	主管部	教育委員会事務局	関連部	子ども・若者部
事業目的	いじめ等の早期発見や未然防止及び深刻化防止への適切な対応を図るとともに、学校内外の教育相談や不登校対策を充実し、児童・生徒とその保護者の問題解決を支援します。				
現状と課題	・教育環境におけるいじめの未然防止や不登校となる可能性のある児童・生徒の早期発見、発生後の深刻化防止等の重要性が高まっており、教育相談や不登校対策の取組みとともに、いじめ防止対策等を進めていく必要があります。 ・教育相談の件数は年々増加し、特に発達や障害に関する相談、就学就園相談への対応も増加する中、課題解決を速やかに図る必要があります。 ・児童・生徒や保護者が抱える課題が多様化、複雑化する中、スクールカウンセラー（ＳＣ）など学校教育相談体制の充実を図る必要があります。 ・福祉的な課題を抱える児童生徒・家庭への対応がさらに求められていることから、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の体制の充実を図る必要があります。 ・不登校の児童・生徒数が増加傾向にある中、学校と連携し、不登校の予防、初期対応から事後対応まで一貫した支援を行う体制を整備し、不登校の抑制を図るとともに、不登校児童・生徒の将来の社会的自立を支援する必要があります。 ・ほっとスクールを利用する児童・生徒数が増加傾向にある中、平成 30 年度に開設予定のほっとスクール「希望丘」を含め、ほっとスクール通室生に対する取組みを拡充する必要があります。				
4 年間の取組み方針	・学校生活における子どもたちの状況を的確に把握し、いじめ等の早期発見や未然防止及び深刻化防止のための適切な対応を図ります。 ・家庭の福祉的課題等への対応を含めた学校内外の教育相談機能の充実を図ります。 ・不登校の予防から事後対応まで一貫した支援を行う体制の整備やほっとスクールにおける支援拡充等の不登校対策の充実を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	いじめ防止対策等の推進（児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査）	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	全校実施	—
	学校内外の教育相談機能の充実を目的とした研修等の実施 a)教育相談室 b)スクールカウンセラー c)ほっとスクール	a)37 回 b)28 回 c)26 回	a)38 回 b)28 回 c)26 回	a)40 回 b)30 回 c)30 回	a)40 回 b)30 回 c)30 回	a)40 回 b)30 回 c)30 回	a)158 回 b)118 回 c)116 回
	学校内外の教育相談体制の充実（心理教育相談員、ＳＣ、ＳＳＷの配置検討）	検討	SSW 1 人増員	検討に基づく体制の整備	検討に基づく体制の整備	検討に基づく体制の整備	—
	不登校対策に係る支援体制の整備、運用	検討	支援体制の整備	支援体制の整備	支援体制の運用	支援体制の運用	—
	ほっとスクールにおける多様なプログラムの開発、実施	検討	検討	開発・実施	開発・実施	検証・見直し	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	教育相談件数 (年間) (教育相談室、スクールカウンセラー (SC))	a) 教育相談室 : 1,891 件 b) SC : 90,708 回 (平成 28 年度実績)	a) 教育相談室 : 2,184 件 b) SC : 95,243 回
	教育相談室相談終了件数 (年間)	1,213 件 (平成 28 年度実績)	1,465 件
	ほっとスクール通室生の定着率 (1) 及び進路確定率 (2)	a) 通室生定着率 : 50% b) 進路確定率 : 100% (平成 28 年度実績)	a) 通室生定着率 : 70% b) 進路確定率 : 毎年度 100%
	不登校の生徒を関係機関へつないだ件数 (年間)	6 件	14 件

1 ... 通室生のうち、生活リズムの改善、対人関係や集団生活への適応力が高まった児童・生徒の割合

2 ... 中学 3 年生の正式通室生のうち進学等の進路が確定した生徒の割合

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 地域、民間団体等との協働による、ほっとスクールの充実

ほっとスクールの運営や効果的な体験プログラムの実施などにおいて、地域や民間団体等が持つノウハウを活かす取組みを進めます。

- 不登校児童生徒支援のためのボランティア活動への区民参加の推進

ほっとスクールの運営やメンタルフレンド派遣事業などにおいて、地域住民や大学生等の区民の参加をさらに進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
8045 ほっとスクールの運営	58,942	69,120	69,120	69,120
8201 教育相談・ネットワーク連携	409,901	403,396	403,405	403,396
合計	468,843	472,516	472,525	472,516

■ 関連する計画、条例

第 2 次世田谷区教育ビジョン 世田谷区子ども計画 (第 2 期)
せたがやノーマライゼーションプラン

事業番号 212 世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～

重点政策	1	主管部	教育委員会事務局	関連部	—
事業目的	世田谷区の教育を推進する中核的な機関として、時代の変化を捉え、専門性の高い研究を進め、実践に結びつける学びの再構築に取り組むとともに、支援機能を集約し、教職員、保育者、幼稚園・保育所等のほか、子ども、保護者を支援していく拠点と推進体制の整備を進めます。				
現状と課題	・保護者や子どもたちの価値観や教育ニーズの多様化・複雑化がさらに進展していく中で、様々な教育課題に対し、学校とともに適切な対応を行うには、研究・研修の専門性を高め、事務局各課で取組む関連事業の機能を集約・一元化した中核的な推進機関が必要です。 ・現在、学校は、中堅層の教員が少なく若年層が多い年齢構成となっており、OJTでの指導やノウハウ等の継承が難しいため、教職員の能力・専門性の向上に向けた研修・研究やICTを活用した授業の推進を支援する取組み、拠点がが必要です。 ・学校だけでは対応することが難しい課題の深刻化防止、早期解決や、配慮を要する子どもへの適切な対応に向けて、学校に対して法律・精神医療・心理等の専門的立場から支援する体制の充実が求められています。 ・学校経営・運営上の課題に対処するために多彩な人材などを広域的に確保し、学校と結びつける取組みや、学校ボランティア組織への継続的な支援など、さらなる外部人材の活用による学校支援が必要です。 ・多様な人材を活用するにあたって、学校が支援を受けやすい環境をつくるため支援の窓口を集約化する必要があります。				
4年間の取組み方針	・教職員や学校を支援するとともに、子ども一人ひとりの学びや育ちの支援と、学校と家庭、地域や教育関係機関との連携を促進する「学校教育の総合的バックアップセンター」として教育総合センターを整備します。 ・専門性の高い研究や研修、教育情報の収集・活用など、区立小・中学校の教職員の資質・能力の向上による質の高い授業などを実現するとともに、学校の改善に継続的に取り組みます。教員のICT活用能力の向上に取り組み、ICT機器を効果的に活用した授業の推進を図ります。 ・学校の課題に適切に対応し、深刻化防止、早期解決を図れるよう、学校や教職員を支援する体制の強化に取り組みます。 ・地域人材、外部人材の確保、活用を推進していく仕組みづくりに取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	a) 教育総合センターの整備 b) 運営体制づくり	a) 基本構想の策定、基本設計 b) 検討	a) 実施設計 b) 検討	a) 実施設計・解体工事 b) 準備組織の設置	a) 建設工事 b) 新体制への移行準備	a) 建設工事・開設 b) 新体制による運営	—
	研修・研究機能の充実・研究体制の整備	検討	検討	整備	試行	新体制による運営	—
	教育情報の収集・整理・提供	検討	検討	環境整備	試行	実施	—
	教育支援チームの運営	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム	2チーム	—
	地域人材、外部人材の確保、活用	研究	検討	検討	環境整備	試行	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	学校運営に対する児童・生徒の肯定的評価 (学習・学習指導・生活指導・進路指導・学校全体・学校全般について)	78.4%	80%
	教育支援チームの対応件数及び収束の割合	対応件数 124 件 収束の割合 79%	対応件数 200 件 収束の割合 95%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 地域や区内大学等連携による人材バンク機能等の整備

地域の多様な人材や区内大学等との連携による学生ボランティア等の活用を図るための人材バンク機能の整備等、学校の支援に取り組みます。

- 区内大学、国・都の研究機関等との連携による研究・研修体制の充実

教育総合センター内の教育研究担当部署が区内大学、国・都の研究機関等と連携し、研究ポストを設置するなど、教育に関する専門性の高い研究を実施します。

- 教育支援チームと医療・福祉機関との連携による学校支援の取組み

学校だけでは対応することが困難な課題について、教育支援チームと地域の医療・福祉機関が協力・連携し、深刻化防止等に向けて学校を支援します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	0			
合計	0			

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

第 2 次世田谷区教育ビジョン	教育総合センター構想
-----------------	------------

事業番号 213 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

重点政策	5	主管部	教育委員会事務局	関連部	—
事業目的	図書館を拠点として、区民の多様な文化・学習活動と地域コミュニティづくりを支援します。				
現状と課題	・日常的に図書館を利用している区民は3割程度、個人登録率も4割程度の状況です。知識や情報に触れる機会を充実し、区民参画の促進や地域コミュニティの醸成、地域文化の充実・発展のために、より多くの区民が図書館を活用することが望まれます。 ・中学生、高校生と学齢が上がるにつれ、読書量が減少する傾向があります。乳幼児期から学齢期、青年期、大人へと切れ目のない読書活動を推進することが課題です。 ・生活や地域の課題解決を支援するレファレンス機能の充実が求められています。レファレンスの活用法などのPRをはじめ、地域資料の収集体制の充実などを図る必要があります。 ・区立小・中学校の学校図書館では、平成29年度現在、52校で委託による学校図書館司書を配置しています。委託による運営体制の移行を全校に拡充し、区立図書館との連携の促進を検討する等、児童・生徒の読書力・学力の向上に向けて学校図書館の充実を図る必要があります。				
4年間の取組み方針	・より多くの区民が図書館を活用できるよう、学習や暮らしに役立ち、交流の場ともなる魅力的な図書館づくりを進め、図書館活動への区民参加を促進します。 ・乳幼児期からの子どもの読書活動の推進を図るとともに、学齢期、青年期と継続した読書活動につなげ、全世代への読書活動の広がりを図ります。 ・課題解決を支援するレファレンス機能の充実と活用法のPR、地域資料の充実を図ります。 ・学校図書館司書の委託による配置の全校実施、学校図書館と区立図書館の連携を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	中央図書館の機能拡充	検討	多文化体験コーナーの開設 整備方針の策定	整備方針に基づく 取組み	整備方針に基づく 取組み	整備方針に基づく 取組み	—
	梅丘図書館の機能整備	検討	基本設計	実施設計	改築工事	開設	—
	図書館活動に関わるボランティア登録人数（年度当初数）	16人 計398人	16人 計414人	20人 計434人	20人 計454人	20人 計474人	76人
	図書館活用講座、情報検索講座等の開催	8回	5回	6回	7回	8回	26回
	地域資料新規受入数	2,200点	2,500点	2,500点	2,600点	2,600点	10,200点
	調べ学習資料貸出件数	410件	410件	410件	430件	450件	1,700件
	学校図書館運営体制の改善・充実	運営体制の移行(20校、 累計52校)	運営体制の移行(20校、 累計72校)	運営体制の移行(18校、 累計90校)	—	—	学校図書館 運営体制の 移行 (38校、累 計90校)

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	個人登録率	41.2%	41.7%
	レファレンス受付件数	80,500 件 / 年	82,800 件 / 年
	来館者調査における図書館利用の成果度	54.2%	60.0%
	学校図書館運営体制の改善・充実	運営体制移行済校 52 校 1 校あたりの年間利用者数 (運営体制移行校) 9,044 人 (平成 29 年 9 月現在)	運営体制移行済校 90 校 1 校あたりの年間利用者数 (運営体制移行校) 20,000 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 地域・民間団体と協働した子どもの読書を支援する取組みの推進

地域や民間団体等との連携を進め、「子ども読書の日」「読書週間」等の機会を捉え、家庭読書の契機となるような新たな取組みを充実させていきます。

- 読書や情報に関わるボランティアの育成及びボランティア活動等の場の拡充

ボランティア育成のための講座を継続して実施するとともに、さらにボランティアが活動できる領域を増やし、より多くの区民が図書館の活動へ参加できるような取組みを推進します。

- 大学や大学図書館等との連携の拡充

大学、大学図書館など区内の教育機関や文化施設等との連携を深め、それぞれの活動や事業などに関する情報を提供・発信し合います。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
8172 指導補助員等配置	364,334	364,334	364,334	364,334
8197 生涯学習拠点としての図書館の充実	109,947	27,998	26,968	23,652
8198 子ども読書活動の推進	17,330	17,330	17,330	17,330
合計	491,611	409,662	408,632	405,316

■ 関連する計画、条例

第 2 次世田谷区教育ビジョン 第 2 次世田谷区立図書館ビジョン

3 暮らし・コミュニティ

事業番号 301 豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり

重点政策	6	主管部	生活文化部	関連部	総合支所
事業目的	区民参加による主体的で多様な地域活動を支援し、区民、事業者、行政等で支えあう協働のまちづくりを進めていきます。				
現状と課題	・超高齢社会の到来を目前に、高齢者、障害者の見守りや、地域ぐるみの子育てなど、お互いに支えあう地域社会づくりが求められています。 ・区民、町会・自治会と地域活動団体等の協働を通して、地域のつながりを強めながら、福祉、防災、防犯、生活課題の解決等、様々な分野でさらに取組みを進めていく必要があります。 ・地域活動の担い手は、地域への関心が高く、自分の裁量で使える時間が比較的多い人に限られている傾向があります。また、住民同士の交流が減少しており、公共のために率先して行動する人も少なくなってきました。 ・庁内における協働事業数は着実に増えていますが、今後も多様な手法により、様々な部門と市民活動団体との連携、行政サービスの協働化を進め、区政への「参加と協働」を推進していく必要があります。 ・NPOは増加していますが、協働事業を進めていくためには、中間支援組織等を活用しながら相互に関係づくりを深めていく必要があります。また、自主的な拠点づくりや活動のネットワークづくり等の様々な支援をしていますが、社会状況等の変化を踏まえた新しい支援のあり方を検討する必要があります。 ・ボランティアをしたいという意欲を持つ人は増えていますが、活動の場を見出せないために活動に繋がらないケースも少なくありません。若い世代を中心にプロボノに参加したいという動きもある中で、いかに活動の場のバリエーションを確保し繋いでいくか、また、活動が定着するようにバックアップするかが課題となっています。				
4年間の取組み方針	・町会・自治会活動の活性化支援及び地域活動団体間の協力・連携による地域の絆づくりを支援し、地域コミュニティの活性化を推進していきます。 ・NPO等市民活動団体と行政の適切な役割分担による協働事業の拡充に取り組めます。 ・地域活動やボランティアへの参加しやすい環境づくりに取組み、コミュニティ活動への参加の裾野を広げていきます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	町会・自治会活動の活性化に向けた取組み支援 ・活性化マニュアル(改訂)の活用等	活性化マニュアルの改訂	活性化・加入促進の取組み	活性化・加入促進の取組み継続	活性化・加入促進の取組み継続・検証	活性化・加入促進の取組み改善	—
	地域の絆事業の交流会実施	5 地域	5 地域	5 地域	5 地域	5 地域	20 地域
	提案型協働事業の実施	7 事業	9 事業	9 事業	9 事業	9 事業	36 事業
	NPO・協働実践マニュアルの活用	—	マニュアル活用の取組み	マニュアル活用の取組み継続	マニュアル活用の取組み継続・検証	マニュアルの改訂	—
	(NPO対象)NPO支援セミナーの実施	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回
	NPO等市民活動相談事業の実施	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件	200 件
	ボランティア・マッチング事業（登録者数の増）	計 2,500 人	500 人 計 3,000 人	500 人 計 3,500 人	500 人 計 4,000 人	500 人 計 4,500 人	2,000 人

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地域活動への参加度	15.3%	18%
	地域の絆事業の連携団体数 (年間)	1,993 件	2,070 件
	庁内における協働事業の件数 (年間)	337 件	360 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 協働の理解促進と協働事業の拡充

区と市民活動団体等との協働について、社会的意義の理解促進を図るとともに、地域の課題解決に向け、協働事業の取組みを拡充します。

○ 町会・自治会や市民活動団体等に対する活動支援の強化

区民による参加と協働のまちづくりを進めていくために、町会・自治会や市民活動団体等に対する活動支援を強化します。

○ ボランティア参加促進の取組み

ボランティア・マッチング事業の実施により、区民の地域活動への参加を促進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2280 市民活動の促進	12,906	12,597	10,606	8,885
2294 自主的コミュニティづくりの支援	35,036	35,059	35,036	35,036
合計	47,942	47,656	45,642	43,921

■ 関連する計画、条例

—

事業番号 302 コミュニティ活動の場の充実

重点政策	6	主管部	地域行政部	関連部	総合支所、生活文化部、スポーツ推進部、子ども・若者部、みどり33推進担当部、教育委員会事務局
事業目的	身近な地区、地域に活動の場を確保することで、住民同士がともに支えあう地域社会づくりを推進します。				
現状と課題	・老朽化する施設の更新、維持運営には多くの経費がかかり、新たな公共施設の建設は難しい状況にあります。 ・けやきネット施設は開放時間枠の一部しか使用しない団体も見受けられ、さらに効率的な運用を目指す必要があります。 ・区の施設は主に世代別、用途別に設置、運営されてきましたが、曜日や時間帯によっては一部使われていない施設も見受けられ、空き時間を効果的に活用して新たな活動の場を確保するとともに、これまでの「世代別」「用途別」の施設から、「多世代交流」「複合的な用途」の施設に転換していく必要があります。 ・一方で、活動の場の確保により、福祉や見守り、防災等の住民主体の自主的な活動を促進し、「地区力」「地域力」を高めていく必要があります。 ・また、住民自治の推進のため、区民の参加と協働を得ながら、地区内の施設や活動団体について情報共有し、将来に向けて運営における住民の関与を深めていくことも必要です。				
4年間の取組み方針	・施設の効率的運用などの工夫により、身近な地区、地域に活動の場を確保していきます。 ・活動の場の確保により、住民主体の自主的な活動を促進するとともに、公益的な活動に対しては場の優先使用を認めるなど、地区・地域で住民同士がともに支えあう地域社会づくりを推進します。 ・地区の強化に向けて、地区内の施設や活動団体についての情報共有や、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	けやきネット対象施設の効率的な運用 a) 新たな開放時間枠の運用による総枠数 b) 使用1週間前以降のキャンセルの削減件数（早目のキャンセル促進による使用可能枠の増加）	a) 539,539 枠（28年度実績） b) —	a) 598,658 枠 b) 8,200 件	a) 657,777 枠 b) 14,700 件	a) 657,777 枠 b) 9,400 件	a) 657,777 枠 b) 5,000 件	a) 2,571,989 枠 b) 37,300 件
	住民主体の公益的活動での地域コミュニティ施設（ ）の使用件数	—	1,000 件	7,100 件	8,000 件	8,900 件	25,000 件
	（仮称）地区コミュニティ施設連絡会の運営	—	各地区で開催	各地区で開催	各地区で開催	各地区で開催	—

地域コミュニティ施設…地区会館、区民集会所、学校開放施設（体育館、格技室等）等のけやきネット対象施設のほか、まちづくりセンターの「活動フロア」、学校開放施設部分を除く学校の施設、児童館等の公共施設、利用可能な民間施設で、主に地域・地区住民による福祉や見守り、防災等の自主的な活動の拠点として活用することが見込まれる施設。

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地域コミュニティ施設の総使用件数 (年間)	285,150 件 (平成 28 年度実績)	340,000 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 住民主体の自主的な活動の促進

地区の強化に向けて、活動の場の確保により、福祉や見守り、防災等の住民主体の自主的な活動を促進します。

○ (仮称) 地区コミュニティ施設連絡会の運営

各地区に住民による (仮称) 地区コミュニティ施設連絡会を設置し、地区内の施設や活動団体についての情報共有や、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組みます。

■ 事業費

本事業単独での予算事業なし

■ 関連する計画、条例

世田谷区立区民センター条例 世田谷区立地区会館条例
 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 世田谷区立敬老会館条例
 世田谷区立健康増進・交流施設条例 世田谷区立学校施設使用条例
 世田谷区立総合運動場条例 世田谷区立大蔵第二運動場条例 世田谷区立千歳温水プール条例
 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 世田谷区立公園条例
 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例

事業番号 303 地域防災力の向上

重点政策	3	主管部	危機管理室	関連部	総合支所、生活文化部、保健福祉部
事業目的	地域住民の防災意識を高め、自助、共助を推進するとともに、地域の災害対応力を高める体制づくりを推進し、地域防災力の向上を目指します。				
現状と課題	・ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増える中、地域の防災力を高めるため、地域の防災活動への多様な人材の参加を促進する必要があります。 ・地域住民との参加・協働により策定した地区防災計画について、内容の検証や充実を図るとともに、地区内の住民の認知度を高め、防災意識をより一層高める必要があります。 ・東日本大震災や熊本地震においても、災害時のボランティアについては人材やノウハウなどが事前に準備されなかったことにより、円滑にボランティアを受け入れることができなかった事例があります。 ・避難所において女性に対する配慮が不足して、物資の受取などにも女性が苦慮するなどの課題が浮き彫りになりました。				
4年間の取り組み方針	・区内全地区において防災塾を開催し、多様な人材の参画のもと、地区防災計画のブラッシュアップ及び広く地区内の住民への周知に取り組みます。 ・ボランティアの受入体制にかかる人材育成や区民への理解促進に取り組みます。 ・男女共同参画の視点を防災に反映します。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	防災塾の実施	地区防災計画の検証	地区防災計画の検証	地区防災計画の検証	地区防災計画の修正	修正版地区防災計画を踏まえた取り組み	—
	ボランティアコーディネーターの育成及び区民への理解促進 a) コーディネーター養成講座 b) リーダー養成講座 c) 説明会	a) 10回 b) 5回 c) 20か所	a) 10回 b) 5回 c) 20か所	a) 10回 b) 5回 c) 20か所	a) 10回 b) 5回 c) 20か所	a) 10回 b) 5回 c) 20か所	a) 40回 b) 20回 c) 80か所
	男女共同参画の視点からの防災研修の実施	—	女性防災リーダー育成プログラムの構築	女性防災リーダーの育成 地域啓発研修1か所	地域啓発研修2か所	地域啓発研修2か所	地域啓発研修5か所

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	防災塾参加団体数	156 団体	200 団体
	ボランティアコーディネーター登録者数	300 人	1,500 人
	リーダー養成者数	—	130 人
	男女共同参画の視点からの防災研修 (地域啓発研修) 参加者数	—	100 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地区防災計画のブラッシュアップ

防災塾の実施を通じて、地域住民との参加・協働による地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うことで地区防災力の向上を図ります。

○ 区内大学との協働によるボランティアコーディネーターの育成

ボランティアマッチングセンターの設置に関する協力協定を締結している大学との参加・協働により、ボランティアコーディネーターの育成を推進し、ボランティアの受入体制の整備を図ります。

○ 女性防災リーダーの育成及び地域啓発研修の実施

区民との参加・協働により女性防災リーダーを育成し、その後リーダーが中心となって地域啓発研修を行うことで、防災における男女共同参画を進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2380 地域防災力の向上	14,200	14,200	7,985	7,985
3487 災害時ボランティア受入体制整備事業	27,948	28,299	28,555	28,811
合計	42,148	42,499	36,540	36,796

■ 関連する計画、条例

世田谷区地域防災計画 世田谷区第二次男女共同参画プラン

事業番号 304 犯罪のないまちづくり

重点政策	6	主管部	危機管理室	関連部	経済産業部
事業目的	防犯活動の活性化と防犯カメラの設置を促進して、犯罪の抑止を図ります。				
現状と課題	・町会・自治会、商店街、PTA、自主防犯活動団体等による防犯活動は活発に行われているが、構成員の高齢化が進んでいる団体もあり、将来の防犯活動を担う人材の育成が必要となっています。 ・防犯カメラについては、町会・自治会、商店街等による設置、区立小学校通学路への設置が進められており、今後も、犯罪発生状況を踏まえた防犯カメラの設置を促進して、各種犯罪を抑止する必要があります。				
4年間の取組み方針	・新たな地域防犯リーダー育成のための講習会を実施し、その後の活動の支援を充実します。 ・地域団体へ防犯カメラ整備費用等の補助の実施と、防犯パトロール活動への支援を充実・改善します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	地域の危険箇所改善指導講習会の実施	—	1回	1回	1回	スキルアップ講習会 1回	4回
	指導者活動支援の実施	—	支援に向けた検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	取組みの総括と充実・改善に向けた検討	—
	地域団体（商店街、町会等）への防犯カメラ設置促進（整備費用等補助）	21団体	重点地区への設置 20団体	重点地区への設置 20団体	犯罪発生状況等を踏まえた地区への設置 20団体	犯罪発生状況等を踏まえた地区への設置 20団体	80団体
	防犯パトロールへの支援内容の充実・改善	支援の実施	支援内容の充実・改善に向けた検討	支援内容の充実・改善に向けた検討（活動状況把握）	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地域の危険箇所改善指導者講習会の受講者数 (4 年間の累計)	—	100 人
	防犯カメラを新規整備した地域団体 (商店街、町会等) の数 (4 年間の累計)	21 団体	80 団体

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 町会・自治会、商店街の連携・協働による防犯カメラの整備促進

防犯カメラ整備費用等補助は、複数町会の連携整備、町会と商店街の連携整備も対象とされ、連携した団体がお互いに協力をして、防犯カメラの管理・運用と防犯パトロール活動等を実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2385 防犯カメラ整備・維持管理助成	90,205	80,000	82,000	84,000
合計	90,205	80,000	82,000	84,000

■ 関連する計画、条例

世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例

事業番号 305 男女共同参画の推進

重点政策	6	主管部	生活文化部	関連部	総合支所、総務部、経済産業部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所、教育委員会事務局
事業目的	多様性を認め合い、すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現をめざします。				
現状と課題	・ 区では、男女共同参画センター“らぶらす”の事業や定期的な意識調査・実態調査の実施及び結果公表により、「男は仕事、女は家庭」といった考え方・慣習である「固定的な性別役割分担意識」の解消、政策・方針決定過程への女性の参画の推進に取り組んできました。 ・ しかし、平成 26 年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」によれば、固定的な性別役割分担意識について、否定は女性 75.6%、男性は 70.0%となっており、平成 21 年度の調査結果と比較すると男女ともに否定が増えており、区の取組みは一定の成果を出していると考えられますが、固定的な性別役割分担意識の解消までには至っていません。 ・ このことから、男女がともに互いを理解しあい、それぞれの個性を活かすことができるよう、引き続き「固定的な性別役割分担意識の解消」に取り組む必要があります。 ・ 女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、既存の男女共同参画先進事業者表彰を通じた企業の取組みの好事例の紹介やノウハウの集積と提供など、男女共同参画や働き方改革に積極的に取り組む企業への支援を含め、施策を展開する必要があります。 ・ 性的マイノリティは、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。 ・ 平成 26 年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」では、「性的マイノリティ」という言葉の認知度は 70.0%、性的マイノリティへの人権施策等が「必要だと思う」は 70.0%となっています。 ・ 性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくするためには、正確な知識の提供や理解を進めるとともに、当事者への支援が求められており、地域・学校・職場において男女だけでなく多様な性への理解が進むよう、理解促進と支援に取り組む必要があります。				
4 年間の取組み方針	・ 個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。 ・ 性的マイノリティに対する理解の促進に係る啓発活動を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	男女共同参画先進事業者表彰の実施、優良事業者の P R	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回
	男女共同参画推進に関する講座・研修の実施	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	32 回
	情報紙「らぶらす」及び情報ガイド「らぶらすぶらす」の発行	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	24 回
	悩みごとや就労・起業支援に関する相談の実施	87 回	87 回	87 回	87 回	87 回	348 回
	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	32 回

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	性的マイノリティ理解講座等の開催 (区民・職員)	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回	8回
	性的マイノリティ理解促進のための啓発 (パートナーシップ宣誓者の声の発信、 関連情報の提供、広報等)	3回	4回	4回	4回	4回	16回
	性的マイノリティ相談(個別・グループ) の実施	45回	47回	47回	48回	48回	190回
	同性パートナーシップ宣誓の受付	24回	24回	24回	24回	24回	96回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成29年度(2017年度))	目標値 (平成33年度(2021年度)末)
	区の審議会等の女性の占める割合	31.7% (平成29年4月1日現在)	35%
	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	33.6% (平成29年4月1日現在)	37%
	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	78.2%	81%
	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	72.1%	80%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 啓発活動を通じた理解促進

地域の課題解決の実践的活動の拠点である男女共同参画センターにおいて、区民やNPO、学校、企業、地域団体、支援団体等と連携・協働しながら、セミナーや情報発信等を行うことで、固定的な性別役割分担意識の解消や性的マイノリティに対する理解の促進に係る啓発活動を行います。

○ 男女共同参画推進に関する講座等の実施

地域の課題解決の実践的活動の拠点である男女共同参画センターにおいて、区民やNPO、学校、企業、地域団体、支援団体等と連携・協働しながら、区民企画協働事業等の男女共同参画推進に関する講座等を実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
2122 男女共同参画社会推進事業	10,876	12,614	12,286	15,804
合計	10,876	12,614	12,286	15,804

■ 関連する計画、条例

世田谷区第二次男女共同参画プラン

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

事業番号 306 DV防止の取組み

重点政策	-	主管部	生活文化部	関連部	総合支所 経済産業部 子ども・若者部 世田谷保健所 教育委員会事務局
事業目的	人権の擁護と男女平等の実現を図ります。				
現状と課題	・ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の相談件数は増加傾向にあり、その背景にはDVに関する相談や啓発が進み、潜在的であった被害が顕在化してきたという側面があります。また、被害者の状況も複雑化しており、相談に訪れる窓口は複数にまたがる可能性が高く、二次被害防止はもとより、庁内における一元的な相談記録管理が重要になります。 ・一方で、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」の結果からは、配偶者からの被害の相談の有無では、相談しなかった人が56.7%、相談した人は37.2%であり、被害を受けた場合も公的な相談窓口につながっていないことがうかがえ、DV防止法を含めた情報提供やDV防止の理解促進、相談等DVの防止や被害者の支援について、潜在的なニーズがあることが考えられます。 ・身体的暴力、性的暴力、精神的暴力といったさまざまな形の暴力はDVであるとすべての人に認識されるよう啓発を進める必要があります。 ・また、区の関係各課や民間団体を含めた関係団体との連携を強化することで、切れ目のない支援を行っていく必要があります。				
4年間の取組み方針	・DV被害者支援に関する知識と実務の経験が豊富な者によるスーパーバイズの実施により、相談窓口業務への支援と相談記録管理の仕組みの整理を進めるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能整備により組織間の的確な情報共有に関するルール及び連携強化を進めます。 ・犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDV及びデートDV等の暴力を未然に防止するための啓発活動を進めます。 ・関係機関との連携を強化し、DV被害者への支援体制の拡充を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	居場所事業及びグループ相談会の実施	各12回 計24回	各12回 計24回	各12回 計24回	各12回 計24回	各12回 計24回	各48回 計96回
	DV電話相談の実施	102回	102回	102回	102回	102回	408回
	スーパーバイズの実施	-	192日	192日	192日	192日	768日
	配偶者暴力相談支援センターの機能整備	あり方 検討	整備	実施	実施	実施	—
	学校出前講座の実施	12回	11回	12回	13回	14回	50回
	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の実施	1回	1回	1回	1回	1回	4回
	各種啓発用小冊子・リーフレットの配布	4種 17,500部	4種 17,500部	4種 17,500部	4種 17,500部	4種 17,500部	4種 70,000部
	DV防止ネットワーク会議の実施	2回	2回	2回	2回	2回	8回
	DV被害者支援団体連絡会の実施	2回	2回	2回	2回	2回	8回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	D V 被害を受けたとき、専門の相談窓口相談すると考える人の割合	38.2%	40%
	D V 防止法の認知度	35.7%	45%
	「暴力は加害者に責任があり、いかなる理由があっても許せないものである」と考える人の割合	52.4%	55%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 関係団体との連携による支援や啓発活動

被害者の保護・生活支援・子育て支援等を行う関係機関や関係団体等と連携しながら、中長期的な切れ目のない支援を行っていくとともに、研修や講座等を実施することで、D V 防止に係る啓発活動を行います。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2331 ドメスティック・バイオレンスの防止	11,197	10,590	10,603	9,965
合計	11,197	10,590	10,603	9,965

■ 関連する計画、条例

世田谷区第二次男女共同参画プラン

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

事業番号 307 多文化共生の推進

重点政策	6	主管部	生活文化部	関連部	スポーツ推進部、経済産業部、教育委員会事務局
事業目的	すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現をめざします。				
現状と課題	・東京都は平成 28 年 2 月「東京都多文化共生推進指針」を策定し、外国人と日本人が共に参加・活躍できる、より積極的な考え方に立った多文化共生社会の構築をめざしています。区でも在住外国人人口が過去最高記録を更新する中、更なる在住外国人への生活支援、日本人と外国人とが地域で支え合う関係づくりが課題となっています。 ・近年、国際化を取り巻く環境は大きく変化しており、区でも東京 2020 大会の馬術競技会場、ホストタウンとなるなどの国際交流の気運の高まりを踏まえ、これまでの相互訪問の交流だけでなく、地域の中で国際化への興味・関心を高めていく交流も必要となっています。				
4 年間の取組み方針	・「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、日本語支援や多文化理解の講座を実施し、日本人・外国人誰もが活躍できる環境をつくります。また、外国人との意見交換会や身近な地域で交流する「国際交流ラウンジ」、地域活動団体が参加するイベント「国際メッセ」を各地域で開催するなど、多文化共生の地域づくりの推進を行います。 ・地域の中での様々な交流の実現に向け、学識経験者及び在住外国人による「国際化推進協議会」を活用し、様々な交流の推進の検討・実践により、世田谷のブランド・魅力の向上を図り、活力ある地域社会づくりにつなげます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	多文化共生の推進	条例制定に向けた検討	行動計画の策定	行動計画に基づく取り組みの実施及び検証・検討	行動計画に基づく取り組みの実施及び検証・検討	行動計画に基づく取り組みの実施及び検証・検討	—
	日本語サポーター育成事業	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
	日本語教室	26 回	26 回	26 回	26 回	26 回	104 回
	せたがや多文化ボランティア講座	7 回	7 回	7 回	7 回	7 回	28 回
	各種講座受講生数	202 人	260 人	300 人	340 人	160 人	1,060 人
	地域での顔の見える国際ネットワークづくり a)意見交換 b)国際交流ラウンジ c)国際メッセ	a)2 地域目 b)4 地域 c)1 地域目	a) 3 地域目 b) 4 地域 c) 2 地域目	a) 4 地域目 b) 4 地域 c)3 地域目	a) 5 地域目 b) 4 地域 c)4 地域目	a) 2 巡目 b) 4 地域 c)5 地域目	—

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	国際化推進協議会 による交流推進の 検討	3 回	8 回	8 回	8 回	8 回	32 回
	国際平和交流基金 を活用した活動支 援	6 団体	7 団体	9 団体	11 団体	11 団体	38 団体

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	多文化共生施策が充実してい ると思う区民の割合	33.2%	80%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 多文化共生の実現に向けた普及啓発と人材育成

在住外国人への日本語支援ボランティア講座や多文化共生講座の開催、交流事業などを通じ、日本人・外国人が共に地域で多文化共生を支え、活躍できる取組みを進めます。

○ 多文化共生社会に向けた区民・事業者への理解促進、啓発活動

区民・事業者が「せたがや国際メッセ」等で共に協働し、取組みを行うことにより多文化共生への理解を深めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2223 姉妹都市等交流の充実	13,442	11,562	15,006	6,485
2224 外国人が暮らしやすい環境づくり	14,657	13,216	13,116	13,616
合計	28,099	24,778	28,122	20,101

■ 関連する計画、条例

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

事業番号 308 文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み

重点政策	5	主管部	生活文化部	関連部	教育委員会事務局、政策経営部
事業目的	区民誰もが世田谷の財産である文化・芸術・歴史に関心を持ち、活動や交流ができるよう支援することで、人と人、地域等とのつながりを広げ、まちの魅力や活力を向上します。また、乳幼児期から文化・芸術・歴史にふれ、創造性を高めることによって、これからの時代を生き抜く力を育みます。				
現状と課題	・ これまでも豊かな文化的環境や、区民の活発な文化・芸術活動など、世田谷の特性を活かした取り組みを行ってきました。一方で、区民はもとより対象者に合わせたわかりやすい情報発信や子ども・若者が文化・芸術にふれる機会の提供・創出、区民参加の取り組みなどの課題があります。これらを踏まえ、「身近に感じられる文化・芸術の推進」「文化・芸術で次の次代を担う人材の育成」「誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備」「地域の文化資源や伝統文化の保存・継承」を視点として、文化・芸術振興を推進する必要があります。 ・ また、世田谷の歴史や文化を伝える有形・無形の様々な文化財など、資産が豊富にあるものの、郷土の歴史文化への理解が十分に深まっているとはいえない状況です。このため、世田谷の魅力を再発見し、自分たちの住むまちに対する愛着を深めるために、平成 33 年度からの刊行を予定して事業に着手した新たな世田谷区史の編さんも契機として、世田谷の歴史・文化に関する情報を積極的に情報発信していく必要があります。また、地域における文化財保護の担い手の育成にも努める必要があります。				
4 年間の取組み方針	・ 多彩な文化・芸術情報を収集・集約し発信していきます。 ・ 乳幼児期の子どもをはじめ、誰もが様々な場面で文化・芸術にふれる機会を創出します。 ・ 区民等と協働して文化財の保護や、区史編さんの取り組みを推進するとともに、世田谷の歴史・文化の魅力を発信します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	多言語化及び（仮称）世田谷デジタルミュージアムを活用した文化マップの発行	—	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回
	文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援 a) 商店街アートプロジェクト b) 区民団体の活動支援	a)4 件 b)7 件	a)9 件 b)15 件	a)10 件 b)16 件	a)11 件 b)17 件	a)12 件 b)18 件	a)42 件 b)66 件
	「新・才能の芽を育てる」体験学習の充実に向けた取組み	実施	実施	実施	実施	実施及び実施手法の見直し	—
	乳幼児を対象とした文化・芸術体験事業	事業のあり方検討	事業のあり方検討	試行 2 回	4 回	4 回	10 回
	（仮称）世田谷デジタルミュージアムの構築	検討	構築	公開	公開	公開	—
	文化財ボランティア養成講座の受講者数	-	50 人	50 人	50 人	50 人	200 人

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	せたがや歴史文化物語の選定に向けた区民ワークショップの実施	—	1 シリーズ	1 シリーズ	1 シリーズ	1 シリーズ	4 シリーズ
	新たな区史の刊行 (全 6 冊予定)	—	区史の編さん作業	区史の編さん作業	区史の編さん作業	1 冊	1 冊

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度(2017 年度))	目標値 (平成 33 年度(2021 年度)末)
	文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	55.2%	80%
	文化財ボランティア登録者数 (4 年間の累計)	—	200 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 民間文化施設等との連携

区内の民間文化施設等と、相互に協力・連携していくことにより、より一層、世田谷の文化・芸術の魅力を高めていく取組みを推進します。

○ セタガヤ歴史文化物語の取組み

区民と協働して文化財とその周辺環境を一体として捉えるためのモデル、「せたがや歴史文化物語」を設定することで、テーマごとに郷土を学びやすくするとともに、まちなか観光にも活かし、区内外に世田谷の魅力を分かりやすく発信します。

○ 新たな区史編さん作業における区民等との協働

区民や地域、大学等と協働し、地域の歴史を掘り起こすことに努めます。資料の収集にあたっては、区民参加を促す観点から、広く区民の参加と協力を得ながら区史編さんを進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2384 文化・芸術資源の魅力発信	19,827	19,484	19,484	19,484
8118 文化財の保護・普及	14,304	14,304	14,304	14,304
合計	34,131	33,788	33,788	33,788

■ 関連する計画、条例

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画
 第 2 次世田谷区教育ビジョン 世田谷区文化財保存活用基本方針 世田谷区文化財保護条例
 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン

事業番号 309 地域での生涯を通じたスポーツの推進

重点政策	5	主管部	スポーツ推進部	関連部	生活文化部、障害福祉担当部、教育委員会事務局
事業目的	区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害のある人も生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しめる環境をつくります。				
現状と課題	・東京 2020 大会をまたとない機会と捉え、子どもから高齢者、障害のある人もだれもがスポーツに親しめる環境をつくるとともに、スポーツへの関心・参加意欲の向上に取り組む必要があります。また、アメリカ合衆国のホストタウン・共生社会ホストタウンとして、スポーツをはじめ、文化・芸術、教育など、様々な分野での交流を推進していく必要がありますが、区がホストタウンであることが区民には十分浸透しておらず、一層のPRが求められます。 ・身近な地域におけるスポーツの中心的な役割を担っている総合型地域スポーツ・文化クラブが区内5地域にさらに増えることが望まれますが、現在、総合型地域スポーツ・文化クラブは4地域で8クラブと設立されていない地域があります。また既存のクラブが継続的に活動し、活動内容を充実できるよう支援が必要です。また学校、地域住民等へのクラブに対する理解や協力を促進し、スポーツや文化活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図って行く必要があります。 ・区ではこれまで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団との連携により、障害のある人を対象としたスポーツ教室やイベントを実施してきましたが、平成 28 年度に実施した世田谷区障害者（児）実態調査では、「これまでスポーツに参加した、もしくは今後参加したい」と回答した方は 30%程度にとどまっています。 ・一方で、東京 2020 大会の開催に伴い、メディアなどを通じてパラリンピック競技やパラリンピアンへの活躍等に触れる機会が増え、区民の障害者スポーツへの関心がますます高まっていくと考えられます。こうした状況を踏まえ、障害のある人が身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を継続的に取り組めるだけでなく、障害のある人となない人がスポーツを通じて交流できるよう、参加できる機会の充実や活動を支えるスタッフ等の人材の育成・確保、また活動に必要な場の提供やスポーツ用具等の支援が必要です。				
4 年間の取組み方針	・ホストタウンの区民へのPRや、イベント等ソフト事業への支援・連携を通じて、気運醸成を図り、多くの区民の参加と協働のもと、ホストタウンとしての役割を成功させます。 ・総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブへの支援に取り組みます。 ・障害者のスポーツ活動の推進を図るため、参加できる機会の充実や活動を支えるスタッフ等の人材育成、また活動を行うために必要な場の提供やスポーツ用具等の支援に取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	アメリカ合衆国ホストタウンイベントの連携・実施	周知・イベント実施	周知・イベント実施	周知・イベント実施	イベント実施	レガシーとしてのイベント実施	—
	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立および活動継続のための支援	クラブ 8 か所	新規クラブ 設立 1 か所	新規クラブ 設立準備 1 か所	新規クラブ 設立 1 か所	新規クラブ 設立準備 1 か所	新規クラブ 設立 2 か所

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	障害者スポーツを支える人材育成のための研修の実施	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	12 回
	障害者スポーツ・レクリエーション事業の展開および施設の開放	4 回	7 回	16 回	28 回	28 回	79 回
	区内障害者施設等への物品等の支援	—	12 回	12 回	12 回	12 回	48 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	ホストタウンイベントの実施 (累計)	2 回	8 回
	成人の週 1 回以上のスポーツ 実施率	47.3%	60.0%
	総合型地域スポーツ・文化ク ラブの設置数	区内 8 クラブ	区内 10 クラブ
	障害者がスポーツ・レクリエ ーションを行える機会の拡充	6 回 / 年	43 回 / 年

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 総合型地域スポーツ・文化クラブの運営

区から物品貸付や広報などの支援を行うことで、地域住民が自主運営しているクラブの継続的な運営を図ります。

○ スポーツ事業における区内大学等との相互協力

区内大学等と区が協働して事業等を実施し、会場の提供や周知等で相互に協力します。また、区が実施する事業等に、大学等から招待選手や応援団、運営・救護スタッフの派遣協力を受けます。

○ 障害のある人となない人がともに楽しめる障害者スポーツの取組み

区民が障害者スポーツを体験できる機会を増やしていくとともに、障害のある人となない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を運営するスタッフの育成を実施します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
2433 ホストタウン・交流連携事業	6,501	5,501	5,501	0
2434 障害者スポーツの推進	1,780	1,603	1,618	1,633
8220 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	1,059	479	1,059	479
合計	9,340	7,583	8,178	2,112

■ 関連する計画、条例

世田谷区スポーツ推進計画 2020 年に向けた世田谷区の取組み～東京 2020 大会後を見据えて～
 せたがやノーマライゼーションプラン 第 5 期世田谷区障害福祉計画
 第 2 次世田谷区教育ビジョン

事業番号 310 環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進

重点政策	4	主管部	環境政策部	関連部	—
事業目的	省エネルギー、再生可能エネルギーの利用、省資源化などを進めるまちを実現します。				
現状と課題	・区内のエネルギー消費量は人口増にもかかわらず減少傾向にあります。しかし、区内のエネルギー消費の多くを占める家庭向けには温室効果ガス排出にかかる法的な規制等が無いため、区民の環境に配慮した取組みをいかに促すかが課題です。さらに、環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画などに基づき、小さなエネルギーで暮らす「省エネ」と資源の有効利用の観点から、環境教育・環境学習を通じた環境配慮行動の実践を進める必要があります。 ・併せて、エネルギーの地産地消である「創エネ」及び再生可能エネルギーの効率的な活用を目指します。				
4年間の取組み方針	・環境に配慮したライフスタイルへの転換促進の観点から、住宅都市という特徴を踏まえ、みうら太陽光発電所の収益を活用し、区民参加型事業を実施するとともに、区民、事業者との協働により環境負荷を低減させる取組みを推進します。 ・再生可能エネルギーの利用促進にあたっては、国の制度による買取価格変動等、外的要因の影響があることも念頭に、再生可能エネルギー導入に取り組む他自治体等との連携を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	省エネポイントアクション参加者によるモニタリングの実施	—	仕組みの導入	モニターによるエネルギー消費量の把握	モニターによるエネルギー消費量の把握	モニターによるエネルギー消費量の把握	—
	区民・事業者対象のエネルギーセミナー、総合相談	3回	3回	4回	4回	5回	16回
	区民対象の省エネ診断実施の働きかけ	—	300世帯	330世帯	360世帯	390世帯	1,380世帯
	太陽光発電設備設置の普及拡大	300件 計 6,900件	300件 計 7,200件	300件 計 7,500件	300件 計 7,800件	300件 計 8,100件	1,200件
	家庭用燃料電池設置の普及拡大	600件 計 4,500件	600件 計 5,100件	600件 計 5,700件	600件 計 6,300件	600件 計 6,900件	2,400件
	他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用拡大（連携自治体数の累計）	2自治体	3自治体	3自治体	3自治体	4自治体	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	区内のCO ₂ 排出量 集計上 2 年前のデータが最新	2,927 千 t -CO ₂ (平成 26 年度実績)	2,685 千 t -CO ₂
	省エネポイントアクションで 省エネに成功した区民の割合	87% (平成 28 年度末)	92%
	区内の太陽光発電設備の設置 数 (累計)	6,548 件 (平成 28 年度末)	8,100 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 環境配慮行動の展開

省エネポイントアクションや環境イベントなど環境啓発を通じて、区民・事業者による省エネ等の環境配慮行動の展開を図ります。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
4076 環境啓発事業の推進	21,971	17,867	13,965	14,217
4078 再生可能エネルギーの利用拡大と促進	18,220	17,498	17,498	17,498
合計	40,191	35,365	31,463	31,715

■ 関連する計画、条例

世田谷区環境基本計画	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画	世田谷区環境基本条例
------------	-------------------	------------

事業番号 311 区民・事業者の3R行動の促進

重点政策	4	主管部	清掃・リサイクル部	関連部	—
事業目的	環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。				
現状と課題	・平成 29 年度の家庭ごみの組成分析調査及び計量調査の結果、家庭ごみの 9 割以上を占める可燃ごみには、「未使用食品」が 4.2%、「食べ残し」が 3.0%含まれており、調理くずなどの食べられない部分を含む生ごみ全体では、可燃ごみの 31.1%を占めています。 ・また、資源化ルートのある紙類や布類などが 21.5%含まれており、中でも「容器包装の紙類」「その他の紙類」が 6.0%を占めています。 ・食品ロス（本来、食べられるのに廃棄される食品・食材）の削減、水切りの奨励など、ごみの発生抑制行動を促進する必要があります。 ・また、分別・排出ルールに関する効果的な情報提供により、資源とごみの分別徹底を促進する必要があります。				
4 年間の取組み方針	・環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざし、ごみの発生抑制「リデュース」と再使用「リユース」の 2R に重点を置いた施策を推進し、区民・事業者の行動促進を図ります。 ・併せて、もうひとつの R である再生利用「リサイクル」の更なる拡充を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	区内全世帯及び小規模事業所に「資源・ごみの収集カレンダー」を配布	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回
	事業用大規模建築物の指導対象範囲の拡大	—	本格実施に向けた調査及び周知	本格実施	本格実施	本格実施	—
	資源化対象品目の拡充	—	検討	1 品目	検討	1 品目	2 品目

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g / 人日)	542 g (平成 28 年度)	516 g

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民・事業者の 3 R 行動の促進

区内全世帯及び小規模事業所に「資源・ごみの収集カレンダー」を配布し、ごみ減量の基本となる分別・排出ルール of 徹底を促します。また、事業用大規模建築物の指導対象範囲を拡大し、事業者によるごみの分別の徹底とごみの減量化を促進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
4065 ごみ減量・リサイクルの促進	32,961	31,255	31,255	31,255
4087 事業用大規模建築物の対象拡大	4,663	299	0	0
合計	37,624	31,554	31,255	31,255

■ 関連する計画、条例

世田谷区一般廃棄物処理基本計画

事業番号 312 たばこマナーが向上するまちづくりの実現

重点政策	4	主管部	環境政策部	関連部	世田谷保健所、総合支所、みどり33推進担当部、道路・交通政策部、土木部
事業目的	区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指します。				
現状と課題	区はこれまで、まちの環境美化と区民の安全確保を目的に、ポイ捨て防止等条例により、歩きタバコをしないことを区内全域で努力義務とし、地元合意の得られた12地区を路上禁煙地区として指定してきました。 近年、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止の促進が求められる一方、個人の嗜好に対して行政が規制することへの批判もあります。 このため、区民の健康で安全・快適な生活環境の実現をめざし、屋外の公共の場所等における世田谷区のたばこルールを平成29年度に策定します。 区内全域路上禁煙としたことにより路上喫煙率が低下（改善）した他区事例を参考に、通過者に対する喫煙者の割合を測定する「路上喫煙率調査」を平成30年度より実施し、たばこルール策定後の効果を検証します。 ・区民・事業者との協働によりたばこマナーの向上を図る必要があります。 ・喫煙される方と喫煙されない方が相互に理解を深められるよう、喫煙場所の整備を進める必要があります。				
4年間の取組み方針	・区民や事業者と連携したキャンペーン活動や、巡回指導の強化等によりたばこルールの周知徹底を図ります。 ・世田谷区基本計画における「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等を重点に、区による指定喫煙場所の整備及び民間による喫煙場所の設置支援を進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	東京2020大会を契機とした、たばこマナー向上に向けた世田谷区たばこルールの周知徹底	—	・たばこルール施行（10月） ・周知用看板設置等 ・マナーアップサイン等のデザイン公募	区民や事業者と連携したたばこルールの周知活動	区民や事業者と連携したたばこルールの周知活動	区民や事業者と連携したたばこルールの周知活動	—
	環境美化指導員による巡回指導・啓発の強化	14か所	20か所へ拡大（9月より）	20か所	22か所 (東京2020大会会場最寄り駅含む)	20か所	—
	区による指定喫煙場所の整備	4か所	8か所 計12か所	3か所 計15か所	3か所 計18か所	3か所 計21か所	17か所
	民間による喫煙場所整備への補助（指定喫煙場所として指定）	—	補助制度創設 2か所	2か所	2か所	2か所	8か所

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	区内のたばこマナーに関する満足度	34.1%	50.0%
	路上喫煙率	—	50%減 (平成 30 年度比)

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ ルールの周知活動

区民や事業者と連携したキャンペーン活動の実施、巡回指導・啓発の強化、路面標示シート、電柱・ガードレール看板等での啓発、区のおしらせ、広報板、Twitter、Facebook での周知等を行います。

○ 指定喫煙場所の整備

たばこ事業者の協力を得ながら、区による指定喫煙場所の整備、および、民間への喫煙場所整備（指定喫煙場所として指定）に対する補助を行います。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
4070 ポイ捨てごみゼロ等の推進	51,481	43,465	46,465	49,465
合計	51,481	43,465	46,465	49,465

■ 関連する計画、条例

世田谷区環境基本計画	世田谷区環境基本条例	世田谷区環境美化等に関する条例
------------	------------	-----------------

事業番号 313 世田谷産業の基礎づくり

重点政策	6	主管部	経済産業部	関連部	—
事業目的	区内産業の持続的な成長を促進します。				
現状と課題	・豊富な経験や知識を有する経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援アドバイスの実施や新たなビジネスモデルの開発及び販路拡大に向けた支援を進めてきました。 ・国内市場が人口減少により縮小する中、区内産業の持続的な成長に向け、経営力の強化や産業の高度化など産業基盤を支える取組みが重要となっています。 ・これまで区内経済を支えてきた事業者が、後継者の不足により廃業の危機に直面しています。				
4年間の取組み方針	・経営力の強化や産業の高度化、事業承継の推進に向け、経営支援コーディネーターによる支援や知的財産権取得に係る支援など区内中小事業者に対する経営支援のさらなる促進を図るとともに、様々な機会を活用して区内産業の魅力を発信していくことにより、販路拡大や新たなビジネスモデルの開発など区内事業所の経営基盤の強化につなげていきます。 ・地元金融機関や産業支援機関、大学等と緊密に連携する基盤となる「せたがや産業創造プラットフォーム」を構築し、質の高い経営支援や起業・創業の推進等による新たな産業の育成、産業横断的なプロジェクトの実施などを通じて区内産業全体の底上げを進めていきます。 ・社会情勢や産業データ等の分析、世田谷区の実態や課題の把握を行い、新たな施策の提案をまとめた資料を、区民、区内産業に携わる事業者等に提供することにより、今後の区の経済産業政策を長期的な視野で戦略的に進めていきます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	区内中小事業者の知的財産権取得に対する補助	10件	10件	11件	11件	12件	44件
	区内中小事業者のビジネスマッチングイベント出展に対する補助	9件	15件	17件	17件	20件	69件
	経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援	16社	30社	33社	37社	40社	140社
	ビジネスマッチングイベントにおける世田谷ものづくりブースの出展事業所数	7社	7社	8社	9社	10社	34社
	「せたがや産業創造プラットフォーム」を基盤とした産業連携による区内産業振興に向けた取組みの実施	—	連携体制の構築及び区内経済産業動向の把握・分析等を目的とした白書の作成	連携体制の強化	連携体制の強化	区内経済産業動向の把握・分析等を目的とした白書の作成	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	各種経営支援 () を受けた者のうち、支援が経営改善につながった割合	—	70%
	「せたがや産業創造プラットフォーム」を中心とした連携事業の実施 (累計)	—	4 事業

区内中小事業者の知的財産権取得やビジネスマッチングイベント出展に対する補助、経営コーディネーターによる総合的な経営支援等

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地域資源の活用による産業の基盤強化と活性化

区内産業の基盤強化とさらなる発展に向け、金融機関や産業支援機関、大学等と連携しながら、各機関の強みを生かした質の高い経営支援や創業支援の推進による新たな産業の育成、産業横断的なプロジェクト事業を推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
6055 産業計画の推進	12,976	9,686	10,589	16,529
6078 経営改善支援事業	2,463	3,078	3,078	3,078
6081 ビジネスモデル研究開発支援事業	1,638	1,638	1,638	1,638
6086 産業交流促進事業	1,957	1,957	1,957	1,957
合計	19,034	16,359	17,262	23,202

■ 関連する計画、条例

世田谷区産業振興計画	産業競争力強化法に基づく世田谷区創業支援事業計画
------------	--------------------------

事業番号 314 世田谷産業を担う人材の充実と活用

重点政策	6	主管部	経済産業部	関連部	生活文化部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部
事業目的	区内産業を担う人材の充実と区民の就業促進を図ります。				
現状と課題	・国内市場が縮小する中、区内産業の持続的な成長に向け、経営力の強化や産業の高度化など産業基盤を支える取組みが重要となっていますが、企業の人材不足は顕著で、求職者とのミスマッチが生じています。 ・一方で働く意欲があるにも関わらず、子育てや介護等により自分のライフスタイルにあった働き方で働くことができない、また様々な理由により働きづらい現状があります。 ・また、個人の能力を活用した創業や地域の課題解決につながるソーシャルビジネスを推進することは、地域社会を支える区内産業を担う人材の充実につながります。 ・そのためには、産学公の連携による創業支援や、多様な就労形態等を可能とするテレワークやコ・ワーキング・スペース等の環境整備の促進、「ユニバーサル就労」等の開発に向けた検討が必要です。				
4年間の取組み方針	・若年者をはじめ求職者のキャリアチェンジを意識した取組みを充実させ、区内中小企業等とのマッチングを推進します。 ・子育てや介護をしている区民の働き方改革の推進をはじめ、多様な働き方に対応するテレワークやコ・ワーキング・スペースの環境整備を促進していきます。また、ユニバーサル就労をはじめ区内事業者の理解促進を進め、区民の地域での就業をさらに進めます。 ・産学公の連携による創業支援や地域資源を活用したソーシャルビジネス支援を推進します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	三軒茶屋就労支援センター事業の実施（利用者数）	41,300人	42,000人	42,000人	42,000人	42,000人	168,000人
	三軒茶屋就労支援センター事業のキャリアアカウンセリング件数	2,200件	2,300件	2,300件	2,300件	2,300件	9,200件
	区内企業と求職者のマッチング事業の実施（参加者数）	71人	75人	75人	75人	75人	300人
	企業向け定着支援事業の実施	35社	35社	35社	35社	35社	140社
	（仮称）子どもの近くで働くことができるワークスペースの促進（補助及び検証箇所数）	検討	4か所	4か所	4か所	4か所	—
	創業支援事業計画に基づく創業支援の実施（支援者数）	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	6,000人
	【再掲】ユニバーサル就労等の開発に向けた検討	先進自治体の視察	ユニバーサル就労等支援機能の検討	ユニバーサル就労等支援機能の検討・調整	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	三茶おしごとカフェの就職決定者数、利用者数 (累計)	就職決定者数 1,000 人 利用者数 41,300 人	就職決定者数 4,400 人 利用者数 168,000 人
	多様な就労形態等を可能とする環境整備の促進	調査・研究	検証 4 か所
	ソーシャルビジネス活動支援事業の実施(支援者数) (累計)	80 人	340 人

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 地域資源の活用による産業の基盤強化と活性化

区内産業の基盤強化と人材充実に向け、金融機関や産業支援機関、大学と連携しながら、各機関の強みを生かした質の高い創業支援・経営支援を推進するとともに、地域課題に取り組む N P O 等を活用した多様な産業の創出に取り組めます。

○ 多様な働き方の推進による地域コミュニティの参加促進

多様な働き方を推進するため、個人それぞれに対応した職場環境の整備を図ります。また、ユニバーサル就労をはじめ区内事業者の理解促進を進め、区民の地域での就業をさらに進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
6023 雇用促進事業	16,000	12,000	6,000	4,000
6065 就労支援拠点事業	43,522	13,817	13,817	13,817
6076 若年者就労支援の推進	56,496	56,496	56,496	56,496
6087 創業支援事業	1,295	1,295	1,295	1,295
合計	117,313	83,608	77,608	75,608

■ 関連する計画、条例

世田谷区産業振興計画	産業競争力強化法に基づく世田谷区創業支援事業計画
------------	--------------------------

事業番号 315 まちなか観光の推進

重点政策	5	主管部	経済産業部	関連部	生活文化部、スポーツ推進部、都市整備政策部、教育委員会事務局
事業目的	区内外からの誘客の促進と地域経済の活性化を図ります。				
現状と課題	・東京 2020 大会を契機として国内外からの観光客の増加が見込まれる中、「世田谷まちなか観光交流協会」の参画団体等と連携しながら、世田谷らしい「まちなか観光」に向けた取組みを進めています。 ・一方、さらなる誘客や地域経済の活性化に向け、世田谷区の魅力発信の強化に係る環境整備やマーケティング等による戦略的な観光事業の展開が課題となっています。				
4 年間の取組み方針	・民間事業者や大学、NPO、地域団体など世田谷まちなか観光交流協会の様々な団体との連携を促進しながら、まち歩きツアーや観光イベントなど、区民との交流を生み出す多彩な観光事業の展開により、地域経済の活性化につなげます。 ・インバウンドを含めた区内へのさらなる誘客に向け、SNS や外国語を含む観光情報冊子をはじめ様々な情報発信機能の強化により、世田谷の魅力を区内外に幅広く発信していきます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	区内の多彩な魅力を一堂に集めた観光イベントの開催	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回
	区内まち歩きイベントの開催（他団体との連携事業を含む）	6 回	8 回	10 回	12 回	12 回	42 回
	地域交流促進イベントの開催（他団体との連携事業を含む）	1 回	2 回	3 回	4 回	4 回	13 回
	観光情報を集約した情報発信機能の強化 a) 情報発信の強化 b) 観光情報コーナーの拡充 （累計箇所数）	a) 観光ホームページの開設及び外国語版観光情報冊子の発行 b) 15 か所	a) 各種団体等との連携による観光資源の発掘及び映像等を活用した情報発信の強化 b) 16 か所	a) 各種団体等との連携による東京 2020 大会を中心とした観光情報の発信強化 b) 17 か所	a) 各種団体等との連携による東京 2020 大会を中心とした観光情報の発信強化 b) 19 か所	a) 事業検証及び検証に基づく情報発信の強化 b) 20 か所	—
	まち歩き紹介リーフレット等の制作・配布	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回
	SNS フォト等観光コンテンツに係るコンテストの開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	4 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	世田谷みやげの指定により、 当該商品の売上げ額が 10% 以上増加した事業所の割合	36.8% (平成 28 年度実績)	50%
	観光アプリのダウンロード数 (年間)	4,600 件	5,100 件
	観光情報冊子 (外国語版を含む。) の配布部数 (年間)	31,000 部	83,000 部

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民との交流を生み出す観光事業の展開

地域で活動する N P O や団体などが、民間事業者や大学等と相互に連携して観光事業を実施することにより、観光客と区民との交流を促進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
6066 観光事業の推進	29,262	103,493	48,493	43,993
合計	29,262	103,493	48,493	43,993

■ 関連する計画、条例

世田谷区産業振興計画

4 都市づくり

事業番号 401 木造住宅密集地域の解消

重点政策	3	主管部	防災街づくり担当部	関連部	総合支所
事業目的	道路・公園の整備、建築物の不燃化を進め、災害に強い街をつくります。				
現状と課題	・木造住宅密集地域において、国や都の補助事業を活用し、道路、公園の整備、老朽木造建築物等の建替え促進等に取り組んでいます。 ・不燃化特区 5 地区全体の不燃領域率は、62.4%（平成 28 年度土地利用現況調査を基に算定）であり、平成 32 年度末までに各地区 70%を目指しています。 ・不燃化特区 5 地区では、老朽木造建築物等の所有者等への戸別訪問を行い、区の助成制度等を総合的に案内するパンフレット等により、建替え等に向けた支援・誘導を行ってきました。 ・建築物の不燃化は、地域全体の問題として認識し取り組む必要があるため、地域住民の関心を高め、建物所有者に不燃化を促し、建築物の建替えにつなげることが大きな課題です。費用負担や家族の合意形成等の理由で、建替えが進まない建築物も多いため、建物所有者への更なる啓発や支援等により、不燃化を促す必要があります。 ・居住者の高齢化による建替え意欲の低下、相続発生後に維持管理する親族が決まらないことによる空家化等により、建物の更新が停滞しており、新たな取組みが求められています。不燃化特区制度が平成 32 年度までの時限措置であることを踏まえ、道路・公園の用地取得のスピードアップに加えて、空家対策の取組みとも相互に連携し、老朽木造建築物等の除却・建替えを一層促進する必要があります。				
4 年間の取組み方針	・首都直下型地震の切迫性を踏まえ、木造住宅密集地域において国や都の補助事業を活用し、道路・公園の整備、老朽木造建築物等の不燃化を推進します。 ・不燃化特区地区においては、延焼による焼失ゼロを目指し、建替え意向のある所有者等を中心に、重点的かつ集中的に老朽木造建築物等の除却・建替えを推進します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	不燃化特区による老朽建築物の除却・建替え等の費用助成	145 件	244 件	309 件	362 件	—	915 件 (32 年度末時点)
	住宅市街地総合整備事業等による道路・公園の用地取得	89 m ²	199 m ²	200 m ²	200 m ²	200 m ²	799 m ²
	都市防災不燃化促進事業による老朽建築物の除却・建替え等の費用助成	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	20 件

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	不燃化特区による老朽建築物の除却・建替え等の費用助成件数 (累計)	447 件	1,362 件 (平成 32 年度末時点)
	住宅市街地総合整備事業等による道路・公園の用地取得面積 (累計)	4,940 m ²	5,739 m ²
	都市防災不燃化促進事業による老朽建築物の除却・建替え等の費用助成件数 (累計)	38 件	58 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民への周知啓発を通じた不燃化の促進

地域で開催される地区防災訓練等のイベントへ参加し、不燃化の必要性や区の支援策について周知し、建築物の不燃化を促進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7523 木造住宅密集地域の解消	1,130,990	1,321,022	1,511,840	259,453
合計	1,130,990	1,321,022	1,511,840	259,453

■ 関連する計画、条例

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 世田谷区地域防災計画
 世田谷区都市整備方針 世田谷区防災街づくり基本方針 防災都市づくり推進計画 (東京都)
 木密地域不燃化 10 年プロジェクト (東京都)

事業番号 402 建築物の耐震化の促進

重点政策	3	主管部	防災街づくり担当部	関連部	総合支所、危機管理室
事業目的	耐震化を進め、災害に強い街をつくります。				
現状と課題	・熊本地震などの大地震では、旧耐震基準の建築物を中心に建物の倒壊被害が生じ、多くの死傷者が出ました。区では、「世田谷区耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断、耐震改修等を計画的かつ総合的に促進しています。特に、震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの大動脈となる幹線道路の沿道建築物の耐震化や、木造住宅密集地域内にある木造住宅の不燃化・耐震化、住戸数が多く倒壊した場合に周囲への影響が大きい分譲マンション等の耐震化は、災害に強い街の実現に不可欠であるため、重点的に取り組んできました。 ・平成 27 年度末現在、住宅は約 87.0%、民間特定建築物は約 82.2%が耐震基準を満たしています（平成 25 年住宅・土地統計調査に基づく推定値）。「世田谷区耐震改修促進計画」では平成 32 年度までに住宅及び民間特定建築物の耐震化率を 95%にすることを目標としており、より一層耐震改修を促進していく必要があります。特に、木造住宅の耐震改修助成は、平成 17 年度の助成開始後、平成 24 年度の年間 88 件をピークに減少し、平成 28 年度には 6 件となり、今後は時代に即した対応を進めることが必要です。 ・家具転倒防止器具取付支援は、これまで約 6,000 件に対し支援をしてきました。今後も地震時の家具転倒を防止するために、引き続き取り組んでいく必要があります。				
4 年間の取り組み方針	・災害時に救急・救命活動等の重要な役割を持つ特定緊急輸送道路は、沿道建築物の倒壊により道路閉塞することがないように一定規模以上の建築物を対象に耐震化を促します。 ・住戸数が多く倒壊した場合に周囲への影響が大きい分譲マンションの耐震化を促していきます。 ・平成 30 年度より 32 年度まで、木造住宅耐震改修工事等の助成額の拡充や助成対象地域の見直しにより、耐震化を促進していきます。 ・木造住宅密集地域内にある木造住宅についても不燃化建替えなどにより重点的に耐震化を促していきます。 ・家具転倒防止器具取付支援については、新たに 65 歳以上となる方には、介護保険被保険者証発送時に申請書及び返送用封筒を同封して周知を図るとともに、地域振興課やまちづくりセンターと連携して防災訓練や避難所運営訓練でのチラシ配布や普及啓発活動を行い、総合的な安全対策として、引き続き家具転倒防止器具を取り付けるよう促していきます。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	木造住宅の耐震化促進 a)耐震診断士派遣 b)耐震改修助成	a)77 件 b) 8 件	a)100 件 b)30 件	a)100 件 b)50 件	a)100 件 b)70 件	a)100 件 b)20 件	a)400 件 b)170 件
	非木造建築物の耐震化促進 a)耐震診断助成 b)耐震改修助成	a)9 件 b)2 件	a)17 件 b)7 件	a)17 件 b)5 件	a)17 件 b)5 件	a)17 件 b)1 件	a)68 件 b)18 件
	家具転倒防止器具取付支援	160 件	250 件	250 件	250 件	250 件	1,000 件

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	木造住宅の耐震化促進(累計) a)耐震診断士派遣件数 b)耐震改修助成件数	a) 2,816 件 b) 527 件	a) 3,216 件 b) 697 件
	非木造建築物の耐震化促進 (累計) a)耐震診断助成件数 b)耐震改修助成件数	a) 400 件 b) 71 件	a) 468 件 b) 89 件
	家具転倒防止器具取付支援件数(累計)	5,789 件	6,789 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民への周知啓発を通じた耐震化の促進

地域で開催される地区防災訓練等のイベントへ参加し、耐震化の必要性や区の支援策について周知し、耐震化を促進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7306 建築物耐震診断・補強工事	683,768	811,503	811,503	563,003
合計	683,768	811,503	811,503	563,003

■ 関連する計画、条例

建築物の耐震改修の促進に関する法律 東京都耐震改修促進計画

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例 世田谷区地域防災計画

世田谷区防災街づくり基本方針

事業番号 403 狭あい道路拡幅整備の促進

重点政策	3	主管部	防災街づくり担当部	関連部	総合支所、道路・交通政策部
事業目的	道路の拡幅を進め、災害に強い街をつくります。				
現状と課題	・区内には幅員 4m未満の道路（狭あい道路）が多く存在し、区道の総延長の約 1/4（世田谷区道路整備白書 平成 29 年 4 月）が狭あい道路という状況です。区では平成 9 年に「世田谷区狭あい道路拡幅整備条例」を施行し、建築確認申請前の事前協議の義務付けや、助成制度等を充実させるなど、取組みを強化して狭あい道路の拡幅整備を推進しており、近年では年間 5,000m以上の整備実績を重ねています。 ・首都直下型地震の切迫性を踏まえ、災害時の避難や緊急車両等の通行の支障となる狭あい道路の解消は重要な課題です。狭あい道路を効果的・効率的に拡幅整備するために、沿道の建替え等に併せた拡幅整備を推進します。 ・拡幅整備区間の隣接地等、連続した区間などを一括して整備する取組みを進めます。拡幅に際しては、狭あい道路沿道建築物や敷地の所有者の協力を得られるよう、防災面や環境面での効果について説明・啓発を重ね、理解を得ていくことが重要となります。				
4 年間の取組み方針	・助成金及び奨励金制度を活用し、沿道建築物の建替え等に併せて狭あい道路の拡幅整備を推進します。 ・建替えを伴わない敷地に対しても拡幅整備を啓発し、建替え等に伴う拡幅箇所隣接地に隣接した沿道建築物等の所有者に対して道路拡幅整備への協力を呼びかけ、連続的整備を促進します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	拡幅整備	5,121m	5,100m	5,100m	5,100m	5,100m	20,400m
	連続的整備等	215m	200m	200m	200m	200m	800m

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	拡幅整備延長 (累計)	—	21,200m

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

- 建替え等に伴う敷地に隣接した所有者等と協力した連続的拡幅整備

建替え等に伴う拡幅箇所に隣接した沿道建築物等の所有者にも協力を得ながら、連続的拡幅整備を行います。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
07057 建築線・狭あい道路事業	768,421	768,421	768,421	768,421
合計	768,421	768,421	768,421	768,421

■ 関連する計画、条例

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例	世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則
-----------------	---------------------

事業番号 404 豪雨対策の推進

重点政策	3	主管部	土木部	関連部	総合支所、施設営繕担当部、都市整備政策部、みどり33推進担当部、道路・交通政策部
事業目的	区民、事業者、東京都等の理解と協力を得ながら、浸水被害の軽減を図ります。				
現状と課題	・近年、都市化が進み、保水・遊水機能が低下したことや、地球温暖化等による気象変動によって、短時間の集中的な豪雨による浸水被害が増加しています。 ・区では、このような「都市型水害」を防止・軽減し、水害に強いまちづくりを目指して、「世田谷区豪雨対策基本方針」、「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、河川や下水道の整備に加え、大量の雨水を一時に流出させないため、公共施設を中心に流域対策を推進してきました。 ・今後は、民間やその他事業に対する協力を得ながら対策量の増加を図るため、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」の確実な実施と、引き続き「世田谷区豪雨対策行動計画」における施策の推進を図る必要があります。				
4年間の取組み方針	・「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、所定の対策量を満たす雨水流出抑制施設の設置を推進します。 ・雨水浸透施設、雨水タンク設置助成制度を活用し、民間施設における雨水浸透施設、雨水タンクの設置、普及を促進します。 ・併せて、みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用するグリーンインフラの考え方に基づき取り組みます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	区管理施設における流域対策	1,543 m ³ 計 102,203 m ³	9,019 m ³ 計 111,222 m ³	5,752 m ³ 計 116,974 m ³	6,361 m ³ 計 123,335 m ³	6,945 m ³ 計 130,280 m ³	約 2.8 万 m ³
	国、都、公共機関の管理施設における流域対策	1,194 m ³ 計 79,126 m ³	4,332 m ³ 計 83,458 m ³	4,355 m ³ 計 87,813 m ³	4,302 m ³ 計 92,115 m ³	11,963 m ³ 計 104,078 m ³	約 2.5 万 m ³
	民間施設における流域対策	3,210 m ³ 計 212,671 m ³	16,895 m ³ 計 229,566 m ³	16,895 m ³ 計 246,461 m ³	16,895 m ³ 計 263,356 m ³	16,895 m ³ 計 280,251 m ³	約 6.8 万 m ³

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	流域対策による雨水流出抑制量 (累計)	時間 4.1mm 相当 (約 39.4 万 m ³)	時間 5.4mm 相当 (約 51.5 万 m ³)

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 雨水貯留浸透施設の設置の推進

区民、民間事業者等との協働により、雨水タンクや雨水浸透マスなどの雨水貯留浸透施設等の設置を推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7504 都市型水害対策の推進	12,574	12,552	18,600	13,049
合計	12,574	12,552	18,600	13,049

■ 関連する計画、条例

世田谷区豪雨対策基本方針	東京都豪雨対策基本方針 (改定)
--------------	------------------

事業番号 405 地区街づくりの推進

重点政策	6	主管部	都市整備政策部	関連部	総合支所
事業目的	地区特性に応じた魅力ある街づくりを推進します。				
現状と課題	・地区街づくりにおいては、街づくり協議会等を通じて地区の特性や地区住民の意見を踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成のもと地区計画など、身近な街づくりのルールをつくってきました。これまでに 90 地区で地区計画が策定され、102 地区で地区街づくり計画が策定されています（平成 30 年 3 月末現在）。 ・一人ひとりがまちへの愛着や誇りを持ち、将来の街づくりの担い手となって、多くの方々に街づくりや地域活動への理解や関心を持っていただくことが課題となっています。 ・土地区画整理事業については、助成・相談・指導により事業化を支援し、これまでに 23 地区（昭和 29 年以降）が事業化されました（平成 30 年 3 月末現在）。 ・引き続き、助成・相談・指導による事業化支援に取り組むとともに、新規に着手する地区の掘り起こしを並行して進める必要があります。				
4 年間の取組み方針	・道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替え、区民の街づくりの気運の高まりなど、地区の状況に応じて、まちの特性や課題を共有するための、アンケートや意見交換会を行うなど区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組みます。 ・良好な住宅市街地を計画的に誘導するため、土地区画整理事業の活用を図ります。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	地区計画の検討及び立案 a)策定 b)変更	a)10 地区 b)13 地区	a)9 地区 b)10 地区	a)8 地区 b)8 地区	a)7 地区 b)2 地区	a)5 地区 b)0 地区	a)延べ 29 地区 b)延べ 20 地区
	地区街づくり計画の検討及び立案 a)策定 b)変更	a)12 地区 b)19 地区	a)11 地区 b)12 地区	a)9 地区 b)9 地区	a)8 地区 b)2 地区	a)7 地区 b)0 地区	a)延べ 35 地区 b)延べ 23 地区
	土地区画整理事業への助成	0 地区	0 地区	1 地区	1 地区	2 地区	延べ 4 地区

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地区計画の策定・変更地区数	策定済み 90 地区	a)策定 9 地区 (計 95 地区) b)変更 10 地区 (内、廃止 4 地区)
	地区街づくり計画の策定・変更地区数	策定済み 102 地区	a)策定 11 地区 (計 108 地区) b)変更 12 地区 (内、廃止 5 地区)
	土地区画整理事業による基盤整備に向けた支援地区数	支援中 3 地区	延べ 9 地区

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民の主体的な街づくりの推進

様々な機会を設けて街づくりに関する情報の提供や街づくりを学ぶ機会を増やし、まちに関する関心や理解を養います。区民の主体的な取組みを支援するとともに、基礎調査・アンケート・説明会等を実施します。

○ 区民や事業者の主体的な土地区画整理の支援

良好な市街地整備を促進するため、相談地区については事業化に向けて積極的に支援し、また農協や関係所管で連携しながら新規地区の掘り起こしを行い、面的整備が期待できる土地区画整理を進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7338 地区計画策定	81,087	79,000	66,000	42,000
7396 土地区画整理	2,385	2,400	3,600	31,000
合計	83,472	81,400	69,600	73,000

■ 関連する計画、条例

世田谷区街づくり条例 世田谷区都市整備方針

事業番号 406 魅力ある風景づくりの推進

重点政策	-	主管部	都市整備政策部	関連部	総合支所、施設営繕担当部、生活文化部、スポーツ推進部、経済産業部、みどり 3 3 推進担当部、道路・交通政策部、土木部、教育委員会事務局
事業目的	区民・事業者・行政の協働による世田谷らしい魅力ある風景づくりを推進します。				
現状と課題	・風景づくり計画に基づき、建設行為等における風景づくりの誘導及び指導を行うほか、風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）を平成 30 年 3 月に策定して風景づくりの誘導を図っています。区民・事業者・行政が共通の認識を持ち、地域特性に応じたきめ細かな風景づくりを進めていくことが課題です。 ・風景づくり重点地区（界わい形成地区）については、現在、条例、規則及び風景づくり計画の位置づけのみであり、指定された地区はありません。地区の指定を推進するには、各地区の街づくりの動向を踏まえながら関係部署と調整し、地区指定に関する地区住民や関係者の合意形成を図ることが課題です。 ・風景づくりの普及啓発事業として区民向けのイベントや通信の発行等を行っています。より多くの区民に世田谷の風景の魅力や風景づくりの取組みに関心をもってもらうことが課題です。				
4 年間の取組み方針	・魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政の協働による風景づくりを推進します。 ・一定規模以上の建設行為等に対する景観法に基づく届出や風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）により、魅力的な風景づくりの誘導を図ります。 ・関係部署と連携・調整を図りながら、風景づくり重点地区（界わい形成地区）の地区指定を検討します。 ・風景づくり活動の促進を図るとともに、多くの区民に関心を持ってもらえるよう風景づくりの普及啓発イベント等を開催します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	専門家（せたがや風景デザイナー）による事前調整会議の開催	15 回	20 回	20 回	20 回	20 回	80 回
	風景づくりのガイドライン（公共施設編）の策定	—	—	—	検討	策定	—
	馬事公苑・大蔵運動場界わいサイン整備	整備計画	設計	工事	—	—	—
	風景づくり重点地区（界わい形成地区）の指定	検討	検討	検討	検討	指定	1 地区
	風景づくりに関する普及啓発 a) せたがや風景 M A P b) 通信の発行 c) 普及啓発イベント d) 風景づくり交流会の開催	a) 3,000 部 b) 4,000 部 c) 2 回 d) 3 回	a) 3,000 部 b) 4,000 部 c) 1 回 d) 2 回	a) 3,000 部 b) 4,000 部 c) 1 回 d) 2 回	a) 3,000 部 b) 4,000 部 c) 1 回 d) 2 回	a) 3,000 部 b) 4,000 部 c) 1 回 d) 2 回	a) 12,000 部 b) 16,000 部 c) 4 回 d) 8 回

景観法に基づく建設行為等の届出に先立ち、計画内容と風景づくり計画との整合等について、事業者、せたがや風景デザイナー（風景づくり条例に基づき技術的指導・助言を行う専門家）及び区の 3 者により事前調整・確認を行う会議。

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	事前調整会議における指摘事項に対する協議成立の割合 (累計)	75%	80%
	界わい形成地区の指定地区数 (累計)	0 地区	1 地区

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 多様な主体との連携による風景づくり

風景づくり交流会の開催や風景づくり通信の発行などにより、区民・事業者の風景づくりに対する理解や共感を広げ、魅力的な風景づくりに連携して取り組みます。

○ 建設行為等における風景づくりの誘導

建設行為等を行う際、近隣への情報提供やせたがや風景デザイナーを交えた計画内容の調整を行うことで、区民・事業者との協働による魅力的な風景づくりを推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7332 都市景観の形成	34,575	44,086	17,086	12,586
合計	34,575	44,086	17,086	12,586

■ 関連する計画、条例

世田谷区風景づくり条例	風景づくり計画	「馬事公苑界わい」まちの魅力向上構想
-------------	---------	--------------------

事業番号 407 魅力あるにぎわいの拠点づくり

重点政策	-	主管部	都市整備政策部	関連部	—
事業目的	広域的な交流の場として、にぎわいのあるまちをつくります。				
現状と課題	・広域生活・文化拠点である三軒茶屋駅周辺では、三軒茶屋二丁目地区において地権者を中心に組織された再開発準備組合が、市街地再開発に向け、事業計画や施設計画を検討しながら地元合意を図っています。 ・広域生活・文化拠点として、都市基盤等の整備と土地の高度利用を図るとともに、魅力ある街づくりを進めるため、地域の特性に応じた商業業務機能及び文化情報発信機能など多様な機能の集積を促進する必要があります。				
4年間の取組み方針	・三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針を策定します。 ・事業者の事業進捗に合わせ市街地再開発事業を促進するよう、都市計画決定など必要な手続きや支援等を行います。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針策定	検討	策定	—	—	—	—
	関係権利者の合意形成に基づく三軒茶屋駅周辺地区（三軒茶屋二丁目）市街地再開発事業の促進 a)都市計画手続き等に向けた協議・調整 b)事業者に対する支援・指導	a)協議・調整 b)支援・指導	a)協議・調整 b)支援・指導	a)協議・調整 b)支援・指導	a)協議・調整 b)支援・指導	a)協議・調整 b)支援・指導	—

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	市街地再開発事業の促進 a) 都市計画決定 b) 権利変換計画認可	—	a) 事業進捗に合わせた 都市計画決定 b) 事業進捗に合わせた 権利変換計画認可

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 事業者との連携による市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業の実施に向けて取り組む事業者を支援し、広域生活・文化拠点にふさわしい、にぎわいのあるまちの形成を図ります。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7526 三軒茶屋駅周辺地区市街地再開発	8,002			
合計	8,002			

事業の進捗にあわせて計上予定

■ 関連する計画、条例

—

事業番号 408 様々な住まいづくりと居住支援

重点政策	2	主管部	都市整備政策部	関連部	総合支所、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部
事業目的	住宅確保要配慮者への住まいの確保支援策を強化するとともに、環境に配慮した住環境の普及・啓発と様々な住まい方に対応した住まいづくりを推進します。				
現状と課題	・住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を支援するため、平成 29 年 3 月「世田谷区居住支援協議会」を設立しました。 ・協議会の活動を通して、関係団体等と連携し、さらに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居促進を図っていく必要があります。 ・環境配慮型住宅リノベーション補助事業の助成件数は年々増加傾向にあり、引き続き支援の必要性があることから、同事業を促進していく必要があります。 ・マンション維持管理・再生の支援については、マンション交流会や講座・相談会の実施により情報提供を行い、管理組合相互の交流を支援しています。 ・今後、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正や東京都による「良質なマンションストックの形成促進計画」等を踏まえ、マンション管理組合による自主的かつ適正なマンションの維持管理と再生の促進を図るため、平成 28 年度の区のマンション実態調査の結果も参考としながら、具体的な支援策を検討していく必要があります。 ・空き家等地域貢献活用事業については、平成 25 年度より地域コミュニティの活性化・再生につながる事業の普及・促進を図っており、平成 28 年度までで累計 12 件の活用実績がありました。 ・空き家等住宅ストックの活用については、国や都の動向等を踏まえ、空き家等実態調査の結果も参考としながら、事業のあり方を庁内調整も含めて整理・検討していく必要があります。				
4 年間の取組み方針	・福祉等関係分野と連携し、高齢者、障害者、ひとり親の子育て世帯など住宅確保要配慮者への住まいの確保を支援します。平成 30 年度からは、新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅の仕組みを活用したひとり親世帯等への家賃助成等の支援策に着手し、その他の住宅確保要配慮者についても居住支援協議会での検討を踏まえ、住宅政策へ位置づけ取り組みます。 ・環境等関係分野と連携し、環境に配慮した住まいづくりの普及・啓発を進めるとともに、住宅の長寿命化、省エネ等の推進を図るため、環境配慮型住宅リノベーションの助成支援に継続して取り組みます。 ・マンション管理組合同士のネットワーク化に対する支援の他、国や東京都の施策動向を踏まえ、マンションの適正な管理・運営を図ります。 ・区内の空き家等の既存ストックの活用により、地域コミュニティの活性化・再生につながる地域貢献活用の取り組みを支援します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	居住支援協議会を活用した民間賃貸物件情報提供	129 件	150 件 計 290 件	150 件 計 440 件	150 件 計 590 件	150 件 計 740 件	600 件
	住宅セーフティネット制度を活用した賃貸人への家賃低廉化補助	—	25 件	25 件	25 件	25 件	—
	環境配慮型住宅リノベーション補助	154 件 計 443 件	150 件 計 593 件	150 件 計 743 件	150 件 計 893 件	150 件 計 1,043 件	600 件

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	マンション交流会の開催	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	24 回
	空き家等の地域貢献活用	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	8 件

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	居住支援協議会を活用した民間賃貸物件情報提供数 (累計)	129 件	740 件
	環境配慮型住宅リノベーション補助事業の助成件数 (累計)	443 件	1,043 件
	マンション交流会・講座の開催回数 (累計)	6 回	30 回
	空き家等地域貢献活用の件数 (累計)	14 件	22 件

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 居住支援協議会による居住支援

居住支援協議会の取組みを通して、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO等の多様な主体と協働・連携し、住まいサポートセンターの取組みとともに、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保支援策を強化します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7322 民間住宅管理保全等の支援	65,157	65,157	65,157	65,157
7502 住まいサポートセンター運営	34,749	34,749	34,749	34,749
合計	99,906	99,906	99,906	99,906

■ 関連する計画、条例

世田谷区第三次住宅整備方針 世田谷区第三次住宅整備後期方針

事業番号 409 世田谷らしいみどりの保全・創出

重点政策	4	主管部	みどり 3 3 推進担当部	関連部	経済産業部、都市整備政策部
事業目的	みどりとやすらぎのある快適な住環境の実現をめざします。				
現状と課題	・区では、環境と共生し、安全・快適で魅力ある住宅都市・世田谷を目指して、2032 年にみどり率を 33%にする “世田谷みどり 3 3 ” という長期目標を掲げ、みどりの保全・創出に取り組んできました。みどり率は 2011（平成 23）年から 2016（平成 28）年までに 0.58 ポイント増加し 25.18%となりましたが、目標達成には至っていません。 ・みどり空間である農地を取り巻く環境においても、都市化の影響や相続税の負担、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、生産緑地をはじめとした農地の減少が続いています。この生産緑地の多くが指定から 30 年を経過し、農地の減少に繋がる可能性がある、いわゆる「2022 年問題」への対応が必要です。 ・さらに、“生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街” を目指し、多様な機能を持つみどりや生物多様性への関心を深め、みどりの質（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を発揮するみどり）の向上にも取り組んでいます。 ・引き続き “世田谷みどり 3 3 ” の実現に向けて、みどりを守り、増やし、みどりの質の向上を、区民との協働により進める必要があります。				
4 年間の取り組み方針	・区民、事業者との協働により、質、量ともに豊かなみどりの環境づくりに取り組みます。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	緑化助成	68 件 計 1,396 件	70 件 計 1,466 件	70 件 計 1,536 件	70 件 計 1,606 件	70 件 計 1,676 件	280 件
	民有地のみどりの保全 a) 保存樹木指定本数の増加 b) 市民緑地面積の拡大	a) 5 本 計 1,868 本 b) 0 m ² 計 16,707.41 m ²	a) 5 本 計 1,873 本 b) 300 m ² 計 17,007.41 m ²	a) 5 本 計 1,878 本 b) 300 m ² 計 17,307.41 m ²	a) 5 本 計 1,883 本 b) 300 m ² 計 17,607.41 m ²	a) 5 本 計 1,888 本 b) 300 m ² 計 17,907.41 m ²	a) 20 本 b) 1,200 m ²
	区民参加の植樹等、みどりに関するイベントや講習会の開催	13 回	13 回	13 回	13 回	13 回	52 回
	みどりのフィールドミュージアムの整備	1 か所 計 3 か所	—	1 か所 計 4 か所	—	拡張 1 か所 計 4 か所	2 か所
	農業公園の都市計画決定	— 計 5 か所	2 か所 計 7 か所	1 か所 計 8 か所	— 計 8 か所	— 計 8 か所	3 か所
	農業公園におけるイベントや講習会の開催	70 回	70 回	70 回	70 回	70 回	280 回

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数 (累計)	590 本	1,030 本
	保存樹木指定本数 (累計)	1,868 本	1,888 本
	市民緑地面積 (累計)	16,707.41 m ²	17,907.41 m ²
	農業公園の認知率	21.6%	33%

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ みどりを守り育てる行動の広がり

区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取り組み、そのみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する、“ひとつぼみどり”運動を展開し、区民と協働して質の高いみどりを守り増やします。“ひとつぼみどり”運動の一環として、シンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡大を進めます。

○ みどりや生物多様性の理解

住民とともに行う植樹をはじめ、みどりに関するイベントや講習会の実施、みどりのフィールドミュージアムの整備、農業公園の都市計画決定等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高めます。

○ 都市農業の振興・農地保全

区内農業者に対し、営農継続への水準の高い様々な支援を引き続き行うことにより、都市農業の振興を図ります。また生産緑地の「2022 年問題」に対しては、特定生産緑地の指定に向けて農業団体等の協力を得ながら計画的かつ適切に取り組むとともに生産緑地地区の追加指定を進め、世田谷区農業振興計画 (平成 30 年度 (2018 年度) 改定予定) においても生産緑地を活用した農業振興策を盛り込む等、農地保全に努めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7282 樹木・樹林地の保護	120,017	120,017	117,133	117,133
7288 緑と水のまちづくり	23,032	33,161	25,081	88,281
合計	143,049	153,178	142,214	205,414

■ 関連する計画、条例

世田谷区みどりの基本条例 世田谷区みどりの基本計画 生きものつながる世田谷プラン
 世田谷区農地保全方針 世田谷区農業振興計画
 世田谷区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例

事業番号 410 公園・緑地の計画的な整備

重点政策	3	主管部	みどり 3 3 推進担当部	関連部	—
事業目的	安全で快適な魅力あるまち、環境と共生するまちづくりをめざします。				
現状と課題	・区立公園条例において、区民 1 人当たりの公園面積の目標は 6 m²以上ですが、現状は 2.97 m²（平成 29 年 4 月現在）と整備量が目標に達していないことから、区民生活や地域環境向上のために、公園や身近な広場の新設・拡張を進めています。 ・公園等の整備にあたっては、コストの縮減、事業費の平準化を図るとともに、区民ニーズに応じて、地域住民の参加の場を設けるなど工夫しながら、引き続き、公園等を計画的に整備する必要があります。				
4 年間の取組み方針	・地域の貴重なみどりの拠点として、地域の特性やニーズに応じ、都市環境の改善、レクリエーションや子どもの遊び場の確保、防災の拠点、良好な都市の風景づくりといった多様な機能を備え、区民に親しまれる魅力と特徴を備えた質の高い公園の整備・拡張を推進します。 ・公園を地域の財産として最大限に活かすため、子どもの遊びや地域ニーズを的確に捉えた計画づくりや、地域住民が関わる管理や運営など、区民との協働や民間活用を積極的に図る公園づくりを進めます。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	住区基幹公園の新設、拡張整備	460 m ²	300 m ²	—	—	32,000 m ²	32,300 m ²
	特殊公園（農業公園など）の新設、拡張整備	1,000 m ²	1,190 m ²	280 m ²	500 m ²	2,080 m ²	4,050 m ²
	都市緑地の新設、拡張整備	1,220 m ²	—	3,730 m ²	790 m ²	2,180 m ²	6,700 m ²
	身近な広場（条例別表）の新設、拡張整備	—	—	500 m ²	—	—	500 m ²

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積 (4 年間の累計)	—	43,550 m ²

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 区民参加による魅力ある公園づくり

公園等の規模や種類に応じて、ワークショップや利用者アンケートなど多様な手法により、計画から管理・運営まで区民参加を進めます。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7240 公園新設	94,900	345,000	190,000	1,200,000
合計	94,900	345,000	190,000	1,200,000

■ 関連する計画、条例

世田谷区立公園条例 世田谷区立身近な広場条例 世田谷区みどりの基本計画
生きものつながる世田谷プラン

事業番号 411 道路ネットワークの計画的な整備

重点政策	3	主管部	道路・交通政策部	関連部	総合支所、土木部
事業目的	区民の日常生活を支える道路ネットワークを整備します。				
現状と課題	世田谷区は、全体的に道路整備の水準が低く、道路率や平均幅員は区部全体の平均を下回っており、渋滞発生、公共交通機関の利用が不便な地域の存在、歩行者や自転車の安全性低下、住環境悪化など区民生活にさまざまな問題が生じています。 区民生活を支える機能的な道路ネットワークの形成に向けて、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」や「せたがや道づくりプラン」に基づいて、地区幹線道路、主要生活道路、地先道路を適切な密度で配置し整備を進めています。 ・鉄道連続立体交差事業にあわせて、公共交通機関相互の乗継を便利にする等により、道路ネットワーク全体の機能性を高める必要があります。 ・事業施行中の路線は、道路ネットワーク整備の効果を生かすため、速やかに完成させる必要があります。 ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」や「せたがや道づくりプラン」における優先整備路線は、重点的な事業化を図る必要があります。				
4年間の取り組み方針	・拠点駅における交通結節機能強化を図ります。 ・事業施行中の路線・区間の早期の事業完了に努めます。 ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」や「せたがや道づくりプラン」の計画期間を踏まえて、優先整備路線の重点的な事業化に取り組みます。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	地区幹線道路の整備	—	—	150m	—	—	150m
	主要生活道路の整備	—	184m	144m	—	—	328m
	地先道路の整備	79m	431m	975m	513m	247m	2,166m

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	地区幹線道路完成総延長 (東京都施行分含む)	33.0km(整備率 36.1%)	35.8km(整備率 39.1%)
	主要生活道路完成総延長	42.2km(整備率 38.3%)	42.6km(整備率 38.8%)
	地先道路完成延長 (4 年間の累計)	79m (平成 29 年度単年度実績)	2,166m

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

-

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7553 主要な生活道路築造 (世田谷・北沢・烏山)	166,300	20,000	20,000	20,000
7554 主要な生活道路築造 (玉川・砧)	64,135	176,760	20,000	20,000
7561 地先道路築造 (世田谷・北沢・烏山)	144,395	148,386	108,662	20,000
7562 地先道路築造 (玉川・砧)	209,066	160,051	77,898	99,400
合計	583,896	505,197	226,560	159,400

■ 関連する計画、条例

せたがや道づくりプラン

事業番号 412 無電柱化の推進

重点政策	—	主管部	土木部	関連部	総合支所、都市整備政策部、道路・交通政策部
事業目的	国、東京都と連携しながら、区道における無電柱化を推進します。				
現状と課題	・無電柱化への取組みに関して、平成 7 年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」、平成 28 年には「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、道路管理者および地方自治体の責務が示されました。区では、平成 8 年度より電線類地中化整備を計画的に進めています。現在は、平成 26 年度に策定した「世田谷区電線類地中化整備 5 ケ年計画（H26～H30）」に基づき、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的として、計画的に無電柱化整備を進めています。 ・区道は幅の狭い道路が多く、従来型の手法では無電柱化が難しいことが課題となっており、新技術・新工法の導入等について、都の支援を受けながら無電柱化に努めるとともに、平成 30 年度に（仮称）「世田谷区無電柱化推進計画」を策定し、より一層無電柱化を推進していく必要があります。				
4 年間の取組み方針	・平成 30 年度に策定する（仮称）「世田谷区無電柱化推進計画」および「世田谷区無電柱化整備 5 ケ年計画（H31～H35）」に基づき、計画的に無電柱化を推進します。 ・緊急輸送道路など防災に寄与する道路、東京 2020 大会会場周辺道路での無電柱化を推進します。 ・道路新設や拡幅事業にあわせて無電柱化を推進します。				

■ 実現に向けた取組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	電線類地中化整備 (道路両側の合計 延長)	290m	390m	1,000m	1,410m	1,840m	4,640m

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	電線類地中化整備済延長 (電線共同溝等の整備が完了している区間の延長) (累計)	11,577m (累計)	16,217m

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 電気及び通信事業者との連携による無電柱化

電気及び通信事業者が管理する既存設備を活用した無電柱化を推進します。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7555 電線地中化共同溝整備 (世田谷・北沢・烏山)	247,148	0	108,000	208,000
7556 電線地中化共同溝整備 (玉川・砧)	227,421	400,000	448,000	496,000
合計	474,569	400,000	556,000	704,000

■ 関連する計画、条例

世田谷区無電柱化推進計画 (策定予定) 世田谷区電線類地中化整備 5 ケ年計画 (H26～H30)
世田谷区無電柱化整備 5 ケ年計画 (H31～H35)

事業番号 413 公共交通環境の整備

重点政策	—	主管部	道路・交通政策部	関連部	—
事業目的	「誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷」の実現をめざします。				
現状と課題	・京王線の開かずの踏切解消（区内 23 箇所）を実現するため、京王線連続立体交差事業の平成 34 年度の完成を目指し、区は関連する側道整備（延長 6,700m）を推進しています。錯綜する工事の調整と地元対応を行い、連続立体交差事業に合わせた側道整備を進めることが課題です。 ・ホームドアの整備促進を図るため、1 日当たりの利用者数が 10 万人以上の駅等にホームドアを整備する際に、鉄道事業者に対し費用の一部を補助する制度を平成 28 年度より開始しました。早期にホームドアが整備され、駅利用者の安全性の向上が促進されるよう、引き続き、鉄道事業者に補助金の活用を働きかけます。 ・鉄道駅とバス停留所から離れた公共交通不便地域や区民の交通需要のある地域の利便性向上のため、バス路線導入や公共交通不便地域対策に向けて取り組んでいます。しかしながら、区内には幅員の狭い道路が多いことと、コミュニティバスはバス事業者の自主運行を基本としていることから事業採算性の確保がバス路線導入の課題となっており、住民と連携した対策の検討も必要となっています。				
4 年間の取り組み方針	・京王線連続立体交差事業の進捗にあわせて関連する側道整備を推進します。 ・鉄道事業者への補助金の交付により、早期のホームドア整備を促進します。 ・バスネットワークの充実、公共交通不便地域対策に向けた新たな移動手段の検討などに向けて、交通まちづくり基本計画に基づく施策に取り組みます。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	総量
	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備	0m	1,500m	1,500m	1,500m	1,500m	6,000m
	補助金交付によるホームドアの整備	2 ホーム	4 ホーム	2 ホーム	2 ホーム	2 ホーム	10 ホーム
	交通まちづくり基本計画に基づく取り組み a) バスネットワークの充実 b) 住民と連携した対策	-	a) 検討 b) モデル地区の取り組み	a) 調査・検討 b) モデル地区の取り組み	a) 検討に基づく取り組み b) 検証を踏まえた取り組み	a) 検討に基づく取り組み b) 検証を踏まえた取り組み	—

ホーム数は、上り線・下り線をそれぞれ 1 ホームとする。

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備率	0%	90%
	補助金交付によるホームドアの整備 (累計)	2 ホーム	12 ホーム
	交通まちづくり基本計画に基づく取組み	—	実施

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 公共交通不便地域対策の検討

モデル地区での取組み等を進め、新たな移動手段の検討等について区民や関係機関等と協働して取り組めます。

○ 地域公共交通会議の設置

区民や関係機関等で構成する地域公共交通会議を設置し、区の公共交通に対する施策の方向性等を話し合います。

■ 事業費

(単位：千円)

予算事業名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
7341 バス交通サービスの充実	1,197	5,961	961	961
7508 鉄道沿線街づくりの推進	645,866	588,694	130,387	130,387
7581 鉄道駅ホームドア整備の促進	243,326	39,666	70,000	120,000
合計	890,389	634,321	201,348	251,348

■ 関連する計画、条例

世田谷区都市整備方針	世田谷区交通まちづくり基本計画	世田谷区交通まちづくり行動計画
------------	-----------------	-----------------

事業番号 414 連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり

重点政策	—	主管部	北沢総合支所	関連部	道路・交通政策部、みどり33推進担当部、土木部
事業目的	防災・減災の機能を備えた地域のみどりの基軸となる人間優先の空間をつくります。				
現状と課題	・世田谷区小田急線（代々木上原～梅ヶ丘駅間）上部利用計画（平成27年8月策定）に基づき、交通結節機能となる駅前広場や緑地・小広場、通路等の公共施設の一体的な整備を、北沢デザイン会議の開催など、区民等の参加で推進しています。また、各施設整備に併せて、より一層「まちの魅力」を高めるための北沢PR戦略会議を開催するなど、区民等との協働による街づくりに取り組んでいます。各施設の連続性に配慮し、区民の交流の場など広域生活・文化拠点に相応しい機能を整えると共に、防災機能を備えた空間とする必要があります。 ・上部利用は環七以西地区、茶沢通り以東地区及び下北沢駅西側地区の3地区で施設整備計画を策定して取り組んでおり、計画未策定の区間においても施設整備計画を策定し、連続立体交差事業等の進捗にあわせて事業導入（施設整備）を行う必要があります。 ・各駅における地区の環境広場機能や防災広場機能、交通結節機能を強化するため、連立事業の進捗にあわせて駅前広場の整備を進める必要があります。 ・駅前へのアクセス道路の整備は、連続立体交差事業等に併せた京王井の頭線の高架橋化工事完了後になることから、事業工程を踏まえた調整・整備が必要となります。				
4年間の取り組み方針	・駅前広場や緑地・小広場、防災施設、通路等の公共施設を一体的に整備します。 ・駅前広場・周辺道路などの安全性や利便性を高め、歩行者の回遊性を確保します。				

■ 実現に向けた取り組み（行動量）

方針	項目	現況 (29年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量
	通路の整備 a) 面積 b) 延長	a) 456 m ² b) 115m	—	a) 1,450 m ² b) 362m	a) 1,000 m ² b) 250m	—	a) 約 2,450 m ² b) 約 612m
	緑地・小広場の整備	299 m ²	—	720 m ²	1,070 m ²	—	約 1,790 m ²
	立体緑地の整備	(整備工事)	(整備工事)	(整備工事)	1,080 m ² (整備工事)	—	整備面積 約 1,080 m ²
	防災施設の整備 a) 防火水槽 b) 防災倉庫	a) 1 か所	—	a) 2 か所 b) —	a) 1 か所 b) 1 か所	—	a) 3 か所 b) 1 か所
	駅前広場の整備 a) 世田谷代田駅 b) 東北沢駅	—	(a, b 整備 工事)	a) 1 駅 (a, b 整備 工事)	b) 1 駅 (b 整備工 事)	—	2 駅
	アクセス道路の整備 (京王井の頭線) a) 面積 b) 延長	—	—	—	a) 900 m ² b) 150m	—	a) 約 900 m ² b) 約 150m

■ 成果指標

方針	項目	直近の状況 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 33 年度 (2021 年度) 末)
	公共施設 (通路・緑地小広場等) の整備率 (累計)	37.3%	100% (平成 32 年度末時点)
	防災機能の強化における整備箇所数 (累計)	1 か所	5 か所 (平成 32 年度末時点)
	駅前広場の整備数 (累計)	—	2 駅 (平成 32 年度末時点)

■ 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

○ 施設の管理・運営を地域で行う体制づくり

上部利用計画及び北沢デザインガイド等に基づき整備する上部施設について、住民参加のワークショップにより検討するとともに、施設の管理・運営を地域で行う体制づくりに取り組めます。

■ 事業費

本事業単独での予算事業なし

■ 関連する計画、条例

下北沢駅周辺地区地区計画	北沢 3・4 丁目地区地区計画	交通まちづくり基本計画
世田谷区みどりの基本計画		

第 5 章 新実施計画事業

行政経営改革の取組み

新実施計画事業 行政経営改革の取組み

1	行政経営改革 10 の視点に基づく取組み	168
2	外郭団体の見直し	208
3	公共施設等総合管理計画に基づく取組み	264

新実施計画事業 行政経営改革の取組みの見方

先頭に記載の部が代表部です。

番号	取組み名	所管部			
現状と課題	取組みに関する現状と取組むべき課題を記載しています。				
	今後4年間の取組み方針や具体的な取組み内容を記載しています。				
実現に向けた取組み	項目	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
	具体的な年次別計画を記載しています。 計画の内容は、取組みの進捗状況や、新たな課題への対応などの必要に応じて、各年度ごとに見直しを行います。				
	効果額(千円)				
	累計額(千円)				

効果額の種類を記載

< 凡例 >

(数字) : 効果額見込み額

：現時点では見込み額が積算できないが、財政効果が期待できるもの

— : 直接的な財政効果がないもの

【効果額・累計額の考え方】

- ・効果額は対前年度比の金額を記載しています。
- ・同一の取組みから生じる効果額は、初年度のみ新たな財政効果があったものとし、翌年度以降には計上しません。
- ・累計額は、過年度及び現年度の当該年度までの効果額を累計した金額を記載しています。

効果額の種類

削減額	事務改善や事業手法の見直し、または、事業の廃止や統合等により、前年度に要した歳出額と比較して、削減した金額
抑制額	事業手法の見直し等により、従来の方策で実施した場合と比較して、新たに要する経費（イニシャルコスト等）を抑制した金額
歳入増	税外収入の確保や、債権管理の適正化等により、前年度の歳入と比較して、増収した金額

1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

基本方針	視点	取組みの考え方、取組み項目	頁
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	(1)都区制度改革、地方分権改革	170
		0111 都区制度改革、地方分権改革	170
		(2)将来人口動向に応じた自治体経営	171
		0121 今後の自治体経営のあり方研究、検討【新規】	171
		(3)自治体間連携の推進	172
		0131 自治体間連携の推進【新規】	172
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1)地域行政の推進	173
		0211 地域行政の推進	173
		(2)情報公開の推進	174
		0221 情報公開の推進【新規】	174
		0222 広報機能の充実	175
		(3)区民参加の促進	176
		0231 広聴機能の充実	176
		0232 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	177
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	(1)働き方改革に向けた取組み	178
		0311 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革【新規】	178
		0312 保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み【新規】	179
		0313 妊娠期からの切れ目のない支援情報システムの構築【新規】	180
		(2)エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進	181
		0321 区役所全体のエネルギー使用量の削減	181
		(3)機能的な窓口の実現に向けた取組み	182
		0331 機能的な窓口の実現に向けた取組み【新規】	182
	4 執行体制の整備	(1)執行体制の整備と人材育成	183
		0411 執行体制の整備と人材育成	183
持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1)行政評価の充実（新公会計によるコスト分析等）	184
		0511 新たな行政評価手法の構築【新規】	184
		0512 効果的な新公会計制度の運用	185
		(2)社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直し	186
		0521 なかまちNPOセンターの見直し【新規】	186
		0522 区立保育園の今後のあり方(今後の保育施設推進のための保育施設再整備方針による取組み)【新規】	187

基本方針	視点	取組みの考え方、取組み項目	頁
持続可能で強固な財政基盤の確立	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	(1)民間事業者の活用	188
		0611 専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	188
		(2)官民連携の取組み	189
		0621 官民連携の取組み【新規】	189
		(3)事業主体の民間への転換	190
		0631 区立特別養護老人ホーム等の民営化【新規】	190
	7 施策事業の効率化と質の向上	(1)補助金の見直し	191
		0711 補助金の見直し	191
		(2)事業手法改善とコスト縮減	192
		0721 情報化基盤の強化	192
		0722 時代にあった業務改善の取組み【新規】	193
		0723 たまがわ花火大会 平瀬川会場における有料協賛席の設置【新規】	194
		0724 庁有車の削減（統廃合）【新規】	195
		0725 事業手法の見直しによる効率化	196
	8 区民負担等の適切な見直し	(1)使用料・利用料の見直し	197
		0811 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	197
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設の有効活用	198
		0911 老人休養ホームふじみ荘の有効活用と施設整備【新規】	198
		(2)公有地等の有効活用	199
		0921 公共施設跡地の民間への条件付貸付【新規】	199
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(1)クラウドファンディングの活用	200
		1011 大蔵運動場陸上競技場スタンド整備【新規】	200
		1012 うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み）【新規】	201
		1013 宮坂区民センター周辺の活性化の取組み【新規】	202
		(2)広告事業による経費の削減	203
		1021 区の刊行物等を活用した広告事業の推進【新規】	203
		(3)税外収入確保の取組み	204
		1031 安全かつ効率的な公金運用	204
		1032 公園を活用した税外収入の確保【新規】	205
		1033 ネーミングライツ、企業名称PR型官民連携事業の推進【新規】	206
		(4)債権管理の適正化と収納率の向上	207
		1041 債権管理重点プランに基づく取組み	207

基本方針 1 区民に信頼される行政経営改革の推進

視点 0 1 自治体改革の推進

都区制度改革を始め、地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組みます。また、国の地方分権改革の動向に的確に対応し、自立した自治体を目指します。

(1) 都区制度改革、地方分権改革

移管事務等の具体化、権限委譲に伴う条例の制定などの準備について、検討を進めます。

番号	0111	取組み名	都区制度改革、地方分権改革	所管部	政策経営部、各部
現状と課題	・特別区は、平成 12 年の都区制度改革により「基礎的な地方公共団体」に位置づけられ、清掃事業をはじめとする区民に身近な事務が東京都から特別区へ移管されたものの、都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方等の諸課題が残されています。優先すべき課題として、事務配分の検討から切り出した児童相談所の移管については、都区協議に向けた一步を踏み出したところですが、依然として残る諸課題の解決に向け、引き続き、23 区で連携しながら検討を進める必要があります。 ・国においては、地方分権改革の推進手法として、個々の地方公共団体から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現に向けて政策の関係省庁と調整を行う「提案募集方式」が平成 26 年から導入されました。世田谷区としての提案数は伸び悩んでいるため、制度の更なる周知を図るとともに、現場で起きている支障事例を吸い上げ、地方分権に資する具体的な提案に結びつけるための行動が必要となっています。				
取組み内容	○地方分権一括法などの地方分権の動向に的確に対応するとともに、自治権の拡充に向けた取組みについて、他機関と連携・協力をしながら国や東京都への働きかけ等を実施します。				
実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	都区制度改革に向けた取組み(区民理解促進に向けた周知活動)	区民理解促進に向けた検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
	地方分権改革に向けた取組み(提案募集方式活用活性化)	提案募集方式活用活性化に向けた検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
—	効果額(千円)	—	—	—	—
	累計額(千円)	—	—	—	—

(2) 将来人口動向に応じた自治体経営

将来人口動向に応じた自治体経営のあり方について、区民生活の変化や持続可能性等の視点から、検討を行います。

番号	0121	取組み名	今後の自治体経営のあり方研究、検討	所管部	政策経営部、各部	
現状と課題	・将来人口推計によると、世田谷区の人口は10 数年後には100 万人を超える見込みです。短期的には年少人口の急増により、学校教育施設等の不足などが懸念されます。また、中期的には、緑地や農地の減少、住宅地の過密化などにより「世田谷らしさ」が失われる可能性があるほか、家族や地域社会、区内産業のあり様の变化とそれに伴う課題、高齢者人口が大幅に増えることによる財政需要の増大など、様々な課題に直面する可能性があります。 ・将来人口動向に応じた自治体経営のあり方について、区民生活の変化や持続可能性等の視点から検討を行っていく必要があります。					
取組み内容	○100 万都市世田谷がめざす姿を明らかにし、その実現に向けた課題を抽出するとともに、課題解決を合理的に進めることができる、持続可能で質の高い自治体経営のあり方を研究します。 ○議論した自治体経営のあり方と抽出された課題をもとに、次期基本計画策定に向けた議論を進めます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	今後の自治体経営のあり方研究、検討		庁内研究	庁内検討	研究会の成果に基づく個別課題の解決策の検討	研究会の成果に基づく個別課題の解決策の検討 次期基本計画の検討に向けた論点整理
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

(3) 自治体間連携の推進

単独の自治体では解決が難しい課題が増加しており、全国の自治体との連携のもと広域的な課題に取り組み、お互いの課題解決に寄与することで、共存共栄を目指します。

番号	0131	取組み名	自治体間連携の推進		所管部	政策経営部、危機管理室、生活文化部、環境政策部、各部
現状と課題	・区は、平成 27 年度（2015 年度）に策定した『世田谷区総合戦略』に基づき、「心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流」を大きな柱の一つとして、全国の自治体との交流に加え、災害対策や再生可能エネルギーの利用促進など単独の自治体では解決が難しい課題に対して自治体同士が連携し、広域的な取組みを進めています。 ・引き続き、自治体同士が緊密な連携のもと、知恵を出し合い、それぞれの強みが活かされるよう連携・協力し、お互いの課題解決に寄与することで、交流自治体との共存共栄を目指します。					
取組み内容	○縁組協定を結ぶ群馬県川場村をはじめ、交流自治体、近隣自治体との相互理解と親善のもと、「ひと」や「もの」の交流を深めます。 ○交流自治体の首長による自治体間連携フォーラムを開催するとともに、We b 上に構築した自治体間連携プラットフォームを活用し、交流自治体との連携基盤を確かなものにします。 ○災害対策や再生可能エネルギーの利用促進など単独の自治体では解決が難しい課題に対し、交流自治体や災害時協力協定締結自治体と連携・協力し、広域での課題解決に取り組みます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	自治体との「ひと」や「もの」の交流		継続	継続	継続	継続
	自治体間連携フォーラム		1 回	1 回	1 回	1 回
	自治体間連携プラットフォーム		・連携基盤運用 ・ネットワーク会議実施	・連携基盤運用 ・ネットワーク会議実施	・連携基盤運用 ・ネットワーク会議実施	見直し
	【再掲】他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用拡大(連携自治体数の累計)		3 自治体	3 自治体	3 自治体	4 自治体
	災害時協力協定締結自治体との連携		継続	継続	継続	継続
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

視点 0 2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。

(1) 地域行政の推進

地区・地域の強化に向けて、まちづくりセンターの充実、総合支所の権限の強化・組織の見直し、地区の区域のあり方の検討と整理に取り組みます。

番号	0211	取組み名	地域行政の推進		所管部	地域行政部
現状と課題	・世帯の小規模化や高齢化が進展し、地区・地域活動、協働事業の担い手の高齢化も進んでいます。 ・新たな地域課題への取組みに向けて、町会・自治会などの地縁団体と、多くの地域活動団体、NPO等の市民活動団体、事業者などとの連携やネットワークづくりの必要性が高まっています。 ・地域、子ども家庭支援センター、区が設置する児童相談所の三者により、一元的かつ総合的な児童相談行政を実現する必要があります。 ・引き続き人口の増加が予測されており、適正な行政サービスを提供する仕組み、各種活動を含めた地区の区域のあり方等について検討していく必要があります。					
取組み内容	○活動団体との連携の強化、地区防災力の強化、地域包括ケアの地区展開と身近な相談窓口の充実、窓口業務の充実等、まちづくりセンターの充実に取り組みます。 ○本庁組織と総合支所組織の役割見直し、児童相談所設置を踏まえた総合支所体制の整備等、総合支所の権限の強化・組織の見直しに取り組みます。 ○人口動態、社会資源の配置等を踏まえ、引き続き地区の区域の現状把握、課題整理を行いながら、地区の区域のあり方の検討と整理に取り組みます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	まちづくりセンターの充実		検討	検討・一部実施	新たなまちづくりセンターの運営	新たなまちづくりセンターの運営
	総合支所の権限の強化・組織の見直し		検討・一部実施	検討・一部実施	実施	実施・検証
	地区の区域のあり方の検討と整理		検討と整理	検討と整理	検討と整理	検討と整理
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

(2) 情報公開の推進

区民の区政や地域への理解と参加を促すため、情報公開を更に推進します。

番号	0221	取組み名	情報公開の推進		所管部	総務部
現状と課題	・公文書の管理は情報公開の基盤となるものです。平成 23 年、公文書等の管理に関する法律が施行され、地方公共団体は法律の趣旨にのっとり、公文書を区民の知的資源として適正に管理していくことが求められています。 ・区民が情報公開制度を容易に利用できるよう、公文書を検索するための資料として文書ファイルの管理表を公開しています。さらに詳細な検索資料を公開することで、制度の利便性を高める必要があります。					
取組み内容	○新たな公文書管理ルールを検討し、（仮称）公文書管理条例の制定に取り組みます。条例には歴史的に重要な公文書の管理と公開の機能もあわせて検討します。 ○区的意思決定に係る公文書（起案文書）の目録を区ホームページで公開します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	（仮称）公文書管理条例の制定		新たな公文書管理 ルールの検討	条例検討	条例制定	条例施行の準備
	公文書（起案文書）目録の公開		公開内容・方法の 検討	総合文書管理シ ステムの改修・ 公文書（起案文 書）目録の公開 準備	公文書（起案文 書）目録の公開 準備・公開の 実施	公開の実施 ・検証
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

番号	0222	取組み名	広報機能の充実		所管部	政策経営部、各部
現状と課題	・区民の区政や地域への理解と参加を促すため、情報発信手段の多様化や区民をとりまく情報環境の変化などに応じつつ、様々な広報媒体を通じた情報発信を更に充実させます。					
取組み内容	○区のおしらせを通じた情報発信を基本としつつ、ホームページやＳＮＳを通じた情報発信を充実させるとともに、ホームページについては必要な情報の探しやすさという視点を重視したリニューアルを実施します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	区のおしらせの充実		掲載情報の 拡充の試行	掲載情報の拡充	掲載情報の拡充	掲載情報の拡充
	ＳＮＳ利用の拡大		ＳＮＳ利用 の拡大	ＳＮＳ利用 の拡大	ＳＮＳ利用 の拡大	ＳＮＳ利用 の拡大
	区ホームページのリ ニューアル		リニューアル の準備	リニューアル の実施	リニューアル の評価・改善	—
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

(3) 区民参加の促進

区民の参加と協働による支え合いの輪が広がる地域社会を目指す取組みを促進するための環境づくりを進めます。

番号	0231	取組み名	広聴機能の充実		所管部	政策経営部、各部
現状と課題	・区民の区政への参加を促進するため、主要な政策や新たな条例等については、立案段階においてパブリックコメント制度等を通じて広く区民の意見を求めています。また、区民意識調査等を通じて統計的に把握した区民の意見を区政に反映するとともに、区民の声システム（区長へのメールなど）を通じて区民が必要に応じて区政への個別の意見・要望を出しうる環境を整備しています。 ・より広く区民の意見や要望を聴くためには、区民が意見や要望を提案しやすい環境を整備するとともに、これまで区政にはあまり関わったことのない区民の意見を聴く必要があります。					
取組み内容	○無作為抽出による区民意見募集や区政モニター等を活用し、区民の意見や要望を広く集めます。 ○区ホームページのリニューアルに合わせ、より多くの区民が区政に意見等を出しやすい環境づくりに取り組みます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	区民意見募集制度の見直し		無作為抽出・区政モニター等の活用	無作為抽出・区政モニター等の活用	無作為抽出・区政モニター等の活用	無作為抽出・区政モニター等の活用
	区民の声システムの見直し		区ホームページのリニューアルに合わせた利便性の向上に向けた検討	区ホームページのリニューアルに合わせた利便性の向上	—	—
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

番号	0232	取組み名	寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	所管部	政策経営部、総務部、各部	
現状と課題	・区民参加には、地域活動や区政への直接参加だけでなく、寄附を通してまちづくりを支えるという選択もあります。活動に関わる時間はないが、資金提供で支え手になりたいという区民が、自分の問題意識に沿った活動に寄附ができるようなしくみを整え、寄附文化の醸成を図る必要があります。 ・区に対する寄附制度への理解を深めるために、ホームページ等、様々な媒体を用いて寄附対象となる各基金の活用状況や寄附の実績などを公表するとともに、寄附者の利便性の向上を図るため、民間の寄附ポータルサイトを活用したインターネットによる受付やクレジットカード決済業務などを実施しています。 ・今後は、ふるさと納税制度により、区財政が著しく影響を受けていることを踏まえ、より効果的なPRの実施や区の施策を応援してもらうための魅力ある記念品(体験型含む)の活用など、区への寄附を促す取組みを一層推進していく必要があります。					
取組み内容	○区民の参加と協働による支え合いの輪が広がる地域社会を目指すため、寄附の活用や制度への理解を深める取組みを進めるとともに、寄附しやすい環境を整備し、内外からの寄附を通じた区政参加を促します。 ○ふるさと納税を始めとした寄附を促すため、寄附の目的と用途をより明確化するとともに、区の魅力や取組みを直に体験できる機会(体験型記念品)の充実を図ります。					
実現に向けた取組み		項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
		寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備	・ホームページの更新 ・区のおしらせ等による啓発 ・ポータルサイト掲載内容の充実	・ホームページの更新 ・区のおしらせ等による啓発 ・ポータルサイト掲載内容の充実	・ホームページの更新 ・区のおしらせ等による啓発 ・ポータルサイト掲載内容の充実	・ホームページの更新 ・区のおしらせ等による啓発 ・ポータルサイト掲載内容の充実
		区の施策を応援してもらうための魅力ある記念品の実施	体験型記念品の検討、実施(世田谷美術館年間パスポート、世田谷文学館企画展招待券等)	新たな体験型記念品の検討、実施	新たな体験型記念品の検討、実施	新たな体験型記念品の検討、実施
		【再掲】クラウドファンディングの活用 再掲のため効果額は計上しない。	・大蔵運動場陸上競技場スタンド整備(座席設置、ユニバーサルデザイン整備等) ・うままちプロジェクト(馬事公苑界わい魅力向上の取組み) ・宮坂区民センター周辺の活性化の取組み(旧玉電車両の塗装、イベント実施)	新たな取組みの検討・実施	新たな取組みの検討・実施	新たな取組みの検討・実施
歳入増		効果額(千円)	22,646			
		累積額(千円)	22,646			

視点 03 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、新たな時代の変化を捉え、区政課題に的確に応えるために、現場からの業務手法や働き方等の改革を進めます。

(1) 働き方改革に向けた取り組み

職員一人ひとりが、持てる能力や個性を発揮し活躍できる、働きやすい職場環境の整備や組織風土づくりを進め、組織の活性化、組織としての効率性や創造性の向上を図ります。

番号	0311	取組み名	勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革	所管部	総務部、政策経営部、各部
現状と課題	・ 少子高齢化に伴う、労働力人口の減少が見込まれることなどを背景として、政府が本年3月に「働き方改革実行計画」を取りまとめ、今後の施策に反映していくとしていることをはじめ、民間企業や自治体においても、社員・職員の働き方を見直す様々な取組みが進められており、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの重要性などについても、社会問題として大きな議論を呼んでいます。 ・ 本区においても複雑化・高度化する区民ニーズや地域課題に的確に対応できる持続可能な自治体経営が求められており、職員一人ひとりが、自らの生活と仕事を両立しながら、それぞれの持てる能力や個性を存分に発揮し活躍できる働きやすい職場環境の整備を進め、加えて区政を担う優秀な人材の確保・定着を図る必要があります。 ・ ICTを活用したモバイルワークやペーパーレス化の推進、また、会議のあり方の見直しや執務環境の改善等を進め、柔軟な働き方の実現と業務効率化の向上を両立することが求められます。 ・ こうした中で、平成29年9月に「働き方改革推進会議」を設置し、「ワーク・ライフ・バランスの推進、勤務時間の適正管理、ワークスタイル改革」の3つの柱を掲げ、具体的な取組みの整理・検討を進めることとしました。				
取組み内容	○ 働き方改革推進会議に設けられた「勤務時間適正管理及びワーク・ライフ・バランス推進部会」及び「ワークスタイル改革部会」にて、具体的な取組みについて検討・調査等を行い、働き方改革推進会議にて決定した取組みより順次実施します。				
実現に向けた取組み	項目	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
	勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み	検討・一部実施	検討・一部実施	検討・一部実施	検討・一部実施
	ワークスタイル改革に関する取組み	検討・一部実施	検討・一部実施	検討・一部実施	検討・一部実施
—	効果額(千円)	—	—	—	—
	累計額(千円)	—	—	—	—

番号	0312	取組み名	保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み		所管部	保育担当部
現状と課題	・ 保育待機児童解消に向けた保育施設の整備に伴い、入園に関する事務量が激増するなど、超過勤務の抑制策を講じる必要があります。 ・ 特に入園事務においては突出した繁忙期があることから、常勤及び非常勤職員による対応に加え、人員増以外の方策による解決を図る必要があります。					
取組み内容	○ 認可保育園の増加や待機児童数の推移、制度改正、職場を取り巻く状況を踏まえ、入園事務の現状を把握・分析し、課題を抽出した上で、対応策を検討します。 ○ 繁忙期におけるデータの入力作業や一般的な制度説明等、比較的単純な作業等を切り出し、アウトソーシングを含めた業務改善を積極的に進めます。なお、改善に向けての新たな業務も発生することから、段階的に実施します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	コールセンター（選考結果発表後）の導入検討を含めた業務改善の実施		検討及び実施	検証	—	—
	データ入力のアウトソーシングの導入		検討	検討	実施	検証
	現況届書処理、通知作成等のアウトソーシングの導入		検討	検討	実施	検証
	コールセンター（入園のご案内）の導入		-	検討	検討	実施
削減額	効果額(千円)					
	累計額(千円)					

番号	0313	取組み名	妊娠期からの切れ目のない支援情報システムの構築		所管部	世田谷保健所
現状と課題	- 平成 28 年 7 月に、妊娠期から就学期までの子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実をめざし「世田谷版ネウボラ」を開始しました。一方、母子保健情報は依然、紙媒体の「母子健康管理票」により管理しており、個別の経時的情報の確認や母子保健事業全体の統計処理までを手処理で行い、多様な情報管理に対応することが難しい状況にあります。 - そのため、母子保健と子育て支援等の関係所管との迅速かつ円滑な情報共有がしづらい状況や、今後、想定される児童相談所との情報連携などにも支障をきたす恐れがあります。さらに、マイナンバー導入による情報連携やマイナポータル活用への要請など、国からもこうした情報の電算化による管理体制の強化が求められています。					
取組み内容	- 母子保健の関連情報を一元的に管理できるシステムの導入に取組み、妊娠期からの母子保健や子育て支援等に関する必要な情報を関係所管の担当者が、漏れなく迅速に把握し、共有できるようにします。 - 将来的には、個人が自分の情報についてアクセス可能な環境を提供(マイナポータルとのリンク等)し、健康の自己管理に役立てられるようにします。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	母子保健の関連情報を一元的に管理できるシステムの導入		・システム検討体制の整備 ・要件定義 ・システム設計 ・単体テスト/総合テスト ・操作研修	・システム導入の環境整備 ・データセットアップ ・システム運用テスト ・システム導入	・システム導入の評価・検証 ・システム保守 ・関係所管システムとの情報共有	・システム保守
削減額	効果額(千円)		—	—	—	147
	累計額(千円)		—	—	—	147

(2) エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進

職員による環境配慮行動を推進するとともに、高効率設備の導入などを進め、エネルギー消費量の削減に努めます。

番号	0321	取組み名	区役所全体のエネルギー使用量の削減		所管部	環境政策部
現状と課題	・エネルギー使用量の削減は、ＣＯ₂排出量の削減、地球温暖化の抑制につながることから、区の環境マネジメントシステム「ＥＣＯステップせたがや」において、基準年比で毎年１％以上の削減目標を掲げ、着実に削減を推進してきています。 ・施設整備においては公共施設及び街路灯のＬＥＤ化、ＥＳＣＯ事業の実施を計画的に進めることで、省エネ促進とＣＯ₂排出量の抑制を図っています。ＥＳＣＯ事業は、これまでエネルギー使用量の多い施設を対象に、平成 29 年度末現在で 4 施設でサービスを導入しており、平成 30 年度からは世田谷美術館でもサービス開始を予定しています。今後は、エネルギー使用量の少ない施設でも、ＥＳＣＯ事業の導入の可能性がある施設の把握と、ＥＳＣＯ事業で得られた省エネ技術・手法を他の施設にいかに活用していくかが課題となっています。					
	取組み内容 ○国の「地球温暖化対策計画」や 29 年度中に改定する「世田谷区温暖化対策地域推進計画」の内容を踏まえ、一層のエネルギー使用量の削減を進めるため、「ＥＣＯステップせたがや」におけるエネルギー使用量の削減目標を上方修正(基準年対比で毎年 1.1%)し、取組みを推進します。 ○施設整備においては、引き続き公共施設及び街路灯のＬＥＤ化、ＥＳＣＯ事業の実施を計画的に進めることで、省エネ促進とＣＯ₂排出量の抑制を図り、環境負荷低減を推進します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	「ＥＣＯステップせたがや」の推進(区役所全体のエネルギー使用量)		平成 21 年度比 13.1%削減	平成 21 年度比 14.2%削減	平成 21 年度比 15.3%削減	平成 21 年度比 16.4%削減
	街路灯ＬＥＤ化		・小型水銀灯 300 灯/年 ・大型水銀灯 350 灯/年 ・小型蛍光灯 1,711 灯/年	・小型水銀灯 300 灯/年 ・大型水銀灯 350 灯/年 ・小型蛍光灯 1,711 灯/年	・小型水銀灯 151 灯/年 (LED 化完了) ・大型水銀灯 480 灯/年 ・小型蛍光灯 1,711 灯/年	・大型水銀灯 600 灯/年 ・小型蛍光灯 1,711 灯/年
	公共施設高効率照明改修実施		10 施設	9 施設	14 施設	17 施設
	ＥＳＣＯサービスの 実施 (実施中施設/導入済施設)		1 施設追加 1 施設完了 (計 4 施設/計 5 施設)	1 施設完了 (計 3 施設/計 5 施設)	1 施設追加 1 施設完了 (計 3 施設/計 6 施設)	1 施設完了 (計 2 施設/計 6 施設)
削減額	効果額(千円)		28,912	27,396	29,734	29,913
	累計額(千円)		28,912	56,308	86,042	115,955

(3) 機能的な窓口の実現に向けた取組み

機能的な窓口の実現に向けて、本庁舎等窓口についての分科会での検討、集中入力センターの効率的な運営、マイナンバー制度の活用による区民サービス向上・行政の効率化、出張所・まちづくりセンターの窓口業務のあり方の検討に取り組みます。

番号	0331	取組み名	機能的な窓口の実現に向けた取組み		所管部	地域行政部
現状と課題	・本庁舎等の整備に向けて、区民にとって利用しやすく効率的な窓口設計が求められています。 ・くみん窓口の集中入力センターをより効率的に運営する必要があります。 ・マイナンバー制度を活用し、区民サービスの向上や行政の効率化に結びつける必要があります。 ・くみん窓口の運用状況やマイナンバーカードの普及状況にもとづき、出張所・まちづくりセンターの窓口業務のあり方について検討する必要があります。					
取組み内容	○本庁舎等の整備に向けて、本庁舎等整備推進委員会区民・窓口サービス分科会において窓口整備の条件等を整理し、区民にとって利用しやすく効率的な窓口設計を実現します。 ○各総合支所くみん窓口の集中入力センターについて、安定的に運営するとともに、今後住民記録系だけでなく、福祉関係その他の入力も担うことを目指し、執務スペースの改善を含め、より効率的な運営方法についても検討します。 ○マイナンバー制度を活用した区民サービスの向上と行政の効率化について、国による新たな法整備やサービス基盤の構築を踏まえて検討します。 ○くみん窓口の運用状況やマイナンバーカードの普及状況を踏まえ、出張所の窓口業務、まちづくりセンターのセーフティネットを視野に入れた窓口業務について検討します。					
実現に向けた取組み		項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
		本庁舎等窓口についての分科会での検討	検討、検討結果の反映（基本設計）	検討、検討結果の反映（実施設計）	—	—
		集中入力センターの効率的な運営	検討・実施	検討・実施	検討・実施	実施
		マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、行政の効率化	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
		出張所、まちづくりセンターの窓口業務のあり方の検討	検討	検討・一部実施	実施	実施・検証
—		効果額(千円)	—	—	—	—
		累計額(千円)	—	—	—	—

視点04 執行体制の整備

区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。

(1) 執行体制の整備と人材育成

複雑・多様化する区政課題に、機動的に対応できる柔軟な組織体制を整備するとともに、適正かつメリハリのある定数管理を行います。また、適切な経営感覚を持ち、区民、事業者との協働を円滑に進めるなど、新たな時代の課題に対応できる人材育成を行います。

番号	0411	取組み名	執行体制の整備と人材育成		所管部	総務部、政策経営部
現状と課題	・行政需要が複雑化、多様化し、量的にも増える中で、様々な課題に機動的に対応できる柔軟な組織づくりと、高度な専門知識や能力を持った職員育成が必要となっています。 ・また、区の財政状況が厳しくなる中で、最適な予算執行ができる経営感覚を持ち、民間や区民との連携、協働により公的サービスを生み出す、折衝力や調整力を持った職員の育成が急務です。 ・ベテラン職員の大量退職や昇任選考受験率の低下、メンタル系疾患の増加等、職場を取り巻く状況変化を踏まえた人材育成施策を実施する必要があります。 ・職員一人ひとりの能力の向上を図り、組織力を強化するため、職員が共に育ち合い、人を育てる風土醸成に組織全体で取り組む必要があります。 ・新規採用者数の増加により若手職員の比率が高まる中、人事施策を通じた人材育成について検討し、組織力の強化を図っていく必要があります。					
取組み内容	○多様な政策課題に機動的かつ柔軟に対応できるよう、新たな発想をもって効果的・効率的に業務が遂行できる機能的な組織体制を整備します。 ○組織の細分化を避け、合理的な規模を保つなど、限られた人員を最大限有効に活用できる体制整備を行います。 ○引き続き事務事業の見直しを進め、職員定数の効率的な配分を行い、重点事業には積極的に人材を投入する職員定数管理を推進します。 ○次代の区政課題に的確に対応できる組織・人づくりを組織全体で行うことのできる総合的・一体的な人材育成施策の具体的な取組みを推進します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	執行体制の整備		機動的かつ柔軟 な組織体制の 検討	新たな区政課題 に対応する体制 整備	新たな区政課題 に対応する体制 整備	本庁舎整備に伴 う ICT 環境構築 を含む新たな 執行体制検討
	定員適正化の推進		定員適正化 の推進	定員適正化 の推進	定員適正化 の推進	定員適正化 の推進
	人材育成施策の推進		人材育成施策 の推進	人材育成施策 の推進	人材育成施策 の推進	人材育成施策 の推進
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

基本方針 2 持続可能で強固な財政基盤の確立

視点 05 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し
現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）を評価して、施策の優先度や補助事業等の検証を行い、より必要とされる施策に財源や人員を集中するとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を明らかにし、中長期的な施策の改善に活かします。

（１）行政評価の充実（新公会計によるコスト分析等）

新公会計制度によるコスト分析と外部評価委員会より提言のあった３つの評価軸（参加と協働、横断的連携、施策の機動的な修正・拡充）とプロセス評価（施策を進めるプロセスで行われていたことや関わった人が、施策にどのような効果をもたらしたかという、プロセスを重視した視点での評価）を取り入れて、行政評価を充実させます。

番号	0511	取組み名	新たな行政評価手法の構築		所管部	政策経営部
現状と課題	・これまでの行政評価は実績評価を中心とした評価手法でしたが、新公会計制度の導入によって、財務データを活用したコスト分析が利用できるようになるため、実績評価とコスト分析を複合的に評価する、新たな行政評価手法を構築し、事業改善に活用していく必要があります。 ・また、重点政策の評価は、コスト分析の他に外部評価委員会の提言を受けたプロセス評価を検討する必要があります。 ・コスト分析やプロセス評価は現在の行政評価システムでは、対応することができないため、新たな評価ツールを構築する必要があります。					
取組み内容	○コスト分析とプロセス評価を取り入れた新たな評価手法を構築し、それに対応できる評価ツールをつくります。 ○新たな行政評価手法にて、実施した評価を事業改善等に段階的に活用・公表していきます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	新たな行政評価手法の構築・活用		新たな行政評価手法の構築(コスト分析、プロセス評価等)	・新たな行政評価手法の実施、公表(新実施計画事業) ・新評価手法の検証	・検証に基づく評価手法の改善 ・多様なコスト分析手法の検討、実施(類似事業間比較、経年比較、所属間比較等) ・評価対象拡大の検討、試行	・検証に基づく評価手法の改善 ・多様なコスト分析手法の検討、実施(類似事業間比較、経年比較、所属間比較等) ・評価対象拡大の検討、試行
	—	効果額(千円)	—	—	—	—
	累計額(千円)	—	—	—	—	

番号	0512	取組み名	効果的な新公会計制度の運用		所管部	会計室、政策経営部、財務部、施設営繕担当部、各部
現状と課題	・新公会計制度は自治体会計を補完するものとして、複式簿記・発生主義会計による財務諸表を作成し、行政経営マネジメントなどに活用するものです。全国の自治体は、国の要請により具体的な取組みを求められています。 ・区では、これまでも財務諸表を作成、公表するなど、企業会計手法を取り入れた取組みを進めてきましたが、財務諸表の作成方法を、専門家委託型の決算組替方式から、日々の複式簿記仕訳データに基づく手法に変更し、財務会計システムで、事業別や施設別などの財務諸表の作成を行います。 ・導入後の平成 31 年度からの取組みとして、「決算参考書」の作成や「世田谷区の財政状況」の充実を図ります。その後、行政の PDCA サイクルの中で、財務諸表の活用を図っていきますが、自治体事業の特性や職員の習熟度合いの状況も踏まえて、計画的、段階的に取り組んでいく必要があります。 ・職員のスキル・意識向上が活用の重要なポイントになりますので、正しい会計処理や基本的な財務諸表の見方を職員に理解してもらうとともに、財務分析等のできる職員を育成していきます。このため、職員の理解度を確保しながら、研修の充実を図っていく必要があります。					
取組み内容	○自治体会計の処理に連動させて、日々の会計処理の段階から、複式簿記・発生主義による仕訳データを蓄積していき、それらの仕訳データや固定資産台帳情報を基に、会計別・事業別・施設別などの財務諸表を作成し、行政の PDCA サイクルに合わせて、その場面ごとに幅広く、行政経営マネジメントへの活用を図っていきます。 ○財務諸表を公表し、区政の透明性や区民への説明責任の充実を図ります。 ○財務諸表の作成、分析を通して、経営感覚を持った行政運営、事業実施における成果志向、不断のコスト意識の醸成など、職員の意識向上を図ります。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	財務諸表の作成・活用		新公会計制度導入による会計データの蓄積開始	財務諸表の作成・活用	財務諸表の作成・活用拡大	財務諸表の作成・活用拡大
	行政評価における財務分析		検討	実施	実施	実施
	職員の会計スキルの向上 職員研修の実施		実務研修 320 人 分析研修 240 人	実務研修 320 人 分析研修 240 人	実務研修 320 人 分析研修 240 人	実務研修 320 人 分析研修 240 人
	職員の会計スキルの向上 庁内報の発行		4 回	4 回	4 回	4 回
—	効果額(千円)		—	—	—	—
	累計額(千円)		—	—	—	—

(2) 社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直し

社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、事業目的や実施手法に課題がある事業について、事業の廃止やあり方の抜本的見直しを含めた改善を行います。

番号	0521	取組み名	なかまちNPOセンターの見直し		所管部	生活文化部
現状と課題	・区内のNPO法人の増加が進み、活動拠点のニーズが高まったことから、平成17年3月に「なかまちNPOセンター」を開設し、NPOによる自主的な拠点づくりや活動のネットワークづくりを支援してきました。しかし、交通不便な立地であることや貸事務所の入居率が不安定であること等の課題があることから、社会情勢や区民ニーズを踏まえて見直す必要があります。					
取組み内容	○平成31年度中の施設廃止に向けて調整を進めるとともに、NPO等支援の代替施策について検討を進めます。					
実現に向けた取組み	項目		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
	なかまちNPOセンターの見直し		検討	見直し	廃止	—
削減額	効果額(千円)		—	—	802	—
	累計額(千円)		—	—	802	802

番号	0522	取組み名	区立保育園の今後のあり方 (今後の保育施設推進のための保育施設再整備方針による取組み)		所管部	保育担当部
現状と課題	- 平成 24 年 2 月に策定した「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」では、老朽化の進む区立保育園を施設更新にあわせて統合・移設するとしており、平成 31 年度以降、地域の子育て支援の拠点的機能を持つ区立拠点園や医療的ケア児を受け入れる指定保育園として整備することとしています。 - また、統合・移転後の区立保育園跡地は、拡大する保育需要の状況等を見極め、国や都の財源を確保しながら、私立保育園等を整備する予定です。 - この方針に基づき、保育施設の効率的かつ効果的な活用に取り組んでいますが、今後整備する区立拠点園については、今般の多様化する保育ニーズや子どもを取り巻く環境等の変化を踏まえ、地域の子育て支援機能や保育の質の向上に向けた取組み等のあり方について、改めて考えていく必要があります。なお、この検討を通じ、区立保育園全体の果たす役割についても、考えていくことが重要です。					
	「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」に基づき、10ヶ所の区立保育園を対象に、平成 31 年度以降、区立拠点園や統合園・指定保育園として 5ヶ所に統合し、区立保育園の再整備を着実に進めます。 - 区立保育園の再整備にあたっては、今後の保育需要の状況等を見極めながら、施設更新による効率化を図りつつ、安全で安定した保育環境を整えるとともに、児童相談所の区への移管等の社会情勢の変化により求められる児童福祉施設としての役割を改めて踏まえ、拠点園等の整備や緊急保育等の拡充等を行うことで、在宅子育て家庭を含む地域の子育て支援機能や保育の質の向上に向けた取組み等をより効率的・効果的に推進します。 - また、統合・移転後の区立保育園跡地は、保育需要の状況等を見極めながら、私立保育園等の整備を含め、区全体としての有効活用を図ります。					
取組み内容						
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針による取組み (緊急保育等の拡充)		緊急保育等の拡充 に向けた検討	・豪徳寺統合園・指定保育園(豪徳寺・梅丘保育園の統合)の開設 ・砧地域拠点園・指定保育園(希望丘・船橋西保育園の統合)の開設 ・緊急保育等の拡充	・世田谷地域拠点園・指定保育園(世田谷・代田保育園の統合)の開設 ・緊急保育等の拡充	・北沢地域拠点園・指定保育園(大原・下北沢保育園の統合)の開設 ・緊急保育等の拡充
		効果額(千円)	—	—	—	—
		累計額(千円)	—	—	—	—

視点06 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減

民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。

(1) 民間事業者の活用

民間事業者への事業委託などによりノウハウを活用することで、サービスの質の確保とコストの抑制の両立を図ります。

番号	0611	取組み名	専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	所管部	教育委員会事務局	
現状と課題	・多様化する区民ニーズを的確に捉え、図書館サービスをより効率的に充実するため、民間活力の活用による運営体制づくりを進めています。民間活用の導入にあたっては、図書館の公共性・専門性と効率性が両立できるよう、職員の専門性の維持・向上を見据えたうえで、世田谷区にふさわしい運営体制を検証・検討していく必要があります。また、ＩＣタグによる蔵書管理の全館導入など、ＩＣＴを活用することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化による開館日の拡大などを推進します。					
取組み内容	○現在導入している業務委託、指定管理者による管理など、多様な民間活力の活用形態の評価・検証を行い、各施設ごとに立地環境や改修・改築等のスケジュール、区民ニーズ等に応じ、住民参加型の図書館運営を含めた民間活用形態の検討・導入を進めます。また IC タグを全館に導入し、自動貸出機導入によるプライバシー確保や業務効率化を図ります。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	多様な民間活力活用による運営体制の検討・導入		検証・検討	・ 検証・検討 ・ 導入 (1 館) ・ 更新 (図書館カウンター三軒茶屋)	・ 検証・検討 ・ 導入 (1 館) ・ 更新 (図書館カウンター二子玉川)	・ 検証・検討 ・ 導入 (2 館) ・ 更新 (世田谷図書館)
	IC タグ関連機器の全館導入		2 施設	5 施設	4 施設	8 施設
削減額	効果額 (千円)					
	累計額 (千円)					

(2) 官民連携の取組み

民間事業者との連携により、行政コストの削減をはじめ、柔軟な発想や手法による新たな事業展開、民間企業等のCSR（社会的貢献）、CSV（共通価値の創造）の拡大を促し、新たな公共サービスの促進をめざします。

番号	0621	取組み名	官民連携の取組み		所管部	政策経営部
現状と課題	・区は、公共サービスの更なる充実を目的として、平成 29 年 4 月に「世田谷区官民連携指針」を策定、庁内外の中間支援の役割（橋渡し役）を担う専管組織を設置し、区と民間企業等（以下、民間）の連携を進めています。 ・課の設置に伴い、民間からの提案窓口を設けて、民間からの自由な提案を受け付ける「民間提案型」、区の行政課題などのテーマを投げかけ、事業に繋げる「テーマ設定型」の仕組みを構築しました。 ・今後とも、民間からの提案を促進させるため、機会を捉えて、区から積極的な働きかけを行い、行政課題を示し、民間の強みと繋ぎ合わせていくことが課題となっています。 ・また、民間との連携は、前例の無い取組みが多い中で、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想や姿勢を持ち、対話を継続していくことが必要です。					
	○ 民間からの提案に基づき、実施に向けて庁内外の調整を着実に実施します。 ○ 民間との連携を庁内に広く浸透させ、前向きな姿勢を持ってチャンスを活かす組織風土の醸成に向けて、職員向け研修や職員提案制度と連動した取組み等、官民連携を担っていく人材育成を実施していきます。 ○ 民間からの提案を引き出すため、機会を捉えて、区から積極的に営業していきます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	民間提案型による事業実施		20 件	20 件	20 件	20 件
	テーマ設定型による取組み		3 件	3 件	3 件	3 件
	官民連携指針に基づく人材育成		検討・実施	実施	実施	実施
	サウンディング調査		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
削減額		効果額(千円)				
歳入増		累計額(千円)				

(3) 事業主体の民間への転換

民間事業者が自立的に運営、経営できる事業、施設等を、民間に委譲するなどにより事業主体を転換します。

番号	0631	取組み名	区立特別養護老人ホーム等の民営化		所管部	高齢福祉部
現状と課題	・これまで区立特別養護老人ホーム等（芦花ホーム、上北沢ホーム及びきたざわ苑（老人短期入所施設を含む。））は、各々創意工夫をこらし、看取りの取組みを実施するなど、先駆的な取り組みを行ってきました。現在、こうした区立特養の先駆的な取り組みは、民間特養にも波及してきています。 ・また、地域におけるセーフティネットの機能を果たしている高齢者福祉施設が地域包括ケアシステム推進の上でも大きな役割を果たすことが期待されており、地域の福祉資源として、柔軟な活用を図ることが求められます。 ・現在の有期の指定期間が設定されている指定管理者制度の下では、事業者の変更があった場合、利用者及び家族が混乱したり、地域の中での関係性の構築に時間がかかる場合が想定されます。 ・現行の指定管理期間終了後の平成 33 年 4 月以降における区立特別養護老人ホーム等のあり方について、庁内のあり方検討会及び学識経験者を交えたあり方検討委員会において、民営化に向け今まで区立施設として提供してきたセーフティネットの役割等サービスの質は維持するよう検討を行い、方針を取りまとめました。					
取組み内容	○取りまとめた方針に基づき具体的な検討を進め、民営化により区立施設ではなくなることから、平成 30 年度（2018 年度）に世田谷区立特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例案を議会へ提案します（平成 33 年 4 月 1 日施行）。 ○平成 31 年度（2019 年度）以降、運営事業者を選定し、民営化への移行を実施します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	区立特別養護老人ホーム等の民営化		条例廃止案提案	運営事業者選定	民営化移行準備 及び事業者との調整	・民営化開始 ・廃止条例施行
削減額	効果額(千円)		—	—	—	
	累積額(千円)		—	—	—	

視点 07 施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るとともに、業務の標準化を行うことで、外部委託を始めとした業務改善を進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

(1) 補助金の見直し

補助金の有用性に留意しつつ、社会状況の変化に合わせ、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的にあり方を見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。

番号	0711	取組み名	補助金の見直し			所管部	政策経営部、各部
現状と課題	・ 社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるため、各補助事業を「補助金の見直し等に係るガイドライン」に基づき、必要性、公平性、有効性、説明責任の視点から、定期的に点検・見直しを進め、適正化を図るとともに、透明性の確保に努めていく必要があります。						
取組み内容	○ 補助金の有用性に留意しつつ、「ガイドラインに基づくチェック項目記載要領」に基づき、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的にあり方を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。						
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	
	補助金対象事業の点検と見直し(見直し対象要綱数)		補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し	
削減額	効果額(千円)		6,486				
	累計額(千円)		6,486				

* 当年度に見直した結果の効果額は、翌年度の効果額欄に記載する。

(30 年度の効果額欄には、29 年度に見直した結果の効果額を記載)

(2) 事業手法改善とコスト縮減

社会状況の変化を踏まえ、これまでの考え方にとらわれない柔軟な発想により手法を転換することで、事業の見直し・改善を図ります。

番号	0721	取組み名	情報化基盤の強化		所管部	政策経営部
現状と課題	・ 情報化推進と情報セキュリティ対策強化との両立を図ります。 ・ ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積と継承の推進に取り組めます。					
取組み内容	○クラウド・仮想化技術等の新たな技術を活用し、情報システムの最適化・効率化を推進することで、情報化基盤を強化するとともに、庁内諸業務の効率化に寄与します。					
実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	
	クラウドや仮想化技術を活用したシステム機器の整理統合	・ IDES システム及び業務端末:クラウドサービス上での稼働 ・ 事務用端末:クラウドサービス上での VDI 構築	・ 認証基盤(一部)・グループウェア:クラウドサービスへの移行 ・ 事務用端末 VDI : OS バージョンアップ ・ 業務サーバー: OS バージョンアップ ・ 事務用プリンター段階的廃止	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化	
	タブレット・モバイル PC 活用の推進	・ ペーパーレス会議の試行 ・ モバイル端末を利用した新たな業務運用の試行	・ 一部の会議のペーパーレス化の本稼働 ・ 一部の業務でのモバイルワーク本稼働	・ ペーパーレス会議及びモバイルワーク本稼働の拡充 ・ モバイル端末配置拡充	・ ペーパーレス会議及びモバイルワーク本稼働の拡充 ・ モバイル端末配置拡充	
	庁内コミュニケーションツール(ポータル、メール、テレビ会議等)の最適化	・ 庁内コミュニケーションツールの環境最適化 ・ 庁内テレビ会議システム本稼働 ・ 利用ガイドラインの策定	・ 庁内コミュニケーションツールのリプレイス(庁外コミュニケーションツールとの統廃合) ・ 利用ガイドラインの改訂	・ コミュニケーションツールの環境最適化	・ コミュニケーションツールの環境最適化	
	情報セキュリティの強化	・ ICT の進展に対応した情報セキュリティに関する技術的対策の継続的実施 ・ 情報セキュリティ監査等を通じた PDCA サイクルによる情報セキュリティレベルの継続的強化	・ 継続実施 ・ 取組み状況の評価	・ 継続実施 ・ 評価結果に基づく取組み内容の改善検討	・ 継続実施 ・ 取組み状況の評価	
	削減額	効果額(千円)	104,325	255,375	245,730	-
	累計額(千円)	104,325	359,700	605,430	605,430	

番号	0722	取組み名	時代にあった業務改善の取組み		所管部	政策経営部
現状と課題	・将来人口推計によると、今後、高齢者等の支えられる世代の割合の増加に対し、支える側の現役世代の割合が減少していくことが見込まれます。税収が減少し、社会保障費等が増加する中で、行政・区民・事業者等とともに公共を支える参加と協働のまちづくりの推進が求められています。 ・区職員の業務は、区民・事業者等とともに社会資源の活用など、情報交換しながら合意を得ていくようなコーディネートやファシリテーションといった高度な業務が増えていくと考えられます。マニュアル等に基づいて進められる業務については民間活用を図り、職員がより高度な業務に注力できる環境を整えます。					
取組み内容	○手順や工程、人員体制等を把握する業務量調査を実施し、マニュアル等に基づいて進められる業務など民間活用が可能な業務を整理し、業務改善を進めます。また、調査の実施にあたっては、職場の負担を軽減するよう配慮するなど支援を行います。なお、調査の実施によって、マニュアルの記載漏れや非効率な手順などの改善が図られることも見込まれます。 ○業務量調査の実施後、調査結果や庁内意見等を踏まえ、モデル事業を選定し、民間活用等業務改善を行います。また、モデル事業の検証を行い、対象を拡大していきます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	業務標準化等による 業務改善		業務量調査	・民間活用等モデル実施 ・業務改善	・検証 ・業務改善	・委託化等の拡大 ・業務改善
削減額	効果額(千円)		—			
	累計額(千円)		—			

番号	0723	取組み名	たまがわ花火大会 平瀬川会場における有料協賛席の設置		所管部	砧総合支所
現状と課題	・現在の有料協賛席は、多摩川緑地運動場の一部に 5,202 席 (11,540 人分) を設け、販売しています。世田谷側の岸には新たな有料協賛席を設けるのに適した空地はありませんが、対岸の川崎側には新たな有料協賛席の設置候補地が存在するため、当該候補地に新たに有料協賛席を設けることで、花火大会実行委員会への負担金支出の削減が見込まれます。					
取組み内容	○多摩川対岸川崎市側の平瀬川会場の一部に有料協賛席を新たに設けることを検討し、実施します。 (4 人分 × 200 席 計 800 人分)					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	平瀬川会場における 有料協賛席の設置		設置場所の検討・ 検証及び川崎市との調整	有料協賛席の設置 実施 (200 席)	継続実施	継続実施
削減額	効果額(千円)		—	4,047	—	—
	累計額(千円)		—	4,047	4,047	4,047

番号	0724	取組み名	庁有車の削減（統廃合）		所管部	財務部、総務部、各部
現状と課題	・現在、本庁舎では、各部が所有する車両と財務部が所有する共有車両があります。各部が所有する車両には、稼働率が低く有効に活用されていないものが見受けられます。また、主に区内のみを走行するため走行距離が買替基準に達せず、老朽化が進行しているものも多く、車検等に伴う維持管理経費が増加しています。					
取組み内容	○各部で所有する車両を統廃合し、財務部で所有する共用車両を増台することで、本庁舎で所有する車両の総台数を削減し、維持管理経費を削減します。 ○法人向けカーシェアリング等の活用も検討します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	庁有車の統廃合		車両統廃合計画の策定	統廃合への着手	統廃合の実施	統廃合の実施
	カーシェアリング等の活用		カーシェアリング等の契約	カーシェアリング等の活用	カーシェアリング等の活用	カーシェアリング等の活用
削減額	効果額(千円)		—			
	累計額(千円)		—			

番号	0725	取組み名	事業手法の見直しによる効率化		所管部	各部
現状と課題	・行政評価等に基づき、費用対効果の観点から改善が必要な事業や、区民に対する周知、啓発等の取組みで対象や手法が重複している事業などの見直しを行う必要があります。 ・継続的に外部委託している業務は、ICT 技術の向上などから職員でも実施可能になっている場合もあり、委託を続けるべきか、また委託料が適正かなど、改めて評価する必要があります。					
取組み内容	○類似の事業とのコスト比較などにより、事業の費用対効果を評価し、事業手法の見直しや重複している事業の整理統合などの効率化を行います。 ○社会状況の変化を踏まえ委託事業の妥当性を評価し、見直しを行います。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	エコフェスせたがや等、環境関連イベントの統合		3つのイベントの統合、実行委員会との共催化	継続実施	継続実施	継続実施
削減額	効果額(千円)		1,515			
	累計額(千円)		1,515			

視点 08 区民負担等の適切な見直し

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。

(1) 使用料・利用料の見直し

定期的に、施設の管理運営経費の把握や利用状況分析に加えて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断します。

番号	0811	取組み名	区民利用施設等の使用料・利用料の見直し		所管部	政策経営部
現状と課題	・持続可能な財政基盤を築くため、平成 22 年度に「適正な利用者負担の導入指針」を策定し、全庁を挙げて財源の確保を図ってきました。 ・区民利用施設について、施設の管理運営経費は、利用者が負担する使用料と区が負担する税金で賄っており、今後、社会保障関連経費や公共施設の更新経費が増加し、厳しい財政状況が見込まれる中で、施設利用者に対して利用者負担を求め、財源の確保を図る必要があります。 ・この間、効率的な施設運営や事務改善などコスト削減に努めてきましたが、消費税増税を経て諸経費の変動もあり、施設の管理運営経費は増加し、利用者負担割合は低下傾向にあります。					
取組み内容	○区民サービスの維持に向けて、定期的に、施設の管理運営経費の把握や利用状況分析に加えて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	区民利用施設等の使用料・利用料の見直し		改定 (平成 30 年 10 月より料金改定)	検証	検証	検証に基づく取組み
歳入増	効果額(千円)		53,222	53,222	—	—
	累積額(千円)		53,222	106,444	106,444	106,444

基本方針 3 資産等の有効活用による経営改善

視点 09 公有財産等の有効活用

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。

(1) 公共施設の有効活用

公共施設の整備、運営における民間資本等の活用や、スペースの有効活用など、多様な手法により施設整備、維持管理経費の抑制、サービスの充実を図ります。

番号	0911	取組み名	老人休養ホームふじみ荘の有効活用と施設整備		所管部	生活文化部
現状と課題	・昭和 45 年に開設後、47 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから公共施設中長期保全計画による改修工事が必要な状況にあります。一方、社会的環境やニーズの変化に伴い宿泊部分の利用者数が減少していることなどから、施設機能の見直しと施設の有効活用を進めていく必要があります。					
取組み内容	○30 年度からの指定管理期間（ 3 年間 ）において、宿泊機能の一部見直し（月～水曜日宿泊停止）と介護予防事業をはじめとした様々な事業の実施等により、施設の有効活用を進めます。また、民間資本の導入も含め、施設の改修工事に向けた取組みを進めます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （ 2018 年度 ）	31 年度 （ 2019 年度 ）	32 年度 （ 2020 年度 ）	33 年度 （ 2021 年度 ）
	施設の有効活用及び改修工事に向けた取組み		施設の有効活用及び改修工事に向けた調整	—	—	改修工事
削減額	効果額(千円)		8,449	—	—	—
	累計額(千円)		8,449	8,449	8,449	8,449

(2) 公有地等の有効活用

公共施設の跡地などの区有地等を活用し、また国有地、都用地等の活用を働きかけ、民間整備による施設整備の誘導や、貸付料などの歳入確保を図ります。

番号	0921	取組み名	公共施設跡地の民間への条件付貸付		所管部	財務部、各部
現状と課題	・複合化等により発生した公共施設の跡地は、原則として売却する方針ですが、保育施設をはじめとして引き続き施設需要は高止まりしており、単純売却ではなく、民間施設誘導等の有効活用を図る必要があります。					
取組み内容	○ 公共施設跡地を、必要性が高い施設の整備を条件として貸し付け、民設民営の施設整備を誘導するとともに、地代等の賃料収入を確保します。 ○ 具体的には、まちづくりセンター、区立認可保育園の跡地を、私立保育施設等の整備を条件として貸し付けます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	上馬まちづくりセンター跡地		小規模保育事業及び商業ビル用途で貸付（29 年 11 月より開始）	貸付	貸付	貸付
	世田谷保育園跡地		—	私立保育施設に無償貸付	私立保育施設に有償貸付開始	貸付
	代田保育園跡地		—	—	私立保育施設の改築時仮園舎として貸付	私立保育施設の改築時仮園舎として貸付（32 年度と別法人）
	梅丘保育園跡地		—	—	私立保育施設に無償貸付	私立保育施設に有償貸付開始
	希望丘保育園跡地		—	私立保育施設に無償貸付	私立保育施設に有償貸付開始	貸付
	船橋西保育園跡地		—	私立保育施設に無償貸付	私立保育施設に有償貸付開始	貸付
歳入増	効果額(千円)		4,008	—	15,096	15,096
	累計額(千円)		4,008	4,008	19,104	34,200

視点１０ 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

公金運用やネーミングライツ、広告事業などによる税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理や納付機会の拡大、必要の際には法的措置の実施などを図ります。

（１）クラウドファンディングの活用

施設整備や初期投資が必要な新規事業などについて、クラウドファンディングの手法を用いた資金調達を行います。

番号	1011	取組み名	大蔵運動場陸上競技場スタンド整備	所管部	スポーツ推進部
現状と課題	・東京 2020 大会の開催に伴い、区ではアメリカ選手団キャンプを受け入れることを契機に、区にとって価値あるレガシーを創出するとともに、障害者スポーツの推進及び区民利用の環境改善のため、現在の大蔵運動場陸上競技場スタンド部分を改築する必要があります。				
取組み内容	○障害者スポーツの推進及び区民利用の環境改善を図るため、大蔵運動場陸上競技場スタンド部分を改築するにあたり、必要な経費をクラウドファンディングの手法を活用して、スタンド整備にかかる経費の資金の一部を調達します。				
実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	大蔵運動場陸上競技場スタンド整備に伴うクラウドファンディング活用による資金調達	・クラウドファンディング活用による資金調達 ・陸上競技場スタンド改築工事着工	・陸上競技場スタンド改築工事竣工	—	—
歳入増	効果額(千円)	35,600	—	—	—
	累計額(千円)	35,600	35,600	35,600	35,600

番号	1012	取組み名	うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み）		所管部	都市整備政策部、土木部
現状と課題	・東京 2020 大会において馬事公苑で馬術競技が開催されることに伴い、区では「馬事公苑界わいまちの魅力向上構想」を策定し、界わいの魅力向上に取り組んでいます。大会を盛り上げ、多くのレガシーを残すには地域の方々の様々な形での参加が必要です。					
取組み内容	○ J R A 馬事公苑より譲り受けた使用済み蹄鉄を再利用した平板の製作及び道路・公園等への敷設工事を実施します。平板には寄附者名が刻まれたプレートを貼り付けます。平板の製作及び敷設工事費など必要な経費はクラウドファンディングの手法を活用して調達します。なお、寄附金は、馬事公苑界わいサイン整備のほか、界わいの魅力向上に向けた取組みに活用します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）
	周辺 5 駅から馬事公苑までのルートや公園等への蹄鉄入り平板敷設に伴うクラウドファンディング活用による資金調達		・クラウドファンディング活用による資金調達 ・蹄鉄入り平板製作（900 枚）	・敷設工事 （900 枚）	—	—
歳入増	効果額(千円)		22,142	—	—	—
	累計額(千円)		22,142	22,142	22,142	22,142

番号	1013	取組み名	宮坂区民センター周辺の活性化の取組み	所管部	世田谷総合支所	
現状と課題	・宮坂区民センター前の広場に設置している旧玉電車両については、区民意見に基づいて設置された経緯があることや、区内交通の歴史を知る貴重な資料であることから、区内外で関心を持たれていますが、過去９年間塗装をしていないために車体の劣化箇所が多く見られる状態であり、あらためて塗装をする必要があります。					
取組み内容	○平成３０年度に塗装を実施するとともに、塗装を記念したイベント等を世田谷線沿線の各種イベント等と連携して実施することで、世田谷地域の活性化を図ります。併せて、区内外の関心を掘り起こすために、クラウドファンディングの手法を活用して寄附を募ります。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	クラウドファンディングの活用による宮坂区民センター周辺の活性化の取組み		・クラウドファンディング活用による資金調達 (3 ヶ月程度) ・車両塗装 ・イベント実施	—	—	—
歳入増	効果額(千円)		2,937	—	—	—
	累計額(千円)		2,937	2,937	2,937	2,937

(2) 広告事業による経費の削減

広告事業の推進により、経費を削減します。

番号	1021	取組み名	区の刊行物等を活用した広告事業の推進		所管部	政策経営部、各部
現状と課題	・印刷物やホームページへの広告掲載による広告収入確保のほか、区発行の印刷物に印刷事業者による広告掲載を認めることで印刷コストを縮減するなど歳入確保・歳出削減の両面から経費の節減に取り組んでいますが、更なる経費節減に向けて新たな事業手法により広告事業を拡大する必要があります。					
取組み内容	○区事業や区施設を活用した広告事業について、新たな手法を検討し、更なる経費節減につなげます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	区の刊行物等を活用した広告事業の推進		広告事業の拡充	広告事業の拡充	広告事業の拡充	広告事業の拡充
	通知用封筒への広告掲載（世田谷保健所）		公募（がん検診）	実施（がん検診） 約 20 万件	実施（がん検診） 約 20 万件	実施（がん検診） 約 20 万件
歳入増	効果額(千円)		—	200	—	—
	累計額(千円)		—	200	200	200

(3) 税外収入確保の取組み

公金運用やネーミングライツ等、様々な手法で税外収入の確保を図ります。

番号	1031	取組み名	安全かつ効率的な公金運用		所管部	会計室
現状と課題	・金融緩和政策が長期化する中で、過去と比較しても金利が極めて低い水準で推移しているため、公金の運用環境は厳しい状況にあります。 ・各種行政需要への対応として基金の取崩しなども見込まれているため、世田谷区中期財政見通しを踏まえ、今後の基金残高の推移に基づいて運用可能額を精査していく必要があります。					
取組み内容	○世田谷区公金管理方針及び公金運用計画に基づき、安全性を第一に、資金の流動性も確保しつつ、安定的かつ効率的な運用を行い、税外収入の確保を図ります。 ○今後の運用可能額や金融動向等を注視し、毎年策定する公金運用計画において、積立基金利子の収入目標額を設定していきます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用		運用	運用	運用	運用
歳入増	効果額(千円)					
	累計額(千円)					

番号	1032	取組み名	公園を活用した税外収入の確保		所管部	みどり 3 3 推進担当部
現状と課題	・ 今後、多くの区立公園が更新、改修時期を迎えるなか、その財源確保やより効果的、効率的な管理運営が課題となっています。 ・ 国でも、都市公園内に民間事業者がカフェなどを設置しやすいよう、都市公園法の改正を実施しました。区でも、これまで、新設した二子玉川公園に民間の店舗を誘致したほか、世田谷公園で移動販売車の誘致の社会実験を行うなど、公園を活用した税外収入確保の取組みを進めており、引き続き公園の魅力向上に取り組む必要があります。 ・ 区立の公園を現状より幅広く民間に開放するには、近隣住民や公園利用者の理解を得ることに加えて、許可基準の緩和などの課題もあります。					
取組み内容	○ 官民連携による収益施設の誘致を行い、税外収入の確保や管理運営費の軽減を図ります。 ○ 公園や園内施設等を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図ります。					
実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	
	大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設（カフェ等）の誘致	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討（新設 2 公園）	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討	検討結果に基づく実現に向けた条件や手続きの検討	検討結果に基づく実現に向けた条件や手続きの検討	
	既存の公園における仮設民間施設（移動販売車）の誘致	・ 移動販売車誘致（1 公園） ・ その他の公園への拡充検討・試行	・ 移動販売車誘致（1 公園） ・ 新規公募実施（3 公園）	・ 移動販売車誘致（4 公園） ・ その他公園への拡充検討	・ 移動販売車誘致（4 公園） ・ その他公園への拡充検討	
	新たな税外収入の取組みの検討、実施	新たな取組みの検討	検討に基づく取組みの推進	検討に基づく取組みの推進	検討に基づく取組みの推進	
歳入増	効果額(千円)	623	420	—	—	
	累計額(千円)	623	1,043	1,043	1,043	

番号	1033	取組み名	ネーミングライツ、企業名称 P R 型官民連携事業の推進		所管部	政策経営部
現状と課題	・ネーミングライツの導入は、公共施設の維持管理経費を確保する有効な手段となります。区のネーミングライツの取組みは、平成 23 年度からレンタサイクルポートに導入されています。 ・区有施設に限らず、設備や事業名等にもネーミングライツ導入の可能性が見込まれます。対象を幅広くとらえ、積極的に導入していく必要があります。 ・事業者との連携を広げるためには、ネーミングライツのほかにも、事業者のニーズをとらえた、新たな連携手法の検討、実施が求められます。					
取組み内容	○更なる税外収入確保に向けて、提案事業者と区民の双方にメリットのある、より魅力的で実効性のあるネーミングライツの仕組みを検討、実施します。 ○公募対象に適した施設や事業を選定するとともに、当該施設・事業の概要や利用者数など、事業者側の検討素材となる情報提供の充実を図ります。 ○施設の外観が新しくなり、話題性が高まる、改築や改修の機会をとらえて、積極的に事業者に働きかけます。 ○事業者が、自社製品の寄附や、施設の維持管理などの貢献の対価として、公共施設内で企業名を P R したり、自社の広告媒体等を通じて区への貢献の事実を P R できるようにするなど、企業名称の P R をメリットとした新たな官民連携事業を検討します。検討にあたっては、事業者に対してサウンディング調査を行い、事業者側のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた柔軟な連携のあり方を検討します。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	事業者への情報提供の充実		・公募対象施設・事業の選定 ・公募対象施設・事業の詳細情報を掲載した広報物の作成、周知	・公募対象施設・事業の見直し、追加 ・連携実績の PR	・公募対象施設・事業の見直し、追加 ・連携実績の PR	・公募対象施設・事業の見直し、追加 ・連携実績の PR
	企業名称 P R 型官民連携事業の実施		・事業者に対するサウンディング調査 ・調査結果に基づく企業名称 P R 型官民連携事業手法の検討	・企業名称 PR 型官民連携事業手法の確立 ・公募の開始	・継続実施 ・事業手法の見直し	・継続実施 ・事業手法の見直し
歳入増	効果額(千円)					
	累計額(千円)					

(4) 債権管理の適正化と収納率の向上

債権管理の適正化と収納率の向上を図ることにより、区全体の歳入の向上を図ります。

番号	1041	取組み名	債権管理重点プランに基づく取組み		所管部	財務部、各部
現状と課題	・ 区政運営の基盤となる財源の確保と区民負担の公平性、公正性を確保するために、債権管理重点プランを策定し、滞納予防や債権回収に向け、さらなる債権管理の適正化と収納率の向上を図ります。 ・ 債権を保有する各課において、経常業務量、職員数の関係から通常業務の合間に債権管理を行っているという所管課もあり、債権管理の知識、債権回収手法等に偏りがみられます。 ・ 債権管理自体が全庁的に取り組むべき課題であることから、全庁的調整が必要です。					
取組み内容	○ 債権管理重点プランに基づき、債権管理の適正化と収納率の向上を図ることにより、区全体の収入未済額の削減及び歳入の向上を図ります。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	現年分徴収の徹底		電話催告センターの活用等	電話催告センターの活用等	電話催告センターの活用等	電話催告センターの活用等
	滞納整理の強化		・ 効率的な督促、催告の実施や差押等の強化 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化	・ 効率的な督促、催告の実施や差押等の強化 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化	・ 効率的な督促、催告の実施や差押等の強化 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化	・ 効率的な督促、催告の実施や差押等の強化 ・ 私法上の債権に係る履行確保の強化
	収納事務の改善		・ 口座振替、コンビニ収納等の利用促進 ・ 多様な収納方法についての検討	・ 口座振替、コンビニ収納等の利用促進 ・ 多様な収納方法についての検討	・ 口座振替、コンビニ収納等の利用促進 ・ 多様な収納方法についての検討	・ 口座振替、コンビニ収納等の利用促進 ・ 多様な収納方法についての検討
	職員の専門性の向上と債権管理体制の強化		・ 専門研修の充実 ・ 滞納整理におけるノウハウの共有化	・ 専門研修の充実 ・ 滞納整理におけるノウハウの共有化	・ 専門研修の充実 ・ 滞納整理におけるノウハウの共有化	・ 専門研修の充実 ・ 滞納整理におけるノウハウの共有化
	制度運用の適正化		法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等
歳入増	効果額(千円)		220,787	11,938	7,805	14,135
	累計額(千円)		220,787	232,725	240,530	254,665

2 外郭団体の見直し

取組み名	外郭団体改革基本方針に基づく取組み	所管部	政策経営部 各部
1 外郭団体について	○これまで、区は、新たな政策展開や重点課題の実現のために、その時々社会状況を踏まえ、財団法人、株式会社、社会福祉法人など各種の外郭団体を設立してきました。外郭団体は行政サービスを補完・支援する役割を担うだけでなく、区民の健康保持、文化振興や市民活動の支援、公共施設の維持管理など様々な分野で専門性の確保や独自のノウハウの蓄積に努めながら、区民サービスの充実・拡大の役割を果たし、行政の肥大化を抑制する効果も果たしています。 ○一方、近年の規制改革の急速な動きのなかで、民間企業、NPOなど公共的なサービスの担い手の充実により官から民への流れが加速するなど、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しており、外郭団体の役割や事業の内容について見直しが求められています。 ○また、外郭団体の事業は区の施策と関わりがあり、区民サービスを直接提供することも多いことから、個人情報保護の遵守、労働基準法をはじめとするコンプライアンスを向上させるなど、団体のガバナンスの強化が必要とされています。 ○こうした中、区は、外郭団体の設置者として、また、外郭団体に多くの補助金や委託料を支出している立場からも、外郭団体が今後担うべき役割を明確化し、自主財源の確保や経営の改善・効率化に向けて適切な指導・調整を行っていく必要があります。		
2 これまでの取組み状況	○人的支援・関与の見直しの現状と課題 区から外郭団体への職員派遣については、各団体の自主・自立を一層進めることにより、行政ではできない外郭団体ならではの事業をめざす観点から、固有職員の育成状況や組織運営の効率性・柔軟性等を見極めながら、計画的削減を進めてきました。平成29年度当初人員では39人の派遣職員となり、平成25年度当初人員と比べ14人の削減となっています。 外郭団体では、団体運営に必要な知識や経験を有する人材の確保・育成に努めているところですが、特にマネジメントに携わる職員育成が進んでいない団体もあります。また、外郭団体の規模により難しい面もありますが、空白年代があるなど年齢構成のバランスが悪い状況もあり、団体経営の継続性や安定性の面からも固有職員の確保・育成の検討が必要となっています。 ○財政的支援・関与の見直しの現状と課題 区から外郭団体への補助金については、団体で実施している公益的事業を育成、支援するため補助しており必要性を精査してきました。補助金決定にあたっては、団体経営総体の収支状況等を総合的に検証しながら団体の運営上必要最小限とすることを基本とし、事業運営の効率化の徹底を求め、補助金の適正な支出に努めてきました。 平成29年度当初予算では補助金の合計が約27億円となり、平成25年度当初予算と比べ約2億円の増加となっています。平成25年度実績と平成29年度計画を比較すると、補助金を支出している8団体のうち1団体は補助金額が減少していますが、残り7団体は増額となっている状況です。 補助金の適正化を進めていく上で、各外郭団体の基金等の状況について今後の見通しを視野に入れて検討していく必要があり、あわせて、自主事業の新規・拡充に際しては、類似事業の有無や事業の必要性について点検していく必要もあります。		

2 これまでの 取組み状況	○委託事業に関する現状と課題 区が直接実施するよりも外郭団体で専門的・独自性等を活かし実施する方が効果的・効率的な業務について事業委託をしてきました。 平成29年度当初予算では外郭団体に対する委託料の総額は47.5億円となり、平成25年度当初予算と比べ約5億円の増加となっています。平成25年度実績と平成29年度計画を比較すると、区から委託料を支出している8団体のうち、2団体は委託料額が減少していますが、残り6団体は増額となっています。 区から委託している事業について、区民ニーズや社会状況の変化に沿って検証するとともに、委託ではなく本来、外郭団体が行うべき自主事業にあたらないかについて引き続き点検をしていく必要があります。 ○団体経営の適正化に向けた現状と課題 労働契約法や障害者雇用促進法の改正などを受け、外郭団体は労務管理に関するコンプライアンスについて注力が求められており、区では、この間、団体経営の基本となる労働基準法等をはじめとする法令遵守はもとより、セクシャル・ハラスメント防止など、団体の健全な経営に向けた指導・調整を行ってきました。 こうした状況にも関わらず、一部の外郭団体において個人情報紛失や労働基準法違反などの事故が発生している状況にあり、一層のコンプライアンス向上を図るなど、団体経営の適正化に向けた取組みが課題となっております。
3 4年間の 取組み方針	○人口増加や新たな区政課題等により行政需要が拡大する中、外郭団体の役割も変化しており、この4年間で成果が得られた取組みがある一方、更なる改革の取組みも必要とされています。引き続き、外郭団体改革基本方針に基づく改革に取り組みます。 ○地域包括ケアシステムの構築や東京2020大会を契機とした取組みをはじめとする新たな区政課題の解決に向け、外郭団体が持つ専門性を活かし行政サービスを補完・支援する担い手として、より一層機能を発揮するよう支援します。 ○外郭団体それぞれの役割を最大限に発揮するために、効率的・効果的な経営基盤の確立に向け、財政支援のあり方などを検証し、経営の状況等に応じた適切な指導・調整を行います。 ○外郭団体が自主性・自立性を高め、将来を担う人材を計画的に育成するとともに、コンプライアンスや事業運営の透明性の向上を図るよう、団体の組織体制の見直しや人材育成支援、情報公開など、ガバナンスの強化に向けた指導・調整を行います。 ○外郭団体を取り巻く環境が変化している中、各団体の設立目的に沿って団体のあり方や事業の必要性、有効性を再点検し、必要な見直しを進めます。

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
4 実現に向けた取組み	項目				
	各団体の役割や事業のあり方検討	調査・研究	検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
	外郭団体への委託事業に関する見直し	点検・実施	点検・実施	点検・実施	点検・実施
	外郭団体への補助金の適正化	点検・実施	点検・実施	点検・実施	点検・実施
	外郭団体の人事関係課題の改善	検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
	中期経営目標の設定及び進捗管理	設定・実施	検証・修正	検証・修正	検証・修正
効果額(千円)		—	—	—	—
累積額(千円)		—	—	—	—

外郭団体行動計画

平成２６年度を初年度とする外郭団体改革基本方針で定めた各団体の「改革の方針」に基づき、団体が抱える課題の解決に向けて、今後４年間の団体の取組みを年次別行動計画として策定しました。

団体名	所管部名	頁
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化部	212
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部	216
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健福祉部	220
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備政策部	226
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	スポーツ推進部	232
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	236
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	保健福祉部	240
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	経済産業部	244
株式会社 世田谷サービス公社	政策経営部	252
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化部	256
多摩川緑地広場管理公社	みどり３３推進担当部	260

団体名	公益財団法人 せたがや文化財団	所管部名	生活文化部
設立目的	世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動、市民活動・交流活動を支援し、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	今後も施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。		
現状と課題	- 世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館、世田谷文学館の3館の指定管理者として、施設管理と事業運営について一体的に取り組むことができる立場を生かし、幅広い文化・芸術事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動、市民活動・交流活動を支援し、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与してきました。また、各施設を拠点として幅広く質の高い事業活動を行ってきた財団の実績や各施設の一括運営のメリットを活かしていることや、今後の取組みにおける提案等が評価され、平成29年度～33年度の指定管理者として選定されました。 - 平成27年度の文化生活情報センターにおける個人業務委託契約に関する労働基準監督署からの指導等を契機に、平成28年度に第三者の専門家で構成する「公益財団法人せたがや文化財団改革委員会」を設置しました。委員会では、財団の就労に関する課題についての検討が行われ、財団は財団理事長に提出された「財団における人材活用に関する意見書」を踏まえ、雇用や業務のあり方を含め、今後の財団の人材活用について取りまとめて、理事会で機関決定されました。財団の組織運営及び人材育成のほか、平成29年度に明らかになった取組みの不十分さを考え合わせると、あわせて事業量の見直しや長時間労働の縮減など、労働環境の改善に早急に取り組んでいく必要があります。 - 自主財源の一つとなる国・企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金については、ここ数年はほぼ横ばいの状況にあり、厳しい経済状況の中ではありますが、協賛・協力が得られるような取組みが求められています。 - このような課題の解決に向けた取組みを進めながら、希薄化する地域社会の中で、文化・芸術の持つ力を活用し人々をつなげ地域コミュニティの形成に寄与していくと共に、来たる2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京・世田谷の文化・芸術を国内のみならず世界に発信する絶好の機会ととらえ、質の高い文化・芸術振興プログラムの提供に取り組んでいく必要があります。		
団体における取組みの考え方	平成29年度に策定した「人材活用計画」を基本に、組織運営及び人材育成に積極的に取り組み、長期的な視野に立った持続可能な体制整備を行います。さらに、平成29年度に策定した「劇場経営に関する基本方針」に基づき、長時間労働の是正に取り組めます。 事業の実施にあたっては、財団を取り巻く社会的状況や区民等のニーズを踏まえ、事業を精査し、選択と集中による「事業の適正化・重点化」を進め、時代の要請に応じた良質で価値のある事業展開を目指します。 事業収入の安定的な確保、各種団体等からの助成金等の積極的な働きかけによる獲得、事業手法の見直しによる経費削減に努め、安定的な財政基盤の構築を目指します。	所管部における指導調整の考え方	団体の持つ制作企画力と高い専門的知見、更には団体の基本理念の下に蓄積された事業展開のノウハウを十分に活かすことにより、区の文化・芸術施策の推進役となっています。 一方で、業務の特殊性等により、団体職員の労働状況について、課題となっていました。この課題対応のために、団体では、組織運営及び人材育成、並びに事業量の見直しや長時間労働の縮減など、労働状況の改善等について、取り組んでいます。 区は、団体が適切に改善に取り組めるよう、指導調整を行うとともに、より一層連携して取組みを推進していきます。
基本目標	1 持続可能な組織体制の整備 2 事業の適正化・重点化 3 安定的な財政基盤の構築		

目標	1 持続可能な組織体制の整備					
取組内容	1) 組織運営の強化 2) 固有職員の人材育成 3) 職員の総労働時間の適正化					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	人材活用計画に基づく事務局機能の強化	体制の充実による事務局機能の強化	事務局機能の強化の検証	事務局機能の強化の検証に基づく取組み	事務局機能の強化の検証に基づく取組み
		人材活用計画に基づく各館の適正な組織体制の確立	新たな所要人員調書による人員配置の実施	人員配置の検証	人員配置の検証に基づく取組み	人員配置の検証に基づく取組み
	2)	人材活用計画に基づく新人事制度の運用	人材活用計画に基づく新人事制度の実施	新人事制度の検証	新人事制度の検証に基づく取組み	新人事制度の検証に基づく取組み
		職員研修の内容の充実	財団独自の研修計画の検討	・財団独自の研修計画の再構築 ・財団独自の研修計画の実施	財団独自の研修計画の検証	研修計画の検証に基づく取組み
	3)	労働時間の適正化	・施設案内業務の委託化 ・劇場経営方針による公演スケジュール等の策定 ・労働時間制度の見直し	・施設案内業務の委託化の推進 ・適切な公演スケジュール等による運用 ・労働時間制度の見直し	・業務委託継続 ・公演スケジュールの検証 ・労働時間制度の見直しに基づく取組み	・業務委託継続 ・公演スケジュールの検証に基づく運用 ・労働時間制度の見直しに基づく検証
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	無期雇用職員比率の向上(アルバイト職員を除く)		34%		70%	
	職員の研修への参加率向上		83.5% (28年度実績)		95%	
	職員一人あたりの年間超過勤務時間の削減(28年度比10%減)		181時間 (28年度実績)		163時間	
目標	2 事業の適正化・重点化					
取組内容	1) 区民等のニーズを踏まえた事業の見直し 2) 時代の変化に応じた事業の重点化の推進					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	事業評価の実施と既存事業の見直し	事業評価(利用者アンケート含む)の実施、見直しの検討	検討に基づく既存事業の見直しの実施	既存事業の見直しの検証	既存事業の見直しの検証に基づく取組み
	2)	事業の重点化と予算の適正配分	事業の重点化と予算配分の検討	検討に基づく取組み	事業の重点化と予算配分の検証	事業の重点化と予算配分の検証に基づく取組み
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	区民等のニーズを踏まえた既存事業の見直し(事業数28年度比10%減)		総事業数 305(28年度実績)		総事業数 275	
	事業の重点化		—		重点化事業数 10	

目標	3 安定的な財政基盤の構築					
取組内容	1) 事業収入の確保 2) 助成金、寄附金の獲得 3) 事業経費の削減					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	より効果的な広報PR活動の実施	SNS等も含めた多様な手法による広報PR活動の検討・実施	SNS等も含めた多様な手法による広報PR活動の検討・実施	広報PR活動の検証	広報PR活動の検証に基づく取組み
	2)	寄付募集のPRの推進等による各種団体からの助成金等の確保	助成金・寄附金等の前年度比1%増	助成金・寄附金等の前年度比1%増	助成金・寄附金等の前年度比1%増	助成金・寄附金等の前年度比1%増
	3)	事業手法見直しによる経費削減	・事業手法の見直しの検討、実施 ・事業経費の前年度比1%削減	・事業手法の見直しの検討、実施 ・事業経費削減の検証	・事業手法の見直しの検証 ・事業経費の前年度比1%削減	・事業手法の見直しの検証に基づく取組み ・事業経費削減の検証
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	事業収入の確保		事業運営収益 6億7,000万円		事業運営収益 6億8,340万円	
	助成金、寄附金の獲得		助成金・寄附金 8,200万円		助成金・寄附金 8,530万円	
	事業経費の削減		事業費 16億8,000万円		事業費 16億4,660万円	

財政計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 2,602	百万円 2,606	百万円 2,610	百万円 2,614
	団体財源 B		857	860	863	866
	区からの収入額 C=D+E		1,745	1,746	1,747	1,748
	補助金収入 D		1,228	1,229	1,230	1,231
	委託料収入 E		517	517	517	517
	うち指定管理料		481	481	481	481
	区からの収入比率 C/A		67.1%	67.0%	66.9%	66.9%
	管理費 F		11	11	11	11
	管理費に対する区補助金額 G		8	8	8	8
	管理費における区補助金比率 G/F		72.7%	72.7%	72.7%	72.7%
	人件費比率		23.9%	24.3%	24.8%	25.3%
人員計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数(監事・監査)		人 11(2)	人 11(2)	人 11(2)	人 11(2)
	うち常勤		1	1	1	1
	常勤職員数(役員を除く)		64	73	74	75
	うち区派遣職員数		8	8	8	8
	契約職員数		22	17	17	17
	非常勤・嘱託等		39	38	37	39

団体名	公益財団法人 世田谷区産業振興公社	所管部名	経済産業部
設立目的	中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業への支援及び従業員等への勤労者福祉事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	区内産業振興をより効果的に行うため、事業のあり方について他団体との連携も視野に入れた検討を行うとともに、法人（組織）形態のあり方についても検討します。		
現状と課題	- 自立した経営のもと、公益性と専門性を活かした区民サービスの向上を図り、より一層の効率的・効果的な経営体制とするため、新実施計画に基づき、平成26年度より区との役割分担や連携のあり方、今後の事業方針の見直し検討を行ってきました。 - 他の外郭団体との合併も視野に入れ検討を行いましたが、東京2020大会に向けての「まちなか観光」「雇用・就労支援」「勤労者福祉事業」等を柱に事業展開を進めていくこととします。事業を進めていく上では、観光消費額、就職決定者数、会員数を増やしていくための対応が大きな課題となっています。 - 確実な収入源となる収益事業がない状況の中で、収益の約7割を区からの補助金で賄うとともに事業運営資産を取崩して経営を維持しています。公社事業を継続させるためには、事業の見直しはもとより法人（組織）形態等についても早急に見直しを進める必要があります。 - 地域経済の活性化を図るという目標に向かって、まちなか観光の推進という新たな事業展開を進めていくため、公社定款に定款第4条第6号の事業として「区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業」を加えました。		
団体における取組みの考え方	雇用・就労支援では、キャリアカウンセラーや臨床心理士・社会保険労務士による相談業務や、毎回好評を得ている若者・高齢者・女性等の各種就職支援セミナーの充実を図ります。 セラ・サービスでは、宿泊やレジャー、スポーツ等の余暇活動に関するサービスメニューの充実を図った結果、ここ数年比較的安定した会員数を維持しています。今後もスケールメリットを生かした更なる事業展開を進めるという目標に向かい、引き続き新規会員の獲得に力を入れて取り組んでいきます。 区内の産業振興をより効果的に行うため、事業の見直しを行い、公社のあり方についても検討します。 安定的な事務運営を行うために、係ごとに事務の見直しを行い、それに伴う事務の効率化を図り、職員体制の見直しを進め、経営改善を図ります。	所管部における指導調整の考え方	東京2020大会に向けて、団体事業の柱の1つとして新たに位置付けた区内観光に関する事業について、団体を支援するとともに、区としても積極的に推進していきます。 事業の見直しや団体のあり方の検討については、東京2020大会後も視野に、公益財団という特性とともに、他団体との事業統合や再編という外郭団体の見直しの視点も踏まえ、引き続き検討を進めていきます。 また、新たな産業ビジョン・産業振興計画のもと、より効率的・効果的な産業振興が図られるよう団体とともに取り組んでいきます。
基本目標	1 世田谷まちなか観光の推進 2 雇用・就労支援の充実 3 セラ・サービス事業の充実 4 事業の見直しと法人（組織）形態のあり方の検討		

目標	1 世田谷まちなか観光の推進				
取組内容	1) 観光事業の展開による地域経済の活性化 2) 観光情報の発信力強化				
年次別 行動計画	項目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	区内の多彩な魅力を一堂に集めた観光イベント「世田谷まちなか観光メッセ」等の開催 東京2020大会気運醸成を踏まえた企画等の検討・実施（開催：2回/年）	東京2020大会気運醸成を踏まえた企画等の検討・実施（開催：2回/年）	区民・区内団体等との更なる連携方法の検討・実施（開催：2回/年）	区民・区内団体等との更なる連携方法の検討・実施（開催：2回/年）
		区内まち歩きイベントの開催（他団体との連携事業を含む） 新規イベント検討・開発（新規・既存含めた実施：8回/年）	イベント内容の充実に向けた検討及び新規イベント開発（新規・既存含めた実施：10回/年）	検討に基づく事業の実施及び新規イベント開発（新規・既存含めた実施：12回/年）	東京2020大会レガシーを活用したイベント開発（新規・既存含めた実施：12回/年）
		その他の地域交流促進イベントの開催（他団体との連携事業を含む） 東京2020大会と関連した企画等の検討（開催：2回/年）	検討に基づく事業の実施（開催：3回/年）	5地域のバランスを考慮した開催（開催：4回/年）	5地域のバランスを考慮した開催（開催：4回/年）
	2)	観光情報を集約した情報発信機能の強化（情報発信の強化、観光情報コーナーの拡充） ・各種団体等との連携による観光資源の発掘及び映像等を活用した情報発信の強化 ・観光情報コーナーの拡充（1か所・累計16か所）	・各種団体等との連携による東京2020大会を中心とした観光情報の発信強化 ・観光情報コーナーの拡充（1か所・累計17か所）	・各種団体等との連携による東京2020大会を中心とした観光情報の発信強化 ・観光情報コーナーの拡充（2か所・累計19か所）	・事業検証及び検証に基づく情報発信の強化 ・観光情報コーナーの拡充（1か所・累計20か所）
		まち歩き紹介リーフレット等の制作・配布 発行回数の検討及び検討に基づく発行（最低2回/年）	企画内容の検討及び検討に基づく発行（最低2回/年）	配布箇所の検討及び検討に基づく発行（最低2回/年）	効果検証方法の検討及び検討に基づく発行（最低2回/年）
		SNSフォト等観光コンテンツに係るコンテストの開催 新規開設する観光ホームページを活用した開催の検討及び実施	参加者人数増加策の検討及び実施	前年度の検証及び検証に基づく実施	前年度の検証及び検証に基づく実施
成果指標	項目	直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）	
	観光アプリのダウンロード数（年間）	4,600件		5,100件	
	世田谷みやげの指定により、当該商品の売上げ額が10%以上増加した事業所の割合	36.8% （1 平成28年度） （2 売上げ額が10%を超えて増加した事業所の割合）		50%	
	観光情報冊子（外国語版を含む）の配布部数（年間）	31,000部		83,000部	

目標	2 雇用・就労支援の充実					
取組内容	1) 三軒茶屋就労支援センター事業における就労支援					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	若者、高齢者、女性等の就労支援(各種セミナーの実施)	120回/年	120回/年	120回/年	120回/年
		東京都やハローワーク渋谷等との連携による面接会・セミナーの実施	24回/年	24回/年	24回/年	24回/年
成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)	
	三軒茶屋就労支援センターの就職決定者数(累計)			1,000人	4,400人	
	三軒茶屋就労支援センターの利用者数(累計)			41,300人	168,000人	
目標	3 セラ・サービスの充実					
取組内容	1) 会員数の維持					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	新たな事業所(福祉・介護等)への加入促進	新たな事業所への周知・呼びかけ 1回/年	新たな事業所への周知・呼びかけ 1回/年	新たな事業所への周知・呼びかけ 1回/年	新たな事業所への周知・呼びかけ 1回/年
成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)	
	セラ・サービスの会員数(年間)			8,522人	10,000人	
目標	4 事業の見直しと法人(組織)形態のあり方の検討					
取組内容	1) 事業の見直しと法人(組織)形態のあり方の検討					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	事業の見直しと法人(組織)形態のあり方の検討	事業の見直し検討	他団体との連携・再編の検討	具体的な方向性の検討	法人のあり方の具体的な方向性
		コンプライアンス向上に向けた取組み	法令遵守に向けた計画指導	個人情報保護の周知徹底	就業規則の確認遵守	法令遵守の点検確認
成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)	
	事業の見直しと法人(組織)形態のあり方の検討の実施			事業の見直しの検討	法人のあり方の具体的な方向性	

財政計画	項 目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
		百万円	百万円	百万円	百万円
	団体総収入額 A=B+C	542	518	518	518
	団体財源 B	197	173	173	173
	区からの収入額 C=D+E	345	345	345	345
	補助金収入 D	341	341	341	341
	委託料収入 E	5	5	5	5
	うち指定管理料	0	0	0	0
	区からの収入比率 C/A	63.7%	66.6%	66.6%	66.6%
	管理費 F	9	9	9	9
	管理費に対する区補助金額 G	1	1	1	1
	管理費における区補助金比率 G/F	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
	人件費比率	30.3%	31.7%	31.7%	31.7%
人員計画	項 目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
		人	人	人	人
	役員数（監事・監査）	13(2)	13(2)	13(2)	13(2)
	うち常勤	2	2	2	2
	常勤職員数（役員を除く）	15	15	15	15
	うち区派遣職員数	6	6	6	6
	契約職員数	1	1	0	0
	非常勤・嘱託等	8	8	8	8

団体名	公益財団法人 世田谷区保健センター	所管部名	保健福祉部
設立目的	世田谷区民の健康増進、また、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	公益財団法人としての役割を一層発揮し、梅ヶ丘拠点施設への保健センターの移転に向けて、区民の健康づくりの支援やがん患者等を支える取組みの拡充、こころの健康等に関する相談窓口の整備とともに、地域医療機関への後方支援の強化などに取り組んでいきます。法人の自立性を高めるため、収益事業の拡充など経営基盤の安定化に取り組むとともに、経営の効率化を一層進めます。		
現状と課題	- 区では、保健・医療・福祉などが総合的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。そのような中、（公財）世田谷区保健センターは、区の外郭団体としてこれまで培った専門性のスキルやノウハウとそれを支える豊富な人材などを総合的に結集し、区民の健康を守り、医療と予防の役割を地域とともに進めていくことが求められています。 - また、平成30年度末の総合福祉センター廃止に伴い、一部機能の保健センターへの移行に向け、利用者の理解を得ながら適切に準備を進めていく必要があります。そのためには経営基盤の安定化を図るため、一層の経営効率化を推進し、質の高い人材の育成及び確保に努めていく必要があります。		
団体における取組みの考え方	各種検診や健康診断、健康増進・教育等の専門拠点として培ったノウハウを活かし、健康づくりに向けた普及啓発や、地域医療の後方支援強化に取り組み、年齢や障害の有無に関わらず、区民一人ひとりが主体的かつ継続して健康づくりができる環境の構築を目指します。 がん患者や家族等を支える中核的機能の拡充に取り組み、区のがん対策の一翼を担います。 こころの健康相談や総合福祉センターから保健センターに移行される障害者専門相談、乳幼児育成相談等の相談支援機能強化に取り組み、区民一人ひとりのライフステージに応じた、きめ細やかな相談体制の構築を目指します。 総合福祉センターの廃止に向け、適切に準備を進めていくとともに、梅ヶ丘拠点における保健センターへの移行に備えます。あわせて、経営改革を推進する5つの柱（ 効率的な経営の実現 コンプライアンスの推進 区民サービスの質の向上 良質な施設維持機能の確立 質の高い人材の育成 ）に沿って財団の経営基盤の強化を図ります。	所管部における指導調整の考え方	団体は、区立保健センターの施設開設当初から長年にわたり区や関係団体と幅広く連携しながら、事業運営に携わっており、経験や知識の豊富な人材を活かし、質の高いサービスを提供しています。 区は現在、平成31年度の総合福祉センターから保健センターへ的一部機能移行と、平成32年度の梅ヶ丘拠点区複合棟への移転に向けた準備を進めているところです。 これからの保健センターでは、これまで担ってきた、疾病予防のための検診や健康増進事業をはじめとする区民の健康の保持増進としての役割に、総合福祉センターの担ってきた、障害に関する専門相談や研究等の役割を加え、保健医療福祉に係るサービス提供の拠点における役割を果たすことが求められます。 今後、各事業の充実・強化を図るとともに、円滑な機能移行や移転、団体の人員等の態勢整備について、団体と調整していきます。 また、団体が適正な管理運営を行うとともに、継続して高い専門性やノウハウを事業運営に活かしていくために、団体の経営効率化や人材育成・確保に向けた取組みが進められるよう、引き続き指導調整をしていきます。
基本目標	- 健康増進・健康づくりの普及啓発と地域の医療や健康づくりへの支援 - がん患者や家族等を支える中核的機能の確立への対応 - 障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに関する相談・支援 - 梅ヶ丘拠点整備事業への対応		

目標	1 健康増進・健康づくりの普及啓発と地域の医療や健康づくりへの支援				
取組内容	1) 健康度測定データ活用と健康づくりプログラムの効果検証と障害者の健康づくりプログラムの構築 2) 地域における身近な場所での介護予防の取組み 3) 高度医療機器等を活用した精密検査・検診事業の拡充による地域医療（かかりつけ医）の後方支援強化				
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
	1)	健康度測定データ活用による調査・検証	調査・検証の実施体制整備	調査・検証に必要な統計ソフト導入などの環境整備	運用（本格実施体制の整備）
		障害者の健康づくり	プログラムの検討	プログラムの構築及び運用体制の準備	運用（本格実施体制の整備）
	2)	地域での介護予防	地域展開の検証	地域連携と運用体制の整備	運用（本格実施体制の整備）
	3)	高度医療機器の有用性及び先駆的医療事業の検討	検討の継続	検討に基づく事業計画の策定	高度医療機器による先駆的医療事業の実施
		乳がん検診・精密検査の土曜日実施の検討	精密検査の土曜日試行・乳がん検診の土曜日実施の検討	精密検査及び乳がん検診の土曜日本格実施	精密検査及び乳がん検診の土曜日本格実施
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	障害者の健康づくり参加者数		—		延 250名 / 年
	介護予防に取り組む団体数		7団体		35団体
	地域医療からの精密検査依頼数		7,117件 (28年度)		8,000件

目標	2 がん患者や家族等を支える中核的機能の確立への対応						
取組内容	1) 在宅療養相談窓口運営と事業の周知強化 2) がん検診の精度管理推進と結果の活用 3) 胃がん検診受付センターの事業の充実 4) 子宮がん検診の液状化検体細胞診検査導入に向けた検討						
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度	
	1)	がん患者や家族等の在宅療養相談窓口の運営	在宅療養相談の充実 対面、電話、就労	がんサロン開設準備	がんサロン試行	がんサロン運営	
		区内公共施設における出張がん相談コーナー設置	・設置・運用方法など検討 ・設置施設候補との調整	開設準備実施体制整備	開設	出張がん相談コーナー運営	
		講演会・セミナーとの同時開催による相談コーナーの設置	実施体制の検討・試行実施	実施体制の整備	相談コーナー実施	相談コーナー運営	
		がん関連の情報ポータルサイトの構築	がん検診受診勧奨動画の発信	開設準備実施体制や関係先との調整等	実施体制整備サイトの開設・運営	サイトの運営	
	2)	5つの対策型がん検診の精度管理の活用	集計の集約と検討	結果報告及び検討（医療事業運営委員会）	検討（継続）（医療事業運営委員会）	精度管理の活用	
	3)	がん検診の受付窓口（受診券の交付含む）一元化	胃がん検診受付センター実施	各検診受付窓口準備	各検診受付窓口実施	各検診受付窓口実施	
	4)	子宮がん液状化検体細胞診検査導入	調査研究	調査研究	試行	本格実施	
	成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）	
		がん相談件数（年間）		40人 （28年度）		90人	
がん検診の受付窓口一元化		1種（胃（X線・内視鏡））		5種（胃・大腸・乳・子宮・肺・A B C）			

目標	3 障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに関する相談・支援					
取組内容	1) 障害者専門相談、乳幼児育成相談、高次脳機能障害者支援（自立訓練を除く）の実施 2) こころの健康づくりに関する相談・支援の強化・拡充 3) こころの健康づくりに関する地域での人材の育成と情報発信					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	障害者専門相談	保健センターでの事業実施に向けた準備（事業は、総合福祉センターで実施）	保健センターでの事業実施	梅ヶ丘拠点での事業開始	梅ヶ丘拠点での事業継続実施
		乳幼児育成相談	保健センターでの事業実施に向けた準備（事業は、総合福祉センターで実施）	保健センターでの事業実施	梅ヶ丘拠点での事業開始	梅ヶ丘拠点での事業継続実施
		高次脳機能障害者支援（自立訓練を除く）	保健センターでの事業実施に向けた準備（事業は、総合福祉センターで実施）	保健センターでの事業実施	梅ヶ丘拠点での事業開始	梅ヶ丘拠点での事業継続実施
	2)	こころの相談機能の整備	検討	実施に向けた準備	試行	検証・試行拡大
		こころの健康づくりのための人材育成	—	試行準備	試行	検証・試行拡大
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	メンタルに関する悩みなどについて、相談できる窓口を知っている人の割合			28.2%		40%
	メンタルに関する悩みなどを誰にも相談しない人の割合			23.2%		15%

目標	4 梅ヶ丘拠点整備事業への対応					
取組内容	1) 総合福祉センターの廃止に伴う円滑な機能移行 2) 梅ヶ丘拠点における保健センターの利用者（医療機関を含む）の獲得及び定着化 3) 梅ヶ丘拠点における保健センターを見据えた経営改善及び人材の確保					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	総合福祉センター機能・業務移行	総合福祉センターの機能・業務移行に向けた準備作業及び施設の廃止	移行事業（障害者専門相談、乳幼児育成相談等）の暫定実施	移行事業（障害者専門相談、乳幼児育成相談等）の梅ヶ丘拠点での実施	移行事業の定着化
	2)	梅ヶ丘拠点における保健センターの周知・利活用の促進	事前広報活動の検討	事前広報活動 医療機関への訪問	新規区民・医療機関の利用者獲得 土曜日開所の実施	土曜日開所の定着化
	3)	経営ビジョンに基づく取組み （効率的な経営の実現 コンプライアンスの推進 区民サービスの質の向上 良質な施設維持機能の確立 質の高い人材の育成）	経営ビジョンに基づく取組みの実施	経営ビジョンの評価及び新たな経営ビジョンの検討	新たな経営ビジョンの策定	新たな経営ビジョンに基づく取組みの実施
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	梅ヶ丘拠点の新組織に即した人事制度の確立			—		適正任用の制度構築

財政計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 1,533	百万円 1,254	百万円 1,454	百万円 1,504
	団体財源 B		214	169	169	249
	区からの収入額 C=D+E		1,319	1,085	1,285	1,255
	補助金収入 D		70	95	145	115
	委託料収入 E		1,249	990	1,140	1,140
	うち指定管理料		1,111	875	1,025	1,025
	区からの収入比率 C/A		86.0%	86.5%	88.4%	83.4%
	管理費 F		75	75	75	75
	管理費に対する区補助金額 G		10	10	10	10
	管理費における区補助金比率 G/F		13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
	人件費比率		54.4%	63.8%	65.3%	63.2%
人員計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数（監事・監査）		人 11(2)	人 11(2)	人 11(2)	人 11(2)
	うち常勤		2	2	2	2
	常勤職員数（役員を除く）		78	71	74	74
	うち区派遣職員数		14	7	7	7
	契約職員数		16	16	13	13
	非常勤・嘱託等		83	60	60	60

団体名	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり		所管部名	都市整備政策部
設立目的	世田谷区において、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与するために設立されました。			
改革の方針 (平成26～35年度)	・ みどりの保全・創出、豊かな歴史的・文化的景観環境の保全活用、多様な区民主体のまちづくり、活力ある魅力的なコミュニティづくりを推進するとともに、財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現し、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化を図ります。 ・ 社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を踏まえつつ、新たな取組み等も研究し、公益法人化と一般法人の各々の課題を抽出し検討を進めます。			
現状と課題	・ 世田谷トラストまちづくりは、世田谷みどり33に向けた緑地保全や、多様な住まいづくり・まちづくりを推進するため、これまでのトラスト活動やまちづくりを通じて培ってきた専門性やネットワーク、コーディネート力を活かし、区民参加・連携・協働により、市民緑地をはじめとした環境共生まちづくり、地域共生のいえや空き家等地域貢献活用の地域共生まちづくり等に取り組んできました。 ・ これらの活動は、みどりや歴史的環境保全活動から、子育て世帯や若者支援、高齢者や介護等の多様な活動・交流拠点へと広がってきています。また、こうしたまちづくりの広がりを強化するため、みどりの拠点をつなぎ、地域全体でみどりの保全と景観形成を目指すとともに、持続可能な活動団体の基盤づくりに取り組んでいます。 ・ みどり豊かな環境の恵みを将来に引き継ぐ生物多様性の取り組み、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成を図っていくため、より一層、財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現できる、業務効率の高い組織・職員体制や、安定した経営基盤を構築していくことが課題となっています。 ・ また、社会情勢の変化に対応し、財団の役割や将来展望を見据え、公益法人化と一般法人の各々の課題を抽出し検討していく必要があります。			
団体における取組みの考え方	平成29年度に策定した新経営計画（平成30～33年度）を推進する中で、財団固有職員の人材育成を推進し、事務改善を行い、業務効率の高い組織・職員体制を構築します。 「世田谷区街づくり条例」及び世田谷区都市整備方針の「都市整備の基本方針」に沿って、財団の専門性、ネットワーク、コーディネート力を活かした事業を推進するため、地域人材・団体を育成し、企業・他団体との連携・協力による地域のまちづくり活動の支援を強化します。 「世田谷区第三次住宅整備後期方針」を踏まえ、住まいサポートセンター機能の強化、空き家等地域貢献活用の推進、地域共生のいえづくり支援等のまちづくりを推進します。 「世田谷区みどりの基本計画」及び「生きものつながる世田谷プラン」をもとに、市民緑地をはじめとした民有地のみどりの保全や緑化事業を推進し、生物多様性に関わる体験・学習事業等も進めていきます。	所管部における指導調整の考え方	財団がこれまでのトラスト運動やまちづくりを通じて培ってきた専門性やネットワークは、区におけるみどりの推進やまちづくりに非常に有益であり、それを活かした事業展開を連携して実施することにより、区がめざすみどり豊かで自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまち、安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまち、さらに居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成などを実現していきます。 財団の役割や将来展望を見据え、公益法人化と一般法人の各々の課題を抽出・検証しながら、経営の効率化に向けた組織・職員体制の構築に取り組んでいきます。	
基本目標	1 効率的・効果的な経営基盤の確立 2 居住環境を魅力的に守り育む活動と活力あるコミュニティの形成 3 安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまちの創出 4 自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現			

目標	1 効率的・効果的な経営基盤の確立					
取組内容	1) 法人のあり方検討、業務効率の高い組織の構築 2) 人材育成と研修の充実 3) 安定的な財政基盤の構築					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	組織体制の評価・検証	組織体制の評価・検証	事務事業に対応した組織体制の検討	組織体制の見直し	組織体制の評価・検証
		組織を超えたプロジェクトによる業務の推進	重点プロジェクトの実施	評価・検証	見直しの検討、実施	継続実施
	2)	職員育成計画に基づく研修の実施	新たな人事、任用制度を踏まえた職員育成計画の見直し	新育成計画に基づく取り組みの実施	新育成計画に基づく取り組みの実施	新育成計画に基づく取り組みの実施
		職員の専門性・スキルアップ	職員資格取得支援制度の実施 研修（モデル）の実施	職員資格取得研修の評価・検証	職員資格取得研修の拡充	職員資格取得研修の実施
	3)	多様な財源の確保	国の助成制度の活用や企業との連携の検討	事業等の実施（試行・検証）	事業等の実施（本格運用）	事業等の実施（本格運用）
		事業経費の削減	費用対効果を意識した事業の改廃等の検討	事業等の実施（試行・検証）	事業等の実施（本格運用）	事業等の実施（本格運用）
	成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
事務効率の高い組織の構築		新経営計画の策定		新経営計画に基づく事務事業の着実な推進		
人材育成と研修の充実		職員育成計画の推進		新育成計画に基づく取り組みの実施		
継続的事務改善の実施		事業計画の推進		新財政計画に基づく取り組みの実施		

目標	2 居住環境を魅力的に守り育む活動と活力あるコミュニティの形成					
取組内容	1) 地域人材の育成 2) 企業・他団体等との連携・協力によるまちづくり活動 3) まちづくり団体の持続可能な活動基盤づくり支援					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	自然体験教室等の実施	目標体験者数 350人	目標体験者数 350人	目標体験者数 350人	目標体験者数 350人
		トラストまちづくり 大学などの実施	目標受講者数 170人	目標受講者数 170人	目標受講者数 170人	目標受講者数 170人
	2)	企業等の連携・協働 による活動支援拡充	まちづくり支援協 定団体の拡充	協定に基づく技術 的専門的支援	支援の拡充	評価・検証・見直し
		大学・企業等との研 究開発機能を活用し たまちづくり活動の 展開	大学等との共同研 究	大学と活動団体と の共同事業のコー ディネイト	継続実施	評価・検証・見直し
	3)	プレイスメイキング によるみどりの保全 と景観等に配慮した まちづくりの推進	調査・検討、実施	実施強化	継続的な実施	継続的な実施
		クラウドファンディ ング等による地域共 生のいえ事業等の活 動基盤整備支援の推 進	試行に向けた関係 機関との協議	実施に向けたモデ ルスタディ試行(社 会実験の実施)	実施に向けたモデ ルスタディの検証	支援事業の実施
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	地域共生・環境共生まちづくりのための地域人材の育成		520人(29年度見込み)		地域人材2,080人の創出(4年間)	
	企業・他団体との連携・協力		連携・協力した団体数 44団体 (29年度見込み)		連携・協力した団体数 50団体	
	まちづくり団体の持続可能な活動基盤づくり支援		活動基盤づくり支援の実施		新たな資金調達などによる活 動基盤づくり支援の拡充	

目標	3 安全に安心して生き生きと住み続けられる共生のまちの創出					
取組内容	1) 居住支援機能の強化・拡充 2) 地域共生まちづくりの推進					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	居住支援協議会のネットワークの充実・強化	専用ホームページの開設 地域包括ケアネットワーク等との連携による居住支援モデルの検討	専用ホームページの運用 地域包括ケアネットワーク等との連携による居住支援モデルの試行	専用ホームページの見直し 地域包括ケアネットワーク等との連携による居住支援モデルの評価	専用ホームページの運用 地域包括ケアネットワーク等との連携による居住支援モデル事業の実施
		お部屋探しサポートの地域展開	相談窓口の地域展開：3か所（世田谷、砧、烏山）	相談窓口の地域展開：4か所（世田谷、砧、烏山、北沢）	相談窓口の地域展開：5か所（世田谷、砧、烏山、北沢、玉川）	相談窓口の地域展開：5か所（世田谷、砧、烏山、北沢、玉川）
	2)	空き家等地域貢献活用の推進	活用相談の実施 専門家の派遣 事業計画等作成のための講習会 新規登録 2か所	活用相談の実施 専門家の派遣 事業計画等作成のための講習会 新規登録 2か所	活用相談の実施 専門家の派遣 事業計画等作成のための講習会 新規登録 2か所	活用相談の実施 専門家の派遣 事業計画等作成のための講習会 新規登録 2か所
		地域共生いえづくり支援の強化	相談の実施 運営支援 新規登録 2か所	相談の実施 運営支援 新規登録 2か所	相談の実施 運営支援 新規登録 2か所	相談の実施 運営支援 新規登録 2か所
		地域のストックマネジメント（地域資源の有効活用）の推進	地域のストックマネジメントの研究	地域のストックマネジメントの検討	地域のストックマネジメントの展開	評価、検証
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値（33年度末）
住まいサポートセンターの機能強化			相談窓口の地域展開：3か所	相談窓口の地域展開：5か所		
地域共生活動拠点の創出			平成29年度 登録累計 地域共生のいえ21か所 空き家12か所	各年2か所登録 （登録累計49か所）		

目標	4 自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現					
取組内容	1) 民有地のみどり保全・緑化推進 2) 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり 3) 歴史的・文化的環境の保全・活用					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	市民緑地の拡充	新規契約1か所 ボランティアによる 利活用の充実	新規契約1か所 ボランティアによる 利活用の充実	新規契約1か所 ボランティアによる 利活用の充実	新規契約1か所 ボランティアによる 利活用の充実
		小さな森の拡充	新規登録1か所 ボランティアによる 公開・管理支援	新規登録1か所 ボランティアによる 公開・管理支援	新規登録1か所 ボランティアによる 公開・管理支援	新規登録1か所 ボランティアによる 公開・管理支援
		3軒からはじまる ガーデニング支援	グループ数及び世帯数の拡充（年2か所）	グループ数及び世帯数の拡充（年3か所）	グループ数及び世帯数の拡充（年3か所）	グループ数及び世帯数の拡充（年3か所）
	2)	ビジターセンターの 機能強化・運営	年間来館者数 200名増	年間来館者数 200名増	年間来館者数 200名増	年間来館者数 200名増
		トラストボランティア及び地域団体等の活動支援と育成	トラストボランティア等の年間活動回数 800回	トラストボランティア等の年間活動回数 800回	トラストボランティア等の年間活動回数 800回	トラストボランティア等の年間活動回数 800回
		子どもたちの環境教育の充実	総合学習支援 講師派遣 23回 / 年	総合学習支援 講師派遣 23回 / 年	総合学習支援 講師派遣 23回 / 年	総合学習支援 講師派遣 23回 / 年
	3)	近代建築の現状把握と情報発信	近代建築の現状把握調査の実施 保全のための所有者向け情報発信等の実施	近代建築の現状把握調査の実施 保全のための所有者向け情報発信等の実施	近代建築の現状把握調査結果の分析 保全のための所有者向け情報発信等の実施	近代建築の現状把握調査結果のまとめ 保全のための所有者向け情報発信等の実施
		大学、専門家、NPO等とのネットワークによる歴史的文化的遺産の保全と活用	保全と活用の仕組みの検討	保全と活用の仕組みの試行	保全と活用の仕組みの検証	保全と活用の仕組みの推進
		歴史的文化的遺産の活用によるイベント等の充実	歴史的文化的遺産の有効活用を目的としたイベントの開催 年7回程度	歴史的文化的遺産の有効活用を目的としたイベントの開催 年7回程度	歴史的文化的遺産の有効活用を目的としたイベントの開催 年7回程度	歴史的文化的遺産の有効活用を目的としたイベントの開催 年7回程度
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）	
	民有地のみどり保全・緑化推進		平成29年度実績（928㎡）		1,600㎡（年400㎡）	
	生物多様性に関わる体験・学習の機会づくり		トラストボランティア等活動回数 年800回		トラストボランティア等活動回数 3,200回（年800回）	
	歴史的・文化的環境の保全・活用		歴史的・文化的環境の保全活用の推進		新たな歴史的文化的遺産の保全活用	

財政計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 1,528	百万円 1,375	百万円 1,294	百万円 1,285
	団体財源 B	区からの収入額 C=D+E	760	663	582	573
		補助金収入 D	768	712	712	712
		委託料収入 E	263	244	244	244
		うち指定管理料	505	468	468	468
			0	0	0	0
	区からの収入比率 C/A		50.2%	51.7%	55.0%	55.4%
	管理費 F		69	69	69	69
	管理費に対する区補助金額 G		34	34	34	34
	管理費における区補助金比率 G/F		49.2%	49.2%	49.2%	49.2%
	人件費比率		18.0%	20.5%	21.9%	22.3%
人員計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数（監事・監査）		人 13(2)	人 13(2)	人 13(2)	人 13(2)
	うち常勤		2	2	2	2
	常勤職員数（役員を除く）		27	27	27	27
	うち区派遣職員数		4	4	4	4
	契約職員数		0	0	0	0
	非常勤・嘱託等		21	21	21	21

団体名	公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	所管部名	スポーツ推進部
設立目的	区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民が身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	区との役割分担を改めて明確にした上で、世田谷区体育協会の事務局としての役割も含め、各スポーツ団体との連携を通じ、公益財団法人ならではの公益性の高い事業展開ができるよう、経営の効率化を一層進めるとともに、自主財源のさらなる確保に努めます。		
現状と課題	- 世田谷区体育協会・レクリエーション連盟事務局として各スポーツ団体との連携を図るとともに、経営の効率化や協賛金等の財源確保に努め、公益財団法人として公益性の高い事業執行を担い、区が推進する生涯スポーツ社会の実現に寄与してきました。 - また、区立スポーツ施設管理を指定管理者制度や業務委託により行っており、施設特性を熟知した財団ならではの魅力的なプログラムサービスを提供しながら、施設管理者としての資質向上のための研修を実施するなど、人材育成にも取り組んでいます。 - それらの取組みのなかで、公益財団法人及び体育協会・レクリエーション連盟事務局として区のスポーツ振興施策を補完する役割と、指定管理者として効率的な施設管理を行い、財源を確保することで経営の安定化を図るという2つの役割を担っており、それぞれのバランスを取りながらの経営が必要です。 - 加えて、東京2020大会の開催を契機と捉え、区民のスポーツへの興味・関心が向上するよう、区と連携していく必要があります。		
団体における取組みの考え方	生涯スポーツ社会の実現に向け、区が推進するスポーツ施策を踏まえた魅力的なプログラムサービスの提供とともに、災害に備えた施設管理や誰もが利用しやすい施設づくりを推進し、安全・安心で快適な利用環境を創出するなど、公益性の高い事業展開を図ります。 経営の自立化に向け、事業協賛金や寄附金収入のほか、収益事業の推進により自主財源の確保に努めるとともに、業務や職層に応じた研修・教育体制の強化を図り、専門性を活かした人材育成を進めます。	所管部における指導調整の考え方	団体の持つ専門性、体育協会等としての調整機能は、生涯スポーツの推進に非常に重要であり、東京2020大会を契機とした区民のスポーツへの関心を高めていく中で、団体との連携によりスポーツ施策に取り組めます。 団体が施設運営や公益性の高い事業に取り組み、自主財源の確保に向け取り組めるよう支援します。 コンプライアンスの強化や人材育成について、区の研修等の周知・参加を促し、団体の管理運営に向けた指導調整をします。
基本目標	1 公益性の高い事業展開 2 経営の自立化		

目 標	1 公益性の高い事業展開					
取組内容	1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進 2) 安全・安心で快適なスポーツ施設の運営					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	ライフステージ(親子・子ども、成人・高齢者、障害者)に応じた各種事業の継続実施	参加者ニーズに基づく各種事業の現状分析・検証	現状分析・検証に基づく各種事業の改善	ライフステージ(親子・子ども、成人・高齢者、障害者)に応じた各種事業の充実
		施設の特性を活かしたプログラムサービスの充実	総合運動場・大蔵第二運動場の一体的なプログラムの検討	総合運動場・大蔵第二運動場の一体的なプログラムの実施	実施したプログラムの現状分析・検証	現状分析・検証に基づくプログラムの改善
		広報活動の充実	広報ガイドラインに基づく広報活動(HP、SNS、パブリシティ等)の継続実施	広報ガイドラインに基づく広報活動(HP、SNS、パブリシティ等)の検証	広報ガイドラインに基づく広報活動(HP、SNS、パブリシティ等)の改善	広報ガイドラインに基づく広報活動(HP、SNS、パブリシティ等)の充実
	2)	災害に備えた安全・安心な施設運営	危機管理基本方針及び安全管理マニュアルに基づく適正運営	危機管理基本方針及び安全管理マニュアルの検証	危機管理基本方針及び安全管理マニュアルの検証に基づく改善	改善した危機管理基本方針及び安全管理マニュアルに基づく適正運営
		誰もが利用しやすい快適な施設づくり	ユニバーサルデザインの推進に向けた各種取組み(各施設利用案内の統一・多言語対応等)の継続実施	ユニバーサルデザインの推進に向けた各種取組みの検証	ユニバーサルデザインの推進に向けた各種取組みの検証に基づく改善	ユニバーサルデザインの推進に向けた各種取組みの充実
		安定的な施設管理体制の推進	セルフモニタリング(外部評価や利用者満足度調査)の継続実施	セルフモニタリング(外部評価や利用者満足度調査)に基づく管理体制の検証	セルフモニタリング(外部評価や利用者満足度調査)に基づく管理体制の改善	セルフモニタリング(外部評価や利用者満足度調査)に基づく管理体制の充実
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	事業参加者数の増加		254,875人 (平成28年度実績)		270,000人	
	施設利用者数の増加		1,938,604人(個人) (平成24～28年度実績の平均)		2,035,000人(個人)	

目標	2 経営の自立化					
取組内容	1) 自主財源の確保 2) 職員の人材育成					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	事業協賛金や寄附金 収入等の確保	各種取組み(民間 企業との連携)の 実施	各種取組みの検 証	各種取組みの検 証に基づく改善	各種取組みの充 実
		収益事業の推進によ る財源の確保	自動販売機設 置、レストラン 運営、物品販売 等の継続実施	自動販売機設 置、レストラン 運営、物品販売 等収入の検証	自動販売機設 置、レストラン 運営、物品販売 等収入の検証に 基づく改善	自動販売機設 置、レストラン 運営、物品販売 等収入の拡充
	2)	業務や職層に応じた 研修・教育の実施	人材育成の方針 に基づく研修・ 教育の継続実施	人材育成の方針 に基づく研修・ 教育の検証	人材育成の方針 に基づく研修・ 教育の検証に基 づく改善	人材育成の方針 に基づく研修・ 教育の充実
		施設従事者の能力向 上に向けた研修・教 育の実施	各種基準に基づ く日常教育及び 定期研修の継続 実施	各種基準に基づ く日常教育及び 定期研修の検証	各種基準に基づ く日常教育及び 定期研修の検証 に基づく改善	各種基準に基づ く日常教育及び 定期研修の充実
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)
	自主財源の増加			1,194百万円 (29年度当初予算)		1,236百万円
	研修・講習会受講者延べ人数			226名 (28年度実績)		270名

財政計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 2,273	百万円 2,273	百万円 2,273	百万円 2,273
	団体財源 B		1,230	1,232	1,234	1,236
	区からの収入額 C=D+E		1,043	1,041	1,039	1,037
	補助金収入 D		213	211	209	207
	委託料収入 E		830	830	830	830
	うち指定管理料		514	514	514	514
	区からの収入比率 C/A		45.9%	45.8%	45.7%	45.6%
	管理費 F		11	11	11	11
	管理費に対する区補助金額 G		0	0	0	0
	管理費における区補助金比率 G/F		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
人員計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数(監事・監査)		人 10(2)	人 10(2)	人 10(2)	人 10(2)
	うち常勤		1	1	1	1
	常勤職員数(役員を除く)		29	29	29	29
	うち区派遣職員数		2	2	2	2
	契約職員数		20	20	20	20
	非常勤・嘱託等		7	7	7	7

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	所管部名	高齢福祉部
設立目的	心身ともに健やかに、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、区民福祉の向上に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	・ 設立経緯 昭和46年の厚生省通知「社会福祉事業団等の設立運営の基準について」（以下、46通知という）により、地方公共団体が設置する社会福祉施設の運営は、直営あるいは社会福祉事業団（以下、事業団という）によるものを原則としたため、世田谷区では、平成6年に区立特養ホームの委託先として、事業団を設立しました。46通知では、職員の処遇（給与及び退職金等）について、設立自治体の職員に準ずるものとししました。 ・ 平成28年11月の46通知の改正 平成14年8月、国は、公設施設の委託先について要件を緩和し、事業団以外の社会福祉法人を委託先に選定できるものとししました。また、今後とも行政と連携し、地域福祉の推進の重要な役割を果たすなど積極的な取り組みを行うことが示されました。平成28年11月には46通知が改正され、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や、研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みが求められています。 ・ 改革の方針 事業団は、「蓄積された経験と豊かな人材に基づいた、質の高い専門的なサービスを提供し、誰もが安心して暮らせる地域社会への貢献」を法人理念とし、信頼性・公共性・発展性・創造性・効率性の五つの経営方針のもと、世田谷区における福祉の向上に取り組んでいます。 経営の自立化（本部補助と区派遣職員の廃止）を図るため、経費削減や人件費の見直しなどの経営の効率化や新たな特別養護老人ホームの整備を行うなど、事業の拡大及び新規事業の実施により経営基盤の強化を進めます。併せて、これまで培ってきた高い専門性や経験を活かし、他の民間事業所では対応の難しい先駆的な取組みや質の高いサービス提供を行うなど、今後とも事業団の独自性や積極的な事業展開を図ります。		
現状と課題	・ 区民福祉の推進を目指し、区民ニーズに対応するための新規事業として、上北沢1丁目の公有地を活用した地域密着型特別養護老人ホームは、平成29年度末に開設しました。 ・ また、平成35年度中の本部補助の廃止に向けた収支構造の改善に取り組んでおり、平成28年度より事業団独自の新たな人事・給与制度を導入し運用しています。区派遣職員については平成25年度をもって終了しており、固有職員の管理職登用を進めています。 ・ さらに、職員の専門性を高め先駆的なサービスに取り組むとともにサービスの質の向上を図り、研修の実施や新たな人事・給与制度を踏まえた人材育成計画の見直しを平成29年度に行いました。 ・ 事業団には、今後とも医療・保健・福祉の専門性を活かし、地域包括ケアシステムの構築と区民のセーフティネットとしての役割を担っていくことが求められています。 ・ そのためには、新規事業の実施や提供するサービスの更なる充実とともに、人事・給与制度の適正な運用による財務力強化や効率的な経営体制の構築など、経営基盤を強化する必要があります。 ・ また、区立特養ホームの民営化にあたっては、その運営法人として長期的な視点に立った経営計画を策定し、上北沢ホームのサテライト施設とする予定の地域密着型特養ホームも含め、効率性や創意工夫を活かした運営体制を確立する必要があります。 ・ 併せて、提供するサービスの担い手である介護職員をはじめとした人材の確保、及び高度化・多様化する介護ニーズに対応し得る専門性の高い職員を育成する必要があります。		
団体における 取組みの 考え方	本部補助の廃止に備え、経営基盤を一層強固なものとするため、新規事業の実施や提供するサービスの更なる充実とともに、人件費比率や自己収益比率の改善、事業拠点ごとの経常利益率の改善など、財務力の強化に取り組めます。併せて、財務規律の強化に向けた本部と拠点の事務のあり方を見直しに取り組めます。 平成30年度より芦花ホームが大規模改修に伴い休館することから、他の施設へ一時移転された方への対応や円滑な再開準備に取り組めます。また、指定管理期間終了後に予定されている民営化後の設置者として、その対応に取り組めます。 新たな人事・給与制度を踏まえた人材育成計画に基づき、事業運営に必要な人材の確保と定着、専門性の高い職員の育成に取り組めます。	所管部における指導調整の考え方	他の民間事業者では対応の難しい先駆的な取組みや、個別ニーズに応じた多様な専門性の高いサービスの提供、地域包括ケアシステムの推進の取組みなど、地域福祉の推進役として団体は重要な役割と使命を担っています。 課題となっている団体の経営基盤の強化に向けて、人件費の見直しなどによる効率的な法人経営に資する取組みを支援するとともに、芦花ホームの円滑な業務再開と民営化後の運営について団体と調整していきます。

基本目標	1 経営基盤の強化 2 区立特別養護老人ホームの民営化後の運営 3 職員の確保・人材育成					
目標	1 経営基盤の強化					
取組内容	1) サービスの充実 2) 財務基盤の強化 3) 効率的な法人経営の推進					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	地域密着型特別養護老人ホームの安定経営	効率的な入所事務による利用率の維持と運営体制の点検・評価	安定したサービスの提供と充実	人員配置を含めた運営体制の検討	人員配置を含めた運営体制の見直し
	2)	事業収支の改善	拠点別の経常利益率改善策の検討、実施 介護・診療報酬改定、制度改正への速やかな対応	継続的な改善の実施	継続的な改善の実施 介護報酬改定、制度改正への対応準備	継続的な改善の実施 介護報酬改定、制度改正への速やかな対応
		人件費の適正な管理	芦花ホーム休館を踏まえた原資管理の考え方に基づく人件費管理の実施	上北沢ホーム改修工事を踏まえた原資管理の考え方に基づく人件費管理の実施	適正人件費の検証	原資管理の導入・運用
	3)	本部等業務・役割の見直し（業務の標準化・効率化、経営・マネジメント能力の向上等）	本部等業務・役割の見直し検討	本部等業務・役割の見直し実施	継続的な改善の実施	本部等業務・役割の見直し検証
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	地域密着型特別養護老人ホームの経常増減差額比率			平成29年度末開設予定		0%以上
	事業団全体にかかる人件費の比率			75.7% （28年度）		73%未満
目標	2 区立特別養護老人ホームの民営化後の運営					
取組内容	1) 長期的視点に立った経営計画に基づくサービスの提供					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	芦花ホーム	民営化後の事業者として、経営計画の策定	民営化後の事業者として応募と選定後の準備	民営施設としての運営に向けた準備	民営施設として、効率的な事業運営によるサービスの提供開始
		上北沢ホーム	民営化後の事業者として、経営計画の策定	民営化後の事業者として応募と選定後の準備	民営施設としての運営に向けた準備	民営施設として、効率的な事業運営によるサービスの提供開始
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	設置者の変更			区		事業団

目標	3 職員の確保・人材育成					
取組内容	1) 人材育成計画・実施計画に基づく取組み					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	人材の確保	資格取得支援等による無資格者採用の実施・検証	多様な人材の受入検討	多様な人材の受入体制の整備	多様な人材の受入実施
		職員の定着支援	自己啓発支援、職員相談等の充実による定着支援の推進	自己啓発支援、職員相談等の充実による定着支援の検証・推進	多様な働き方への対応検討	多様な働き方への対応に向けた体制整備
		専門性の向上	専門研修の充実と横断的实施	専門研修の充実・強化とキャリアアップ支援（資格取得等）の検討	キャリアアップ支援の整備・実施	キャリアアップ支援の実施・検証
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	法人における離職率			11.8% （28年度）		11%未満

財政計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 3,365	百万円 3,427	百万円 3,492	百万円 3,492
	団体財源 B	区からの収入額 C=D+E	2,441	2,541	2,676	2,676
		補助金収入 D	924	886	816	816
		委託料収入 E	202	202	202	202
		うち指定管理料	722	684	614	614
			354	354	299	299
	区からの収入比率 C/A		27.5%	25.9%	23.4%	23.4%
	管理費 F		140	140	140	140
	管理費に対する区補助金額 G		43	43	43	43
	管理費における区補助金比率 G/F		30.7%	30.7%	30.7%	30.7%
	人件費比率		80.4%	79.4%	78.3%	72.9%
人員計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数（監事・監査）		人 13(2)	人 13(2)	人 13(2)	人 13(2)
	うち常勤		1	1	1	1
	常勤職員数（役員を除く）		230	255	255	255
	うち区派遣職員数		0	0	0	0
	契約職員数		61	69	69	69
	非常勤・嘱託等		438	462	462	462

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会		所管部名	保健福祉部
設立目的	社会福祉法第109条に基づき、世田谷区内の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助などを通じて、地域福祉を推進します。			
改革の方針 (平成26～35年度)	・ 住民主体の理念に基づき、地域の多様な福祉課題の解決に取り組むことにより、住民の誰もが、尊厳を持って自分らしい生き方ができ、安心して次世代を育むことができる福祉のまちの実現をめざします。区の地域包括ケアシステム確立の一翼を担うため、地域福祉を推進する役割を積極的に果たしていきます。 ・ 自立かつ持続可能な財政基盤の確立をめざし、当面の間、基金・積立金の取り崩しにより組織運営を行いながら、人事・給与制度の見直し及び適正かつ効率的な事業執行による経常経費の削減を図るとともに、新たな福祉ニーズに取り組み、事業の拡大と収益確保を図っていきます。			
現状と課題	・ 社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、区民や地域の活動団体等との連携・協働により、ふれあいサービスやふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ、ファミリー・サポート・センター事業、区民成年後見人の養成等に取り組んでいます。 ・ 区が進める地域包括ケアの地区展開に参画し、生活課題を抱えた区民の支援や地域資源開発、地域人材の育成とマッチング等に取り組んでいます。 ・ 社会福祉協議会が、地域福祉を推進するという重要な役割を担っていくには、ソーシャルワークなど専門性の高い職員の育成や、効率的・効果的な組織運営を図っていく必要があります。 ・ 一方、平成25年度に財政収支改善計画を策定し、経常経費の削減、事業の見直し、職員給与の抑制、受託事業等の拡大による収益確保など、財務改善に向けた様々な取組みを重ねてきましたが、依然として、積立金に依存した赤字収支が続いており、財政収支の改善が喫緊の課題となっています。 ・ 社会福祉法人制度改革に対応し、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などに取り組む必要があります。			
団体における取組みの考え方	財政の健全化と効率的な組織運営に取り組むとともに、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図ります。 ソーシャルワークなど、職員の専門性を高めながら、生活課題を抱えた区民を支援するとともに、区民や地域活動団体、事業者、NPO等との連携・協働による地域づくりを推進します。	所管部における指導調整の考え方	財政収支の改善等に関する検討状況を適宜確認して指導、助言し、団体経営の健全化に向けた取組みを支援します。 地域包括ケアの地区展開における地域資源開発の取組みを通して、地域福祉を推進する団体の取組みと密接に連携し、支えあいの地域づくりを推進します。	
基本目標	1 経営基盤及び組織体制の強化 2 地域福祉の推進			

目標	1 経営基盤及び組織体制の強化				
取組内容	1) 社協経営改革計画の策定（財政収支改善計画、人材育成計画の策定） （事業、組織体制、人事・給与制度の見直し）				
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
	1) 財政の健全化に向けた取組み		財政収支改善計画の策定及び取組み	財政収支改善計画に基づく取組み	財政収支改善計画に基づく取組み及び検証
	職員の人材育成		人材育成計画の策定及び取組み	人材育成計画に基づく取組み	人材育成計画に基づく取組み及び検証
	効率的・効果的な事業、組織体制の見直し		効果的・効率的な事業、組織体制の検討	検討結果に基づく取組み	検討結果に基づく取組み及び検証
	人事・給与制度の見直し		新たな人事・給与制度の検討	新たな人事・給与制度の実施	新たな人事・給与制度の実施及び検証
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	財政収支の改善		28年度収支差額 6,486万円		32年度決算における収支の均衡を図る

目標	2 地域福祉の推進					
取組内容	1) 職員の専門性の向上 2) 支えあい活動の拡充 3) 生活課題を抱えた区民の支援					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	コミュニティソーシャルワーク（CSW）研修の実施	相談支援と地域づくりを推進するためのCSW研修の実施	相談支援と地域づくりを推進するためのCSW研修の実施	相談支援と地域づくりを推進するためのCSW研修の実施及び検証	人材育成計画の検証及び見直し
		CSWを行う職員に向けたスーパーバイザーの育成	取組み事例に基づくスーパーバイザー（係長級）研修の実施	取組み事例に基づくスーパーバイザー研修の実施	取組み事例に基づくスーパーバイザー研修の実施及び検証	人材育成計画の検証及び見直し
	2)	地域活動の場の拡充	新たな地域活動の場の確保、地域支えあい活動拠点の有効活用	新たな地域活動の場の確保、地域支えあい活動拠点の有効活用	新たな地域活動の場の確保、地域支えあい活動拠点の有効活用及び検証	新たな地域活動の場の確保、支えあい活動拠点の有効活用、検証、新たな目標の設定
		地域活動に参加する人材の拡大	地域活動人材養成と人材バンク登録及びマッチングの推進	地域活動人材養成と人材バンク登録及びマッチングの推進	地域活動人材養成と人材バンク登録及びマッチングの推進、検証	地域活動人材養成と人材バンク登録及びマッチングの推進、検証、新たな目標の設定
	3)	個別ニーズに合わせた生活支援	生活支援コーディネーターによる包括的な支援	生活支援コーディネーターによる包括的な支援	生活支援コーディネーターによる包括的な支援及び検証	生活支援コーディネーターによる包括的な支援及び検証、新たな目標の設定
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	
支えあい等の地域活動に取り組む団体数			・子ども食堂(社協助成) 18団体 ・サロン、ミニデイ 720団体		・子ども食堂 35団体 ・サロン、ミニデイ等の地域活動団体 800団体	
地域の支えあい活動等に参加する人材の数			・人材バンク登録者数 499名 ・マッチング件数 360件		・人材バンク登録者数 1,200名 ・マッチング件数 1,200件	

財政計画	項 目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C	百万円 1,209	百万円 1,218	百万円 1,234	百万円 1,249
	団体財源 B	327	324	341	356
	区からの収入額 C=D+E	882	894	893	893
	補助金収入 D	369	371	371	371
	委託料収入 E	513	523	522	522
	うち指定管理料	0	0	0	0
	区からの収入比率 C/A	73.0%	73.4%	72.4%	71.5%
	管理費 F	158	171	158	158
	管理費に対する区補助金額 G	77	77	77	77
	管理費における区補助金比率 G/F	48.7%	45.0%	48.7%	48.7%
	人件費比率	66.7%	68.0%	67.5%	66.5%
人員計画	項 目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数(監事・監査)	人 29(3)	人 29(3)	人 29(3)	人 29(3)
	うち常勤	0	0	0	0
	常勤職員数(役員を除く)	73	73	73	73
	うち区派遣職員数	0	0	0	0
	契約職員数	0	0	0	0
	非常勤・嘱託等	71	73	73	73

団体名	公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	所管部名	経済産業部
設立目的	60歳以上の区民が知識、経験、能力等を活かし、就業を通じて生きがいの充実を図り、就業及び社会奉仕活動を通じて社会参加することで地域社会に貢献することを目的として設立されました。		
改革の方針	・ 公共・民間からの就業の場の受注拡大に努める一方、高齢者の生きがい対策としての社会奉仕活動にも積極的に取り組みます。 ・ 研修等を通じた新規会員のスキルアップやコンプライアンスの向上、社会奉仕活動の場の確保を図るとともに、職員の能力開発・資質向上に向けた取組みを継続的に進めます。		
現状と課題	・ 「シルバー人材センター」は、昭和61年10月施行の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、全国自治体ごとに設立されました。当センターは同53年7月世田谷区高齢者事業団として1,983名の会員で発足以来、社団法人へと組織形態を変え、平成23年4月に公益社団法人として認定を受け、現在約3,000名の会員を擁するまでに発展を遂げています。 ・ 高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、いきいきと活躍し続けることができるよう、意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働ける就業機会を確保する必要があります。そのために、公共・民間からの受注拡大を図るため、全理事や就業開拓員による新規受注の開拓を引き続き実施する必要があります。 ・ 高齢者の生きがい対策としての社会奉仕活動に係る相談、その他各種の情報提供活動の窓口設置を検討する必要があります。 ・ センター設立の「理念と目的」、公益社団法人としての役割と期待に応え発展を図るため、会員向け研修として、入会時研修、2年次、5年次、仕事別グループ研修を継続して実施しています。また、センター事業運営を円滑に行うことで、組織力を高めるため、役員や組長、班長、事務局職員等にも体系的な研修計画を立て実施しています。会員が提供するサービスは役務であり、接遇・接客スキルの向上が欠かせないと考えています。また、サービス品質の向上のため、職種毎に求められる基本的な就業知識・技能の向上も重要です。そのため、現行の研修内容を見直し・改善するとともに、研修参加率を高めていくことが求められています。 ・ 会員数が減少している中で、会員増を念頭に、センターの活動周知度を高めるべくより効果的な広報活動を検討しています。さらに、センターとして、適正就業問題を踏まえ、会員が就業可能な分野を積極的に開拓し、より多くの就業機会を確保していく必要があります。 ・ 安全就業は、会員が就業を続けるための前提であり、当センターの事業運営における最優先事項です。就業中に限らず就業往復路の事故撲滅を目指し、仕事別グループの会議や各種研修の場で会員の意識啓発に繋がっています。そのうえで、会員全員が、加齢による体力の衰えを自覚することを基本に考え、日頃から健康管理に努めるとともに、作業別安全基準を守り就業することがシルバー人材センターの信頼に繋がることを、研修や会合等の場を通じて更に認識を強くすることにより、事故の未然防止、撲滅に取り組む必要があります。		
団体における取組みの考え方	高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、いきいきと活躍し続けることができるよう、意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働ける就業機会を確保します。 自己実現のための社会参加を求める高齢者に対して、ボランティア等に係わる相談その他各種の情報提供など幅広い機能を担います。 「世田谷区との連携強化の取組み推進」を、当センター運営の基本に据え、会員の自主性・自立性を高め、地域から信頼されるシルバー人材センターをめざします。	所管部における指導調整の考え方	団体がこの活動に携わることは、高齢者が元気にいきいきと暮らすことができる豊かなコミュニティの活性化を図ることに寄与し介護予防の観点からも非常に重要です。また、設立から一貫して先駆的に事業に取り組んでおり、こうした取組みを今後も継続していくために、課題となっている受託事業の拡大と会員の増加について積極的に支援していきます。
基本目標	1 年齢に関わりなく働ける就業機会の確保(受注の拡大) 2 社会奉仕活動への積極的な取組み 3 人材育成及び研修による組織の資質向上 4 会員の増加 5 安全就業		

目標	1 年齢に関わりなく働ける就業機会の確保(受注の拡大)					
取組内容	1) センター会員自身によるPR活動 2) 新規独自事業の開設 3) 新たなPR方法への取組み					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	理事による契約発注者への訪問	理事による発注者への訪問の継続実施	発注先ニーズの分析・検証	理事による発注者への新規契約の提案	新規事業の拡大・拡充
		地域班会員による地域密着PR(ポスティング)	地域限定による試験的ポスティング	ポスティングの効果検証	効果を反映させた効果的なポスティングを拡大実施	ポスティングの効果分析・改善
	2)	区民高齢者対象の教室開講	パソコン教室の実施計画	パソコン・陶芸教室の試験的实施	パソコン・陶芸・カルチャー教室の効果検証	パソコン・陶芸・カルチャー教室の実施検証・改善
		区民女性高齢者対象の教室開講	カルチャー教室の実施計画	カルチャー・陶芸教室の試験的实施	カルチャー・陶芸教室の効果検証	カルチャー・陶芸教室の実施検証・改善
	3)	ホームページの刷新	既存のホームページの継続実施	ホームページの内容・効果検証	現状分析・検証に基づくホームページコンテンツの改善・拡大	改善されたコンテンツの充実
		新たなPR(新聞折込広告の利用)	新聞折り込みPRの新規実施計画	地域限定による新聞折り込みの試験的实施	地域限定実施の効果検証	検証結果を反映させた新聞折り込みの拡大実施
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	
事業実績の拡大(年間)			1,311,328千円 (28年度)		1,331,128千円 (33年度)	
就業率の向上(年間)			76.4% (28年度就業率)		81.0% (33年度就業率)	

目標	2 社会奉仕活動への積極的な取組み					
取組内容	1) 「あったかサロン」事業拡大 2) 地域団体及びボランティア協会との連携強化 3) 地域組織の活用					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	利用者の増加に向けたイベントの開催	開催日の拡大(月8回)、積極的なイベント開催(月1回～2回程度)継続実施	イベント・ニーズの効果検証	イベントの改善	イベントの充実
		質のいいサービスによる心地よい雰囲気づくり	ボランティアスタッフの接遇研修の継続実施	研修内容の分析・検証	検証に基づく研修の改善	サービスの充実
	2)	会員、事務局、団体(ボランティア協会、NPO法人、町会等)との情報共有化	現状の地域ボランティア活動の継続実施	ボランティア協会・NPO法人・町会等のニーズの分析	ニーズの情報共有化に向けた取組の実施	情報共有化の取組実施の評価・改善
		迅速に対応出来る体制づくり	ボランティア担当窓口の設置検討	ボランティア担当窓口の設置	ボランティア窓口設置の効果検証	検証に基づく改善
	3)	組長・班長のスキルアップ	組長対象のボランティア研修実施計画	組長対象のボランティア研修実施	班長対象のボランティア研修実施計画	班長対象のボランティア研修実施
		地域組織・事務局の連絡体制の強化(ボランティアホットラインの設置検討)	ボランティア専用窓口開設検討	開設	設置効果分析・検証	効果分析・検証に基づく改善
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)
「あったかサロン」利用者(年間)			延1,385名(28年度)	延1,853名		
地域ボランティア活動人数(年間)			延179名(28年度)	延225名		

目標	3 人材育成及び効果的・効率的な区民サービス						
取組内容	1) 会員のスキルアップ 2) 事務局の充実 3) 業務受注体制の強化						
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度	
	1)	研修会の参加率アップ	研修計画に基づく研修の継続実施	参加者アンケート分析	分析結果を反映した魅力ある研修の実施	実施した研修の分析検証に基づく内容改善	
		仕事別グループ内研修の強化	仕事別グループの既存研修の検証	仕事別グループの既存研修の改善	研修未実施の仕事別グループに対する既存研修の改善を反映した研修計画	研修未実施の仕事別グループの研修実施・評価	
	2)	職員研修の充実	55回/年	57回/年	59回/年	61回/年	
		運営体制の強化	運営体制の強化計画	会員の個人情報を収集・整理、データベース化	データベースに基づいた有能な人材発掘	理事・地域組織等のリーダー層の強化	
	3)	事務処理の効率化	事務処理の効率化の計画検討	クラウドコンピューティングを活用した事務処理の外部委託による事務軽減計画	事務軽減計画の一部業務への導入	本格導入	
		会員活用によるきめ細かな対応	会員活用による事務サポートの継続実施	会員活用による事務サポートの検証・分析	分析結果を反映した会員活用による事務サポートの実施	会員活用による事務サポートの充実	
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)	
	職員研修の充実(年間)			51回/年 (28年度)		61回/年	
	一般会員研修参加率			2年次38.9% 5年次35.1% (28年度)		2年次53.9% 5年次50.1%	
	会員活用の拡大			3つの職群での会員活用		5つの職群での会員活用	

目標	4 会員の増加に向けたセンターの魅力の向上						
取組内容	1) センターの認知度を高めるための広報の強化 2) 魅力ある仕事の確保・開拓 3) 多様な会員活動の環境整備						
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度	
	1)	イメージアップに向けた他団体との連携	区イベント、社協、他団体との連携	連携の効果分析	各団体との連携の効果反映	連携拡大	
		知名度のアップに向けた会員によるPR	継続実施	効果検証	効果検証に基づいた改善計画	改善・拡大	
	2)	女性会員増加に向けた職域の拡大	女性会員の現状分析	分析をもとにしたPRの実施	女性が活躍できる職域の検討	女性が活躍できる職域の拡大	
		アンケート調査・研究	アンケート調査の実施計画	アンケート調査の実施	アンケート調査の分析・研究	分析をもとに調査・研究の改善・拡大	
	3)	財政基盤の安定	収支バランスの改善取に向けた組み	収支バランスの改善に向けた取組み	収支バランス改善の分析・検証	分析・検証を反映させた経営計画の立案と実施	
		親睦活動	サークル活動の継続実施	班及び地域での生きがい親睦活動の実施計画	班及び地域での生きがい親睦活動の試験的实施	班及び地域での生きがい親睦活動実施の効果検証	
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)	
		会員目標値(年間)			3,002人 (28年度)	3,200人	
女性会員数(年間)			923人 (28年度)	1,040人			

目標	5 安全就業					
取組内容	1) 安全講習の実施 2) 会員の健康管理状況の把握 3) 安全パトロールの職種拡大					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	安全自動車運転推進	車の運転就業に関するルールの整備計画	就業時の車の運転に関するルールの試験的实施	試験的実施の効果・検証	効果を反映させたルールの本格実施
		安全自転車運転推進	就業時の自転車の運転に関するルールの整備計画	就業時の自転車の運転に関するルールの試験的实施	試験的実施の効果・検証	効果を反映させたルールの本格実施
	2)	健康管理システムの構築	調査・研究	会員健康アンケートの実施	アンケートの分析・検証	分析・検証を反映させた管理システムの構築
		安全委員会に健康管理把握システムの構築	現状調査・研究	会員健康管理に関するルールづくり検討	会員健康管理に関するルールづくり計画	会員健康管理に関するルールづくり実施
	3)	職種別安全パトロールの実施	職種別既存安全パトロールの検証	既存安全パトロールの改善	既存安全パトロールの改善を反映したパトロール未実施の職種別安全パトロール計画	パトロール未実施の職種別安全パトロール計画の実施・評価
		地域別安全パトロールの実施	地域限定の試験的パトロールの実施	地域限定の試験的パトロールの分析・検証	分析・検証をした結果の改善及び地域拡大の計画	全区への安全パトロールの実施
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	
就業往復路の事故数(年間)			6件 (28年度)		0件	
就業中の事故数(年間)			6件 (28年度)		0件	

財政計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 1,425	百万円 1,493	百万円 1,523	百万円 1,553
	団体財源 B		544	721	749	777
	区からの収入額 C=D+E		881	772	774	776
	補助金収入 D		93	86	86	86
	委託料収入 E		788	686	688	690
	うち指定管理料		510	500	500	500
	区からの収入比率 C/A		61.8%	51.7%	50.8%	50.0%
	管理費 F		63	62	62	62
	管理費に対する区補助金額 G		31	29	29	29
	管理費における区補助金比率 G/F		49.2%	46.8%	46.8%	46.8%
	人件費比率		10.4%	10.0%	10.0%	10.0%
人員計画	項 目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数（監事・監査）		人 12(2)	人 14(2)	人 14(2)	人 14(2)
	うち常勤		2	2	2	2
	常勤職員数（役員を除く）		14	14	14	14
	うち区派遣職員数		0	0	0	0
	契約職員数		0	0	0	0
	非常勤・嘱託等		8	5	5	5

団体名	株式会社 世田谷サービス公社	所管部名	政策経営部
設立目的	世田谷区の地方公社として、区と密接な連携を取りながら企業活動を展開し、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	施設維持管理等業務における専門性の再構築など事業全体を検証する一方、一般民間事業者と競合する事業への参画について見直しを行います。また、障害者雇用の場の拡大や他の外郭団体が行っている事業の統合、区内事業者との連携などによる、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得、将来につながる人材の確保・育成・能力の向上などに積極的に取り組み、特に不採算事業の収支改善を早期に実現する等、経営基盤を強化します。		
現状と課題	- 株式会社世田谷サービス公社（以下「サービス公社」という）は、世田谷区の地方公社として地域社会の発展と区民福祉の向上に向け、区との協働により公共サービスの提供に努めてきました。 - この間、サービス公社は、区基本構想・基本計画の動向を踏まえ、公社の経営改革に向けた基盤強化等の取り組みとなる第2期行動プランを基本に、社員の育成や障害者・高齢者雇用などに取り組みとともに、区施設の指定管理者制度導入に伴う公募獲得などにより、行政サービス支援や区民サービス向上に努めてきました。 - 地方公社としての役割を果たしていくためには、区施設等で区民と身近に接する現場を持つ強みを活かすとともに、社員のビジネススキルの向上等を図っていく必要があります。 - また、慢性的に清掃員等スタッフが不足していますが、経営改革に向けた基盤強化等を図っていくためには、欠員の解消を図るとともに適正な利潤の確保や新たな事業展開による雇用の場の拡大などが課題となっています。		
団体における取り組みの考え方	今後30年の経営ビジョン実現に向けて策定した中長期人材育成方針・計画に基づき、研修や自己啓発による社員のビジネススキル向上とキャリアアップ形成を図るとともに、労働基準法等遵守など社内コンプライアンスの強化に努めることで組織の企業価値を高め、経済産業省の認証制度である「おもてなし認証制度」の取得を目指します。 サービス公社がこれまで取り組んできたノウハウや反省点等を踏まえた顧客満足度の向上に取り組むとともに、それぞれの施設の効用を活かした維持管理・運営形態等について提案・実践していきます。 社内における障害者雇用職場の拡大を図るとともに、区内障害者就労移行事業所と連携し障害者の社会参加の促進に貢献します。また、障害者雇用職場における就労支援体制の更なる充実強化に向け、専門性の向上を図ります。 世田谷区の地方公社として、30年にわたる公共施設等の運営・維持管理をはじめ、エフエム放送などによる地域への情報発信といった外郭団体の強みを活かし、新たな連携事業の実現に向けて検討を進めます。	所管部における指導調整の考え方	区の地方公社として、公共施設の管理事務、障害者雇用や高齢者雇用など地域雇用の促進を主軸として、地域に貢献していくという目的に向け、引き続き、指導調整をしていきます。 指定管理業務など、一般民間事業者との競争化が進む受託業務の獲得に向けては、サービス公社自らの改革が必要であると考えています。 経営の安定化にあたっては、事業の検証や効果的・効率的な運営のみならず、人材育成やコンプライアンス向上など、ガバナンスの強化に向けた取り組みも重要と考えており、派遣職員の削減については社員の育成状況を勘案しながらサービス公社と協議していきます。
基本目標	- 社内コンプライアンスの強化、社員のビジネススキル向上とキャリアアップ形成 - 指定管理・受託施設等における受注品質等の向上 - 障害者等就労支援体制の充実強化		

目標	1 社内コンプライアンスの強化、社員のビジネススキル向上とキャリアアップ形成				
取組内容	1) 社内コンプライアンス強化に向けた検討体制の構築、接遇を重点項目とした研修の実施 2) 社員キャリアアップに向けた支援				
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
	1)	社会保険労務士を活用した社内コンプライアンスの強化	規程等の点検・指導(改善・見直し・周知)	規程等の点検・指導(改善・見直し・周知)	規程等の点検・指導(改善・見直し・周知)
		研修等による接遇の向上	接遇・コミュニケーション研修等の実施(実施結果等評価)	接遇・コミュニケーション研修等の実施(評価結果に基づく改善・再評価)	接遇向上に効果のあった研修の発展継続実施
	2)	社員人材バンクの構築	社員人材バンク制度の創設	社員人材バンク制度の登録・活用	社員人材バンク制度への登録・活用(拡大)
		多様な働き方の構築	社員の多様な働き方の検討(女性社員プロジェクトチーム)	社員の多様な働き方検討結果のまとめ・報告(女性社員プロジェクトチーム)	社員の多様な働き方の社内検討
成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)
	各種研修実施回数・受講者数		接遇研修等 計6回(延べ215人)		接遇研修等 計30回(延べ800人)
	おもてなし規格認証(経済産業省)取得率		本社：紅認証取得		本社：紫認証取得

目標	2 指定管理・受託施設等における受注品質等の向上				
取組内容	1) 維持管理業務の品質向上 2) 清掃作業の効率化 3) 窓口対応力の向上				
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度
	1)	施設の特性に即した衛生的な新清掃方式の導入	段階的な試行・検証	試行・検証	全施設展開
		設備管理等に関する専門知識の習得(公的民的資格の取得)	設備管理等に関する資格の取得奨励 必須・推奨資格の選定 資格取得(基礎)	必須資格の検証 資格取得(初級)	必須資格の見直し 推奨資格の検証 資格取得(中級)
		2) 清掃作業の効率化	清掃員の慢性的な欠員の解消 施設スタッフの多能工化(検討)	清掃員の慢性的な欠員の解消 施設スタッフの多能工化(一部実施)	清掃員の慢性的な欠員の解消 施設スタッフの多能工化(検証)
成果指標	3)	タブレットPCを活用した業務改善・施設利用者の満足度向上	改善・活用案の検討、一部施設への試行的導入	改善・活用案の検討、一部施設への試行的導入	改善・活用案の検討、全施設への導入展開
	項目		直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)
	設備管理等資格の取得数(本社スタッフ)		28個		60個
	衛生的な新清掃方式の導入施設数		4施設		37施設

目 標	3 障害者等就労支援体制の充実強化					
取組内容	1) 健常者と障害者が共に働く施設（共働施設）の拡大及び区内障害者就労支援機関との連携による就労体験・訓練の場の拡充 2) 就労障害者の職場定着等支援体制の充実強化 3) 生活困窮者就労訓練者の受入拡大					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	健常者と障害者の共働施設の拡大	対象施設の拡大 試行 1か所	対象施設の拡大 試行 1か所 検証・改善 1か所	対象施設の拡大 試行 1か所 検証・改善 2か所	対象施設の拡大 試行 1か所 検証・改善 3か所
		区内障害者就労支援機関との連携による就労体験・訓練の対象者の拡大	拡大検討・準備	試行実施	評価	改善
	2)	就労指導員・支援員の専門スキルの向上	就労指導員 (応用研修) 就労支援員 (基礎研修)	就労指導員 (応用研修) 就労支援員 (基礎研修)	就労指導員 (事例研究) 就労支援員 (応用研修)	就労指導員 (事例研究) 就労支援員 (事例研究)
	3)	生活困窮者就労訓練者の受入拡大	対象施設の拡大検討	対象施設の拡大、受入者の拡大、取組み評価	改善	取組み評価
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）
	共働施設の拡大			1施設		5施設
	就労体験・訓練(1))及び生活困窮者就労訓練者(3))の受入拡大			9名		20名

財政計画	項目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
		百万円	百万円	百万円	百万円
	売上高	3,600	3,600	3,600	3,600
	区からの売上高	2,900	2,900	2,900	2,900
	営業利益	15	15	15	15
	経常利益	50	50	50	50
人員計画	項目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
		人	人	人	人
	役員数(監事・監査)	7(2)	7(2)	7(2)	7(2)
	うち常勤	4	4	4	4
	常勤職員数(役員を除く)	46	47	48	50
	うち区派遣職員数	1	1	1	0
	契約職員数	140	140	140	140
	非常勤・嘱託等	674	680	680	680

団体名	株式会社 世田谷川場ふるさと公社	所管部名	生活文化部
設立目的	群馬県川場村において、区民健康村施設の維持管理や区民と川場村民との交流事業の運営等を担い、区民健康村事業の推進と地域振興に寄与することを目的に設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	世田谷区と川場村の縁組協定の理念及び世田谷川場ふるさと公社の設立目的を実現するため、物産品販売などによる川場村のPRを通じて、自主事業の収益を増加させることにより経営基盤の安定化を図ります。		
現状と課題	- 健康村施設の運営については、平成18年度より指定管理施設として運営の維持管理と運用を行っています。平成25・26年度には両ビレジ全客室にエアコンを設置し、利便性を高めるなど、利用者ニーズに合わせた取組を進めてまいりました。しかしながら、施設全体の老朽化が進んでおり、区の計画的な改修・修繕に連携した適切な施設運営を引き続き担う必要があります。 - 一方、利用者の関心が高い料理に関しては、区民限定で特別メニューを提供することにより、高付加価値を求める利用者への対応を実施しています。また、安全安心な料理の提供として10品目のアレルギーに対応した低アレルギーメニューも開発・提供しています。 - 交流事業は、里山自然学校を中心に区民と村民との交流や里山の環境保全の意義を実感できる機会拡大に努めてきました。今後も魅力ある事業の展開を目指し、プログラムの一層の工夫に取り組まなければなりません。また、交流事業の充実には、村民の指導者・協力者の存在も欠かせないため、必要な人材の発掘と育成に取組む必要があります。 - 移動教室の運営にあたっては、地域学習プログラムの提案や受け入れ環境の整備を実施してまいりましたが、しばらくの間児童数の増加が見込まれるため、移動教室の安全安心な運営について学校と一層の連携が重要になっています。 - また、現在は移動教室実施日については一般区民は施設を利用することが出来ませんが、平成30年度供用開始予定のふじやまビレジ新温浴施設を活用し、年間を通じて多くの区民に日帰りでも楽しんでいただけるようサービスの拡充を図り、施設の有効活用を積極的に行い経営基盤の強化に取り組んでいく必要があります。 - なお、公社の組織・職員体制に関して、職員の年齢構成に偏りがある等、今後の人材育成について、中長期的に取り組んでいかなければなりません。		
団体における取組みの考え方	ふるさと公社の30年来に渡るこれまでの経験と実績に加え、現地法人ならではの強みを活かし、また利用者の要望等を十分に把握することにより、一度も健康村を訪れたことのない区民に川場村に訪れてみたいと強い関心を抱かせるとともに、区民健康村のリピーターにも何度訪れても満足して頂けるサービス内容の工夫を図り、効率的な利用者の増加を目指します。 区民にとっての第二のふるさとづくりとして、自然との結びつきや、川場村民との交流促進につながる事業を展開してまいります。そのために、初心者でも気軽に参加できる体験型イベントから日数をかけて技術や知識を習得できる本格的なものまで、幅広い区民に満足いただける自主企画事業の開発と効率的、効果的な運営を進めてまいります。 また、平成30年度供用開始予定のふじやまビレジ新温浴施設を効果的に活用して、日帰り利用客向けサービスの拡充を図るなど、新温浴施設が今後の区民健康村の魅力の一つとなるよう施設運営と事業展開を図ってまいります。併せて、将来につながる人材の育成に積極的取り組み、経営基盤の強化につなげてまいります。	所管部における指導調整の考え方	東日本大震災後に減少した利用者数の回復には、区内イベントへの出店や会員向けPR等、団体独自の広報が効果を上げております。今後も区と団体の役割を明確にし、更なるPRの強化に努めます。 交流事業では、団体を通じ村民が講師や協力者として関わる手法が交流促進につながっております。魅力ある事業を次世代につなげるため、事業の効果検証や新たな人材の発掘・育成に向けて団体と調整を図ってまいります。 また、ふじやまビレジ新温浴施設を活用し、サービスの拡充を図ってまいります。一方、健康村施設全体の老朽化も著しく、利用者の安全・安心のため計画的な改修・修繕に取り組むとともに、施設の有効活用について団体と調整してまいります。 引き続き、共同出資者の川場村とも連携し、事業の趣旨を踏まえ、尚一層の効率的・効果的な経営に向けた指導調整を進めるとともに、自立性・透明性・公益性を強化した適正な団体運営を支援してまいります。
基本目標	1 利用者獲得に向けた質の高いサービスの提供 2 魅力ある事業の展開 3 ふるさと公社ならではの運営サービス		

目標	1 利用者獲得に向けた質の高いサービスの提供						
取組内容	1) 効果と効率性に優れた特色ある料理の提供 2) 地場産品等魅力ある土産物品を揃えた売店運営と利用したくなるラウンジの雰囲気づくり 3) 建物や立地の特徴を活かした快適な施設管理						
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度	
	1)	費用対効果と満足度の高い料理メニューの開発	標準食に加えニーズに合わせ選択できる料理メニューの検討・開発	検討・開発に基づく料理メニューの提供	標準食に加えニーズに合わせ選択できる料理メニューの検証・改善・開発	検証と改善・開発に基づく料理メニューの提供	
		安全安心な料理提供を実現する衛生管理の徹底	衛生管理の徹底に向けた取組み（マニュアル等の検証・改善）	衛生管理の徹底に向けた取組み（検証・改善に基づく取組み）	衛生管理の徹底に向けた取組み（マニュアル等の検証・改善）	衛生管理の徹底に向けた取組み（検証・改善に基づく取組み）	
	2)	特色ある土産物品の販売	取扱商品の見直し検討	検討に基づく取組みの実施	取組みの評価・検証とオリジナル品の開発検討	検証と開発検討に基づく取組みの実施	
		利用したくなるラウンジの雰囲気づくり	季節毎のイベントやサービス内容、配置等の検討	検討に基づく取組みの実施	取組み効果の検証・改善	検証・改善に基づく取組みの実施	
	3)	滞在中快適に過ごせる客室等管理	客室等の清掃・点検に関する実施内容や体制の見直し	見直しに基づく取組みの実施	実施状況の検証	検証に基づく取組みの実施	
		温泉管理	温泉管理に関する実施内容や体制の見直し	見直しに基づく取組みの実施	実施状況の検証	検証に基づく取組みの実施	
	成果指標	項目		直近の状況(29年度)		目標値（33年度末）	
		宿泊利用者数(移動教室含む)		62,174人(28年度)		65,700人	
		利用料金(食事代)収入(移動教室を除く)		64,898,475円(28年度)		67,500,000円	

目標	2 魅力ある事業の展開					
取組内容	1) 里山の環境保護、川場村民との交流促進につながる企画であると同時に、リピーターから初めて参加する方まで全ての方が楽しめる内容の交流事業を実施 2) いつでも気軽に楽しめるオプショナルイベントを含む特色ある自主企画事業の内容の充実化 3) 移動教室の更なる充実を目指した地域環境学習プログラムの提供					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	交流事業の充実	様々な参加者層に合わせた各種交流事業の継続実施	参加者ニーズ、実施結果に基づく事業の現状分析・検討	現状分析・検証に基づく改善	参加者層に応じた各種事業の充実
		交流事業における川場村民の指導者、協力者の発掘と育成	指導者・協力者の発掘事業への関わり方・活動内容の検討	指導者・協力者の発掘検討に基づく取組み実施	指導者・協力者の発掘取組み内容の検証	指導者・協力者の発掘検証に基づく取組み実施
	2)	特色ある自主企画事業の企画開発と実施	自主企画プログラムの新規企画の検討	検討に基づく企画の実施	プログラムの検証、改善	検証・改善に基づく企画の実施
	3)	地域環境学習プログラムの充実	現行プログラムの評価・見直し、新規プログラムの開発検討	検討に基づくプログラムの実施	プログラムの検証	検証に基づくプログラムの実施
		移動教室の円滑な受入に向けた環境整備	児童数大幅増への対応策の検討	検討に基づく取組みの実施	検討に基づく取組みの実施 取組み効果の検証	検証に基づく取組みの実施
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)
	交流事業の参加者数			730人(28年度)		880人
	オプショナルイベントの参加者数			715人(28年度)		1,400人
	学校向け環境学習プログラム参加者数			10,653人(28年度)		11,800人

目標	3 ふるさと公社ならではの運営サービス					
取組内容	1) ふじやまビレジ新温浴施設の活用 2) 専門性の高い社員の育成及び人員計画に基づく人員の補充と適切な配置 3) 業務改善や適正な運営を推進する管理体制の強化					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	利用者増に向けた効果的な企画の開発と実施	新たなサービスの開発検討、試行	実施効果の検証	検証に基づく取組みの実施	実施企画の拡充
		休み処の活用	活用に向けた検討、試行	休み処でのサービス内容の検証	検証に基づく取組みの実施	休み処でのサービスの拡充
	2)	専門性の高い社員の育成	新たな人材育成計画の策定	計画に基づく取組みの実施	取組み内容の検証	検証結果を反映させた取組みの実施
		管理職及び中間管理職の計画的な育成	新たな人材育成計画の策定	計画に基づく取組みの実施	取組み内容の検証	検証結果を反映させた取組みの実施
	3)	部門責任者による定期的な運営状況の把握	定期的な運営会議の実施	会議の運営手法・内容の検証	検証に基づく会議の実施	会議の運営に関する再検証・改善
		担当社員による現場把握の徹底及び情報共有ツールの確立	調査・検討	検討に基づく取組みの実施と職員提案制度の検討	取組み内容の検証と職員提案制度の施行、検証	検証に基づく取組みの改善と職員提案制度の本格実施
	成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)
外来入浴者数			5,744人(28年度)	32,000人		
職種・業務に即した研修・講習会延べ修了者数			150人(28年度)	600人		

財政計画	項目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	売上高	百万円 745	百万円 756	百万円 757	百万円 757
	区からの売上高	343	343	343	343
	営業利益	7	7	7	7
	経常利益	7	7	7	7
人員計画	項目	30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数(監事・監査)	人 10(2)	人 10(2)	人 10(2)	人 10(2)
	うち常勤	2	2	2	2
	常勤職員数(役員を除く)	33	33	33	33
	うち区派遣職員数	0	0	0	0
	契約職員数	36	37	37	37
	非常勤・嘱託等	6	6	6	6

団体名	多摩川緑地広場管理公社	所管部名	みどり 3 3 推進担当部
設立目的	多摩川河川敷について、広く一般区民のスポーツ及び憩いの場に供するために適切に管理し、区民の健康増進に寄与するために設立されました。		
改革の方針 (平成26～35年度)	大田区と調整を図りながら、利用者ニーズにあったサービス提供や会計処理のための効率的なシステム導入に向けて取り組むとともに、自主事業の拡大に向けて取り組み、自主運営可能な新たな共同運営形態への移行をめざします。		
現状と課題	- 世田谷区と大田区から委託された河川敷運動施設を、両区の区民をはじめとした地域住民の憩いと健康増進の場として提供してきました。 - この間、円滑な利用機会の提供と施設の安全管理を第一に運営を行うとともに、事務の効率化や自主事業の拡大による自主運営可能な団体への移行について検討してきました。 - 公社の運営について様々な検討を行いました。自主運営可能な団体となるためには、運営管理する施設の規模や財源などの課題が示されるとともに、事務処理規模に見合った処理システムによる効率化への取り組みが課題となっています。 - また、施設の運営管理についても、利用者ニーズに沿ったサービスの提供と新たな事業の創出等による利用率の向上に取り組む必要があります。		
団体における取り組みの考え方	公社の運営は、大田区が整備しているテニスコート8面、サッカー場1面、軟式野球場2面、硬式野球場2面と世田谷区が整備しているテニスコート9面、サッカー場1面、少年野球場1面の管理と使用料の徴収を主なものとしています。限られた施設を有効に活用できるよう申込方法や予約状況の公表等について改善を図り、より利用しやすい施設としていきます。 区民の健康増進志向による公社活動への期待は今後も高まっていきます。このような中、公社としては利用者ニーズに沿った運営や新たな自主事業を開拓して、施設利用者の増加を図ることで利用者サービスの向上と収益のアップを図っていきます。	所管部における指導調整の考え方	多摩川緑地広場管理公社の施設は、両区の公共施設利用システムには属していないため、利用方法や利用状況の迅速な公開などの利用者サービスの向上について、OA機器を活用した効率的な手法や事務改善について助言を行って、利用率と利用者満足度の向上を支援していきます。 公社の事業目標への柔軟な取り組みや施設活用を促進するため、利用者ニーズの把握や新たな事業展開について、両区と公社による協議会等の場で情報提供や取り組み手法等について助言を行っていきます。
基本目標	- 施設利用の向上 - 公社事業の充実		

目標	1 施設利用の向上					
取組内容	1) 利用状況の迅速な公開 2) 利用機会の拡大					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	利用日抽選結果の公開	手法の検討	システム構築・検証	システムの試行	システムの運用
		ホームページでの利用状況の公開	手法の検討	システム構築・検証	システムの試行	システムの試行
	2)	施設整備充実	利用者ニーズの調査	施設整備計画及び運営形態の検討	施設整備の実施及び運営形態の見直し	施設整備の実施及び新たな運営形態の取組み
		気象災害への早期復旧体制の構築	整備体制の検討	早期開放の取組み	早期開放の取組み	早期開放の取組み
成果指標	項目			直近の状況(29年度)		目標値(33年度末)
	施設利用状況のホームページでの公開			公表していない		利用状況の公開と週1回更新
	施設利用率の向上			61% (平成28年度実績)		66%

目標	2 公社事業の充実					
取組内容	1) 自主事業による収益の増加 2) 新たなサービスの開拓					
年次別 行動計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	1)	新たな利用者便宜事業の開拓	新規導入事業の検討	新規導入事業の検討	新規導入事業の試行・検証	新規事業の導入
		既存事業の見直し	既存事業の状況及び利用者ニーズの把握	既存事業の改善事項の把握と新規業務の調査	既存事業の改善及び新規業務受託者の選考	新規業務導入による既存事業の充実
	2)	管理敷地の新たな利用方法の検討	利用者ニーズの把握	利用形態・導入事業の検討及び関係機関との調整	利用形態の決定及び整備計画策定	事業用地の整備・事業導入
		健康増進事業導入の検討	利用者ニーズの把握	導入事業の選定	事業の試行	健康増進事業の本格実施
成果指標	項目			直近の状況(29年度)	目標値(33年度末)	
	自主事業収益の増収			686,000円	800,000円	

財政計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	団体総収入額 A=B+C		百万円 122	百万円 122	百万円 123	百万円 123
	団体財源 B		1	1	1	1
	区からの収入額 C=D+E		121	121	122	122
	補助金収入 D		0	0	0	0
	委託料収入 E		121	121	122	122
	うち指定管理料		0	0	0	0
	区からの収入比率 C/A		99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
	管理費 F		90	90	91	91
	管理費に対する区補助金額 G		0	0	0	0
	管理費における区補助金比率 G/F		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人件費比率		26.0%	26.0%	26.0%	26.0%
人員計画	項目		30(2018)年度	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
	役員数(監事・監査)		人 7(2)	人 7(2)	人 7(2)	人 7(2)
	うち常勤		1	1	1	1
	常勤職員数(役員を除く)		0	0	0	0
	うち区派遣職員数		0	0	0	0
	契約職員数		0	0	0	0
	非常勤・嘱託等		6	6	6	6

3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み

取組み名	公共施設等総合管理計画に基づく取組み	所管部	政策経営部、施設営繕 担当部、各部																												
目的	将来的な財政見通しに基づいて公共施設を適切に管理、保全、更新し、健全な財政を確保します。																														
現状と課題	・公共施設の総合的なマネジメント計画「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。施設の計画的な維持管理や更新を行うことで、今後 30 年間の年平均経費 629 億円を、年平均 550 億円程度（建物 370 億円程度、都市基盤施設 180 億円程度）に抑制することを目標に掲げています。 ・ただし、目標達成には計画に掲げた長寿命化や施設規模抑制などの取組みだけでは十分ではないため、更に新たな手法を検討し、取組みを拡大する必要があります。 ・近年、工事単価が継続的に上昇しており、将来の想定経費を押し上げたため、目標額を達成することが更に難しくなっています。 ・また、新たな人口推計によると総人口は更に増加し 100 万人を超える見込みであり、学校施設等の施設需要増に対応するため、区が保有可能な施設総量を踏まえた計画全体の改定を検討する必要があります。																														
取組み方針	○平成 29 年度現在の建物の将来の想定経費は、年平均 400 億円を上回っており、建物の仕様の見直しなど、経費抑制のための手法に取組むとともに、財政状況や行政需要を踏まえた建物整備の内容・時期の見直しを、新実施計画（後期）の進捗と併せ、毎年度行います。 ○都市基盤施設は、舗装更新計画、公園等長寿命化改修計画など、個別計画の進行管理を適切に行い、予防保全、長寿命化等による経費抑制を図るとともに、更なるコスト抑制手法の検討を進めます。																														
取組み内容	○建物、道路、公園等の個別計画に基づく取組み（１）～（８）により、次のとおり施設総量（建物）の増加抑制、各施設の維持管理、更新、整備経費の抑制を行います。 <table><tr><th>項目</th><th></th><th>30 年度 （2018 年度）</th><th>31 年度 （2019 年度）</th><th>32 年度 （2020 年度）</th><th>33 年度 （2021 年度）</th></tr><tr><td rowspan="3">経費上限</td><td></td><td>561 億円</td><td>627 億円</td><td>613 億円</td><td>578 億円</td></tr><tr><td>建物</td><td>377 億円</td><td>440 億円</td><td>426 億円</td><td>391 億円</td></tr><tr><td>都市基盤</td><td>184 億円</td><td>187 億円</td><td>187 億円</td><td>187 億円</td></tr><tr><td>建物総量上限</td><td>延床面積</td><td>1,291,201 ㎡</td><td>1,291,197 ㎡</td><td>1,324,270 ㎡</td><td>1,343,648 ㎡</td></tr></table> 経費は、大規模施設（玉川総合支所、梅ヶ丘拠点施設、教育総合センター、本庁舎など）の整備などにより、当面は目標額（年平均 550 億円）を上回り、建物総量は増加しています。 ○年平均経費 550 億円の目標達成に向け、更なる経費抑制の取組みを進めます。 ・新たな人口推計や近年の工事単価を踏まえた将来経費シミュレーションを行った上で、計画改定に向けた検討を行います。 ・中長期の財政見通しなどと整合を図りながら、施設整備の内容・時期を見直します。 ・新公会計制度を活用した各施設のコストの把握、見直しなどを行います。 ・官民連携手法を活用した、施設整備や維持管理を推進します。			項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）	経費上限		561 億円	627 億円	613 億円	578 億円	建物	377 億円	440 億円	426 億円	391 億円	都市基盤	184 億円	187 億円	187 億円	187 億円	建物総量上限	延床面積	1,291,201 ㎡	1,291,197 ㎡	1,324,270 ㎡	1,343,648 ㎡
項目		30 年度 （2018 年度）	31 年度 （2019 年度）	32 年度 （2020 年度）	33 年度 （2021 年度）																										
経費上限		561 億円	627 億円	613 億円	578 億円																										
	建物	377 億円	440 億円	426 億円	391 億円																										
	都市基盤	184 億円	187 億円	187 億円	187 億円																										
建物総量上限	延床面積	1,291,201 ㎡	1,291,197 ㎡	1,324,270 ㎡	1,343,648 ㎡																										

項目			30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
抑制額	効果額 (千円)	建物に関する取組み (改築時期の延伸、複合化など面積縮減、 仮設建築物の抑制など)	728,733	371,119	362,178	342,239
		舗装更新計画に基づく取組み (長寿命化(半永久舗装)、平準化など)	387,600	434,400	471,600	518,400
		公園等長寿命化改修計画に基づく取組み (長寿命化、平準化、LED化など)	112,234	119,750	127,250	130,250
		橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み (長寿命化、平準化など)				
			1,228,567	925,269	961,028	990,889
	累計額(千円)		1,228,567	2,153,837	3,114,864	4,105,753
削減額	効果額(千円)(建物の借上げ施設の返還など)		—	4,800	28,023	4,562
	累計額(千円)		0	4,800	32,823	37,385
歳入増 (再掲)	効果額(千円)(公共施設跡地の民間への条件付貸付)		4,008	—	15,096	15,096
	累計額(千円)		4,008	4,008	19,104	34,200

橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組みによる抑制額は、平成 30 年度に計画を改定した後に示します。

(1) 建物に関する取組み

目的	既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進めるとともに、新規整備は原則として行わず、複合化等の推進により施設規模の縮小を図ります。			所管部	政策経営部、施設営繕担当部、各部
現状と課題	- 平成 29 年 3 月に建物整備・保全計画を策定し、建物の整備（新規整備、更新、用途転換等）及び保全について、概ね 30 年を見通した中長期的な計画を定めました。 - 建物の改築時に、施設需要の増やユニバーサルデザインの対応等で施設規模が拡大しており（学校施設 40%、その他施設 10%程度の増）、維持管理費、施設整備費が増大しています。このため、改築時に施設規模を 10%抑制し、維持管理費、施設整備費の縮減を図る必要があります。 - 維持管理費を抑制するため、予防保全型維持管理を着実に進める必要があります。 - 計画策定後、新たに把握された整備需要（学校の増築、給食設備の更新、世田谷パブリックシアターの設備更新など）に適切に対応し、経費増の抑制、平準化等に取り組む必要があります。				
取組み方針	- 中長期保全改修の実施により、既設施設の適切な保全による改築時期の延伸（築 65 年）を図りながら、建物状況等を踏まえた必要かつ合理的な整備（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を進めます。 - 新規施設整備は原則として行わず、複合化や効率的な設計等により施設規模の縮小を図ります。 - 個別施設の整備方針や基本構想を策定する際、施設規模や整備手法（複合化、長寿命化（リノベーションを含む）、棟別改築、仮設建築物の抑制、官民連携手法など）などについて、公共施設マネジメントの観点から事前に協議を行い、経費上限と建物総量上限を超えないように調整するとともに、更なる経費縮減を図ります。 - 整備を進める施設は、設計段階での V E の実施などにより、整備経費の縮減を徹底します。 - 計画策定後に新たに把握された整備需要に対しては、整備経費の縮減を徹底するとともに、経費の平準化、官民連携手法の積極的活用などに取り組みます。 - 個別施設の整備方針や整備実績等を、計画や公共施設白書のデータに反映した上で、年度ごとに計画の見直しを行い、庁内にフィードバックします。 - 今後の児童生徒数の状況変化や新たな整備手法（棟別改築、長寿命化（リノベーションを含む）等）を踏まえた中長期的な学校施設整備計画の再検討を進めます。 - 学校施設の標準仕様書の適切な運用及び仕様の再検討を行います。 - 新公会計制度を用いて施設運営コスト等の分析を行い、運営改善や整備手法の選択等に活用します。 - 官民連携手法による建物整備を推進し、民間のノウハウを活かした新たな手法に取り組みます。 Value Engineering：投資コストに対して製品やサービスの価値を最大にする手法				
建物総量上限	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	公共施設数（建物数）	611 施設	610 施設	607 施設	599 施設
	延床面積				
	区長部局等	572,843 m ²	573,926 m ²	598,755 m ²	619,778 m ²
実現に向けた取組み	学校教育施設	718,358 m ²	717,271 m ²	725,515 m ²	723,870 m ²
	合計	1,291,201 m ²	1,291,197 m ²	1,324,270 m ²	1,343,648 m ²
	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	整備の具体化における事前協議	1 施設			
実現に向けた取組み	複合化	5 施設	6 施設	5 施設	1 施設
	仮設建築物の抑制	4 施設	1 施設	1 施設	2 施設
	設計時の V E 実施	4 施設	0 施設	2 施設	0 施設

計画の進捗により確定する。

実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	中長期保全改修工事	12 施設	12 施設	14 施設	18 施設
	長寿命化改修に向けた 躯体調査*	4 施設	8 施設	9 施設	7 施設
	借上げ施設の返還	2 施設	4 施設	2 施設	0 施設
	学校施設の標準設計仕様の 適切な運用及び再検討	検討	試行 (改築校の基本 設計への反映)	試行 (改築校の実施 設計への反映)	試行の検証
	新公会計制度を活用した 運営改善等の取組み	手法検討	手法検討、試行	検討に基づく取 組み	検討に基づく取 組み
	官民連携手法	事例研究	施設類型ごとの 手法の検討	検討に基づく取 組み	検討に基づく取 組み

* 築 65 年より更に長寿命化（リノベーションを含む）が可能か、建物の状況を調査する。

< 建物の施設類型ごとの主な取組み >

庁舎等

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
本庁舎整備		基本設計 ☐ E	実施設計	整備工事	整備工事 (37 年度以降竣工 予定)
玉川総合支所 / 等々力まちづくりセンター整備		整備工事	整備工事	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—
本庁舎仮庁舎 (北沢保健福祉センターの後 利用)		北沢保健福祉セン ターの移転 改修	本庁舎仮庁舎利用 等	本庁舎仮庁舎利用 等	本庁舎仮庁舎利用 等
事務センターサーバー室の活 用		検討	サーバー機器集約	サーバー機器集約	検討に基づく取組 み
まちづくり センター、 あんしんす こやかセン ター一体整 備	上町	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—	—	—
	若林 (世田谷土木・ 公園管理事務 所敷地に合築)	—	整備工事	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—
	(若林まちづくりセンター、若林あんしんすこやかセンター、 若林区民集会所を複合化し第二工区に整備)				
	梅丘 (梅丘地区会 館との複合化)	整備工事 (仮施設 : 梅丘地区 会館) ☐ 仮設抑制	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—	—
	代沢 (代沢小へ移 転し複合化)	整備工事	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—	—
	松原 (松原小へ移 転し複合化)	実施設計 整備工事	整備工事	整備工事 竣工 ☐ 複合化	(小学校 : 整備工 事、竣工)
	(松原まちづくりセンター、松原あんしんすこやかセンター、 松原ふれあいの家、松原小学校体育館棟を複合化して整備)				
	奥沢 (奥沢 3-15 へ 移転し複合化)	実施設計 整備工事	整備工事 竣工 ☐ 複合化	—	—
	九品仏 (奥沢地区会 館との複合化)	整備工事 (仮施設 : 奥沢地区会館)	開設 ☐ 複合化	—	—
	二子玉川 (出張 所を含む) (二子玉川地 区会館を改築 し、複合化)	整備工事	整備工事、竣工 ☐ 複合化 ☐ 借上返還	—	—
	(用賀出張所二子玉川分室、用賀あんしんすこやかセンター相談分室、 二子玉川地区会館を複合化して整備)				
	船橋	開設 ☐ 複合化	—	—	—
太子堂出張所狭あい化の対応		検討	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
(仮称) 若林複合施設 工区：世田谷土木管理事務所、世田谷公園管理事務所 工区：若林まちづくりセンター、若林あんしんすこやかセンター、若林区民集会所	整備工事 (工区) 仮設抑制	一部竣工 (工区) 整備工事 (工区)	整備工事 (工区) 竣工 複合化	—
世田谷清掃事務所移転整備	検討	検討	検討	検討に基づく取組み
職員研修会場等整備	検討	検討	検討	検討

区民集会施設

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
世田谷区民会館整備	基本設計 VE	実施設計	整備工事	整備工事
玉川区民会館改築	整備工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化	—
奥沢区民センター / 奥沢図書館 / 奥沢子育て児童ひろば	耐震補強工事に係る取組み	耐震補強工事に係る取組み	—	—
区民集会施設複合化 (まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターとの複合化)	若林区民集会所	—	整備工事 竣工 複合化	—
	梅丘地区会館	梅丘まちづくりセンター仮施設 (一部活用) 整備工事	整備工事 竣工 複合化	—
	奥沢地区会館 (集会機能)	九品仏まちづくりセンター仮施設 整備工事	開設 複合化	—
	二子玉川地区会館	整備工事	整備工事 竣工 複合化	—
区民集会施設複合化	希望丘区民集会所 (旧希望丘中学校跡地への移転)	整備工事 竣工 複合化	—	—
	(スポーツ施設、青少年交流センター、保育園、ほっとスクールとの複合化)			—
	守山地域集会施設 (旧守山小学校後利用施設)	改修	開設 複合化	—
区民集会施設複合化	(北沢地域拠点保育園、大原福祉作業所等との複合化)			—
	代田南地区会館 (旧花見堂小学校跡地への移転、代田南児童館等との複合化)	実施設計	解体工事	整備工事 竣工 複合化

防災施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
広域用防災 倉庫の整備	上用賀公園拡張用地	検討、調整	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
	玉川野毛町公園	検討、調整	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
	小田急上部(下北沢駅西側)	検討、調整	検討、調整	検討に基づく取組み	—

交流施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
世田谷区民健康村施設の再整備に向けた検討		検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
世田谷区民健康村ふじやまビレジ温浴施設の増築		整備工事 竣工	—	—	—

文化・学習施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
梅丘図書館の改築		基本設計 VE 民間活用検討 民間活用	実施設計	整備工事	整備工事、竣工 民間活用検討に基づく取組み
中央図書館 機能の拡充	多文化体験コーナーの先行整備	改修 開設	—	—	—
	機能拡充 民間活用	整備方針 事前協議 民間活用検討 民間活用	整備方針に基づく取組み	整備方針に基づく取組み	整備方針に基づく取組み
奥沢区民センター / 奥沢図書館 / 奥沢子育て児童ひろば		耐震補強工事に係る取組み	耐震補強工事に係る取組み	—	—
希望丘青少年交流センター整備		整備工事 竣工	—	—	—
男女共同参画センター“らぶらす”の移転先整備		検討	検討	検討	検討
世田谷パブリックシアターの設備更新のあり方検討		研究	検討	検討に基づく取組み	検討に基づく取組み
教育総合センター整備 (教育センターの移転、ほっとスクール「城山」との複合化)		実施設計 VE	実施設計 解体工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化

スポーツ施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
総合運動場陸上競技場等の改築		整備工事	整備工事 竣工	—	—
大蔵運動場、大蔵第二運動場の一体化整備検討		整備計画検討	整備計画検討	整備計画検討	整備計画検討
スポーツ施設の整備	希望丘複合施設（既存体育館）	整備工事 竣工	—	—	—
	北烏山地区施設	検討	検討	検討	検討

リサイクル関連施設

取組計画なし

高齢者施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターの一体整備 (上町、若林、梅丘、代沢、松原、奥沢、九品仏、二子玉川、船橋)		一体整備 (上町、船橋：計 21 か所) 複合化 借上返還	一体整備 (梅丘、代沢、奥沢、九品仏、二子玉川：計 26 か所) 複合化 借上返還	一体整備完了 (若林、松原：計 28 か所) 複合化 借上返還	—
梅ヶ丘拠点施設の整備	区複合棟（認知症在宅生活サポートセンターの移転）	整備工事	整備工事	開設 複合化	—
	民間施設棟	整備工事	開設	—	—
老人休養ホームふじみ荘の有効活用と改修		調整	調整	調整	改修
松原ふれあいの家（松原まちづくりセンター等と複合化し松原小へ移転）		実施設計 整備工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化	（小学校：整備工事、竣工）
区立特別養護老人ホーム等の民営化		調整	調整	民営化移行準備	民営化開始 民間活用

障害者施設

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
大原福祉作業所 (守山小学校後利用施設への 移転)	改修	移転	—	—

児童福祉施設

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針による取組み (区立拠点保育園・統合園の再整備)	世田谷地域拠点保育園 (世田谷保育園と代田保育園の統合) (旧若林中学校跡地に整備)	整備工事	整備工事 竣工 移転 (世田谷) 複合化	拠点保育園の開設 (代田と統合) 複合化
	北沢地域拠点保育園 (大原保育園と下北沢保育園の統合) (守山小学校の後利用)	改修 竣工	移転 (大原) 複合化	拠点保育園の開設 (下北沢と統合) 複合化
	玉川地域拠点保育園 (奥沢西保育園と深沢保育園の統合) (玉川総合支所分庁舎跡地に整備)	基本・実施設計 VE	実施設計	整備工事 竣工 (34 年度開設、複合化)
	砧地域拠点保育園 (希望丘保育園と船橋西保育園の統合) (旧希望丘中学校跡地に整備)	整備工事 竣工、移転 (希望丘) 複合化	拠点保育園の開設 (船橋西と統合) 複合化	—
	区立統合園 (豪徳寺保育園と梅丘保育園の統合) (豪徳寺アパート内に整備)	整備工事 竣工、移転 (豪徳寺) 複合化	統合園の開設 (梅丘と統合) 複合化	—
	奥沢区民センター / 奥沢図書館 / 奥沢子育て児童ひろば	耐震補強工事に係る取組み	耐震補強工事に係る取組み	—
代田南児童館 (旧花見堂小学校跡地への移転、代田南地区会館等との複合化)	実施設計	解体工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化
子育てステーション梅丘 (総合福祉センター後利用施設への移転)	実施設計	改修	開設 複合化	—
児童相談所の整備 (総合福祉センター後利用施設等の改修)	実施設計	改修	開設 複合化	—

その他の福祉施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
梅ヶ丘拠点 施設の整備	区複合棟 (福祉人材育 成・研修センタ ーの移転)	整備工事	整備工事	開設 複合化	—
	民間施設棟	整備工事	開設	—	—

自転車関連施設

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
コミュニティサイクルシス テムのネットワーク拡充	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み
三軒茶屋北レンタルサイクル ポート	あり方検討	あり方検討	あり方検討	あり方検討
(仮称) 駒沢第二自転車等駐 車場	整備工事 開設	—	—	—
(仮称) 下北沢東自転車等駐 車場	開設	—	—	—
(仮称) 千歳船橋西自転車等 駐車場	整備工事 開設	—	—	—

住宅施設

取組項目・施設名	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
高齢者借上げ集合住宅の返還 等	調整	調整	調整に基づく取組 み	調整に基づく取組 み
都営豪徳寺アパート移管受入 れ及び改築 (2 号棟内に豪徳寺保育園を 整備し複合化)	整備工事 (2 号棟) 竣工 複合化	整備工事 (1 号棟)	整備工事 (1 号棟) 竣工	—
世田谷区営住宅等長寿命化計 画に基づく改修	実施	実施	実施	実施

学校教育施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
学校整備	山野小学校	整備工事 校庭整備	校庭整備	—	—
	若林小学校 (世田谷地域拠点 保育園との複 合化)	整備工事	整備工事 複合化 校庭整備	—	—
	代沢小学校 (代沢まちづく りセンター等と の複合化)	整備工事	整備工事 複合化 校庭整備	—	—
	松原小学校の体 育館棟 (松原まちづく りセンター等と の複合化)	実施設計 整備工事	整備工事	整備工事 複合化	整備工事 校庭整備
	砧小学校	基本構想	基本設計	基本設計 VE	実施設計 (38 年度以降竣工)
	船橋小学校の増 築	整備工事 校庭整備	—	—	—
	希望丘小学校の 増築	実施設計	整備工事	整備工事	—
	芦花小学校の増 築	実施設計	整備工事	整備工事	—
	塚戸小学校の増 築	基本・実施設計	整備工事	整備工事 校庭整備	—
	次期改築等校	検討	検討	検討	検討
学校の適正規模化・適正配置		検討	検討	検討	検討
区立幼稚 園用途転 換等計画 に基づく 取組み	砧幼稚園	基本構想	基本設計	基本設計 VE	実施設計 (38 年度以降竣工)
	塚戸幼稚園	閉園	解体工事 (私立認定こども 園整備工事)	(私立認定こども 園開園)	—
	松丘幼稚園 三島幼稚園 給田幼稚園 桜丘幼稚園 中町幼稚園 八幡山幼稚園	—	—	—	—
ほっとスクール「希望丘」の 整備 ((仮称) 希望丘複合施設)		整備工事 竣工	—	—	—
ほっとスクール「城山」の 改築 (教育総合センター内へ移転)		実施設計	実施設計 解体工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
学校跡地活用 / 学校施設後利用	旧若林中学校 (若林小学校の 移転改築)	整備工事	整備工事 竣工	—	—
	旧 希望 丘 中 学 校 ((仮称) 希望 丘複合施設)	整備工事 開設 複合化	—	—	—
	旧 花 見 堂 小 学 校 ((仮称) 花見 堂複合施設)	実施設計	解体工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化
	旧守山小学校 ((仮称) 守山 複合施設)	改修	開設 複合化	—	—
	若林小学校 (教育総合セン ター)	実施設計	実施設計 解体工事	整備工事	整備工事 竣工 複合化
	北沢小学校 (北 沢 中 学 校 第 2 校 舎)	後利用	後利用	後利用	後利用
給食設備の更新計画の検討		検討	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み	検討に基づく取組 み

その他の施設

取組項目・施設名		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
梅ヶ丘拠点 施設の整備	区複合棟 (保健センタ ー、初期救急診 療所・薬局の移 転)	整備工事	整備工事	開設 複合化	—
	民間施設棟	整備工事	開設	—	—
(仮称) 下北沢駅前公衆便所		整備工事	開設	—	—
なかまちNPOセンターの見 直し		検討	見直し	廃止 廃止	—

< 公共施設跡地等の有効活用 >

跡地等の有効活用の方向性

	跡地等名称	敷地面積 延床面積	跡地等が生じる 時期（予定）	有効活用の方向性
1	池尻複合施設の整備により生じた 「旧池尻地区会館跡地」	465 m ² 531 m ²	平成 25 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
2	下馬複合施設の整備により生じた 「旧下馬地区会館跡地」	545 m ² 402 m ²	平成 26 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
3	船橋まちづくりセンターの移転により生じる 「船橋まちづくりセンター跡地」	562 m ² 296 m ²	平成 30 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
4	希望丘複合施設の整備により生じる 「希望丘区民集会所跡」	— 181 m ²	平成 30 年度	隣接する希望丘地域図書室の機能拡充への活用を検討する。
5	代沢小学校等の改築により生じる 「代沢まちづくりセンター跡地」	387 m ² 324 m ²	平成 31 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
6	梅丘まちづくりセンター等の整備により生じる 「梅丘地区会館跡」	441 m ² 324 m ²	平成 31 年度	小規模多機能型居宅介護施設等への活用を検討する。
7	奥沢まちづくりセンターの移転により生じる 「奥沢まちづくりセンター跡地」	277 m ² 267 m ²	平成 31 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
8	梅ヶ丘拠点施設の整備により生じる 「子ども初期救急診療所及び子ども休日夜間薬局跡」	— 103 m ²	平成 32 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
9	梅ヶ丘拠点施設の整備により生じる 「保健センター跡地」	1,738 m ² 5,233 m ²	平成 32 年度	世田谷区医師会と協議を進め、既存施設の解体、除却、跡地の売却等について検討する。
10	若林複合施設の整備により生じる 「若林まちづくりセンター跡地」	284 m ² 280 m ²	平成 32 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
11	松原まちづくりセンター等の整備により生じる 「松原まちづくりセンター跡地」	403 m ² 199 m ²	平成 32 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
12	松原まちづくりセンター等の整備により生じる 「松原ふれあいの家跡」	287 m ² 122 m ²	平成 32 年度	道路事業用地として活用するまでの間、暫定的な有効活用を検討する。
13	教育総合センターの整備により生じる 「教育センター跡」	— 1,726 m ²	平成 33 年度	中央図書館の機能拡充の方向性を踏まえ、検討する。
14	教育総合センターの整備により生じる 「ほっとスクール城山跡地」	1,534 m ² 485 m ²	平成 33 年度	他の行政需要への対応、貸付・売却による税外収入策等を含め、資産としての有効活用を検討する。
15	花見堂複合施設の整備により生じる 「代田南児童館・代田南地区会館跡地」	1,170 m ² 749 m ²	平成 33 年度	地域における施設需要を考慮し、民間事業者による地域密着型の特別養護老人ホーム等の介護サービス施設を整備する方向で検討する。

跡地等の有効活用方針が定まったもの

	跡地等名称	敷地面積 延床面積	跡地等が生じる 時期(予定)	有効活用方針
1	上馬複合施設の整備により生じた 「上馬地区会館跡地」	349 m ² —	平成 28 年度	平成 30 年度を目途に、(仮称)駒沢東自転車等 駐車を整備する。
2	東大原小学校、守山小学校の統合に より生じた 「守山小学校後利用施設」	7,667 m ² 4,424 m ²	平成 28 年度	平成 31 年度を目途に、(仮称)守山複合施設(北 沢地域拠点保育園、大原福祉作業所、地域集会 施設等)を整備する。
3	花見堂小学校の閉校により生じた 「花見堂小学校跡地」	5,655 m ² —	平成 29 年度	平成 29～30 年度(期)代沢小学校仮校舎と して暫定活用し、平成 31 年度(期)以降、(仮 称)花見堂複合施設を整備する。
4	下北沢小学校と北沢小学校の統合 により生じる 「北沢小学校跡」	6,332 m ² 5,150 m ²	平成 30 年度	北沢中学校第 2 校舎として活用する。なお、地 域住民等の意見、施設利用状況、建物の状況、 行政需要等を踏まえた活用を継続検討する。
5	北沢保健福祉センターの移転によ り生じる 「北沢保健福祉センター跡」	1,287 m ² 1,996 m ²	平成 30 年度	本庁舎等整備における仮庁舎として活用する ほか、他の公共施設等の仮移転先として一時活 用する。
6	砧地域拠点保育園の整備により生 じる 「希望丘保育園跡地」	1,250 m ² 555 m ²	平成 30 年度	平成 31 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
7	砧地域拠点保育園の整備により生 じる 「船橋西保育園跡地」	1,322 m ² 733 m ²	平成 31 年度	平成 31 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
8	梅ヶ丘拠点施設の整備により生じ る 「総合福祉センター後利用施設」	2,737 m ² 4,230 m ²	平成 31 年度	平成 32 年度以降、児童相談所、子育てステー ション梅丘等として活用する。
9	若林小学校の移転により生じる 「若林小学校跡地」	5,618 m ² —	平成 31 年度	平成 33 年度を目途に、教育総合センターを整 備する。
10	二子玉川複合施設の整備により生 じる 「用賀出張所二子玉川分室跡」	— 165 m ²	平成 31 年度	民間借上げ施設のため、返還する。
11	九品仏まちづくりセンター等の整 備により生じる 「奥沢地区会館跡地」	595 m ² —	平成 31 年度	平成 32 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
12	豪徳寺保育園と梅丘保育園の統合 により生じる 「梅丘保育園跡地」	859 m ² 478 m ²	平成 31 年度	平成 32 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
13	世田谷地域拠点保育園の整備によ り生じる 「世田谷保育園跡地」	1,444 m ² 1,158 m ²	平成 31 年度	平成 32 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
14	世田谷地域拠点保育園の整備によ り生じる 「代田保育園跡」	993 m ² 691 m ²	平成 32 年度	近隣の保育施設(羽根木こども園、松原保育園) 改築時の仮園舎として活用する。
15	玉川総合支所等の改築により生じ る 「玉川総合支所分庁舎跡地」	1,614 m ² —	平成 32 年度	平成 34 年度を目途に、玉川地域拠点保育園を 整備する。
16	北沢地域拠点保育園の整備により 生じる 「下北沢保育園跡地」	1,057 m ² 440 m ²	平成 33 年度	平成 34 年度を目途に、私立認可保育園等を整 備する。
17	玉川地域拠点保育園の整備により 生じる 「深沢保育園跡地」	1,151 m ² 527 m ²	平成 34 年度	平成 35 年度以降を目途に、私立認可保育園等 を整備する。
18	玉川地域拠点保育園の整備により 生じる 「奥沢西保育園跡地」	1,157 m ² 560 m ²	平成 34 年度	平成 35 年度以降を目途に、私立認可保育園等 を整備する。

(2) せたがや道づくりプランに基づく取組み

所管部	道路・交通政策部 土木部	取組み内容	推進事業「道路ネットワークの計画的な整備」(事業番号411)に基づき、計画的に道路を整備します。
-----	-----------------	-------	--

(3) 舗装更新計画に基づく取組み

目的	区道全路線(1,094km)の舗装について、「世田谷区舗装更新計画」に基づき、計画的かつ効率的な更新に取り組み、長期的な更新経費の大幅な抑制を図ります。			所管部	土木部
現状と課題	・区道の舗装は、劣化損傷の進行に対して更新が追いついていない状況です。 ・舗装はストック量が膨大であり、現在の管理方法では更新時期の集中も見込まれ、過度な財政負担が生じ対応が困難になることが想定されます。 ・道路の舗装は、区民に身近で関心も高く、騒音振動等の通報、苦情が年間2~3千件寄せられています。 ・舗装を良好な状態で維持していくため、平成30年3月に策定した「世田谷区舗装更新計画」に基づき、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型管理による更新時期の平準化など、計画的かつ効率的な舗装更新に取り組む必要があります。				
取組み方針	○区道を「主要な区道」(バス通り、緊急輸送道路等151km)と「その他区道」(主に生活道路943km)に区分し、特性に応じた維持更新を進めます。 ○定期的な点検、診断結果に基づく措置、舗装管理台帳の整備等によりメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型管理を推進します。 ○「主要な区道」は、半永久舗装により長寿命化し、ライフサイクルコストを縮減することで、平成30年度からの50年間で約470億円の経費抑制を図ります。 ○更なる効率化に向けて、「その他区道」の舗装構造の検討、占用企業との連携強化、工事発注方法の工夫等に取り組めます。 半永久舗装：表面の軽微な補修だけで、50年間以上機能維持できる舗装				
実現に向けた取組み	項目	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
	主要な区道の更新	3.7万㎡	34年度目標5.5万㎡に向けて徐々に増加		
	その他の区道の更新	2.2万㎡	34年度目標3.2万㎡に向けて徐々に増加		
	定期点検	路面性状調査 主要な区道 全路線151km	—	路面劣化調査 その他区道 全路線943km	—
	更なる効率化の取組み	「その他区道」の舗装構造の検討 更新工事の発注方法の検討及び検討に基づく取組み 占用企業との連携強化の検討及び検討に基づく取組み	検討の継続及び検討に基づく取組み	検討の継続及び検討に基づく取組み	検討の継続及び検討に基づく取組み

(4) みどりの基本計画に基づく公園整備の取組み

所管部	みどり 3 3 推進担当部	取組み内容	推進事業「公園・緑地の計画的な整備」(事業番号 410) に基づき、計画的に公園を整備(新設、拡張整備) します。
-----	---------------	-------	---

(5) 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み

目的	老朽化する公園施設に的確に対応するため、財政負担の平準化と抑制を図りながら、調査点検に基づく優先度を設定した計画的な維持管理に取り組み、公園利用者の安全・安心を確保します。			所管部	みどり 3 3 推進担当部	
現状と課題	・「世田谷みどり 3 3 」を目指し、公園数を増やしていく一方で、公園施設の老朽化が進行するため、新設と改修等のバランスを考えながら、安全で快適な公園利用を確実に持続する必要があります。 ・点検に基づく予防保全型の管理を実施すると共に、公園トイレの便器の洋式化など社会情勢の変化に対応した施設更新を実施する必要があります。 ・老朽化が進む公園施設を効果的に更新するには、更なる調査設計や工事手法などの効率化に取り組む必要があります。					
取組み方針	○耐用年数の長い施設の採用や点検等に基づく計画的な改修を実施していくことで、公園施設の長寿命化及び費用の平準化による経費抑制（年間約 1 億 2 千万円）を図ります。 ○老朽化が進む公園について、財政負担を平準化させながら、優先度を設定し、計画的に改修します。 ○各種公園施設のうち、安全性や防犯性の観点から「遊具」「トイレ等建築物」「がけ、擁壁」を特に重要な施設（特定施設）と位置づけ、点検等に基づく予防保全型の管理を実施します。 ○公園灯の L E D 化に取り組み長寿命化、省エネルギー化を実現します。 ○長寿命化計画の効果的な推進と更なる効率的な維持管理に向けて、設計方針の作成、住民参加による維持管理の拡大などに取り組みます。					
実現に向けた取組み	項目		30 年度 （ 2018 年度 ）	31 年度 （ 2019 年度 ）	32 年度 （ 2020 年度 ）	33 年度 （ 2021 年度 ）
	改修	大規模公園	6,000 m ²	9,500 m ²	6,000 m ²	7,000 m ²
		緑道	355m	345m	346m	340m
		身近な広場	4,000 m ²	5,000 m ²	5,000 m ²	5,000 m ²
	特定施設健全度調査 （ 定期点検 ）		遊具・ がけ等 全対象施設	遊具・ がけ等 全対象施設	遊具・ がけ・ 建 築物等 全対象施設	遊具・ がけ等 全対象施設
	トイレの洋便器化		30 基	30 基	9 基	9 基
	公園灯の L E D 化		134 個	134 個	134 個	134 個
更なる効率化の取組み		長寿命化設計方針の作成 住民参加による維持管理作業の拡大検討	設計方針に基づく設計工事の効率化 住民参加による維持管理作業の拡大検討	設計方針に基づく設計工事の効率化 住民参加による維持管理作業の拡大検討	設計方針に基づく設計工事の効率化 住民参加による維持管理作業の拡大検討	

(6) 橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み

目的	世田谷区が管理する橋梁 160 橋について、日常管理の徹底と定期的な点検、計画的な修繕・架替えの実施により、橋梁の長寿命化と維持管理費用の縮減、平準化を図ります。			所管部	土木部
現状と課題	・近年、国内外において橋梁の老朽化を原因とする重大な損傷事故等が発生し大きな社会問題となっています。世田谷区の橋梁は高度経済成長期（昭和 29 年から昭和 48 年）に多く架設されており、これまでの対症的な補修及び架替えでは、今後の橋梁の老朽化に伴い、維持・更新費用の増大と集中が想定されます。 ・平成 26 年 3 月に、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全的な補修及び計画的な架替えへ転換して、橋梁の安全性の確保とサービス水準の維持及び維持管理費用の縮減を図り、効率的かつ効果的な橋梁の維持管理に取り組んでいます。 ・現計画の策定から数年が経過し、その間に近接目視による定期点検が義務化され、最新の点検結果により早期に補修が必要な橋梁への対応を優先したり、近年の工事単価や経費の高騰により工事費が増大していることから、計画に基づく修繕・架替えが難しくなっています。引き続き効率的かつ効果的な橋梁の維持管理を行うため、最新の点検結果と情勢の変化を反映させて、計画を改定する必要があります。				
取組み方針	○ 定期点検計画（平成 25 年度から平成 34 年度）に基づき、5 年に 1 度の定期点検を実施し、橋梁の健全性を的確に把握します。 ○ 短期管理計画（平成 25 年度から平成 34 年度）に基づき、橋梁の修繕及び架替えを実施します。 ○ 平成 30 年度に最新の点検結果等をもとに橋梁長寿命化修繕計画を改定し、平成 31 年度以降は、新たな計画に基づき取り組みます。				
実現に向けた取組み	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	5 年ごとの定期点検	7 橋	37 橋	33 橋	46 橋
	計画修繕	7 橋	26 橋	0 橋	22 橋
	架替え	1 橋	1 橋	3 橋	3 橋
	計画の改定	計画の改定	—	—	—

(7) 水路の維持の取組み

所管部	土木部	取組み内容	通常のパトロールにより点検し、必要に応じて補修等を行います。
-----	-----	-------	--------------------------------

(8) その他、公共施設等総合管理計画に含まれる都市基盤施設の取組み

所管部	みどり 3 3 推進担当部	取組み内容	街路樹維持管理
所管部	土木部	取組み内容	街路灯維持管理 L E D 街路灯新設改良 交通安全施設 整備 ガードパイプ等

第 6 章 財政収支見通し

各表の数値は原則として表示単位未満を四捨五入しているため、
合計と一致しない場合があります。

1 財政見通し ～今後4年間(平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度))の見通し～

(単位:百万円)

区分		30年度(2018)			31年度(2019)			32年度(2020)			33年度(2021)		
		予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
歳入	特別区税	120,872	2,275	1.9%	122,912	2,040	1.7%	124,752	1,840	1.5%	127,092	2,340	1.9%
	地方消費税交付金	15,111	2,166	12.5%	15,111	0	0.0%	19,582	4,471	29.6%	20,702	1,120	5.7%
	特別区交付金	48,028	2,603	5.7%	49,028	1,000	2.1%	51,328	2,300	4.7%	47,478	3,850	7.5%
	国庫・都支出金	71,018	652	0.9%	71,551	533	0.8%	68,698	2,853	4.0%	66,788	1,910	2.8%
	繰入金	9,617	244	2.6%	8,874	743	7.7%	5,044	3,830	43.2%	5,344	300	5.9%
	特別区債	11,000	3,100	22.0%	15,800	4,800	43.6%	11,600	4,200	26.6%	15,029	3,429	29.6%
	その他	26,234	2,579	10.9%	27,796	1,562	6.0%	26,912	884	3.2%	26,916	4	0.0%
	歳入合計(A)	301,880	3,086	1.0%	311,072	9,192	3.0%	307,916	3,156	1.0%	309,349	1,433	0.5%
歳出	人件費	46,493	649	1.4%	46,987	494	1.1%	46,780	207	0.4%	46,003	777	1.7%
	行政運営費	207,578	6,719	3.3%	213,003	5,425	2.6%	216,513	3,510	1.6%	223,802	7,289	3.4%
	扶助費	82,723	5,525	7.2%	86,528	3,805	4.6%	90,271	3,743	4.3%	91,284	1,013	1.1%
	公債費	4,947	1,953	28.3%	5,270	323	6.5%	4,931	339	6.4%	11,962	7,031	142.6%
	他会計繰出金	26,023	367	1.4%	26,673	650	2.5%	27,323	650	2.4%	27,973	650	2.4%
	その他行政運営費	93,886	2,779	3.1%	94,532	647	0.7%	93,988	544	0.6%	92,583	1,405	1.5%
	投資的経費	47,809	4,281	8.2%	51,082	3,273	6.8%	44,623	6,459	12.6%	39,544	5,079	11.4%
	歳出合計(B)	301,880	3,086	1.0%	311,072	9,192	3.0%	307,916	3,156	1.0%	309,349	1,433	0.5%
財政収支(A-B)		0			0			0			0		

- この財政見通しは、経済状況などの変化に対応し、再調整を行いません。
- 「その他の行政運営費」は、扶助費、公債費、他会計繰出金以外のすべての経費を含みます。
- 歳入見込みと歳出見込みの差額を「財政収支」としています。

2 新実施計画事業費

新実施計画事業に要する事業費を示しています。

なお、施設整備費（既に設計または着工済）、既存施設の維持運営費、経常的な経費は除外しています。

（単位：百万円）

分野	新実施計画事業名	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	計
健康・福祉	101 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進	29	26	26	26	107
	102 介護予防の総合的な推進	5	5	0	0	10
	103 認知症在宅支援の総合的な推進	11	6	15	15	47
	104 在宅医療・介護連携推進事業	3	8	3	8	22
	105 高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備	275	953	150		1,378
	106 障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消	446	54	40	13	553
	107 障害者就労の促進	144	139	122	121	525
	108 相談支援機能の強化	201	219	219	219	858
	109 地区・地域での社会資源の発掘・創出	187	203	202	202	795
	110 全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営	1				1
	111 福祉人材育成・研修センター運営	1				1
	112 地域包括ケアシステムの深化・推進	【再掲】1,259	【再掲】1,573	【再掲】759	【再掲】588	【再掲】4,179
	小計	1,303	1,613	776	604	4,296
子ども若者・教育	201 若者の交流と活動の推進	34	73	73	73	252
	202 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援	55	55	55	55	220
	203 家庭・地域における子育て支援の推進	480	511	511	511	2,014
	204 保育・幼児教育の充実	5,904	4,772			10,675
	205 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進	290	307	315	323	1,234
	206 子どもの成長と活動の支援	63	64	65	69	262
	207 「世田谷9年教育」の推進	307	276	264	257	1,105
	208 特別支援教育の充実	812	812	812	811	3,248
	209 支援を必要とする子どもと家庭のサポート	755	736	736	736	2,963
	210 効果的な児童相談行政の推進	25	22	20	20	88
	211 教育相談・不登校対策の充実	469	473	473	473	1,886
	212 世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～	—				0
	213 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	492	410	409	405	1,715
	小計	9,686	8,511	3,733	3,733	25,663

特別会計を除く

：事業の進捗にあわせて計上予定
 —：施設整備費または経常的な経費のみ

分野	新実施計画事業名		平成30年度 （2018年度）	平成31年度 （2019年度）	平成32年度 （2020年度）	平成33年度 （2021年度）	計
暮らし・コミュニティ	301	豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり	48	48	46	44	185
	302	コミュニティ活動の場の充実	—	—	—	—	—
	303	地域防災力の向上	42	42	37	37	158
	304	犯罪のないまちづくり	90	80	82	84	336
	305	男女共同参画の推進	11	13	12	16	52
	306	D V 防止の取組み	11	11	11	10	42
	307	多文化共生の推進	28	25	28	20	101
	308	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み	34	34	34	34	135
	309	地域での生涯を通じたスポーツの推進	9	8	8	2	27
	310	環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進	40	35	31	32	139
	311	区民・事業者の３Ｒ行動の促進	38	32	31	31	132
	312	たばこマナーが向上するまちづくりの実現	51	43	46	49	191
	313	世田谷産業の基礎づくり	19	16	17	23	76
	314	世田谷産業を担う人材の充実と活用	117	84	78	76	354
	315	まちなか観光の推進	29	103	48	44	225
	小計		569	573	510	502	2,154
都市づくり	401	木造住宅密集地域の解消	1,131	1,321	1,512	259	4,223
	402	建築物の耐震化の促進	684	812	812	563	2,870
	403	狭あい道路拡幅整備の促進	768	768	768	768	3,074
	404	豪雨対策の推進	13	13	19	13	57
	405	地区街づくりの推進	83	81	70	73	307
	406	魅力ある風景づくりの推進	35	44	17	13	108
	407	魅力あるにぎわいの拠点づくり	8				8
	408	様々な住まいづくりと居住支援	100	100	100	100	400
	409	世田谷らしいみどりの保全・創出	143	153	142	205	644
	410	公園・緑地の計画的な整備	95	345	190	1,200	1,830
	411	道路ネットワークの計画的な整備	584	505	227	159	1,475
	412	無電柱化の推進	475	400	556	704	2,135
	413	公共交通環境の整備	890	634	201	251	1,977
	414	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	—	—	—	—	—
	小計		5,009	5,177	4,613	4,310	19,108
合計		16,566	15,874	9,632	9,149	51,220	

3 行政経営改革効果額

基本方針	視点	取組みの考え方	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額（千円）				
							30年度	31年度	32年度	33年度	合計
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	(1)都区制度改革、地方分権改革	0111都区制度改革、地方分権改革				—	—	—	—	—
		(2)将来人口動向に応じた自治体経営	0121今後の自治体経営のあり方研究、検討				—	—	—	—	—
		(3)自治体間連携の推進	0131自治体間連携の推進				—	—	—	—	—
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1)地域行政の推進	0211地域行政の推進				—	—	—	—	—
		(2)情報公開の推進	0221情報公開の推進				—	—	—	—	—
			0222広報機能の充実				—	—	—	—	—
		(3)区民参加の促進	0231広聴機能の充実				—	—	—	—	—
			0232寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進			○	22,646				22,646
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	(1)働き方改革に向けた取組み	0311勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革				—	—	—	—	—
			0312保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み	○							
			0313妊娠期からの切れ目のない支援情報システムの構築	○			—	—	—	147	147
		(2)エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進	0321区役所全体のエネルギー使用量の削減	○			28,912	27,396	29,734	29,913	115,955
		(3)機能的な窓口の実現に向けた取組み	0331機能的な窓口の実現に向けた取組み				—	—	—	—	—
		4 執行体制の整備	(1)執行体制の整備と人材育成				—	—	—	—	—
持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1)行政評価の充実（新公会計によるコスト分析等）	0511新たな行政評価手法の構築				—	—	—	—	—
			0512効果的な新公会計制度の運用				—	—	—	—	—
		(2)社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直し	0521なかまちNPOセンターの見直し	○			—	—	802	—	802
			0522区立保育園の今後のあり方				—	—	—	—	—
	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	(1)民間事業者の活用	0611専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	○							
		(2)官民連携の取組み	0621官民連携の取組み	○		○					
		(3)事業主体の民間への転換	0631区立特別養護老人ホーム等の民営化	○			—	—	—		

基本方針	視点	取組みの考え方	取組み項目	削減額	抑制額	歳入増	効果額（千円）					
							30年度	31年度	32年度	33年度	合計	
持続可能で強固な財政基盤の確立	7 施策事業の効率化と質の向上	(1)補助金の見直し	0711補助金の見直し	○			6,486				6,486	
		(2)事業手法改善とコスト縮減	0721情報化基盤の強化	○			104,325	255,375	245,730	—	605,430	
			0722時代にあった業務改善の取組み	○			—					
			0723たまたがわ花火大会平瀬川会場における有料協賛席の設置	○			—	4,047	—	—	4,047	
			0724庁有車の削減（統廃合）	○			—					
			0725事業手法の見直しによる効率化	○			1,515				1,515	
	8 区民負担等の適切な見直し	(1)使用料・利用料の見直し	0811区民利用施設等の使用料・利用料の見直し			○	53,222	53,222	—	—	106,444	
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設の有効活用	0911老人休養ホームふじみ荘の有効活用と施設整備	○			8,449	—	—	—	8,449	
		(2)公有地等の有効活用	0921公共施設跡地の民間への条件付貸付			○	4,008	—	15,096	15,096	34,200	
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(1)クラウドファンディングの活用	1011大蔵運動場陸上競技場スタンド整備			○	35,600	—	—	—	35,600	
			1012うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み）			○	22,142	—	—	—	22,142	
			1013宮坂区民センター周辺の活性化の取組み			○	2,937	—	—	—	2,937	
		(2)広告事業による経費の削減	1021区の刊行物等を活用した広告事業の推進			○	—	200	—	—	200	
		(3)税外収入確保の取組み	1031安全かつ効率的な公金運用			○						
			1032公園を活用した税外収入の確保			○	623	420	—	—	1,043	
			1033ネーミングライツ、企業名称PR型官民連携事業の推進			○						
		(4)債権管理の適正化と収納率の向上	1041債権管理重点プランに基づく取組み			○	220,787	11,938	7,805	14,135	254,665	
外郭団体改革基本方針に基づく取組み							—	—	—	—		
公共施設等総合管理計画に基づく取組み				○			—	4,800	28,023	4,562	37,385	
					○		1,228,567	925,269	961,028	990,889	4,105,753	
合計							1,740,219	1,282,667	1,288,218	1,054,742	5,365,846	
< 凡例 > (数字)：効果額見込み額 ：現時点では見込み額が積算できないが、財政効果が期待できるもの —：直接的な財政効果がないもの				内訳			削減額	149,687	291,618	304,289	34,622	780,216
							抑制額	1,228,567	925,269	961,028	990,889	4,105,753
							歳入増	361,965	65,780	22,901	29,231	479,877

第 7 章 将来人口推計

将来人口推計は、区の計画策定や施策立案に際し、前提となる人口規模や年齢構成などの将来の推移を判断するための基礎資料として作成しています。この度、新実施計画（後期）を策定するための基礎資料として、現状で求めうるデータ及び人口推計において確立している手法を用いて客観的に推計を行いました。

1 推計方法

推計期間 平成 30 年（2018 年）から平成 54 年（2042 年）までの 25 年間

基準人口 平成 29 年（2017 年）1 月 1 日の住民基本台帳人口

推計方法 コーホート要因法¹

変動要因（出生・死亡・移動）の設定

【出生】世田谷区の過去 10 年間の出生率の推移をもとに、将来の出生率を設定

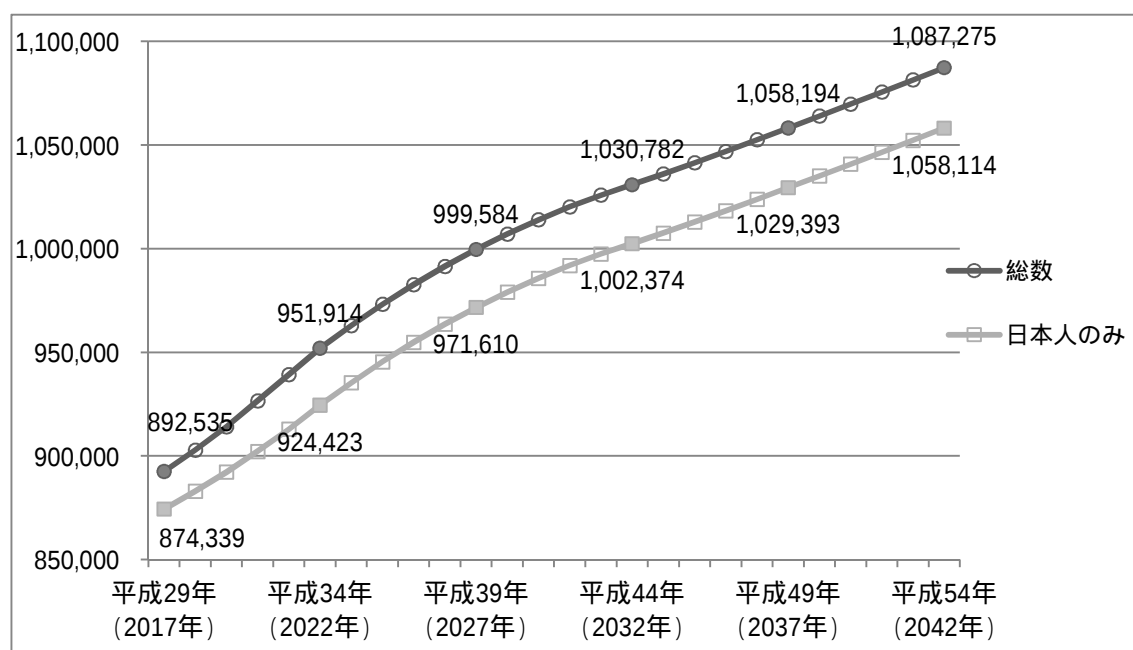
【死亡】世田谷区の 5 歳ごとの死亡率をもとに設定（将来も現在と同じ値と仮定）

【移動】平成 24～28 年（過去 5 年間）の転出入の傾向が今後 5 年間継続すると仮定
その後 10 年かけて平成 19～28 年（過去 10 年間）の転出入の平均値になるまで低下し、平成 43 年以降は同率で推移すると仮定

2 将来人口推計結果

（1）総人口

総人口は、一貫して増加傾向が続き、平成 54 年には 1,087,275 人となり、平成 29 年と比較して約 19 万人増加します。



総人口は外国人を含む

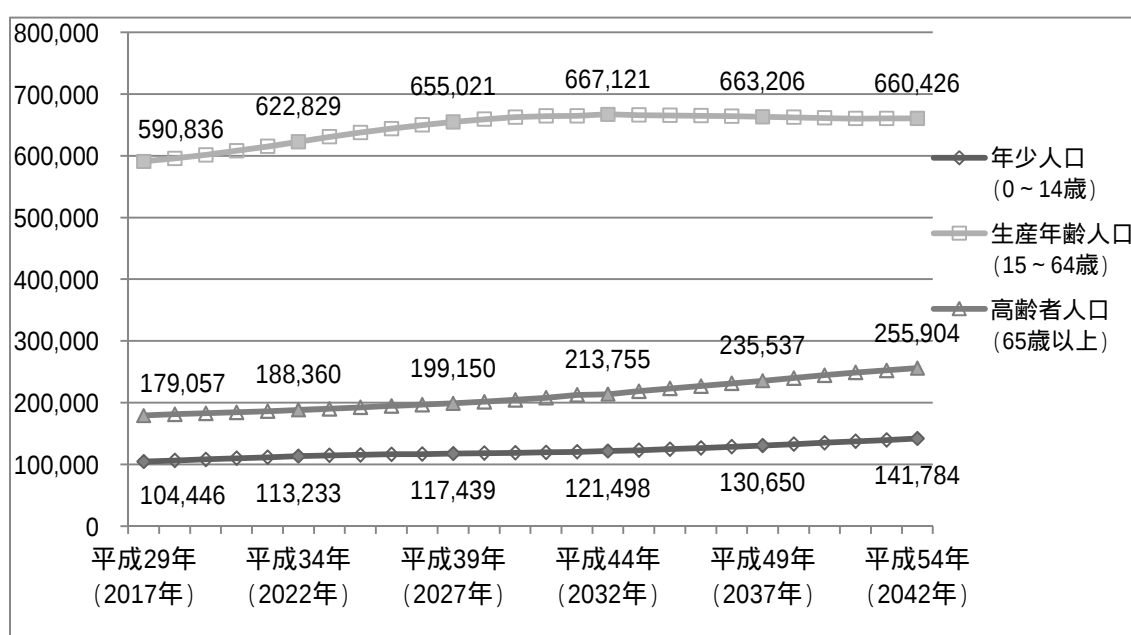
¹ コーホート法とは、コーホート＝同年または同期間に出生した集団ごとの時間経過に伴う変動要因を軸に人口変化を捉える方法である。また、要因法とは人口の変動要因を「出生」、「死亡」、「移動」に分離して計算する方法である。

(2) 年齢 3 階層別人口 (日本人のみ)

年少人口 (0 ~ 14 歳) は、総人口と同様に一貫して増加傾向が続きます。総人口に占める年少人口の比率は、現在と同水準の 12% 程度で推移した後、推計期間の後半には、出生数の回復の影響を反映して、13% 程度まで上昇します。

生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) は、当面の間、増加が継続するものの、平成 44 年をピークに緩やかな減少傾向に転じます。総人口に占める生産年齢人口の比率は、67% 台程度で推移した後、推計期間の後半には 63% 程度まで低下します。

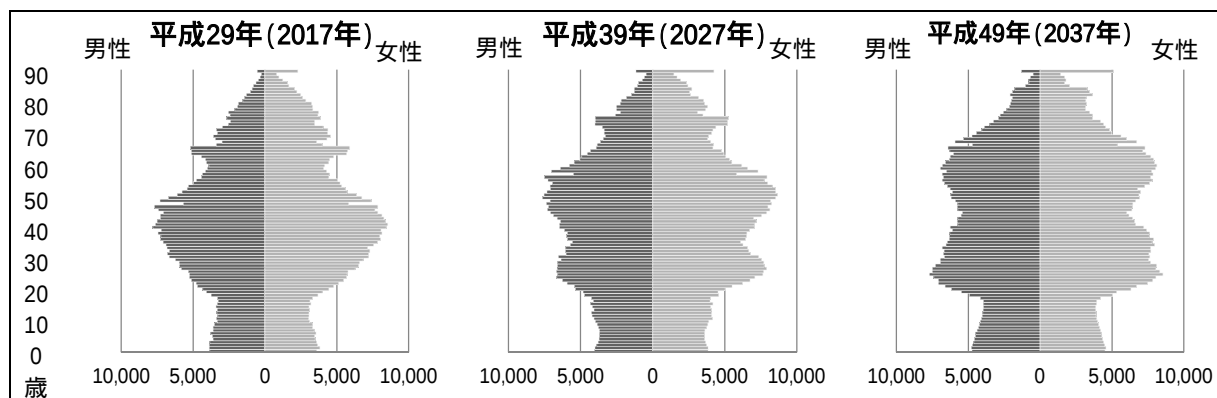
高齢者人口 (65 歳以上) は、一貫して増加傾向が続きます。総人口に占める高齢者人口の比率は、平成 42 年に 21% (超高齢社会) となり、その後も一貫して上昇が続く、平成 54 年には 24.2% となります。



外国人人口の推計値は、年齢別に集計できないため除いている。

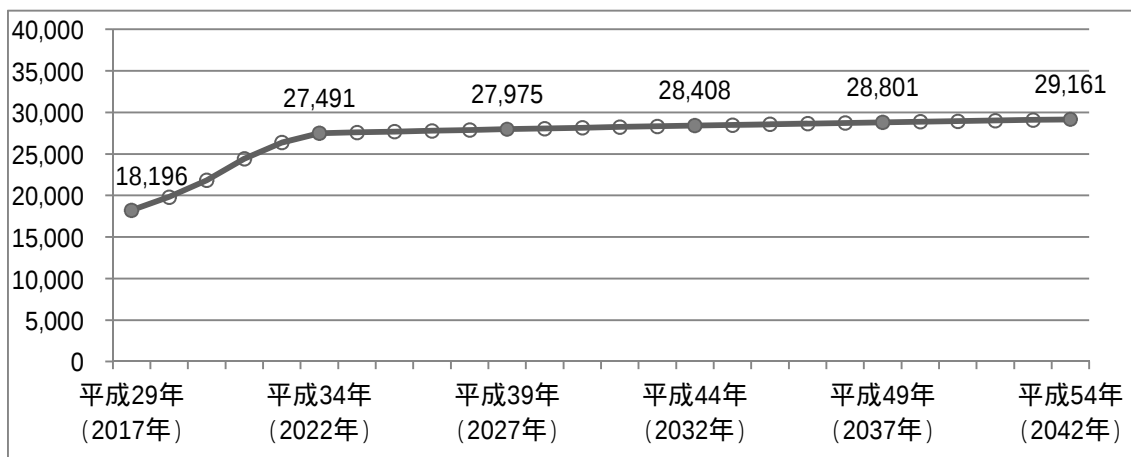
年齢 3 階層 人口比率	平成 29 年 (2017 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)	平成 44 年 (2032 年)	平成 49 年 (2037 年)	平成 54 年 (2042 年)
年少人口	11.9%	12.2%	12.1%	12.1%	12.7%	13.4%
生産年齢人口	67.6%	67.4%	67.4%	66.6%	64.4%	62.4%
高齢者人口	20.5%	20.4%	20.5%	21.3%	22.9%	24.2%

参考図 人口ピラミッドの比較（日本人のみ）

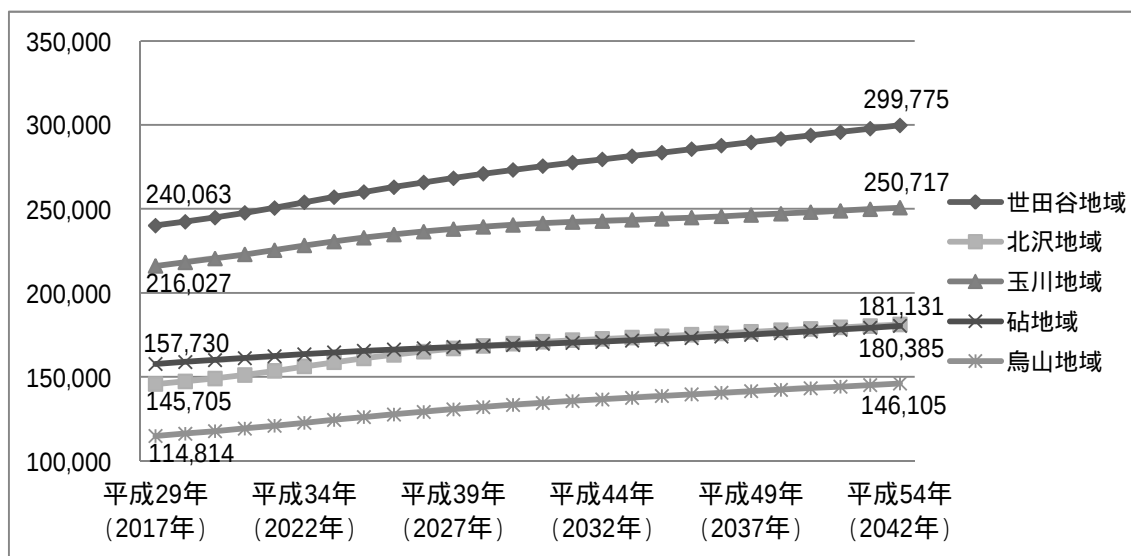


人口構成のピーク（現在の40代前後）は次第に上方に移動していく。一方で、10代後半～20代の転入超過が継続することにより、20～30代は次第に増加していく。また、出生の増加により年少人口は下方から増加傾向となる。

（３）外国人人口

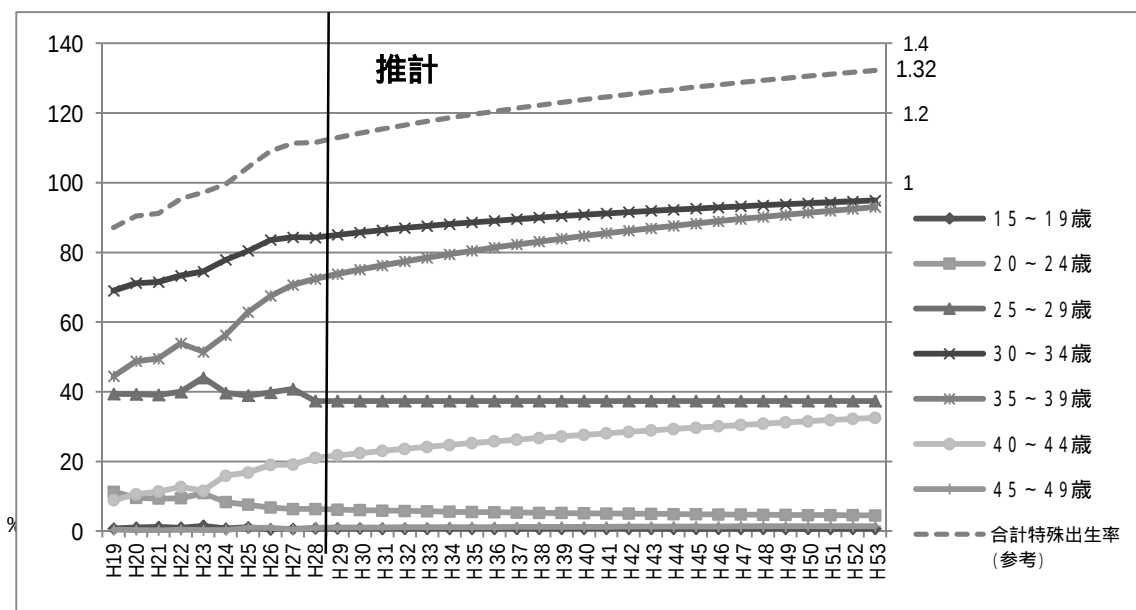


（４）地域別人口（日本人のみ）

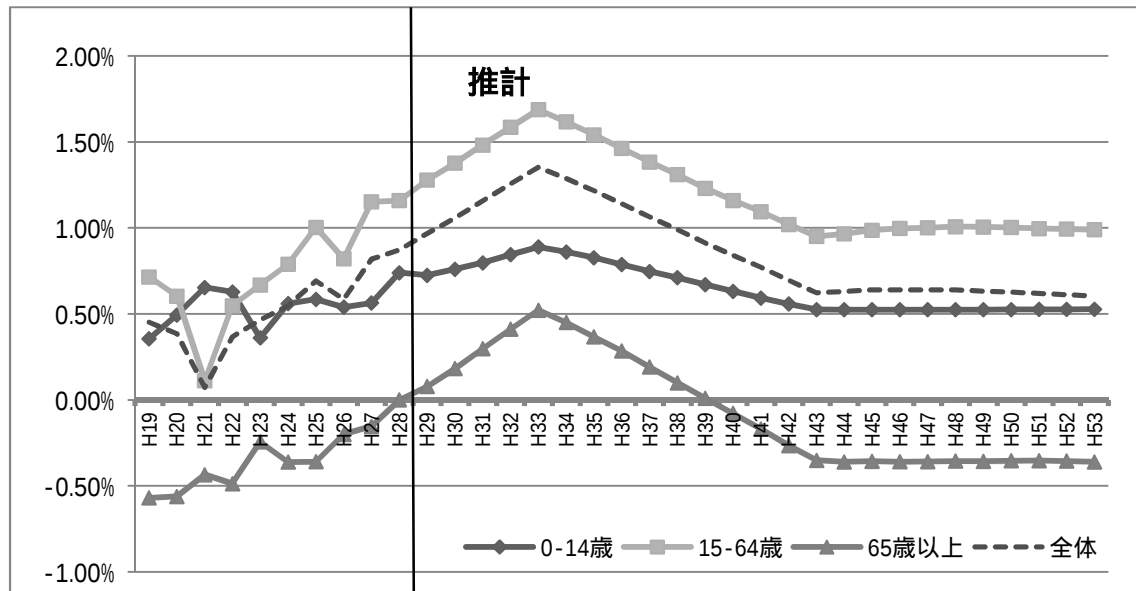


【参考】推計に使用した基礎データ

<母親年齢別出生率・合計特殊出生率>



<純移動率（転出入率）の推移（年齢3階層別）>



将来の純移動率は、各歳の推計結果を年齢3階層別に集計して算出したものである。

発 行 日 平成 30 年 (2018 年) 3 月

編集・発行 世田谷区政策経営部政策企画課
〒154 - 8504 世田谷区世田谷 4-21-27
電話(03)5432 - 2032 FAX(03)5432-3047

(広報印刷物登録番号 No.1630)
